

# 泰平組合の研究

名古屋貢



# 目次



序章

一.	先行研究と問題の所在	1
二.	本研究の課題	3
(一)	泰平組合の設立そして清国への兵器輸出	4
(二)	日本からロシアへの兵器輸出	4
(三)	ロシアとの関係及び兵器代金の決済	5
(四)	帝国議会と泰平組合	5
(五)	日本から中国への兵器輸出	6
(六)	日本から満洲国への兵器輸出	6
(七)	終章	6
(注)		7
第一章	泰平組合の設立そして清国へ兵器輸出	
第一節	日露戦争での砲兵工廠	11
第二節	砲兵工廠の余剰設備の活用	15

第三節	泰平組合設立の経緯	21
第四節	兵器輸出の問題点	33
第五節	辛亥革命による泰平組合の兵器輸出	37
小括		44
(注)		46
第二章	日本からロシアへの兵器輸出	51
第一節	第一次世界大戦以前の砲兵工廠と泰平組合の様子	51
第二節	ロシアからの兵器供給依頼	54
第三節	新規製造兵器の大量注文と日本の対応	62
第四節	陸軍の兵器大増産計画	69
小括		85
(注)		89
第三章	ロシアとの関係及び兵器代金の決済	99
第一節	大正五年以降の兵器輸出と代金決済	99
第二節	第四次日露協約を結んだ日本側の事情	105

一・	日露協商の経緯	105
二・	明治四〇年帝国国防方針	113
三・	帝国国防方針決定以降の動向	119
四・	第四次日露協商の締結	122
第三節	東支鉄道枝線譲渡	126
第四節	臨時国庫證券法による未払金処理	149
第五節	シベリアへの兵器供給	158
第六節	ロシアの金塊による兵器代金支払	163
第七節	日本軍による金塊輸送	171
第八節	ブレスト・リトフスク条約と日本	187
小括		194
(注)		202
第四章	帝国議会と泰平組合	217
第一節	第三十七回帝国議会で追及された泰平組合	217
第二節	その後の二師団増設問題	232

第三節	砲兵工廠と労働争議	236
第四節	泰平組合問題の關係者	246
小括		254
(注)		256
第五章	日本から中国への兵器輸出	
第一節	对中国借款開始の理由	263
第二節	泰平組合の兵器輸出	269
第三節	日華陸軍共同防敵軍事協定締結と参戦借款と	289
第四節	武器輸出禁止協定とその影響	297
第五節	借款の使途と後始末	309
小括		325
(注)		329
第六章	日本から満州国への兵器輸出	
第一節	東三省兵工廠の概要	351
第二節	東三省兵工廠の接収	355



第三節	東三省兵工廠の復旧と奉天造兵所の設立	363
第四節	南滿工廠設立と奉天造兵所の合併吸収	369
小括		373
(注)		376
終章		
第一節	陸軍と泰平組合の契約及び期間	381
第二節	泰平組合への兵器払下げと予納	388
第三節	泰平組合の輸出先と販売方法及び兵器価格	391
第四節	泰平組合の解散	400
小括		409
(注)		411
総括		421
参考文献		429
索引		433

図表

表一・一	明治三八年八月の東京砲兵工廠月間製造力	13
表一・二	泰平組合第一次売込契約（明治四四年一〇月二三日締結）	41
表二・一	ロシアへ派遣した人員（大正五年十一月）	57
表二・二	大正三年一二月の連合国へ兵器供給状況	59
表二・三	ロシアへ供給した軍需品（大正四年五月七日調）	64
表二・四	第一回兵器製造予定（兵器製造調査委員会）	74
表二・五	閣議決定された兵器製造数	75
表二・六	東京砲兵工廠拡張計画	82
表二・七	第一次世界大戦による工場拡張	83
表二・八	連合国への兵器供給一（大正四年二月二五日陸軍調）一	93
表二・九	ロシアへ譲渡した兵器及び員数表二（大正四年七月一五日陸軍調）	94
表二・九	ロシアへ譲渡した兵器及び員数表三（大正四年七月一五日陸軍調）	95
表三・一	泰平組合の立替金及納金	152
表三・二	ロシア国庫證券額（大正九年八月外務省調）	155

表三・三	オムスク政府へ供給した兵器護渡総額	161
表三・四	オムスク政府供給の小銃及実包価格	162
表四・一	大正三年七月末職工定数と最大時要員数	238
表五・二	支那政府及び地方政府への返金額	306
表五・三	地方政府別未納兵器	307
表五・三	地方政府別未納兵器	307
表五・三	地方政府別未納兵器	307
表五・二	支那政府及び地方政府への返金額	308
表五・四	中国政府発行国庫證券概要（大正八年一〇月二三日）	312
表五・五	中国政府発行国庫證券の期間延期後の金額	313
表五・六	大正一四年末の対支借款（泰平組合分）	315
表五・七	西原借款の借款条件	341
表五・八	中央政府と泰平組合の契約額概要一（大正六年一月二三日）	342
表五・九	中央政府と泰平組合の契約額概要二（大正六年一月二三日）	343
表五・一〇	大正七年七月三十一日中央政府第二回兵器注文分	344
表五・一一	大正七年十二月二十六日時点での未出荷兵器表（陸軍調）	345

表五	一 二	大正十一年度列強対支兵器売込調査	346
表五	一 三	ドイツ汽船による武器密輸入	347
表六	一	東三省兵工廠製造能力(大正一五年四月調)	352
表六	二	東三省兵工廠製造能力(大正一五年四月調)	353
表六	三	東三省兵工廠戦時利用計	361
表六	四	泰平組合から満洲国への兵器輸出	362
表七	一	泰平組合へ兵器払下価格(大正二年四月)	396
表七	二	第三十七回帝国議会用兵器価格	397
表七	三	三八式歩兵銃輸出価格	397
表七	四	大正八年度臨時兵器定価	398
表七	五	兵器定価表送付ノ件	399
表七	六	泰平組合残高試算表(昭和十四年十月三日)	406
図一	一	ホチキス社から抗議を受けた砲兵工廠製機関銃	34
図三	一	岩岡村古郷台地での射撃	108

図三・二	明治三八年七月位置五日神戸港解纜御用船河内丸船上一向	112
図三・三	目録中のキツチナー	120
参考資料一	ドミニカ輸出入	415
参考資料二	韓国輸出入	415
参考資料三	メキシコ輸出入	415
参考資料四	ボリビア輸出入	416
参考資料五	チリ輸出入	416
参考資料六	シヤム輸出入(一)	417
参考資料七	シヤム輸出入(二)	418
参考資料八	シヤム輸出入(三)	419
参考資料九	中国輸出入	420



# 序章





泰平組合は明治四一（一九〇八）年に陸軍が設立を命じた日本製兵器を輸出する組合であった。陸軍は、組合の存在や事業内容について秘密にしていたことから、従来その全容について明らかにされることはなかった。しかし、近年では徐々に関係資料が閲覧できるようになってきたことから断片的にはあるが認知されるようになってきた。本書は泰平組合の設立から解散までを通してその輸出した兵器の量や金額はもちろんのこと、組合と兵器の取引において深い関連を持っていた近隣諸国の情況も含め検討をすることを目的としたものである。

#### 一． 先行研究と問題の所在

泰平組合の先行研究として芥川哲士「武器輸出の系譜」泰平組合の誕生まで（一）、「武器輸出の系譜（下）」（二）、「武器輸出の系譜」第一次世界大戦の武器輸出（一）（三）、「武器輸出の系譜」第一次世界大戦の武器輸出（下）（四）の四篇がある。これらの論文は泰平組合を取り上げた最初のもので発表以降は様々な論文で引用されている先駆的な研究で、組合の存在を明らかにした功績は非常に大きい。特に日本近現代史の中では扱うことを憚かる雰囲気のある兵器流通を中心に据えた説明方法により、新たな歴史解釈を行うための糸口を提供するという画期的な論文である。しかし、芥川論文は斬新な解析方法を獲得したにも拘わらず、その使用法は些か不徹底であったため幾つかの問題点を残すことになった。

それは泰平組合が明治四一年の設立から、昭和一四年に解散するまでの三〇余年を通した活動内容について把握するに至っていないことである。そのため、組合が最大の利益を上げた第一次世界大戦中の活動状況を「天祐」として終了しており、本来の活動目的である中国への兵器輸出に目を向けることなく研究が停止している。したがって泰平組合による中国への兵器輸出の延長上にある日中軍事同盟や東支鉄道一部譲渡、張作霖が満洲から中央に進出する原動力となった東三省兵工廠の設立、その東三省兵工廠を満州事変で日本が接収したことから開業することになった奉天造兵所への関与、組合の輸出業務に限界を感じた陸軍が輸入業務を追加し新たに昭和通商を設立させたこと等、その後の日本と中国の歴史を考える上で重要な事項にことごとく触れずに終了するという誠に残念な結果となっている。その理由として芥川論文が先鞭を付けた兵器流通から歴史に迫る方法は、実は兵器流通と表裏一体の関係にある「外交の実態」を炙り出すという効能を認識できていなかったためと推察される。

その他の先行研究として坂本雅子『財閥と帝国主義』<sup>(五)</sup>がある。この研究書は芥川論文でも大きな紙面を割いて説明していた泰平組合設立以前の中国向け兵器輸出状況について三井物産の立場から説明しており日本の兵器輸出の黎明期を明らかにしている。また、泰平組合に関しては、中国への兵器輸出が借款を利用して行われていたことと、連合国向け兵器輸出代金の処理に臨時国庫證券を利用したことなど兵器輸出を資金面から明らかにしようとしていることから、芥川論文の弱点であった資金面からの解明に強力な補強が図られており「泰

平組合の解明」や「兵器流通研究」には必要不可欠な研究である。ただし坂本『財閥と帝国主義』にも大きな問題が存在する。それは泰平組合と三井物産との関係についてである。泰平組合は、中国向け兵器輸出については先行していた三井物産が主導権を握り、後発の大倉組と高田商会を誘って組織してきたのが泰平組合であったと解釈している。しかし、この解釈では、幾つかの矛盾が生ずる。つまり三井物産は何故に大倉組及び高田商会と組まなければならなかったのかと、組合設立の主導権は誰が握っていたのかなどが曖昧となる。

泰平組合設立時の陸軍訓示を検証すれば明らかな通り、陸軍が民間に命じて組織させたのが泰平組合で、三井が主導して設立したのではない。上下関係が逆転しているのである。そのため坂本論文では、三井の長い歴史の中で泰平組合に加盟し兵器輸出を行った時期があったという結論に落ち着いてしまう。芥川論文の問題点でも指摘したように兵器流通を解明することは表裏一体の関係にある外交を含めた視点を獲得するまでには至っていない。したがって三井財閥が日本の帝国主義を補完する立場にあったとするならば、政治と商業の接点にあったる重要な組織が泰平組合であり奉天造兵所であったという結論に至るはずである。

## 二． 本研究の課題

上述の先行研究から本書で解明すべき課題は泰平組合が存続した全期間の兵器輸出を通して相手国への兵器輸出数及び金額とその代金回収を明らかにすることと、兵器輸出先との外交案件や問題点を明確にして日本の近現代史に対する複眼的な視点を提供することである。

そのために本書では以下のような内容と手順により結論を導き出すつもりである。

(一) 泰平組合の設立そして清国への兵器輸出

「武器輸出の系譜 第一次世界大戦の武器輸出」と「武器輸出の系譜 第一次世界大戦の武器輸出(下)」を利用して、泰平組合を設立した理由や、設立に当たり市場調査を行った後に輸出を開始するが、開始早々、技術導入先から契約違反であることの告発を受けたことから当時の技術レベルを確認した上で、清国の混乱に乗じて兵器輸出が可能となったことを検証する。

(二) 日本からロシアへの兵器輸出

日露戦争で拡張した工廠設備の稼働率向上のため兵器を中国に輸出することを計画するが、戦後も、稼働率の低下に悩み続け第一次世界大戦直前までなんら改善する様子が無かった様子を検証したのちに、開戦後は一転しロシアに大量の兵器輸出を行ったことを数量及び金額と共に明らかにする。

(三) ロシアとの関係及び兵器代金の決済

第一次世界大戦で日本を含め連合国から大量の兵器を購入したロシアは、その支払を如何なる方法で行ったのかについて外務省編纂『日本外交文書』と『第一次世界大戦期における

日露接近の背景』<sup>(六)</sup>から究明する。特に日本からの兵器調達を安定的なものとするため日露協商締結が急がれることになるが、その前に日露戦争頃から行ってきた日露協商の経緯についても十分な検討を行った上で第四次日露協商を考えてみる。併せて日本がロシアに供給した兵器代金の一部として東支鉄道枝線の譲渡という提案もあつたことを外務省文書「第四次日露協約関係一件(極秘)附日露協約効力問題 松本記録 第一卷」と、『満鉄史余話』<sup>(七)</sup>と、『日本外交史一〇』<sup>(八)</sup>から検証する。その後、今まで明らかにされることのなかつたロシアが行つた兵器代金の清算方法を解明する。それとロシア革命により日本からロシアに輸出した兵器代金の一部は回収不能となるが、臨時国庫證券法を制定し、その整理に当たる様子を纏める。また日本軍に手によりシベリアから金塊が運び出された様子と、その後の様子について、外交文書などから明らかにしてみる。

最後に、ロシア革命でロマノフ王朝は崩壊することになりロシアへ兵器輸出を行つた各国とも債権回収が滞ることとなるが、イギリスとフランスが如何なる方法で債権回収を行つたのかを外務省記録「ブレスト・リトフスク条約財政追加取極ニヨリロシアヨリ独逸に支払ヒタル金塊問題ノ経過」<sup>(九)</sup>から明らかにする。

#### (四) 帝国議会と泰平組合

第一次世界大戦で多大な利益を上げた泰平組合であるが、遂に帝国議会で野党から追及を受けることになった。その様子について追及されるに至つた背景と、そのような追及がなさ

れた原因について議会議事録を通して確認する。また泰平組合とは如何なる人物が、如何なる動機で関わっていたのかについても明らかにする。

(五) 日本から中国への兵器輸出

泰平組合の本来の目的であった中国への兵器輸出に付いて、対華二か条要求で対立した日本と中国との関係を踏まえ、如何なる準備を行った後に開始したのかと、その結末について纏めてゆく。その中で日本が供与した借款が重要な役割を果たしたことも明確にする。

(六) 日本から満洲国への兵器輸出

北京外交団による武器輸出禁止協定で日本から中国への輸出が停止した結果、日本に兵器を頼っていた張作霖は最も困窮することになるが、その打開策として満洲に兵器工場を建設し兵器製造に乗り出すことになった。その工場の生産能力と概要を確認する。その後、満洲事変で日本に接收され昭和二〇年まで継続していたことを、佐藤昌一郎『陸軍工廠の研究』(一〇)、三宅宏司『大阪砲兵工廠の研究』(二二)、胡玉海編『奉系軍閥全書 第一卷 奉系縦横』(二二)『奉系軍閥全書 第三卷 奉系軍事』(二三)及び密大日記を用い解明する。

(七) 終章

泰平組合存続全期間中に行つた兵器輸出の総額や剰余金の額等、解散時に抱えていた問題

点とその対応などを東京経済大学付属図書館にある大倉文書から明らかにする。

以上(一)から(七)までを通して陸軍が泰平組合に求めた役割と機能を解明し後に、泰平組合が行った兵器輸出が当時の日本の政策や外交と密接に関連したことが初めて明確となる。そして、兵器流通を通して日本の近現代史を再確認する動機となつてゆくことを期待している。

(注)

本研究で引用する国立公文書館「アジア歴史資料センター」が所蔵する資料は、「JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.」を省略した。また、「Ref」に続くアルファベットはA(国立公文書館)、B(外務省外交史料館)、C(防衛省防衛研究所)を示している。

- (一) 芥川哲士「武器輸出の系譜 泰平組合の誕生まで」『軍事史学』第二一巻、第二号通巻第八十二号(一九八五年九月)。
- (二) 芥川哲士「武器輸出の系譜(下)」『軍事史学』第二一巻第四号、通巻第八四号(一九八六年三月)。
- (三) 芥川哲士「武器輸出の系譜 第一次世界大戦の武器輸出」『軍事史学』第二二巻第四号、通巻第八八号(一九八七年三月)。
- (四) 芥川哲士「武器輸出の系譜 第一次世界大戦の武器輸出(下)」『軍事史学』第二三巻第一号、通巻第八九号(一九八七年六月)。
- (五) 坂本雅子『財閥と帝国主義』ミネルヴァ書房(二〇〇三年)。

- (六) バールイシエフ・エドワード『スラヴ研究 五二号』「第一次世界大戦期における日露接近の背景」北海道大学スラブ研究センター(二〇〇五年)。
- (七) 財団法人満鉄会『満鉄会叢書② 満鉄史余話』龍溪書舎(一九八六年一〇月二〇日)。
- (八) 鹿島守之助「日本外交史 一〇第一次世界大戦参加及び協力問題」三二〇頁。
- (九) 「ブレスト・リトウスク」条約財政追加取極ニヨリロシアヨリ独逸ニ支払ヒタル金塊問題ノ経緯」『ブレスト・リトウスク条約財政追加取極ニヨリロシアヨリ独逸ニ支払ヒタル金塊処分一件』B06150171200(第二五画像目)。
- (一〇) 佐藤昌一郎『陸軍工廠の研究』八朔社(一九九九年)。
- (一一) 三宅宏司『大阪砲兵工廠の研究』思文閣出版(一九九三年)。
- (一二) 胡玉海編『奉系军阀全书 第一卷 奉系纵横』遼海出版社(二〇〇二年)。
- (一三) 胡玉海編『奉系军阀全书 第三卷 奉系军事』遼海出版社(二〇〇二年)。



# 第一章

## 泰平組合の設立そして清国へ兵器輸出



本章は陸軍が兵器輸出商社を必要とした理由と、そのための対策について説明する。その後、中国へ兵器輸出を本格的に行おうとした矢先に特許問題が発生するが、その事件を通して当時の技術水準について確認しておく。その後、泰平組合は清国の混乱から初めての兵器輸出を実施したことについて、その数量及び金額などを明らかにする。

## 第一節 日露戦争での砲兵工廠

日本は明治維新以降「殖産興業」と「富国強兵」を掲げて国力の充実と戦力の増強を目指した。陸軍が特に力を注いだのは兵器を自給自足できる体制を早急に構築することであった。その結果、日露戦争頃までには主要な兵器は依然として輸入に依存していたものの歩兵銃は国内生産で賄うことが可能となった。

日露戦争の開戦と相前後し旺盛な兵器需要を賄うため工廠の大規模な拡張を行い全力で生産に当たったが工廠が生産する兵器弾薬では間に合わず前線では慢性的な弾薬不足に悩まされ続けた。そのため陸軍は工廠を拡張し増産を目指した。その様子は明治三八（一九〇五）年八月に陸軍省軍務局が作成した「東京砲兵工廠制作力」に詳しい。軍務局は日露戦争開戦

前、終結直前の明治三八（一九〇五）八月及び拡張が終了時の三時点の兵器生産数比較を行っている（一）。それに依れば、小銃月産数は開戦前六五〇〇挺であったものが終戦直前には二倍の一万三〇〇〇挺となった。小銃の増産に伴い実包は五〇〇万発から一〇〇〇万発へと増産している。なおかつ工廠の拡張が終了すると実包は一六〇〇万発へ拡大する予定であった。弾丸に使用される火薬の生産比較では、無煙火薬は開戦前一万五〇〇〇kgから終戦直前には三万kgに増量され、拡張終了時には四万五〇〇〇kgを予定していた。黄色薬の生産は八〇〇〇kgから四万kgそして五万kgと増産しているが、黒色薬の生産は九万kgから一〇万kgと微増である上に設備拡張の計画はない。これは、使用する火薬が変化したことによるもので小銃弾や砲弾に使用された無煙火薬と、ピクリン酸を主成分とする黄色火薬、即ち、下瀬火薬へ移行した表れである。

日露戦争中の陸戦で日本はロシアの機関銃に苦しめられたとされている。しかし、軍務局が作成した比較表を見る限り、開戦前は一か月に五挺を生産していたが戦中は五五挺と生産数が急増している。したがって機関銃の生産数から勘案すると日本陸軍がロシアの機関銃に苦しめられたのは日本軍が機関銃を保有していないためではなく、運用に問題があったと考えられる。尚、機関銃の生産は大阪砲兵工廠で行わず全て東京砲兵工廠の生産であった。（表一・一 明治三八（一九〇五）年八月の東京砲兵工廠の月間製造」参照）。

砲兵工廠が戦時に上述のような増産を行うことができたのは設備の拡張に努力したこともさることながら、そこで働く職工の長時間に及ぶ作業も生産量の増加に大きく寄与していたと考えられる。そこで日露戦争中に砲兵工廠で勤務していた職工の労働状況も見ておくことにする。その状況を知らることができる資料として明治三八（一九〇五）年七月二日陸軍から東京と大阪の砲兵工廠に出された「東京大阪両砲兵工廠工場衛生調査ノ件」<sup>(三)</sup>とする通牒がある。通牒が出された動機であるが、工廠内に水銀中毒や結核に罹

表一. 一 明治三八年八月の東京砲兵工廠月間製造力

名称	単位	開戦前月	三八年八月	拡張完成後
小銃	挺	6,500	13,000	13,000
銃用実包（火薬を除く）	発	5,000,000	10,000,000	16,000,000
保式機関砲	門	5	55	55
単等	個	500	1,700	1,700
銃剣	個	1000	2,800	2,800
拳銃	挺	500	500	500
速射砲用弾薬車	輛	5	7	40
縦列用弾薬箱	個	1,000	1,000	4,500
機関砲用保弾鋸	個	10,000	30,000	30,000
三八式弾低信管	全	10,000	15,000	30,000
速射野山砲用薬莖爆管	全	10,000	70,000	200,000
騎兵用火具雷管	個	10,000	50,000	50,000
尋常門管	全	20,000	60,000	60,000
無煙火薬	匁	15,000	30,000	45,000
黄色薬	全	8,000	40,000	50,000
黒色薬	全	90,000	100,000	100,000
褐色薬	全	40,000	40,000	40,000
管薬	全	200,000	700,000	700,000

出所：「東京砲兵工廠製作力」C06040181000 より筆者作成。

患した職工の存在が明らかとなったためであった。そこで急遽、各工廠は廠内の衛生検査を実施し状況を報告するように求めたのである。

通牒を受けた東京砲兵工廠は後日報告書を提出することになるが、その中に工廠内の作業環境が記載されている。東京砲兵工廠が行った衛生検査で小銃製造所の仕上工程を担当する職工の中に水銀中毒症状を示す者が見つかった。そのため同工程担当の職工全員を対象として詳細な調査を行ったところ、小銃製造所仕上工程の職員四二名中八名に「慢性水銀中毒振頭症」の症状が出ていることが判明した。そのため工廠は、最初に発症が疑われた患者の日常生活と作業状況に就いて追加調査を行った。職工の作業時間は明治三六（一九〇三）年一月以前、即ち日露戦争前の就労時間は一〇時間以内であったが同年一月以降は一五時間から一七時間の長時間勤務が通常で患者は朝四時半に起床し六時には砲兵工廠に出勤して作業を開始し、終業は夜一時頃であった。そのため職工の睡眠時間は一日四時間から五時間程になるが、とても一日の英気を養うには十分な時間とは言えない。ただし工廠の規定では一か月間に二日は休暇を取る制度はあったものの戦争中は、それも実行されることはなかった。調査には昼食や夕食時間の記載がないので一日の実労働時間は不明であるが、職工は一日一八時間から一九時間も拘束されるという劣悪な就労状況下で増産に励んで兵器弾薬を供給し続けていた。しかし、職工の血のじむような努力にも拘わらず、戦場では常に兵器弾薬の欠乏に苦しんでいた。また、主要兵器と原材料は輸入に頼っていた上に資金も不足し海外からの調達で賄っていたことから当に綱渡りのような状態であった。

上述の「東京大阪両砲兵工廠工場衛生調査ノ件」と「表一・一 明治三八（一九〇五）年八月の東京砲兵工廠の月間製造」から判ることとして、日露戦争の開戦が明治三七（一九〇四）年二月八日であるが、遡ること四か月前の明治三六（一九〇三）年十一月頃には開戦を決意し準備を開始していたことが判る。大江志乃夫『世界史としての日露戦争』<sup>三</sup>によれば、日露戦争開戦の政治的決断は明治三七（一九〇三）年六月二三日の御前会議で決定され、それを受けて桂首相は対露戦争の準備を着々と整頓して来たとしている。このことと符合するように「東京大阪両砲兵工廠工場衛生調査ノ件」には明治三六（一九〇三）年十一月を境目として職工の労働時間が急激に変化していることから考えて、砲兵工廠に兵器弾薬の増産を命じたのは開戦三か月前の明治三六年一月初旬であったとして差し支えないであろう。

## 第二節 砲兵工廠の余剰設備の活用

日露戦争による工廠の生産設備増強が、終戦後は一転して設備と職工数に余剰が生じた。しかし、陸軍は簡単に生産設備と職工の削減を行えない理由があった。それは、日露戦争は終結したものの満洲におけるロシアの脅威が完全に除去されてはいないことから工廠設備や職工数を維持することが求められ、そのため陸軍は設備の縮小や職工の解雇などを最小限に食い止める必要があった。

明治四〇（一九〇七）年三月二八日東京砲工兵廠埤埋<sup>（四）</sup>西村精一は陸軍大臣寺内正毅に工廠のあり方についての意見具申を行った<sup>（五）</sup>。その内容は、日露戦争で拡大した工廠設備は年間数一〇〇万円程の兵器調達金額では工廠の一部を維持するのが精々で、兵器製造に不可欠な熟練した幹部職工を雇用維持することも困難であるばかりか大半の工場は閉鎖を余儀なくされている状況であると窮状を訴えた。しかし、工場の閉鎖や職工の解雇を行った場合、一朝有事に兵器増産を行おうとするならば再度職工を雇用し養成することから始める必要があり、即応性に欠ける危険性があつた。西村は、その回避策として兵器を海外に輸出することで工廠の稼働率を維持したいと考え三八式歩兵銃<sup>（六）</sup>の開発者である南部燐次郎少佐<sup>（七）</sup>を清国に派遣し兵器輸出の実情と可能性について「南清視察報告書」<sup>（八）</sup>として纏めさせていた。西村はその報告書に基づき工廠製兵器を輸出することを願ひ出たのであつた。

では東京砲工兵廠埤埋が陸軍に大臣に対し兵器輸出を願ひ出ることを決意させた南部による「南清視察報告書」には如何なる事情を纏められていたのかを確認する。そもそも、清国に派遣された南部は、日本製兵器が価格、性能、品質など全ての面で到底欧米兵器に敵わないことは、自身が小銃の設計を行つていたことから十分に承知していたと考えられる。その上で中国への輸出をどのように行ふべきかが視察の要点であつて、「南清視察報告書」に添えられた視察日記の中に兵器輸出を行う際の問題点や可能性を書き残している。南部による清国視察の大まかな旅程は、日本を出発した日は不明であるが明治三九（一九〇六）年一



月一日に上海到着し、その後各地を視察し明治四〇（一九〇七）年一月三〇日に二か月半に亘る視察を終え帰京している。

南部が最初の訪問地杭州に到着したのは明治三九（一九〇六）年一月二三日であった（九）。直ちに当地滞在の日本人応聘武官と会見して、杭州の兵力数や装備状況などの情報収集を行ったところ、杭州には新式歩兵銃を装備した歩兵連隊と旧式歩兵銃を装備した歩兵連隊の計二連隊が存在し、新式歩兵連隊は中国湖北製の八mm口径モーゼル銃を、旧式歩兵連隊は単発のモーゼル銃を使っていることが判明した。南部は杭州布政使（一〇）を表敬訪問した際に、「袁世凱、張之洞、端方等の中央の総督は、既に日本の兵器の採用を開始している」と中央政界の様子を仄めかすと共に日本製兵器の売込を図っている。これを受けて杭州の布政使は、翌年には混成旅団を編成する計画があり、その装備として日本製兵器の採用を検討しているとの内部情報を南部に打ち明けている。杭州にある連隊はドイツから輸入したモーゼル銃と中国製モーゼル銃であったことからドイツの兵器販売は日本に比べ相当に先行していた様子を窺い知ることができる。

同年一月二八日に南部は蘇州に到着した（一一）。杭州の時と同様に、各種の情報を収集した結果、蘇州も杭州と同様に兵力は新式歩兵銃を装備した連隊と新旧歩兵銃を混合して配備する歩兵連隊の計二連隊であることが判明した。新式連隊は三井商店が販売した日本製三〇式歩兵銃を装備し、旧式の歩兵連隊は八mmモーゼル銃及び単発モーゼル銃を取り混ぜて使用していた。南部は蘇州にある連隊が使用する歩兵銃は日本製小銃とドイツ製モーゼル銃が

拮抗しており、近年中に行われる予定となっている兵器調達計画から考えて、地方政府は日本製兵器を採用する可能性があると記している。その根拠として清国中央政府は各省の兵力増強を決定済で、その時に採用する装備品は外国から調達する方針を明らかにしていたことと、地方政府も独自に日本製兵器の採用を検討していたこと等から十分な手ごたえを感じていたからであった。南部は中央政府が国内で生産した兵器を調達することを諦めた理由として、清国唯一の兵器製造所である上海漢陽機器局は規模が小さく技術も幼稚で各省の要求を満たす銃を当分は製造することができないと考えていた。例え自国で兵器を生産できたとしても、その品質は粗悪で使用に耐えないことを熟知していたためであると視ていた。そのため日本製兵器を中国へ輸出することは有望であるという結論を導き出したのである。しかし、日本の兵器にとつて中国市場が有望であるということは、中国での兵器販売を加速させていたドイツにとつても同様で厳しい販売合戦が予想された。この点について南部は、訪れた先々でドイツ製兵器や清国製モーゼル銃のことを耳にすることが多々あったため競争相手はドイツであると確信し、そのための対策が重要であると考えようになった。

次に南部が訪れた都市は南京で同年一月八日到着している(二三)。種々の軍事情報から、南京の一個師団が装備している歩兵銃は、歩兵と騎兵部隊については日本の三〇式歩兵銃を採用していたが、輜重兵はモーゼル歩兵銃を装備していることが判明した。また、この師団が使用している大砲は、砲兵隊は日本製速射砲を採用する予定となっていたが、山砲隊は湖北製ドイツ式山砲を既に採用していた。そのため統一した運用が不可能な状態となっている

ことを察知している。現地の兵備状況を踏まえた上で、南部は現地司令官を表敬訪問し、早速に日本製兵器の採用を強く要請した。しかし、現地司令官の返答は「ドイツとの関係上すぐにはそのようなことはできない」と簡単に断られてしまった。後に判明したことであるが南京には南京の特殊な事情が存在した。それは南京の総督を始め、多くの将官はドイツで教育を受けたか、若しくは応聘ドイツ武官に教育を受けた人物が多く強固な人間関係を構築した上で兵器販売を行っていたためであった。兵士の教育には時間が掛かることであり、それだけドイツは日本より先行して販売体制を構築していたのである。南部が蘇州で抱いた日本製兵器を中国に輸出することが可能であるとの思い込みは、南京で目の当たりにした現実の前に見事に打ち砕かれたであろうことは想像に難くない。

同年一二月一六日には安慶を訪れている。直ちに現地軍の兵備状況を確認すると、兵力は歩兵一連隊で使用歩兵銃は口径八mmのドイツ製モーゼル歩兵銃であった(二三)。中央政府の方針に従い安慶でも新兵器購入の計画があり、既にドイツ商人と協議を始めているとのことであった。協議相手のドイツ人は、同年春まで南京で武官養成の教鞭を取っていた人物で教子には高位の武官も含まれていたとのことであった。南部は、南京に続いてこの地でもドイツの兵器販売が十分に時間を掛け慎重に進められていることを思い知らされたのであった。こうしたドイツの跳梁跋扈で十分に危機感を抱いていたが、一段とその思いを増幅することになる逸話が書かれている。南部は市内を散歩中、偶然に、写真屋の店先にドイツ人が写った写真が飾られているのを発見した。その写真は、ドイツ商人がレキザー機関砲販売のた

め、実物を現地に持参し試射を行った際に記念として撮ったものであった。その写真を目の当たりにした南部は、ドイツ商人の清国軍隊内部への浸透の深さに強烈な印象を受けたことを認めている。その後、南部は日本の兵器輸出に立ちはだかるような存在のドイツの強みに就いて自問自答し日記に纏めている。それは、清国への兵器輸出は有望であるが、そこには強力なライバルとしてのドイツの存在があること、そのドイツの強さは、ドイツ商人が清国の事情を十分に研究していること、莫大な資金を投じ金銭を払って強固な人間関係を築くと共に接待にも糸目を付けないでいること、相当な値引きを行っていること、兵器代金の支払期限を長くしていること、自国兵器が他国よりも優秀であるという認識を持っていること、清国軍の要請で兵器教育等を積極的に行っていることを挙げている。

それに立ち向かう日本製兵器販売の実情は、複数の日本商社が日本陸軍の使用済みの銃や廃銃を売り歩いている程度に過ぎなかった<sup>(二四)</sup>。そもそも工廠が製造する兵器を輸出するような組織的販売力を持ち合わせていなかったのである。南部はドイツの組織的かつ積極的な販売方式に比べ、日本商社では到底太刀打ちできないことを悟った。そして日本の商社を連合させ大きな資本の裏付けを持つと共に、陸軍は積極的に販売活動を援助しなければ強力なライバルであるドイツに対抗して兵器を輸出することは不可能だという結論を導き出したのである。

南部麟次郎少佐による中国への視察旅行は、兵器輸出のための販売組織を設立する動機となったことは間違いないであろう。兵器輸出を行う組織づくりを提案した南部であったが、

その実施には関わらなかつたようである。その理由は、南部が中国調査で思い描いた兵器輸出組織と、陸軍が作るうとした組織との間に大きな隔たりがあつたためと思われる。そのためか南部は陸軍を退役後に、南部銃製造所を設立し拳銃製造を手掛けることになるが、それは南部がクルップ社のように民間会社が自ら製造した兵器を自らの手で輸出することを理想と考えていたためであろう。その後、兵器輸出組織の關係者で南部との關係を保つていたのは南部銃製造所の株主となつた大倉組だけであつた（二五）。

### 第三節 泰平組合設立の経緯

東京砲兵工廠の稼働率向上を願う工廠堤理は南部麟次郎少佐に調査を命じ報告書を作成させてから中国へ兵器を輸出することを提案したことは上述の通りである。堤理が報告書を提出から約一年三カ月後に中国へ兵器輸出を行つていた会社を合同し泰平組合設立に漕ぎ着けることになつた。本節では泰平組合設立の経緯を纏める。

泰平組合の設立は明治四一（一九〇八）年六月四日である。陸軍大臣寺内正毅が東京及大阪砲兵工廠の製造する兵器及属品の販売を合資会社高田商会、合名会社大倉組、三井物産合名会社（以後は高田商会、大倉組、三井物産と省略する）の三社に砲兵工廠製兵器の輸出を許可する旨の訓示を出したことに始まる。これは陸軍大臣が三社に兵器を輸出するための組

織を作るように命令したことを意味する。陸軍大臣が出した訓辞の内容を、明治四一（一九〇八）年七月二五日付けの陸軍機密大日記（以後陸密大日記と省略）「外国へ兵器売込ニ関スル件」<sup>（一六）</sup>で確認しておくことにする。

この訓示は、陸軍が望む兵器輸出組合の条件を示したものである。

東京及大阪砲兵工廠製造ノ兵器及属品（旧式兵器ヲ除ク）ヲ外国ニ売込ムコトヲ三社ニ一任スルカ為左ノ條々ヲ訓示ス

第一条 三社ハ本業務ノ為特ニ組合ヲ組織シ組合契約ハ陸軍省ノ承認ヲ受クヘシ

第二条 外国ニ売込ム兵器及属品ハ工廠渡原価ヲ以テ組合ニ売渡シソノ売込代価ヲ制限スルコトナシ

第三条 外国売込ノ為組合ヨリ兵器及属品ノ払下又ハ製造ヲ申出ツルトキハ陸軍省ハ十分ノ便宜ヲ與フヘシ

第四条 兵器及属品ハナルヘク其制式ヲ限定セス払下又ハ製造ノ希望ニ応シ又要スレハ売込先外国ノ希望スル制式ノ兵器ヲ製造スルコトアルヘシ

第五条 売込兵器及属品ノ荷造運搬箱ノ様式等ハ陸軍省ノ指示ニ依ルコトヲ要ス

第六条 売込兵器ノ説明其ノ他技術上三互ル事項ニ関シテハ組合ノ希望ニ依リ要スレハ相当ノ技術官ヲ派遣スルコトアルヘシ

組合ニ於テ前項ノ事項ヲ陸軍豫後備役將校ニ依嘱セントスルトキハ豫メ陸軍省ノ承認ヲ受クヘシ

第七条

組合ハ見本トシテ少数ノ兵器又ハ属品ノ払下ヲ申出ツルコトヲ得ス但シ見本トシテ所要ノ兵器及属品ハ特ニ組合ニ貸與スルコトアルヘシ組合ニ於テ貸與ラ受ケタル見本ハ売込先ニ於テ之ヲ採用セサルカ又ハ採用スルノ意思 ナシト認メタルトキハ直ニ返還スヘキモノトス

見本兵器及属品荷造運搬ニ要スル諸費及消費弾薬ハ総テ組合ノ負担トス

第八条

組合ハ日本制式ノ兵器及属品又ハ之ニ類似スルモノヲ広告的ニ店頭ソノ他ニ陳列スヘカラス

第九条

兵器及属品売込ニ付テハ常ニ陸軍省ト確実ニ連絡ヲ保チ且売込交渉ノ顛末ソノ他懸引等ハ組合ヨリ遅滞ナク詳細ニ陸軍省ニ報告スヘシ

第一〇条

兵器及属品ノ売込ニ関シ陸軍省ヨリ所要ノ指示ヲ與ヘタルトキハ組合ハ之ヲ遵守スヘキモノトス

第一一条

前諸項ニ違反シタルトキハ組合ニ対シ兵器及属品ノ払下製造ヲ停止スルコトアルヘシ

明治四十一年六月四日 陸軍大臣子爵寺内正毅

訓示の第一条では、兵器を外国に売り込むための組織を高田商会、大倉組、三井物産の三社で作ることを定めている。この条項によって日本の兵器を輸出するための組織の構成員が決まったことになる。この三社が選ばれた理由は、日本から中国へ兵器輸出の実績が買われたものと思われる。尚、高田慎蔵、三井八郎次郎、大倉喜八郎の名前は、泰平組合設立以前

に陸軍から兵器払下げを受けた者として度々陸軍大日記に登場してくる。

第二条は、工廠から組合への払下げ金額と組合が兵器を輸出した時の手数料を定めた条項で、払下げ金額は工廠が定めた金額としているが、泰平組合が売り渡す時の価格については制限を設けていない。その理由として組合が高額な利益を得ることを認めたからとも思われるが、むしろ、日本が想定する主力市場である中国ではドイツとの販売合戦は熾烈となることが予想され相手先から強い引下げ要求が出されても柔軟な対応が可能となるよう利益幅を示さなかつたものと考えられる。

第三条は、陸軍は兵器輸出促進のため全面的に組合に協力することを約束している。第四条は、砲兵工廠としてはできるだけ陸軍の標準品を輸出することを希望していたが、それだけでは商談は成立しないため相手先の希望に合わせた兵器製造も可能であることを示している。陸軍の本音としては標準品以外の生産を行う場合に、製造機械の調整や検査用具の変更など煩わしい作業が増えるため、できることならば行いたくないが、建前としては受注拡大のためには相手先が希望する兵器製造も行うというものである。この条項によって兵器を輸出した例として、タイへ相手先の型式で輸出した例があるが大した製造量にはならなかった。

陸軍大臣の訓示を受けた高田商会、大倉組、三井物産は、公証人役場で組合契約の公正証書の作成を行った。このことで三社による合意が成立したことになる。公証人役場で相互契約した内容を引用しておく(二七)。ここで二会社一商会とは三井物産、大倉組、高田商会を



さす。

- 第一条 東京大阪両砲兵工廠製造兵器及属品ノ外国売込方ヲ陸軍大臣ヨリ二会社一商会ニ任アリタルヲ以テ二会社一商会ハ特ニ本業ノ為メ組合ヲ組織シ協力一致シテ其営業ニ従事スルモノトス
- 第二条 本業ニ要スル資金之ヨリ生スル損益及一切ノ権利義務皆二会社一商社均一二負担享受スルモノトス
- 第三条 本組合ハ一ノ組合事務所ヲ東京ニ置キ二会社一商会各代表者一名ヲ出シ理事トシテ共同本業ニ当タラシム尤モ便宜上代表者参名ノ内壱名ヲ或ル期間当番理事トシ専任事ニ当タラシムルコトアルヘシ
- 第四条 外国ニ措イテハ本組合ヲ泰平公司(Tai ping Company)ト名ツケ凡テ其名ヲ以テ売買契約スルモノトス
- 第五条 陸軍省ニ出スヘキ払下ゲ若クハ製造願書ハ砲兵工廠ニ対スル契約定款ニハ二会社一商会連署シテ責任ノアル所ヲ明ラカニス
- 第六条 外国売込価格ハ工廠渡シ原価ニ基キ本組合ニ於イテ予メ標準価格ヲ協定シ置クモノトス
- 第七条 売込ニ関スル契約条件ハ凡テ陸軍省ノ承認ヲ得テ締結スルモノトス
- 第八条 売込兵器ノ説明マタハ技術上ニ亘ル交渉ノ為メ必要アルトキハ相当武官ノ派遣ヲ陸軍省ニ出願スルコトアルヘシソノ場合ニ於ケル費用ハ陸軍省ノ指示ニヨルモノトス

第九条 兵器属品ノ製造期限現品ノ授受及代金納入ニ関シテハ砲兵工廠ト本組合トノ契

約ニヨリ定メルモノトス

第一〇条 本組合ノ存立年限八十箇年トス尚満期ニ至リ合議ノウエ陸軍省ノ認可ヲ得テ更ニ  
継続スルモノトス

第一一条 二会社一商会ノ内本組合ヲ脱セントスルモノアルトキハ協議ノ上陸軍大臣ノ認可  
ヲ得テ決行スルモノトス

第二二条 本組合力第十条ノ組合期間内ニ解散セントスルトキハ其ノ事情ヲ陸軍大臣ニ具  
申シ許可ヲ得ルモノトス

第一三条 契約ハ陸軍大臣ノ承認ヲ経タルモノトス

第一四条 本契約ニ関シ疑義ヲ生シタルトキハ陸軍大臣ノ裁断ヲ仰クモノトス

泰平組合の本店所在地は東京に置くこととしているが住所が記載されていない。公正証書を作成した時点では、本店所在地が決まっていなかったためであろう。それだけ、訓示から公正証書作成までに時間的な余裕がなく、相当に急いだ結果であろう。

發起人は、合資会社高田商会代表取締役高田慎蔵、三井物産株式会社代表取締役三井源右衛門、合名会社大倉組代表社員頭取大倉喜八郎の三名であった。また、泰平組合の役員は二会社一商会より各代表者一名を選出して理事となり、そのうち一名が持ち回りで理事長に就任することになっているが、その任期の規定がないため人事の実体は不明である。

公正証書の第二条は、利益も損失も工廠への前払金も全て三社均一に分に行うことが定め

られている。しかし、全ての利益の分配をした場合に余剰金を留保しておくことができないため、事業拡張のための投資ができないことになる。即ち、陸軍は、泰平組合が独自に行う投資などは望んでいないし想定もしていなかった。このため、泰平組合が独自の企画で兵器を開発し製造することはあり得ず、ドイツのように自立した兵器製造会社に着道は閉ざされていたのである。そのため設立された泰平組合とは陸軍の管理下に置かれた兵器輸出窓口ということになる。この辺に、組合設立の立て役者である南部が泰平組合に参加しなかった大きな理由があったと考えられる。

第四条は、兵器売込の組合名称を定めており日本名は泰平組合、外国では泰平公司と中国語の名称を付けていることから輸出相手先としては中国を念頭においていたことから当然のことといえる。第六条は、陸軍訓示第二条に売込代価の制限を設けないとしているが、組合側は自主的に標準価格を設定するとしている。第一〇条で、組合の契約期間は一〇年としていたが、その後幾度か契約期間は変更されている。また第一条及び第二条は、自己都合で組合から離脱あるいは組合を解散する時は陸軍大臣の許可を必要としている。これらは、泰平組合が陸軍の管理下にあることを示している。後日、高田商会は会社倒産のため組合を離脱することになるが、その際に適用された条項でもある。そして、兵器輸出を行うために必要な様々な援助を陸軍は行うことを約束している。例えば、技術将校の派遣や、見本の貸与、相手先の希望による兵器生産や改造などである。

以上のような公正証書を明治四一（一九〇八）年六月一〇日に高田商会、大倉組、三井物

産の連名で陸軍大臣寺内正毅に提出し許可されたことで組合が正式に発足することになった。早速陸軍は、清国売込用に見本兵器として新式三脚架機関銃、新式携帯機関銃、新式歩兵銃等を泰平組合に貸与した。その他に技術官派遣費用とし三五五円五〇銭と派遣職工旅費として一六五円を準備するなど、陸軍も組合も本格的に活動を開始した。

尚、泰平組合の名称が正式に使用されたのは明治四一（一九〇八）年七月二日に陸軍に提出した「兵器等払い下に関する願書署名の件」<sup>(一八)</sup>からである。それには以下のように記載されていた。

御願 今後当三社組合ハ泰平組合ト称シ又組合ヨリ呈出可致兵器拂下願書ハ事務ノ敏捷ヲ  
図リ候為組合理事ノ内一名ヲ三社ノ代表者トシ其名義ヲ以テ呈出為致候事ニ致度候ニ付御  
許可被成下度理事ノ氏名及組合並三理事印鑑相添此段奉願候也泰平組合員

三井物産合名会社代表社員 社長 三井八郎次郎

合名会社大倉組 頭取 大倉喜八郎

合資会社高田商会主 高田慎蔵

ところで泰平組合員に三井物産、大倉組、高田商会が選定された理由は兵器輸出実績があったためと述べたが、その実情を確認しておく。泰平組合設立以前中国への兵器輸出は三井物産、大倉組、高田商会の三社が中心であった。中でも三井物産と大倉組は、日露戦争開始以降はしばしば共同で兵器輸出を行っていた。その様子は明治三九（一九〇六）年一月一

九日の「三井八郎次郎 大倉喜八郎兵器払下之件」から明らかにできる<sup>(一九)</sup>。それによれば、三井八郎次郎と大倉喜八郎が連名で清国輸出用に速射野砲楯の払下げを願ひ出ている。これは三井物産と大倉組は陸軍の兵器輸出に関して組合設立前から共同歩調を取っていたことが見て取れる。

この三社が選ばれた理由を考える時に、三社がそれ以前にどのような仕事をしていたかを見ておくことは重要なので簡単に検証しておく。三井に就いてであるが、兵器の輸出入を行っていた政商であったことは『財閥と帝国主義』<sup>(二〇)</sup>に詳しく記載されているため除外する。

大倉組であるが『大倉財閥の研究』<sup>(二一)</sup>から兵器商として業務を拡張した経緯を調べて見ると、その当主である大倉喜八郎の才覚に依るところが大きかった。大倉喜八郎は天保八(一八三七)年九月二四日に越後国北蒲原郡新発田町の大名主の家に生まれた。そして、安政元(一八五四)年一〇月に江戸に出て鯉節屋の店員となり、のちに乾物屋を開業する。ある時に横浜に視察旅行に出かけ、外国船から新式武器が輸入される光景を目撃したことから鉄砲店の開業を決意した。しかし、当初は鉄砲を仕入れる資金がなかったため注文を受けた後に買い付けするという方法を取っていた。そして、幕末には幕府及び諸藩は先を争って洋式武器の購入に奔走したため、大倉が営む鉄砲店にも全国から注文が相次ぐようになった。新政府側にも幕府側にも武器を売ことで、次第に蓄財に成功した。明治維新後は、政府の御用商人となり台湾征討、西南戦争、日清、日露戦争で猶も巨額な富を築くことになった。ところ

で、『大倉財閥の研究』には、大倉組による兵器輸出の記載はない。そのため、大倉組の兵器売買の様子は『大倉財閥の研究』からでは判明しない。また、大倉組と泰平組合の関係や廃銃で財をなしたことも書かれていない。そこで、大正末期の中国で大倉組がどのような商売をしていたかを窺い知るため、小日向白朗『馬賊戦記』<sup>(三三)</sup>から大倉と関係のある個所を拾ってみる。ただし、『馬賊戦記』が自叙伝であることから研究書のような正確さには欠けるが、当時の状況を把握するためならば有用と考えている。

……日本陸軍では、古くなった三八式歩兵銃を廃銃として処分する。三八式には、天皇家の紋章である菊の御紋が付いていて、兵隊には命よりも銃が大事というほどの教育をしているのに、古くなると、菊の御紋のうえから石鹼メーカーのマークみたいな刻印を打ち込んでこれを廃銃とし、大倉洋行を通じて支那の軍閥に売却するのである。

こんど張宗昌の軍隊が買い入れたのが一万挺。タマが五〇〇発ついで八五元ばかりだが、この単価の内訳を細かに述べると、銃の原価が三七元。タマが百発六元五〇仙で三二元五〇仙。両方たして六九元五〇仙だが、これに大倉のコミッションや諸経費が加わって一挺が八五元になる。それを張宗昌は一挙に六〇元アップして一四五元で買う。だから、八五万円で済む支出に一四五万支出し、その差額をリベートにとつて幹部が分け合うのである。……

小日向が言うところの大倉組が扱っていた廃銃は「菊の御紋」が消されていたとあるが、これは事実である。大正三（一九一四）年四月二〇日付で陸軍より兵器本廠長、東京及び大

阪砲兵工廠両提理に出された「軍用小銃ニ於ル御紋章ニ関スル件」(三三)により、陸軍が兵器を払い下げる場合に小銃に刻印された菊の紋章を抹消していた。菊の紋章を消す理由は、菊の紋章付きの小銃は陸軍が使用するもので輸出も含め売買するものではないということ、小銃を地方警察官に払い下げた場合には軍隊と警察官が同様の兵器を所持することは不都合なため、陸軍で使用する小銃は菊の紋章を付けるが陸軍以外で使用する小銃は菊の紋章を抹消するように命じた。このことから考えて、大倉組が輸出した小銃は菊の紋章が付いていないものか、若しくは抹消されていたはずである。

また、小日向は中国での兵器輸出に不可欠の賄賂の作り方を述べている。その手法は、業者には実際の価格に購入担当者を取り分を上乗せして請求させ、支払の時に上乗せ分を差し引いて支払うものであった。これによって、一挺あたり六〇元を得ることができたとしている。銃を合計一万挺も購入した場合に六〇万元が不正な個人所得となったことになる。このような、要人に賄賂を送るやり方で大倉組は兵器販売を行っていたとしているが、事実であるかどうかの確認のしようがない。しかし、大倉が廢銃を輸出した先が満洲の張作霖等であったことと、後年大倉組は張作霖と組んで満洲で事業を展開したこと等を考え合わせると小日向の言う賄賂の作り方も強ち荒唐無稽な話とは言い切れない。そして、大倉組は廢銃であったとしても陸軍の管理下にある兵器を泰平組合設立前から中国に輸出していたことを考えると陸軍とは親密な関係にあったことは明らかである。そのような訳で中国への兵器輸出の実績がある大倉組を泰平組合員として選定した大きな理由があったと考えられる。

次に、高田商会の概要を見ておく。高田商会は有力な兵器輸入会社であったと中川清「明治・大正期に於ける兵器商社高田商会」<sup>(二四)</sup>がある。この論文は、泰平組合に就いても触れていて高田商会が泰平組合の一員として選ばれたことで益々発展を遂げたとしている。しかし、なぜ泰平組合に加入したのかは検討されていないので、ここで考察してみる。

高田商会の創業者高田慎蔵は、寛永五（一八五二）年佐渡国相川で生まれた。そして、明治一四（一八八一）年一月に高田商会を設立した。そして、欧米から機械、船舶、鉄砲、弾薬等を輸入して陸海軍に納入した。その後の、日清戦争と日露戦争で大きな利益を得た大倉喜八郎と同じである。特に日露戦争の時、在ロシア公館付武官であった明石大佐を助けて、スイスで購入した小銃二万五〇〇挺と弾薬四二〇万発を、反ロシア勢力に供与する作戦に協力したことが『日露戦争の秘密』<sup>(二五)</sup>に書かれている。高田は一九〇五（明治三八）年七月中旬に無装填のライフル銃二万五〇〇〇挺と四二〇万発の実包を買い付け、そのうちのライフル銃の三分の一と弾薬の四分の一を黒海経由でロシアへ送ると共に、残りはバルト海方面に送る準備をしていた。高田が買い付けた兵器は、明石大佐の工作に必要なものであったようだ。日露戦争中、高田は明石の諜報工作に献身的協力を惜しまなかったことが、泰平組合に参画を許される大きな要因の一つであったと考えられる。また、泰平組合参加後の後日談ではあるが、高田はシーメンス事件への関与も取り沙汰されていたことから陸軍だけでなく海軍との繋がりも深かった。

陸軍は泰平組合設立に当たり三井物産、大倉組、高田商会以外の組合員候補を検討した様



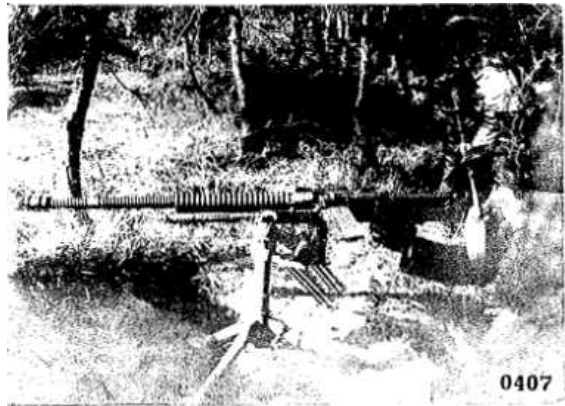
子はない。当時の日本に、泰平組合員となつた三社以外にも三菱や住友など有力な会社があるが、陸軍が選択した組合の構成員は全てが陸軍と強い繋がりを持つてゐる会社だけであつた。したがつて陸軍が泰平組合の組合員は、砲兵工廠と深い関係の会社だけであつたことから砲兵工廠の利権と密接な繋がりがあつた。そのためか、泰平組合は時々新聞で贈収賄や癒着などの噂があることを暴かされている。

#### 第四節 兵器輸出の問題点

東京砲兵工廠は、泰平組合が中国で販売活動を開始すると間もなく、思いもよらずホチキス社から特許権の使用に關し強い抗議が突きつけられた<sup>二六</sup>。パリにあるホチキス本社から日本の同社代理店である高田商会宛に明治四二（一九〇九）年二月一八日付けで手紙が届けられた。その手紙には、高田商会はホチキス社との契約条項に背き、事前の打合せや予告もなくホチキス砲を製造し清国に販売している。そこで高田商会は陸軍が清国に販売した理由を調べ至急報告するようにというものであつた。その手紙を受け取つた高田商会は陸軍に事の次第を報告し対応を検討することになつた。高田商会宛の手紙には清国にあるホチキス社代理店が入手したホチキス砲の写真も同封されていた。その写真は、泰平組合が中国に輸出したホチキス機関砲を使い安徽省太胡縣で演習を行った際に撮影したものであつた。その

頃ホチキス社が高田商会を使い日本に機関砲を輸出したのは手紙が届いた前年の明治四一（一九〇八）年四月一日以前の話であり、それ以降ホチキス社は日本に販売を行っていない。ところでホチキス社は明治四一年以降、日本に機関砲を輸出したことがないにも拘わらず、日本は中国にホチキス社製に似た機関砲を、日本製として輸出したものと疑い、高田商会に事情を報告するように求めてきたのであった（「図一・一 ホチキス社から抗議を受けた砲兵工廠製機関銃」参照）。

ホチキス社からの調査依頼に対した同年六月九日陸軍次官から高田商会宛に通牒が出された。陸軍はホチキス社から照会があつた東京砲兵工廠製機関銃を清国に売却したことに關し、陸軍兵器本廠長とホチキス社代表者間で明治三四（一九〇一）年八月一〇日に製造権を取得する契約を締結し製造した機関砲と、今般中国に輸出した機関砲は構造が異なっていることから抗議を受ける覚えはないというものであつた。陸軍次官の通牒にホチキス社は明治四二（一九〇九）年九月六日付で陸軍大臣宛に反論書を提出してきた。高田商会は直ちに手紙の翻訳を行い同年一〇



図一・一 ホチキス社から抗議を受けた砲兵工廠製機関銃  
出所：「清国売却ノ機関銃ニ対シ抗議申出ニ關スル件」  
「密大日記 明治四十三年」C03022986500 より筆者作成

月一日に高田商会高田慎蔵名で陸軍大臣寺内正毅に届けている。ホチキス社は、明治三四（一九〇一）年八月八日高田商会を通じてホチキス社が締結した契約書の中に日本政府自家用、即ち国内で使用するものに限り日本の砲兵工廠で機関銃を製造できる権利を譲渡しているが、清国やその他の国にホチキス式機関銃を改良し売却する権利までは含まれてはいないと主張している。その上で「高田商会から聞き及んでいることと思うが」と断った上で、ホチキス社は日本政府が清国に対し数回に亘り機関銃を製造し売り渡してきたことを委細承知した上で手紙を出したにも関わらず、同年六月九日付の回答書には、清国に売却した機関銃の構造はホチキス社製とは異なることから抗議を受ける理由がないと真っ向から反論している。そこでホチキス社は回答書に同封してあった図面を精査したところ、イギリス及びフランスに有する特許権の図面となんら相違点を発見することができなかった。即ち、日本製としていたものの実体はホチキス製そのものだという結論であった。そのため、念を入れてロンドンにある特許弁護士ジョンソン・アンド・サンに日本政府が送付してきた図面の鑑定を依頼したが、主張通り日本製機関銃はホチキス製となんら変わらないとの結果が出た。それは、ホチキス製機関銃とは構造が違うという日本政府の主張は間違いであり、明らかな契約違反である。したがってホチキス社が製造し清国に売り込むことができなかったことによる不利益と、清国代理店が受けるべき注文及び契約が成立しなかったために生じた不利益を合算すると損害は約一万ポンドを下回らない。よって日本政府はホチキス社及び中国の販売

店が受けた損失を保障すべきで日本政府は公平と名誉によりホチキス社の要求を「認めよ」というものであった。

同年九月六日付けのホチキス社からの抗議に、日付は定かではないが陸軍次官からホチキス社代理店高田慎蔵に覚書が渡された。それによれば、ホチキス社の主張は日本政府が製造できる機関銃は自家用に限り東京砲兵工廠で製造できるとしているが、明治三四（一九〇七）年八月一〇日付の契約で、砲兵工廠は永久にホチキス式機関銃を製造することが可能となった。そのためホチキス社が主張する自家用に限定するという考えとは相容れないと、真つ向から対立する姿勢を示した上で、帝国政府が長年の研究の結果と日露戦争の実戦経験から機関銃の重要部分を改正してきたもので、万が一、日本政府が外国に販売したとしてもホチキス社の主張のような損害賠償の義務はないと反論した。しかし、帝国政府はホチキス社製機関銃と同形式のものを海外に販売する場合には、外観はホチキス社製と類似の点があるため一門に付五〇ポンドの支払を行うことに決定したと連絡している。日本は独自の改良により当初の機関銃とは異なる構造であると正当性を主張しながらも、賠償金の支払に応じた理由は、やはり日本製機関砲がホチキス社製を模倣したもので抗弁できない状態にあることを認識していたためで、無理に争って問題が拗らせた場合を考慮しての対応であろう。当時の日本が置かれた技術水準を示す出来事であった。

## 第五節 辛亥革命による泰平組合の兵器輸出

ところで、ホチキス社と特許問題で争っている頃、中国が如何なる政情であったのかと云えば、清朝は末期であり全土で反政府運動が起こり不安定な状態であった。そして明治四四（一九一一年）一月九日に漢口のロシア租界で爆弾製造を行っていた革命黨員が逮捕されるという事件を引き金に武昌蜂起が起こった。その後、各地で暴動が多発し清国政府はその対策に追われることになった（二七）。それが「打倒清朝、回復中華、樹立民国、地権平等」をスローガンとする革命運動へと発展したのである。武昌蜂起に慌てた清国政府は、反政府運動を鎮圧するため必要な軍需物資を確保する必要があった。その様子は外交文書にも残されていて、明治四四（一九一一年）一月一三日伊集院彦吉清国公使から林董外務大臣宛てた請電中に確認することができる（二八）。それによれば慶親王内閣で陸軍部尚書を務める蔭昌が北京日本公使館附武官青木宣純少将に特使を派遣し内密に伝えてきたところによれば、清国は日本から革命派の鎮圧のために必要な砲弾三〇万発、小銃弾六四〇〇万発、小銃一万六〇〇挺を至急購入したいというものであった。その話を聞いた青木少将は、陸軍は兵器売買を行わないので泰平公司という日本製兵器を取り扱っている組合に相談した方が良いという助言を与え、必要ならば泰平公司の代表を紹介する旨を使者に伝えた。清国にとって兵器弾薬の調達には焦眉の急であったためか、同日夕刻には清国担当者を泰平公司代表に引き合わせる運びとなった。ところで、陸軍にとって中国の動乱は期せずして舞い込んだ本格的な兵

器輸出ではあったが、清朝末期の中国には特殊な事情があり手放しに喜べる状態ではなかった。青木の観察では、中国国民の間には革命軍に同情するものも多く、中には「清国の動乱に日本は中立の立場を取ることを望む」と、わざわざ青木に忠告するものもいるなど反政府運動は意外に根強いものがあった。そのため、青木は日本製兵器が清国政府に渡ったことが公となった場合に中国国内に日本へ敵対する感情が残りがねないことを懸念し、日本が清国政府の注文に応じたとしても日本が中国に兵器を輸出したという事実を嚴重に秘匿すべきだという考えを外務省に伝えた。

青木宣純少将の中国国民感情に配慮するようとの進言に明治四四（一九一）年一〇月一六日に内田康哉外務大臣から伊集院彦吉清国公使宛に清国政府に日本政府の考え方を伝達するように指示した（二九）。その内容は、日本政府は清国政府の要請により、革命軍討伐用銃砲弾薬の入手希望があったため、日本商人即ち泰平組合を通じて直ちに手配を行ったことを伝えた上で、その処置が革命軍だけでなく多くの人に漏洩した場合に清国々々が日本に悪意を抱くようになる。ひいては日本国民に危害が加えられ、次いで日本製品の排斥へと発展する可能性がある」と諫言した。そして、日本政府が清国との関係悪化という危険を冒してまで兵器供給を行った理由は、日本政府が清国政府に特別の好意を抱いていることと東亜の大局維持のためだと説明した上で、清国は日本の好意に報いるためにも日本の満洲政策に柔軟な対応を希望する旨を付け加えることも忘れなかった。

伊集院公使は内田外相からの指示に従い同年一〇月一八日に、清国政府に日本政府が兵器

供給を行うことに嚴重な情報漏洩防止を図るよう申し入れを行った(三〇)。ところが、その翌日の同年一〇月一九日に、伊集院公使は兵器輸出に関して清国側から深刻な問題が持ち込まれていることを内田外相に伝えてきた(三一)。清国側が持ち込んだ問題は、清国政府は深刻な財政難で経費軽減を行っている中で緊急に討伐用銃砲弾薬を輸入する決定を行ったが、泰平会社が清国政府に提示した価格は、それまで日本の商社が清国に販売してきた価格より二割から八割の利益を上乗せしているとのことであった。そのため、伊集院公使は清国への供給価格を以前の価格に戻すように要請してきたのである。価格が割高となった原因は明らかであった。それは泰平組合設立時に当たり陸軍大臣が出した訓示の中に、

……外国ニ売込ム兵器及属品ハ工廠渡原価ヲ以テ組合ニ売渡シソノ売込代価ヲ制限スルコト  
ナシ……

としていたからである。要するに兵器価格は泰平組合が自由に決定することができるとする条項が契約の中に含まれていたのである。したがって泰平組合は清国への輸出価格を独自に設定したことが原因で販売価格が高くなったのである。この時の陸軍は、泰平組合が中国に提示した価格は何ら知らず知らず寝耳に水の事態であったに違いない。泰平組合による無統制な価格提示に懲りた陸軍は、これ以降の兵器輸出に関し価格決定に深く関わるようになった。

伊集院公使から泰平組合による価格つり上げの報告を受けた内田外相にしても、価格を調

整する権限はなく、陸軍に報告し価格調整するように求めるだけであつた。

ところが陸軍の対応は意外に早く、翌日の同年一〇月二〇日に外務省の要請を聞き入れ清国向けの兵器弾薬代金は過去に譲渡した価格と同等とする決定を下した。その決定は直ちに外務省から伊集院彦吉公使と青木宣純少将に伝えられた<sup>(三三)</sup>。青木少将が最初に清国が兵器供給を希望しているとの情報を得てから僅か一週間後の明治四四(一九一一年)一〇月二三日に泰平組合代理店大倉洋行と清国陸軍部間で兵器売買契約が成立した<sup>(三四)</sup>。売却することになった兵器は三〇年式小銃弾一五〇〇万発、野砲榴弾一万二五〇〇発、山砲榴弾三七五〇〇発、山砲榴弾一万五〇〇〇発、山砲榴散弾五万五〇〇〇発及び機関銃四〇挺と機関銃弾一〇〇万で、その総額は二七三万二六四〇円であつた。また、兵器弾薬の引渡し条件は、契約成立日から三週間以内に三分の一を天津埠頭で交付し、残余は契約成立日から四週間以内に天津埠頭で交付と決まつた。支払条件は総額を三分割し契約成立時に第一回目の九一万八八〇円が支払われ、第二回目は全ての貨物が到着し検品終了後、換言すれば契約成立日から四週間後の支払となり第三回目は第二回目の支払日の翌日を起算日にその三ヵ月後に行うというものであつた。陸軍としては、約一か月で全ての兵器弾薬の兵器引渡しを完了する予定であつた。ところで、引渡し品目を詳細に観察すると新規の兵器は三八年式機関銃四〇挺だけで、その他は三〇年式歩兵銃用弾丸や三八年式野砲用砲弾である。要するに消耗品が主でその量は日露戦争時における工廠の一か月程度の量にしかならないが材料の仕入れ及び製造時間等を考慮すると、僅か一か月で製造を行うのは不可能なため備蓄してあつた弾薬や機



関銃を清国に輸出したものである。また、清国が輸入したのは弾薬類が主であったということは、既にそれら弾薬に適合する小銃や大砲は輸入済みということになるが、その実体は明治三六（一九〇三）年から三七（一九〇四）年に掛けて袁世凱が直隸総督であった時に小銃三万五〇〇〇挺、同実包三〇〇〇万発、大砲一〇〇門を輸出したものである（三四）。

清国への本格的な兵器輸出の内訳は「表一・一 泰平組合第一次売込契約」として纏めておいた。

清国が兵器価格に就いて苦情を申し立てていたことは前述の通りであるが、その後も揉め事は継続した。価格上乘せ問題が解決して間もない明治四四（一九一一）年十一月六日の内田外務大臣から伊集院彦吉清国公使宛に出した電報には（三五）、既に陸軍の調整により泰平組合が受け取る手数料は約八%まで下がったにも拘わらず返金若しくは減額を要求してきたとの報告があった。その揉め事の概要は、契約締結日である明治四四（一九一一）年一月二三日

表一．三 泰平組合第一次売込契約（明治四四年一月二三日締結）

No.	兵器名	品目	単価	数量	合計（円）
1	30年式 6耗5口径	小銃弾 1000発単位	50.88	15,000,000	763,200.00
2	31年式 7珊5口径	野砲榴弾	18.55	12,500	231,875.00
		野砲榴弾	16.43	37,500	616,125.00
		山砲榴弾	15.9	15,000	238,500.00
		山砲榴霰弾	13.76	55,000	756,800.00
3	38年式 6耗5口径	機関銃	1749	40	69,960.00
		機関銃弾（保弾鋌 共1000発単位）	561.8	1,000,000	56,180.00
合計金額					2,732,640.00

出所：「泰平組合代理店大倉洋行卜大清国陸軍部間ノ兵器売込契約」  
『日本外交文書 清国事変（辛亥革命）』一三八頁より筆者編集。

に泰平組合が第一回目の代金九一万八八〇円を受け取る約束となっていたが、清国側は「コミッション」と称して三〇万円を差し引いたので残金六一万余円が第一回目の支払分となった。清国と泰平組合間の契約には「コミッション」、言い換えるならば賄賂に関する取決めはなかった。そのため日本側は面食らったのである。泰平組合が契約締結時に総額二七三万二六四〇円の三〇%を受領する契約にしたのは、それなりの理由があった。それは泰平組合が兵器の払下げを受ける際に陸軍に予納という着手金を支払うことが求められていた。砲兵工廠条例で工廠が外部から製造依頼を受けて兵器などを製造することは可能であったが、製造するに当たり使用材料を予め購入する必要があるため代金の一部を前払する慣習があった。ただし、明治四一（一九〇八）年一〇月二六日制定の「勅令第二百六十九号 砲兵工廠製品代金延納ニ関スル件」<sup>(三六)</sup>により諸般の事情がある場合には延納は可能ではあったが、その際は有価証券を担保として提出するという厳しい条件が付けられていた。

したがって清国が賄賂として三〇万円を差し引いたことから組合は陸軍への予納金が不足してしまつたのである。そのため明治四四（一九一）年一月四日に「契約保証金免除ノ件」<sup>(三七)</sup>で勅令第二百六十九号の適用を願い出て認められている。そのような事情があったことから内田康哉外務大臣は伊集院公使に宛て、清国側の兵器代金の減額要求等には同調しないように求めた。しかし、この件で陸軍と泰平組合は中国との取引には必ずコミッションが必要なことを痛感したものと思われる。そのため、これ以降の中国との取引では予めコミッション分を価格に組み入れて提示するようになった。

実は、清国政府と同様に対峙する革命派側も日本からの兵器供給に期待していた。そのことは伊集院清国駐在公使が本省に意見具申を行った中に、革命派に兵器を供給して北京政府の牽制するように求めていることからも見取ることができる。(三九)その他にも、現地にいる陸軍武官から陸軍中央に対し、三井物産の山本条太郎を通じて機関銃二〇挺、弾薬二〇万発、三一年式榴散弾五万発を密輸入し革命派に兵器供給するように求めてくる者もいた(三九)。革命派も武器調達のため積極的に日本に接触していたのである。

泰平組合から清国への兵器輸出契約を調印した直後の明治四四(一九一一)年一月四日に伊集院公使から内田外務大臣宛に日本政府と革命軍との関係を問い合わせてきた(四〇)。その電報によれば清国政府濤具勒と青木宣純少将が会談した折に、三井物産が革命軍に兵器供給を行っている疑いがある。万が一、そのことが事実であるならば革命軍を討伐するために行動を開始した官軍は非常に不利な立場に置かれ、動乱鎮定に大きな影響を及ぼすので、何らか特別な取締方法はないかと質問してきた。青木によれば、濤の鋭い質問に「民間会社の三井が革命軍に兵器供給を行っていることは知らずにいたが、日本政府としては断固とした処置を取るであろう」と曖昧な返答をしてその場を取り繕っている。しかし、青木の感想としては、「ドイツ商人は中国各地域に入り込み熾烈な販売を行っているという厳しい事実があり、三井は営利業者のため例え日本政府が取り締まったとしても革命派への兵器供給は止めることが困難だと考えていた。しかし、外交筋からの依頼でもあり、その要望を本国に要請をしてきたのである。」

## 小括

陸軍は日露戦争中に砲兵工廠の兵器製造能力を拡大し全力で生産にあたったが、終戦と共に生産は先細りとなり設備を持て余すことになった。しかし、依然としてロシアの脅威が取り払われた訳ではないため生産設備や職員を維持することに決定するが、掛かる費用の捻出に苦勞することになった。その解決策として余剰となった設備を稼働し製造した兵器を清国に輸出するということになった。陸軍が市場を清国と決めた理由は、既に複数の日本商社が廃銃などを清国に供給した実績があったからである。早速、南部燐次郎少佐を清国に派遣し市場調査を行わせることにした。清国各地を訪れた南部は、行く先々でドイツが極め細かい販売活動を行っている様子を目の当たりにして現実の厳しさを認識した。それに比べ日本の商社は組織も資金も不十分なためドイツという強力な相手に競り勝つことは至難であると映った。南部は、ドイツに立ち向かう何らかの対応策を導き出す必要に迫られ辿り着いた結論は、日本の商社を連合させ一本化した上で陸軍が商社活動を支援することで対抗する以外に方法はないということであった。

明治四一（一九〇八）年六月四日付けで陸軍大臣寺内正毅が東京及大阪砲兵工廠の製造する兵器及属品販売をするために、陸軍と強い繋がりを持つ合資会社高田商会、合名会社大倉

組、三井物産合名会社の三社に命じて設立させたのが泰平組合であった。陸軍は日本の兵器製造を掌握し民間製造を許していないことから輸出する兵器は全て陸軍砲兵工廠が製造し、輸出窓口は泰平組合が独占的に行うことになった。陸軍の利点は輸出を促進し工廠の稼働率を向上させた上に利益を得ることができたのであった。また三井、大倉、高田の利点は陸軍の支援のもと独占的に兵器輸出を行うことができたため、巨額の利益を得て三社で平等に分配することであった。

陸軍は大きな期待を込めて発足させた泰平組合であったが、設立直後に見本として輸出した機関銃がホチキス社の特許権を侵害していると追及され和解金を支払うことになった。この時、陸軍は、商社を合同し輸出能力を高めることはできたものの、肝心の兵器性能は依然として二流であることを思い知らされた。

泰平組合による本格的な兵器輸出は、清朝末期の明治四四（一九一一）年一〇月に武昌蜂起が起き容易ならない事態に慌てた清国政府が鎮圧に必要な軍需物資を日本に求めてきたことが最初であった。契約は明治四四（一九一一）年一〇月二三日に泰平組合代理店大倉洋行と清国陸軍部間で取り交わされ、品目は三〇年式小銃弾一五〇〇万発、野砲榴弾一万二五〇〇発、山砲榴弾三万七五〇〇発、山砲榴弾一万五〇〇〇発、山砲榴散弾五万五〇〇〇発及び機関銃四〇挺と機関銃弾一〇〇万で総額は二七三万二六四〇円となった。

泰平組合は中国の動乱により設立後初めて大型兵器輸出を成約させることができたのである。

(注)

(一) 「東京砲兵工廠製作力」 「明治三十七八年戦役 陸軍省軍務局砲兵科業務詳報」 C06040181000°。

(二) 「東京大阪両砲兵工廠工場衛生調査ノ件」 「明治三十九年乾 貳大日記二月」 C06084135100°。

(三) 大江志乃夫 『世界史としての日露戦争』 廣濟堂 (二〇〇一年一〇月) 二七四頁。

(四) 提理。砲兵工廠を統括する部署。

(五) 「南部少佐南清視察報告申達ノ件」 「密大日記 明治四十年」 C03022862100°。

(六) 日露戦争の主力兵器三十式有坂銃を基に、機関部を変更した銃が三八式歩兵銃である。三八式歩兵銃という名称は、明治三八(一九〇五)年に制定されたことに由来する。この銃の諸元は、全長一、

二八〇mm、銃身長七九七mm、重量四kg、口径六・五mm、初速七六二m/秒、装弾数五発だった。三八式歩兵銃の特徴は、銃身が長く、口径を六・五mmに抑えたことで発砲時の反動が少なく、命中

精度の向上及び取扱者の疲労の軽減という特徴があった。このため明治三八(一九〇五)年制定後昭和二〇(一九四五)年の敗戦まで日本陸軍の主力兵器として使われていた。

(七) 南部燐次郎は、東京砲兵工廠小銃製造所勤務時代に三八式歩兵銃を開発し、この功績が認められ陸軍中将まで昇進した。陸軍を退役した南部は南部銃製造所を設立し大正一四(一九二五)年に十四

年式拳銃(通称南部拳銃)などを製造した。昭和九(一九三四)年に陸軍から将校用拳銃の設計、制作の依頼を受け、翌昭和一〇(一九三五)年に新型拳銃を完成し九十四式拳銃として制定される。

同上 「南清視察報告書」 第五画像目より第七三画像目。

(八) 「広州記事」 同上(第三三画像目)。

(九) 清時代に一省内の行政全般をつかさどる役職。

(一〇) 同上 「蘇州記事」 第三八画像目。

- (一二) 同上「南京記事」第四四画像目。
- (一三) 同上「安慶記事」第五八画像目。
- (一四) 同上「武昌漢口記事」同上(第六二画像目)。
- (一五) 「南部銃製作所第一一回決算報告書、第一一回提示総会決議書、他」(「大倉財閥資料」二五・三、三四)一九三二年(東京経済大学図書館蔵)。
- (一六) 「外国へ兵器売込ニ関スル件」密大日記明治四十一年七月八日「C03022924800(第一〇画像目)」。
- (一七) 「御願」同上画面(第一六画像目)。
- (一八) 「泰平組合兵器等払下ニ関スル願書署名ノ件」明治四十一年七月八月密大日記第三号「C03022923900」。
- (一九) 「二井八郎次郎 大倉喜八郎兵器払下之件」密大日記明治三十八年「C03022825000」。
- (二〇) 坂本雅子「財閥と帝国主義」ミネルヴァ書房(二〇〇三年)。
- (二一) 大倉財閥研究会編『大倉財閥の研究』近藤出版社(一九八二年)。
- (二二) 朽木寒三『馬賊戦記(上) 小日向白朗と満洲』番町書房(一九七五年)三三二頁。
- (二三) 「軍用小銃ニ於ル御紋章ニ関スル件」大日記甲輯大正三年「C03030703700」。
- (二四) 「兵器本廠長、東京、大阪砲兵工廠提理へ 軍用各種小銃及其廃品を部外ニ拂下若ハ下付スル場合ニ於シテハ自今銃身ノ菊花御紋章ヲ抹殺スルコトニ被定候条承知相成度候也」理由 菊花御紋章ヲ有スル物件ヲ民間ニ於ケテ譲渡、譲受シ得サルノミナラス(明治十三年五月五日宮内省達乙第二号) 地方警察官廳ニ於テ取扱上困難ナル事情アルヲ以テナリ。
- (二五) 中川清「明治・大正期における兵器商社高田商会」『白鵬法学』創刊号(一九九四年四月)一九三頁。
- (二六) デー・ペー・バヴロフ、エス・アー・ペトロフ『日露戦争の秘密』成文社(一九九四年)六四頁。
- (二七) 「清国売却ノ機関銃ニ対シ抗議申出ニ関スル件」密大日記明治四十三年「C03022986500」。
- 外務省編纂「武昌ニ暴動勃発セシニヨリ軍艦ニ警戒アリタキ旨道台ニ照会ノ件」『日本外交文書 清国事変』外務省(一九五一年一月)。

第一章 泰平組合の設立そして清国への兵器輸出

- (二八) 同上書「日本政府ヨリ兵器弾薬ヲ購入シタシト廕昌ヨリ青木少将ニ依頼アリシ件」一三四頁。
- (二九) 同上書「日本政府力重大ナル危険を冒シ兵器ヲ提供スル好意ニ鑑ミ清国政府ニ於テモ対日態度ヲ改善シ滿洲ニ於ケル日本ノ地位ヲ尊重方申入アリタキ件」一三五頁。
- (三〇) 同上書「我軍事援助ノ外部漏洩ヲ嚴重防止方申入レシ件」一三六頁。
- (三一) 同上書「我供給兵器ノ陸軍省払下価格ニ付特別ノ配慮方ヲ清国側ニ申出ノ件」一三六頁。
- (三二) 同上書「供給兵器弾薬ノ價格下ニ陸軍ハ異存ナキ件」同上書一三八頁。
- (三三) 同上書「泰平組合代理店大倉洋行ト大清国陸軍部間ノ兵器売込契約」一三八頁。
- (三四) 坂本雅子『財閥と帝国主義』ミネルヴァ書房(二〇〇四年六月)七九頁。
- (三五) 前掲「泰平組合ノ兵器價格ハ不当ニ非ス清国側多額ノ「コミッション」徴収ニ注意アリタキ件」
- 『日本外交文書 清国事変』一五一頁。
- (三六) 「御署名原本 明治四一年 勅令第二百六十九号 砲兵工廠製品代金延納ニ関スル件」AO3020773999。
- (三七) 「契約保証金免除ノ件」「密大日記 明治四四年」C03023016200。
- (三八) 前掲「武昌広東ノ革命党ニ援助ヲ与エ北京政府ヲ牽制スル肝要ナル件」『日本外交文書 清国事変』(一四九頁)。
- (三九) 同上書「革命軍援助ノ為兵器輸送方稟請ノ漢口寺西中佐電報転電ノ件」一四九頁。
- (四〇) 同上書「三井物産ノ革命軍ニ対スル兵器売り込ミ取り締マリ方ニ関シ濶具勒ヨリ青木少将ニ申出ノ件」一五〇頁。



## 第二章

### 日本からロシアへの兵器輸出



本章では明治四一（一九〇八）年に設立された泰平組合は、しばらくは然したる成果を挙げることもなく、工廠の稼働率は低下したままであった様子から検討を始める。その後、第一次世界大戦が始まると連合国とりわけロシアからの兵器注文に砲兵工廠は全力で生産し供給するが、それも間に合わずに配備中の兵器の回収や、要塞砲を取り外し供給するなど涙ぐましい努力を行っていた様子等を詳細に検証してゆく。

## 第一節 第一次世界大戦以前の砲兵工廠と泰平組合の様子

第一次世界大戦で未曾有の兵器注文を受けることになる砲兵工廠であったが、その直前は不景気のどん底に喘いでいた。その様子を大正二（一九一三）年六月一九日発行の「万朝報」 「砲兵廠の乱脈」に詳しく書かれている（一）。それによれば、この頃砲兵工廠は不景気の只中にあり大正二（一九一三）年度の砲兵工廠予算が不成立となったことから遂に資金不足となって、全ての業務は停止し構内は閑散とした状態であった。そのため工廠は一万四〇〇〇人の職工中二五〇〇人から二六〇〇〇人を解雇しなければならぬ事態に陥った。大幅な人員削減の結果、砲兵工廠の年間生産量は小銃五万挺で弾薬は二〇万発まで落ち込んでしまった。また、実包生産数も同様の数字であった。そのままでは工廠の運営も儘ならないため打開策

として外国から兵器製造を請け負うこととなり、綠色彈藥製造の注文を前金三六万円、中間金四〇万円の合計七六万円の實施契約を取り付けることに成功した。早速に製造に取掛り製品完成まで漕ぎ付けたが引取り検査を行ってみると使用に堪えないことが判明し、依頼主は受取を拒絶してしまった。この結果、工廠は約六〇万円の欠損を出すことになった。この記事内容から、日露戦争当時の小銃月産生産数が開戦前は六五〇〇挺で終戦直前には一万三〇〇〇挺となっていたことを考えると小銃生産量は日露戦争以前の水準にまで落ち込んでいたのである。また海外からの受託した火薬製造の逸話から砲兵工廠が多く熟練工を解雇したことにより技術力も土気も低下していたということは明らかである。日本政府は工廠に固定資本として累積一億二〇〇〇万円を投資した外に運転資金として累計二七〇〇万円を支出してきた。しかし、工廠は独占的な兵器製造を行いながら余剰な設備や人員等の無駄が多いことから利益率が低く国庫に納入した利益金は毎年三万円から五万円に過ぎなかった。また大正元（一九一三）年度の帝国議會で承認された工廠の剰余金は一四〇万円としているが、実際には公表された砲兵工廠の会計とは別途に砲銃雑費七〇万円と砲銃具雑費六〇万円の損失があり粉飾決算だということも暴露している。

その他に「砲兵廠の乱脈」には泰平組合に就いて触れている部分もあるので紹介する。その頃の沈滞した工廠の中で三井、大倉、高田が共同して設立した泰平組合の職員だけは工廠内を闊歩し動き回っていた。その異様な光景に一般職員の間では泰平組合職員と工廠の一部職員の間で癒着は公然の秘密で、挙げ句の果てに工廠の作業課職員は組合から売上げの二%

から三%程度を割戻しとして受けているという風説までが流布されていた。その原因とし、多くの職員が解雇される中で高級将校は離職後泰平組合の事務員として再就職していることが判明したことから職工の反感を買ったために広がった噂であった。この記事から、日露戦争時の砲兵工廠は兵器や弾薬を増産し戦争を後方から支えるという重要な役割を果たしてきたが、戦後は殆ど製造する武器や弾薬もなく長い不況の中で多くの職工が解雇されても高級職員は特権的に泰平組合へ再就職を決めていた。そのため賄賂受取を噂されるなど荒んだ状態となっていることを明らかにした記事である。

年が明けて大正三(一九一四)年となっても砲兵工廠の運営状況は好転せず、職工の追加解雇を行う以外に方法はないところまで追い詰められていた。その様子は大正三(一九一四)年七月九日発行の東京朝日新聞に「砲兵職工の解雇」<sup>(三)</sup>とする記事があるが、その中には砲兵工廠が抱える全職工一万四〇〇〇人中二二〇〇人を解雇する決定が出たことを伝えている。当時の日本でこれだけの大量解雇は未曾有の出来事であった。以上のような職工の大量解雇は日本が第一次世界大戦に参戦するまで改善することはなく、然したる対策も見つからない状態であった。

陸軍の中にも深刻な事態に憂慮する人物もいた。筑紫熊七陸軍省兵器局長は工廠の稼働率が低下し職工の大量解雇を止める方法として中国と兵器同盟を結ぶことで打開を図るべきであると持論を「帝国中華民国兵器同盟策」<sup>(三)</sup>として纏め外務大臣に提出している。しかし、筑紫の奮闘にも拘わらず事態は一向に改善する兆しは表れなかった。筑紫の意見具申書

は、第一次世界大戦中に陸軍の中から生まれたい総力戦を遂行するために中国と兵器を共通にし、その生産を日本が行い中国に供給する代わりに、兵器の原材料を中国から調達しようとする構想の先駆けだとする意見もあるが、筑紫の意見具申書は飽く迄も工廠の不況対策として考えられたものである。

## 第二節 ロシアからの兵器供給依頼

一九一四（大正三）年六月二八日にサラエボでオーストリアの皇太子が暗殺されるという事件が起きた。その影響は瞬く間に各国を戦争に巻き込み第一次世界大戦となった。

大正三（一九一四）年七月二八日にオーストリアがセルビアに宣戦布告した<sup>(四)</sup>。これに続いてロシアは同月三〇日に陸海軍の動員令を発令したことに對抗しドイツは同月三一日にロシアに最後通牒を突き付け翌八月一日に宣戦布告した<sup>(五)</sup>。当時のロシアの戦備は、人的資源は豊富であるが武器弾薬の製造能力では大工業国の水準を遙かに下回っていた。それに加えて鉄道の未整備により物資供給に難点があった<sup>(六)</sup>。そのためロシアが日本に兵器の供給を求めてきたのは日本がドイツに最後通牒を行った同年八月一五日の四日前、即ち大正三（一九一四）年八月一日にロシア駐在本野大使より加藤高明外務大臣あてに送られてきた電報が最初である<sup>(七)</sup>。その電報によると、本野一郎大使がロシア参謀本部砲兵部長を訪ね

た際に、砲弾八〇万発、火薬約四〇万貫、信管八〇万个を購入したいと持ちかけられた。その後、同年九月二五日に帰朝した本野ロシア大使が本省を訪れ加藤外務大臣と会談した際に、ロシアは旅順にある重砲の譲与も求めていることを伝えている。陸軍大国のロシアが日本で不要となった重砲の譲渡までも申し入れてきたのである<sup>(九)</sup>。ロシアは陸海軍に動員令を掛けたものの大砲や弾丸が不足したまま開戦してしまつたのである。

同年八月一七日にロシアはレンネンカンブ指揮のもと歩兵六・五師団と騎兵五個師団で東プロイン国境を突破した。ところが同月末までにロシアはドイツに簡単に撃破されてしまつた。この戦いがタンネベルクの戦いである。

同年九月二四日にロシア陸軍砲兵大佐ジュコーフスキーと技師は兵器や弾丸を買い付けるためウラジオストク經由で敦賀に來日し入港後直ちに東京に向けて出発した。彼らの目的は火薬類の購入であつたが、購入予定量全てを日本で調達ができるとは考えておらず不足分はアメリカからの購入する心算でいた。その他に日本から供給を求めた兵器は軍用飛行機二〇〇機、軍用自動車四〇〇台、軍用自転車七〇〇台であつた。ロシアは日本に最新兵器の供給を求めてきたのである。しかし、日本は小銃や小銃弾以外に輸出すべきものはなく、ロシア使節団の要求に応ずることができなかつた<sup>(九)</sup>。ロシアからの來訪者がウラジオストク經由で日本に來たということは、この時期、タンネベルクの戦いでロシアが敗北したためロシアの西海岸はドイツの勢力下にあり大西洋を越えてアメリカに往く航路の安全が保障されていなかったのである。尚、ロシア軍人と技術者をウラジオストクから運んできた鳳山丸は敦

賀到着の翌日の二五日にウラジオストクに向けて出港するが、積荷にはロシアが軍需物資として購入した乾燥サツマイモ四万三六五四斤四八五箱、衛生材料（包帯、ガーゼその他の医薬品）一万四九九斤五一箱が積まれていた。

ロシアは開戦とほぼ同時に軍需品調達を開始したことをみてきたが、日本に民間の兵器製造会社がないことから本格的な兵器調達には砲兵工廠の稼働が必要となる。では工廠は何時から本格的な製造を開始したのかを確認するならば、大阪砲兵工廠が作成した「欧州戦役に関する大製造経験録」（二〇）には大正三（一九一四）年一月一〇日に連合国向けの兵器供給依頼が舞い込んだことが最初であるとの記載がある。日本が青島で戦闘を開始したのが同年十月三十一日で戦闘が終了したのが同年一月七日であったことから、ロシアから本格的な兵器供給依頼があったのは青島戦終了直後ということになる。

ところが、大阪砲兵工廠に注文が舞い込む五日前、同年一月五日に福岡県知事から加藤高明外務大臣あてに、同月六日にロシアの義勇艦隊「Tulia」号が門司港に入港し、大倉組門司出張所が小銃一万五〇〇〇挺、小銃実包一〇〇〇箱をロシアへ搬出する準備をしていると知らせてきた（二一）。その船に積み込まれた小銃は、九州各師団から回収して門司兵器支廠が保管していたものである。また、ロシアに兵器を輸出しようとしている業者は大倉組で実際の輸出名義人は泰平組合であった。これは、ロシアが同年一〇月二三日に供給依頼してきたもので、その第一陣として門司港から積み出される予定となっていた（二二）。これら一連の動きは、日本政府がロシアの要請に応えるため青島戦が終了する前から配備中の兵器を門



司兵器支廠に集積を開始し供給準備を整えていたことになる。このことからロシアの兵器事情は緊迫し、製造時間が待てないほどに兵器不足は差し迫っていたのである。

同様な事例が他にもある。大正三（一九一四）年一〇月二八日に防衛用に東京湾や対馬海峡に配備していた要塞砲を回収しロシアに輸出することになった。兵器局を通じて各地の要塞司令官に「廃止砲台ノ兵備一部撤去ノ件」<sup>(一三)</sup>という撤去命令が出された。それには、

……本案ハロシア政府へ譲渡スヘキ重砲兵器ニ関係スヘルモノニシテ兵器表乙号ノ改正及備砲撤去ノ命令ト同時ニ先行相成度 但シ契約ハ本日正午泰平組合トロシア委員間ニ於テ調印済……

と、撤去した砲が泰平組合を通してロシアに売却されることが記されている。この命令に、東京湾防備用からは箱崎、夏島、笹山、波島、米浜、観音崎第一の要塞砲を撤去した。紀淡海峡防備用は由良要塞からは成山第二、深山第一、深山第二の要塞砲を、同様に、下関要塞からは古城山と田向山が、

表二. 一 ロシアへ派遣した人員（大正五年十一月）

派遣理由	階級	准士官 下士官 判任官	計(人)
大正4年4月重砲据付及び教習の為派遣	12	10	22
大正5年1月そのうちの帰朝者	6	8	14
大正5年7月 野、山砲教習のため派遣者	1		1
大正5年8月そのうちの帰朝者	1		1
大正5年8月 大正4年4月派遣者帰	1		1
大正5年12月	1	1	2
大正5年12月残留者数	6	1	7

出所：「ロシア政府へ供給ノ兵器ニ関スル件」  
「大正十一年 欧受大日記二月」C03025306800（第一画面目）。

日本海入り口の要衝対馬海峡防備用からは四十八谷が撤去されてロシアに譲渡された。陸軍は撤去した大砲をロシアに搬入したのちに組み立てるための技術要員を大正四（一九一五）年四月から大正五（一九一六）年一二月頃までに、士官一二人、准士官及び下士官一〇名を派遣し砲の設置に協力している。その様子は「表二・一 ロシアへ派遣した人員（大正五年十一月）」として纏めておいた。

陸軍が要塞砲撤去など無謀とも思える挙に出た理由は、極東におけるドイツの拠点青島の攻撃を開始し、早々に青島攻略の目処がたつていたために、日本の安全上問題となる国は周辺に存在しなかったからである。要塞砲のほかにも大正四（一九一五）年三月九日に「三十式銃実包引渡ノ件」<sup>（二四）</sup>とする命令が出された。これは砲兵工廠の弾薬生産が要求に追いつかないため、支那駐屯軍に実戦配備している銃と弾薬を回収しロシアに供給するというものであった。その数は三八式銃弾薬八〇万三五七五発、機関銃弾薬一万二九六〇発で、その他に既に返納輸送中の三八式小銃弾薬一五万九八四〇発があつたことから合計は三八式銃弾九六万三四一五発、機関銃弾一万二九六〇発が東京砲兵工廠に戻され、再梱包したのちにロシアに供給することが決まっていた。現地支那駐屯軍司令官は、この銃弾返納命令が余りに唐突であつたことと、駐屯軍の弾薬備蓄量が極端に少なくなることを恐れて返納の再考を求めたが認められることはなかった。

大正三（一九一四）年一二月二五日付の在ハルビン佐藤尚武総領事代理から加藤外務大臣への報告として、在ハルビンのロシア砲兵部長が日本の総領事館を訪問し語つたことによれ

ば、ロシアは緊急に必要な兵器を確保するため日露戦争後、日本が戦利品として捕獲したロシア製小銃が残っていないかを問い合わせてきた。もしも残っているならば売却してほしいというものであった（二五）。

以上のように配備中兵器及び弾薬を回収しロシアに供給したことは帝国議会で追及されることになるが、陸軍としてはロシアの要求に答えるため努力した結果であった。それは

表二. 二 大正三年一二月の連合国へ兵器供給状況

	注作品	数量	払下代金 (円)	供給 払下	供給完了時期
ロシア	三十式歩兵銃（銃剣、属 同 携帯備品	200,00 20,000	3,486,160	組合	目下授 受中
	同 実包（百万）	20			
	7mm 歩兵銃（銃剣共） 同 騎兵銃	20,350 15,050	1,074,431		10月14
	同 実包（百万）	1.16			
英国	三八式歩兵銃 三十式銃剣	50,000 50,000	2,486,640	組合	10月22 日
	三八式歩兵銃携帯備品 同実包（百万）	10,000 20			
	仏国	三八式歩兵銃 三十式銃剣			
三八式歩兵銃携帯備品 同実包（百万）		10,000 20			
ロシア		28cm 榴弾砲	12	1,411,050	組合
	24cm 白砲（弾薬3,000	34			
	24cm 加砲	14			
	三八式10cm 加砲（弾薬	12			
	10cm 加砲弾薬庫	12			
	四五式20cm 榴弾砲（弾	4			
	4脚10t 起重機	2			
3吋野砲榴散弾丸	500,00	3,900,000			
30式歩兵銃実包（百万）	5	173,600			
合計			15,018,521		

出所：「欧州戦乱ニ基因スル外国注作品ニ関スル件」  
「大正三年 欧受大日記 十月上」C03024354000（第一〇画像目）。

ロシアの兵器入手希望が急激かつ大規模であったことと、日本には要求に応えるだけの兵器備蓄も兵器生産力もなかったからである。

大正三（一九一四）年一月四日に大蔵次官は陸軍に、連合国からの兵器注文数、納品状況及び入金状況を詳細に報告するように要請した。その時纏められたものが「欧州戦乱ニ基因スル外国注文品ニ関スル件」<sup>（二六）</sup>である。調査は大正三（一九一四）年一月に行われた。（「表二・二 大正三年二月の連合国へ兵器供給状況」参照）。最初に砲兵工廠に兵器供給依頼が来たのは同年一月一日であったが、僅か一か月で受注総額が一五〇一万八五二一円にまで急増していたことが見て取れる。その納入状況は、一部兵器は供給済みと記載されているが、当時の砲兵工廠は本格的稼働に至っていなかったことから考えて、供給した兵器は、陸軍が回収したものか備蓄していた予備兵器若しくは在庫していた廃銃を補修したものの考えられる。その理由として、是だけ短期間に二〇万挺の小銃を精算する能力は日本にはないということと、供給した三〇式歩兵銃二〇万挺は日露戦争時の主力兵器であるが、既に新式の三八式歩兵銃の配備が始まっていたことから旧式に属するもので予備か廃銃が残っていたためである。尚、「表二・二」から国別の受注高はロシア一〇〇四万五二四一円、イギリス二四八万六六四〇円、フランス二四八万六六四〇円となっているが、これは、工廠が組合に払い下げた価格であり、泰平組合の販売手数料、荷造り料、運賃、保険等は含まれていない。このため、供給を受けた各国の支払はもう少し高くなっただけである。

上述の調査から約三か月後の連合国からの兵器供給依頼の状況と、砲兵工廠の生産は大正四（一九一五）年二月二五日調査の「欧州戦乱ニ基因スル軍需品等各国特別注文調」（二七）から確認できる。尚、注文状況は章末に「表二、九連合国への兵器供給一（大正四年二月二五日陸軍調）」として掲げておいた。

それによれば、新規にイギリスから三八式歩兵銃三万挺の注文を受けており、その契約日は大正三（一九一四）年一月二八日、引渡し日は契約後一か月としている。砲兵工廠は受注後一か月で三万挺の三八式歩兵銃を供給できたのかと言えば、ほぼ不可能である。『陸軍工廠の研究』（二八）には、工廠の小銃生産能力は最大二万五〇〇〇挺としていることから、一見可能なように見えるが大正三年初めの年間生産能力は五万挺にまで低下しており、三万挺の生産は材料の購入も考えると不可能である。したがってイギリスには新たに配備する予定であった三八式歩兵銃と新規に生産した分とを合わせて供給したものと考えられる。大正四（一九一五）年一月三〇日に加藤外務大臣と在日イギリス大使が会談した際に、イギリスは日本が供給した五万挺に感謝の意を伝えている（二九）。その他に前年度より兵器供給を望んでいたルーマニアは大正四（一九一五）年一月一八日に再度兵器供給の希望を伝えてきたが、ロシア、イギリス、フランスの供給ですら生産と供給が間に合わないでいたことから断ったものと考えられる（三〇）。

大戦劈頭の日本から連合国に供給した小銃に就いて整理しておく、ロシアへ供給した小銃のほとんどは三〇年式小銃であった。このことを裏付ける資料として岡陸軍大臣から加藤

外務大臣に宛てた大正四（一九一五）年一月二日陸密第七号がある。そこには、三〇年式小銃十萬挺は修理を完了して出荷できるように準備しているが、追加注文があっても対応できない旨を連絡している（二二）。砲兵工廠では既に三〇年式歩兵銃の生産は中止し三八式歩兵銃に生産を移行していたため、三〇年式小銃を生産ができる状態になかったか、大正四（一九一五）年初頭に配備中の三〇式歩兵銃はほとんどを回収し終わり払底した状態になっていたものと考えられる。大正四（一九一五）年二月三日加藤外相と在日ロシア大使が会談した際に、ロシア大使は日本が緊急に供給した古い兵器に謝意を伝えると共に、次回は新しい三八式歩兵銃の供給するように要請してきた（二三）。これに答えて外務大臣は、新しい銃を供給することは当分望み薄だと伝えた。これは、日本政府は手持ちの兵器を融通したものの、新規に作成する三八式歩兵銃を供給する意思はなかったのである。

### 第三節 新規製造兵器の大量注文と日本の対応

大正三（一九一四）年一月二日トルコがロシアに宣戦布告をした。この宣戦布告を、ドイツ軍参謀総長フォルクエンハインは、ロシアへの軍需品輸送補給路の妨害と、イギリスとロシアの軍事力分散という二点から決定的に重要な意味を持つと評している（二四）。具体的には、トルコの参戦でロシアは地中海に繋がるダーダネルス海峡を閉塞されてしまった。これ

は、西部戦線で敗北したロシアはバルチック海に繋がる港湾設備を使えないことから、軍事物資の輸入や主要輸出品である穀物を黒海からボスポラス海峡、マルマラ海、ダーダネルス海峡そしてエイゲ海を通じて行っていた交易が完全に止められたということである。大正四（一九一五）年一月二日ロシア軍総司令官ニコライはイギリス陸軍大臣キッチナーに、トルコ軍が予想に反して善戦したことからロシア軍はカフカスで苦境に直面した。その支援策として、イギリス軍による牽制攻撃を要請すると共に、戦線の建て直しと兵力再建のため軍需物資の供給を求めてきた。しかしイギリスもロシアに軍需物資を運び入れる手段を奪われており具体的な動きが取れないでいた。そのためロシアはダーダネルス海峡を利用せずに、安全なウラジオストク港を利用できる日本に兵器供給を求めるようになったのである。大戦開始から僅か半年ほどで、ロシアの様相は一変してしまったのである。

大正四（一九一五）三月三〇日加藤外相と在日ロシア大使との会談の中でロシア大使は日本に新規に五〇万から八〇万挺の小銃を要請してきた。そのうち少なくとも三〇万挺は現存する銃か在庫分を要求してきたのである。何度も指摘することではあるが、ロシアは兵器が出来るまでの時間も待つことができないほど追い詰められていた。そのような厳しい状況下にあったことからロシア大使は八〇万挺を一括発注し、そのうちの三〇万挺を「アドバンズ」として受け取ることも可能であると補足した。この会談でロシア大使が強く主張したかったことは、日本が考える以上に早急に兵器が必要だということであった（二四）。

大正四（一九一五）四月二一日加藤外務大臣と在日ロシア大使が再度会談を行ったが、席

第二章 日本からロシアへの兵器輸出

上ロシア大使は前回提出した要請の回答を求めた。そのなかでロシア大使は、日本も二個師団増設のため兵器不足であることに理解を示しながらも、再度、小銃三〇万挺の兵器供給を強く求めた(二二五)。

大正四(一九一五)年四月二三日イギリスは、ロシアの慢性的兵器不足から東部戦線の崩壊を憂慮し日本がイギリスに供給を約束していた小銃三〇万挺をロシアに優先して供給するように申し入れてきた(二二六)。

また、その頃在ロシア日本大使からも外務省に速やか

表二. 三 ロシアへ供給した軍需品 (大正四年五月七日調)

	区分	数量	単価	小計	供給区分	
製造供給	鼠絨 (外套)	2,260,000.00 碼	3.00	6,780,000	民間当業者製造 千住製絨所同	
	運搬費	500,000.00 碼	3.00	1,500,000		
	小計			8,346,240		
	長靴	497,000.00 組	8.65	4,299,050	民間当業者製造 朝鮮皮革会社同 被服廠	
		200,000.00 組	8.40	1,680,000		
		103,000.00 組	8.65	890,950		
	運搬費			22,620		
	小計			6,892,620		
	製造供給ノ分合計				15,238,860	円
	在庫品ノ譲渡	茶褐霜降絨	1,200,018.80 碼	3.20	3,840,060	
茶褐絨		40,000.00 碼	3.20	128,000		
運搬費				25,792		
小計				3,993,852		
綿ダック		138,777.99 碼	0.50	69,389		
運搬費				999		
小計				70,388		
半長靴		24,250.00 組	5.70	138,225		
運搬費			1,091			
小計			139,316			
鹵獲被服品			58,632			
譲渡品ノ価格合計				4,262,188	円	
二口ノ合計金額				19,501,048	円	

出所:「ロシアニ供給ノ品種、数量、及価格区分表」外務省編纂  
『日本外交文書 大正四年第三冊下巻』一〇〇八頁より筆者作成



に大量の兵器供給を望むという電報を寄せていた(二七)。しかし、手持ちの三〇年式小銃は供給し尽くし、遂には新式の三八式歩兵銃は備蓄分まで供給していることから日本には供給すべき小銃はなかったのである。連合国から日本政府に矢のような供給依頼に日本政府が取るべき方策は、新規に兵器を製造し供給する以外に方法は残されていなかったが、かといってロシアが即刻供給を求めている三〇万挺の小銃を製造し供給するだけの時間も能力も材料もそして設備も不足していた。

連合国は日本が供給を渋っていることに様々な経路を使い善処を求めてきた。大正四(一九一五)年五月一九日加藤外務大臣と在日イギリス大使の会談が持たれた。その席上、イギリス大使は本国外務大臣からの電報を提出した。その電報には、日本がロシアへ早急に小銃二〇万挺と弾薬の供給を願うとあった(二八)。この会談で加藤外務大臣は、ロシアへの軍需品供給の状況をイギリス大使に説明するため同年五月七日付けで行った調査内容を提示した。ところが、その調査は軍服や長靴などで、イギリス大使が望んでいたロシアに供給する小銃や弾薬の具体的な数字を提示することはなかった。さぞやイギリス大使は失望したものと思われる。ところで、外務省が調査したロシアへ供給する軍需品は、外套など新規製造品が一五二万八八六〇円で、在庫品が四二六万二一八八円、合計一九五〇万一〇四八円であった。陸軍はこれら民間で製造したものに一ヤードあたり三厘、国内製造分は一組あたり五厘、朝鮮製造分は一組に一銭を経費として差し引いていた。そのため陸軍は軍需品を民間へ委託することにより約六万三一二五円の雑収入を得ていた勘定になる(二九)。前年度まで工廠は在庫

に納入した利益金が年三万円から五万円であったことを考えると、外套などの軍需品供給だけで前年度利益に匹敵するか、それ以上の利益を得たということになる。（「表二、三」ロシアへ供給した軍需品（大正四年五月七日調）参照）。

大正四（一九一五）年五月二九日付で在イギリス井上大使より加藤外務大臣宛ての電報は、イギリス向けの小銃をロシアに供給するようにイギリスから再度の要請を伝えている（三〇）。イギリスからの度重なる要請に日本政府は、ロシアに一〇万挺の小銃供給を約束した。その約束は、大正四（一九一五）五月三〇日の在ロシア本野大使から加藤外務大臣に渡されたロシア政府要請書の冒頭に一〇万挺の謝意が添えられていたことから確認できる（三一）。その上でロシアは、日本が供給を約束した小銃用弾丸三億発と小銃一〇万挺の他に、追加として小銃二〇万挺、大砲二一六門と砲弾を毎月一二万発、口径一〇センチ以上の速射砲及び攻城砲若干及び、一九〇七年有坂式野砲（三八式野砲と思われる。筆者注）を希望してきた。この日、在ロシア本野大使から外務大臣に再度重要な電報が届いた（三二）。その内容は、ロシアが西ガリシヤアで大敗北し、当分の間ドイツ・オーストリア軍に攻勢を掛けることができないほどの敗北を期したことを伝えてきた。それに加えて、本野の個人的な意見と断った上で、ロシア軍は東部戦線において決定的な勝利を得る可能性は極めて低い。そのため、ロシアの戦略的な役割は東部戦線を維持しドイツ兵力を引きつけて時間を稼ぎ、フランスやイギリスが戦う西部戦線での勝利を待つ以外に方法はないとする戦況分析を伝えてきた。したがってロシアは同年秋迄に兵力を再編する必要に迫られていたが、連合国はロシアに新たに大量の

兵器供給を行うだけの余裕もなく、当然のこととしてロシアは日本に兵器供給を求めてくるはずで、その時に日本政府はできるだけの援助を行う決心をしておくべきだとの意見であった。その上で本野は本省の外交政策にも触れて、連合国とロシアにとって重大な時期に日本は中国と外交交渉をしているが、これは戦後の日本外交にとって重大な障害となる可能性があり適度なところで収束させ連合国向け兵器供給に尽力することが重要だとの忠告も付け加えた。本野が指摘する中国との外交交渉とは、大正四年一月に中国に提出した華二一か条要求提出に続く外交交渉だということは明らかである。日本政府が中国との外交交渉に注力することは、東部戦線崩壊の危機にある時に連合国内の足並みを乱すことになり、後々の日本外交に禍根を残すことになるとの危惧があったからである。それよりはロシアが兵器の窮乏に悩んでいる時に、日本は十分な兵器供給を行い、その代価として松花江以南の東支鉄道譲渡を持ち出す方が日本の国益から見て得策だということも伝えてきた。本野が本省に伝えている松花江以南の東支鉄道譲渡という話は、ロシアが極東に目を向けることができないう時期に南満州鉄道の北進を企てるべきとの考えを抱いていた。また、そのような話がロシアと打合せを行う中で、しばしば出てきたことから本省に伝えてきたものと思われる。

日本政府は大正四（一九一五）年六月五日に漸くロシアへの本格的な兵器供給実施を決定した<sup>(三三)</sup>。そして、陸軍は早速ロシアに供給できる兵器を洗い出し加藤外務大臣に報告した。陸軍が供給可能とした兵器供給の概要は、在庫の小銃一〇万挺及び実包二〇〇〇万発の他に、毎月一二万発の要求があった三十一年式速射砲弾薬は毎月八万発の製造余力があったためそ

の分を六か月間に亘り合計四八万発供給すること、そして三八式野砲の要求に対し、発射すると反動で砲架が後退してしまうという欠点がある旧式の三十一年式速射砲を要求通りの数量を実施すると返答した<sup>(三三)</sup>。陸軍の決定は、それまでに約束した数量を再確認する程度であった。陸軍の本音は、ロシア向けに工廠設備を拡張してまで増産する考えはなく、既存設備の稼働率を向上させることで対処したいと考えていた証拠である。そのため陸軍が提示した砲弾供給数は砲兵工廠の製造能力に併せた数字となったのである。

大正四（一九一五）年七月三日に在ロシア本野大使は加藤高明外務大臣に先般陸軍が決定した兵器供給計画に対するロシア政府の反応を伝えてきた。それによれば、一応は日本の決定に謝意を表してはいるものの、陸軍の兵器供給計画の再考を要請するものであった<sup>(三五)</sup>。それに加えて、ただ日本に繰り返し要求しても埒が明かないと考え兵器製造用材料の供給と前渡し金の支払を条件として付加してきた。この前渡し金を支払う条件は、陸軍が示した供給案を全て破棄し、工廠が最高限度の製造能力を発揮させ、砲弾供給は半年間で合計四八万発だったところを毎月一〇万発まで増量し合計六〇万発、三十一年式速射野砲は一二〇門と十分な砲弾、二六及び二八珊重砲を若干、譲渡の決まっている三八式歩兵銃小銃二〇万挺という数量を実施した場合としている。ロシアの要望に大正四（一九一五）年七月一三日付けで岡市之助陸軍次官から加藤外務大臣へ回答が出された。しかしその内容は、陸軍が自ら策定した案に固執し目新しいものは殆どなかった<sup>(三六)</sup>。大正四（一九一五）年五月頃から同年七月に掛けてロシアと日本間で協議した兵器供給数は、在ロシア大使や外務省はできるだけ

ロシアの意向に沿うよう配慮しているが、実際に製造する工廠は既設設備の製造能力内に押さえておきたいと考えていた。理由は、日露戦争で拡張した生産設備であったが、戦後は持て余した経験があったため、自ずと拡張には慎重となっていたのである。陸軍がロシアへ大正三（一九一四）年一〇月に兵器供給を開始してから大正四（一九一五）年七月までの一〇か月間に供給実績を調べたものが、「表二・一〇 ロシアへ譲渡した兵器及び員数表二（大正四年七月一五日陸軍調）」である。この表も章末に載せておいた。

#### 第四節 陸軍の兵器大増産計画

ロシアが大戦初頭に東部戦線で敗北したことからロシアにとって重要な兵器生産設備と材料などの輸入を行う西海岸の港湾設備が使用できなくなり、残された安全な港湾施設はロシア東方のウラジオストクが残るだけとなるが、そのウラジオストクに近く、かつ兵器製造設備に被害を受けていない日本にロシアの兵器供給依頼が集中することになった。しかし、日本はロシアの要求に応えるだけの生産能力は持ち合わせていなかった。そのため、陸軍はその場凌ぎに配備中の小銃や大砲を回収したものや廃棄銃を修理して出荷したとは既に説明した通りである。

ところがロシアが大正四（一九一五）年夏ワルシャワ附近の戦闘に敗北したため東部戦線

の崩壊が懸念されるようになった。この事態を重く見たイギリス政府は、日本にロシアの要望に合わせて兵器供給計画の大幅な変更を促してきた。

大正四（一九一五）年八月一日に二通の電報がイギリスから日本に送付された。一つはイギリスの外務大臣からであり、いま一つはイギリス国王からであった。

イギリス外務大臣エドワード・グレーからの電報は、在日イギリス大使館参事官から松本慶四郎外務次官に届けられた（三七）。その電報の中で、ロシアの小銃需要が切迫しており、日本が積極的に小銃の供給を行うならばロシアはそれに見合う十分な報償を出すつもりであるとの内容であった。イギリスまでが日本からロシアへの兵器供給に関与してきた理由は、もしロシアが東部戦線で敗北すればドイツは東進を開始し、日本の安全保障上重要な問題となる可能性があるという警告の意味も含んだものであった。イギリス外務大臣がわざわざ日本に警告文を送ってきた背景には、イギリスはロシアとの補給路を確保するためトルコのガリポリ半島に上陸しイスタンブールまで進撃しようとした試みは大失敗しロシアがいよいよ追い詰められている中で、日本だけは青島攻略以降は戦闘もなく欧州戦線の実情に疎かったことと、東部戦線の状況が思わしくない原因の一つとして日本がロシアへの兵器供給に消極的なためであるという認識があったからである。

イギリス国王からの伝言は、イギリス外務大臣からの電報と同日の大正四（一九一五）年八月一九日に、在日イギリス大使グリーンより大隈重信外務大臣に手交された。イギリス国王から日本政府への伝言には<sup>三八</sup>、東部戦線でロシア軍が敗北した原因の一つに兵器や弾薬

の不足を挙げている。そして、イギリスはロシアにできるだけの援助をしているが兵器供給の窓口となる港がダーダネル海峡を封鎖されているため、白海に面するアルハンゲリスク（Archangel）<sup>(三九)</sup> だけとなり物資輸送が困難になっているところへ追い打ちを掛けるようにドイツは北海に水雷敷設を行ったことでロシアへの補給は一層困難な状況となったことを訴えた。幸いにシベリア鉄道での輸送が可能であることから、この際、日本にはできる限りの援助をして欲しいというものであった。イギリス国王の伝言からも、ロシアへ兵器供給が可能な港は極東のウラジオストクだけとなっていたのである。

イギリス国王と外務大臣からの援助要請に日本政府も漸く重い腰を上げることになった。大正四（一九一五）年八月二四日に大隈外務大臣と在日ロシア大使の会談が持たれ、今後の対応策を協議した<sup>(四〇)</sup>。その中で、大隈外務大臣は日本の小銃生産能力は年間四万挺であるが、工場を拡張して年間生産数を三〇万挺まで高めることは可能であると述べた。大隈の返答に在日ロシア大使は、日本には軍事的見地からすると最早譲渡すべき小銃は一挺も存在しないことは十分に理解しているが、ロシア政府は一〇〇万挺の補給を受けたいと考えている。そのためには、まずは大隈外相の回答を在日ロシア大使からロシア政府に直接伝達することを希望した。理由は日本政府による兵器供給宣言は、それまで幾度か行われており、いままさら本国に取り次いでも本国は信用しないことは明らかであったための発言と考えられる。

同年八月二八日に在日ロシア本野一郎大使より大隈外務大臣に電報が届いた。日本政府がロシア政府に直接伝えた兵器供給計画には、ロシアが強く希望する小銃一〇〇万挺の供給見込

みがないことに失望したと伝えてきた<sup>(四二)</sup>。日本政府は小銃三〇万挺しか製造できないと伝えたことに反応したものである。その日のうちに再度在ロシア本野大使から機密電報が届いた<sup>(四三)</sup>。それによれば、在ロシアフランス大使館の調査でロシアは同年一月までにアメリカの銃製造会社から約六〇万挺の小銃の購入契約を結んでいたことが判明したとのことであった。購入先と納入量の概要は、レミントン (Remington) 会社から八月以降毎月四万五〇〇〇挺の納入を受け一月までの合計一八万挺、ウエスチングハウス (Westinghouse) 会社より一月までの合計一〇万挺、ウインチェスター (Winchester) 会社より七月から毎月二万二五〇〇挺を一月まで行うことで合計六万二五〇〇挺、ロシア国内で八月より毎月六万挺を生産し一月までの合計は二四万挺、都合五八万二五〇〇挺の小銃を取得するめどが立った。そのため、東部戦線でロシアが攻勢を掛けるために必要な小銃数は残り数十万挺にまで縮小していると考えられた。その上で本野大使は、時期を逸するとロシアは日本の小銃を不要とする可能性もあることから、ここは、日本に在庫している二〇から三〇万挺を至急供給することを提案してきた。当然のことであるがロシアは日本だけに頼っていた訳ではなくアメリカの製造会社等八方に手を尽くしていたのである。

大正四(一九一五)年八月二八日在ロシア本野大使から極秘の電報が届いた<sup>(四三)</sup>。その電報には、本野大使が八月二七日にロシア参謀総長と面会した際に、参謀総長は日本が二〇から三〇万挺の小銃を供給してくれるならば樺太及び東清鉄道の一部譲与を考慮する考えがある旨を伝えてきた。しかし、本野もロシア政府が樺太及び東清鉄道の一部譲与を持ち出した



真意を測りかねていた。そのためか本野は、ロシアが日本から一〇〇万挺の小銃供給を要望はしているものの、既にアメリカから兵器供給を受ける話も進んでいるため、ロシアが当面に必要な銃は二〇から三〇万挺のほずで真意を測りかねるといふものであった。しかし、本野が見過ごしていることがある。それは、異なる銃弾規格の小銃を採用した場合、その補給と運用が難しくなるため、できるだけ銃弾の口径を統一することは戦場での大原則である。そのため、ロシアは開戦当初に採用した三〇年式歩兵銃と弾丸の規格が同一の三八式歩兵銃を渴望していたのである。そのため同一規格の弾丸が使用できる銃で纏めようとしたことから一〇〇万挺という要求が出てきたものと考えられる。別の見方をするならば、日本から旧式の三〇年式歩兵銃を大量に購入したばかりに、同一規格の弾丸を使用する三八式歩兵銃以外の選択肢がなかったのである。

大正四（一九一五）年九月一日大隈重信外務大臣は在ロシア本野一郎大使に宛てた電報で、日本側としてはロシアから要請のあった二〇から三〇万挺の供給は難しいことを伝えた（四四）。その中で大隈は、日本がなけなしの小銃を供給することに一応は謝意を表しているものの、本心から日本の誠意を了解しているかは疑わしいと疑問を呈している。ロシアの動向に冷静な対応が見られることとは対照的に、陸軍の中には「……畢竟武士道的意義を以て彼の急を救わんとする……」（四五）等と、些か興奮した状態も伝わってくる文章も電報に添付してあった。

大正四（一九一五）年九月九日に大隈外務大臣は、在ロシア本野大使に自身が抱いている

第二章 日本からロシアへの兵器輸出

不信感を説明するため再び電報を送った<sup>(四六)</sup>。その中で、日本が二〇から三〇万挺の供給を行っても、その代価としてロシアが領土の割譲を真剣に検討しているとは到底考えられないし、例えロシアの提案が事実としても、そのような途方もない提案に深入りし、更なる追加供給を強要される可能性があることから慎重に対応するよう注意を促した。しかし、大隈のような急激かつ膨大な兵器供給を危惧する意見は次第に少数意見となつて行つた。

大正四（一九一五）年八月一九日のイギリス国王からの伝言と、イギリス外務大臣からの電報で、日本にロシア向け兵器供給は格別の配慮をするように要請があつたことは上述の通りである。この電報に驚いた日本政府は急遽抜本的対策を講じることを決定した。大正四（一九一五）年八月二七日陸軍省内部に兵器増産のための兵器調査委員会が設置され<sup>(四七)</sup>、翌二八日には第一回目の委員会が開催された<sup>(四八)</sup>。委員会が見積もつた連合国へ

表二．四 第一回兵器製造予定（兵器製造調査委員会）

		砲兵工廠生産	新設工場生産	計
大正5年12月まで	小銃 実包	150,000 100,000,000		150,000 100,000,000
大正6年12月まで	小銃 実包	150,000 150,000,000	60,000 60,000,000	210,000 210,000,000
大正7年12月まで	小銃 実包	150,000 150,000,000	100,000 100,000,000	250,000 250,000,000
大正8年12月まで	小銃 実包	150,000 150,000,000	140,000 140,000,000	290,000 290,000,000
大正9年12月まで	小銃 実包	150,000 150,000,000	200,000 200,000,000	350,000 350,000,000
計	小銃 実包	750,000 700,000,000	500,000 500,000,000	1,000,000 1,200,000,000

出所：「兵器製造調査委員会記事並調査書類報告ノ件」  
「欧受大日記 大正十一年」C03025305600（第三〇画像）。

の兵器供給可能量は、大正五（一九一六）年度に砲兵工廠で生産する兵器全量と、大正六（一九一七）年度以降は毎年小銃一五万挺と実包一億五〇〇〇万発であった。計画した小銃生産数は「表二・五 第一回兵器製造予定（兵器製造調査委員会）」を参照していただきたい。

大正四（一九一五）年九月一日第二回目の委員会が開催され<sup>（四九）</sup>、論議されたことは新設備の導入や新工場の建設など様々な方策を実施して大正六（一九一七）年までに年間生産量を小銃三六万挺、実包三億発を標準製造数とすることを決定した。第一次世界大戦直前の小銃生産量が五万挺ほどであったことから驚異的な拡張計画である。

そして問題のロシアへの供給する小銃数は全生産量三六万挺から陸軍が必要とする量を差し引いて大正五（一九一六）年一二月までに小銃一五万挺と実包一億発、大正六（一九一七）年

表二．六 閣議決定された兵器製造数

		砲兵工廠生産品	新設工場生産品	計
大正5年12月まで	小銃	150,000		150,000
	実包	100,000,000		100,000,000
大正6年12月まで	小銃	250,000	60,000	310,000
	実包	200,000,000	60,000,000	260,000,000
大正7年12月まで	小銃	300,000	140,000	440,000
	実包	220,000,000	140,000,000	360,000,000
大正8年12月まで	小銃	300,000	200,000	500,000
	実包	220,000,000	200,000,000	420,000,000
大正9年12月まで	小銃	300,000	200,000	500,000
	実包	220,000,000	200,000,000	420,000,000
計	小銃	1,300,000	600,000	1,900,000
	実包	960,000,000	600,000,000	1,560,000,000

出所：「兵器製造調査委員会記事並調査書類報告ノ件」  
「大正十一年欧受大日記二月」C03025305600（第四一画像）。

一二月までに小銃二一萬挺と実包二億一〇〇〇萬發、大正七（一九一八）年一二月までに小銃二五萬挺と実包二億五〇〇〇萬發、大正八（一九一九）年一二月までに小銃二九萬挺と実包二億九〇〇〇萬發、大正九（一九二〇）年一二月までに小銃三五萬挺と実包三億五〇〇〇萬發と決まった。その合計は小銃一二〇萬挺と実包一二億發であつた。（「表二・六 閣議決定された兵器製造数」参照）。

また、同調査委員会では兵器大增産を行う際の資金面の検討が加えられた。その結果、砲兵工廠が戦時体制に移行し全力生産を行った場合には、砲兵工廠の歳出予算に不足が生ずる可能性があることから、予め予算外支出を承認することと、材料準備のため年度開始前に予算外で国庫負担による契約額を大幅に増やすことを陸軍に求めた。具体的には、砲兵工廠の製造能力を増加させるため東京工廠の作業予備金から約五〇萬円の支出と、緊急拡張費用として約一七七萬円の緊急支出することであつた（五〇）。同調査委員会は、費用の捻出先としては一〇〇萬円を臨時事件費から、残りの七七萬円は追加予算からとし、その他に東京砲兵工廠の小銃製造設備拡張費用として東京砲兵工廠作業予備金より約五五萬円の支出するように求めた。この調査委員会の提言は、兵器製造に必要な材料を購入する資金を政府が保証することで予算決定前に製造を開始し、後で議会の承認を得るといふものであつた。後日、陸軍は、帝国議會にこれら緊急支出の了承を求めたが野党に追及され紛糾するいわく付の臨時支出であつた。その他にも同委員会は重要な決定を行っている。それは、陸軍が独占的に行つていた兵器製造であるが、全てを工廠で行うには経済的危険性があることから、一部は民間

にも行わせ危険を分散させようというものであった<sup>(五二)</sup>。その製造品目は、三八式歩兵銃、三〇式実包、弾丸その他雑兵器であった。その内、実包用火薬は日本セルロイド人造絹糸株式会社、民間兵器製造会社は三井物産、大倉組、高田商会の三社、即ち、泰平組合に合弁会社を設立させ委託することを考えていた<sup>(五三)</sup>。民間で生産する兵器の価格は三八式小銃が一挺四九円、実包が一〇〇〇発は九〇円を予定していた。

第二回目の兵器調査委員会の開催に合わせ、日本とロシアの間で条件を調整するための会談が大正四（一九一五）年九月一三日に大隈重信外務大臣と在日ロシア大使との間で持たれた<sup>(五四)</sup>。この会談でロシア側は、日本政府の精力的な活動に謝意の意を表すと共に、日本政府がロシア向け兵器生産のため工廠と民間企業に一七七万円の支出を決めたことに触れ、ロシア政府も兵器を製造する日本の民間企業に対し補助金交付を検討していると述べた。ただし、その交付金の支払方法はロシア政府から日本政府に振り込んだ後に、日本政府から民間企業に配分したいというものであった。ロシアの交付金は、日本政府の負担を軽減するためであったのか、購入代金を日本政府からの借入金で行いたいがために日本政府を窓口にしたのか、その真意は不明である。その他にも大隈とロシア大使との会談で幾つかの事項が確認された。その一つとして、ロシアが強く要求していた二〇万挺の小銃のうち、一五万挺は新式の三八式歩兵銃とし、残り五万挺は三〇年式歩兵銃とするが二万挺分は至急に修理して引き渡すことが条件であった。三〇年式小銃から三八式小銃に配備変更が進んだ結果、回収した三〇年式小銃数が五万挺になっていたことから出てきた数字だと思われる。

懸案であつた兵器工場拡張の件は大正四(一九一五)年九月一七日に閣議決定された(五四)。また、ロシア向け兵器の決済方法も同時に決定した。その内容は、大蔵省が「軍需品代金受払順序覚書」(五五)として纏め閣議決定文書に付記されたものである。

軍需品代金受払順序覚書 (九月十七日)

一、ロシア向キ軍需品代金(官憲又ハ民間ヨリ売却スルモノトモ)ハ円ヲ以テ定メ日本ニ於テ日本通貨ヲ以テ仕払ハルヘキコト

二、従米英貨ヲ在倫敦正金銀行支店等ニ払込ミ其ノ代リ金トシテ日本通貨ヲ在横浜正金銀行等ヨリ受入レ仕払金ニ充テラレタルモ爾後左ノ方法ニヨリ仕払ハレタキコト

a・従来ノ契約ニ属スル未払代金ハ其総額中少クモ三分ノ一ハ金貨又ハ金地金ヲ現送シ之ヲ大阪造幣局ニ輸納シ仕払ハレタキコト前項ノ主旨ニ依リ此際先ツ少クモ千五百万円ノ金貨ヲロシアヨリ日本ニ現送シ造幣局ヘ輸納セラレタキコト

b・従来ノ契約ニ属スル未払金中前項現送金貨ヲ以テスル以外ノ仕払ニ付テハロシア政府ノ希望アレハ仕払資金ヲ日本民間ニ於テ融通スル為メロシア大蔵證券ノ日本ニ於ケル発行ニ就キ日本政府ハ喜ンデ仲介ノ勞ヲ採ルノ意アルコト

但シ既ニ米國經由支払ノコトニ契約済ノ分ニ限りテハ契約通り実行セラレ差支ナキコト  
三、ロシア大蔵證券ヲ此際日本ニテ発行スルトセハ凡ソ左記条件ニテ成立スル見込

一、発行額面 一千万円

二、期限 一ケ年

三、割引歩合 年五分五百

四、手数料等 一步

五、證券金額 日本通貨

六、仕払地 東京

七、證券売出ニヨリ得タル収入金六日本ニ留置カレテ注文体代価仕払以外ニ使用セサル

コト

尚ホ目下ノ狀況ヲ以テ推セハ明年（一九一六年）ニ於テモ前記条件ヲ以テ四、五千万円ノ大蔵證券ヲ発行スルコトハ困難ナラザルベシ但シ割引歩合ハ財界ノ狀況ニヨリ多少ノ高低アルヘキモ先

ツ年五分五厘乃至六分ノ見当ナリ

四、将来契約スル軍需品代金ノ支払方ハ其際協定スヘキモ概ネ以上各項ニ準スルコト

この支払条件で注目すべき点は第二項で、代金の三分の一は金貨又は金地金を大阪造幣局に差し出し一度計量後、溶解し純度を確認したのちに日本政府に引き渡すことを求めている。ただし、残り三分の二はロシアが発行する国庫証券でも構わないというものであった。この閣議決定は日本案として仏語に訳されロシア政府に送付された。

ここで日本政府がロシアに金地金での支払を要求していることを説明しておく必要がある。当時も今も国家間の最終精算方法は金により行われているということである。特にこの時ロシアは日本市場でロシア国庫証券を発行し日本円を取得しようとしていることから担保が必要となったことで付け加えられた条件である。以上のような条件をロシアが認めた上でロシ

ア国庫証券を日本国内で発行したならば、三三〇万円余の金地金が国内に持ち込まれているということである。

大正四（一九一五）年一〇月二五日に在ロシア本野大使より石井外務大臣宛に東部戦線視察のために高級将校が訪ロしてきたことを報告してきた<sup>（五六）</sup>。高級将校とは参謀本部中島正武少将で、東部戦線の状況確認のため訪ロし、東部戦線から戻ってきた荒木貞夫中佐より情況報告を受けた。荒木は、いまだ戦地に留まり戦線觀察を行っている井染禄朗少佐の報告を基に、ロシア軍は一個師団中に五〇〇〇から六〇〇〇挺の小銃しか配備できない状況では、今後とも東部戦線で攻勢を掛けることはできないという見通しを示した。荒木の戦線報告を中島と共に聞いていた本野は、日本政府は東部戦線の状況を踏まえで、ロシアにより一層の援助を行うことが日本の利益のためであると意見具申を行っている。

同日に本野大使から石井菊次郎外務大臣宛に再度連絡が入りロシアが日本からの兵器供給に關し如何なる考えを持っているかを知らせてきた<sup>（五七）</sup>。それによれば、日本は一九一六（大正五）年から五年間で二〇〇万挺の小銃を供給するという日本政府の決定に、ロシア陸軍大臣が本野を訪問し直接語ったところによれば、ロシア軍は小銃の不足も然ることながら小銃弾薬不足はより一層深刻な状況となっており優先的な供給を必要としている。そのため数年後に必要な小銃数を日本と論議している余裕はないとのことであった。そしてロシア陸軍大臣は、日本がロシア暦一二月末までに小銃二〇万挺と一挺当たり一〇〇〇発の弾丸が供給できるといならば、五年以内に全量を引き取るという条件を付けて一八〇万挺を注文すると言



出した。陸軍大臣の発言は、それまで二〇万挺か三〇万挺かということでは交渉を行ってきた小銃数を一挙に六倍に増したことで、日本としては前提条件も異なり到底受け入れることができない提案であった。ロシアは、近い将来において軍隊の再編成を行うには小銃二〇〇万挺が必要として弾きだした数字ではあるが、現実には各地で激戦が続き弾丸消費量は予想を遙かに超え、その補給に苦慮していたため弾丸の供給を優先したいという話が飛び出してきたのである。したがって、この頃のロシア軍は、小銃を優先すべきか、将亦、弾丸を優先すべきかの判断すらできない混乱状態にあったのである。

大戦中にも拘らず大正五（一九一六）年一月一六日にフランスで連合国代表を集めた晩餐会が開かれた。その会場で、フランス大統領は在フランス松井慶四郎大使に日本がロシアに供給した兵器数及び今後の供給予定などを質問してきた。しかし、松井はその場では返答ができなかったと見えて寺内兼任外務大臣に詳細を問い合わせてきた。そのため急遽作成された資料が「ロシア譲渡主要兵器概要表」である<sup>(五八)</sup>。それによれば、この時期までに日本がロシアに供給した兵器は、各種小銃六七万二〇〇〇挺、同実包二億四〇三〇万発、各種火砲八〇一門、弾薬六七〇万五〇〇〇発に昇っていた。また、注文を受けて製造中であるが引渡しが行われていない未交付の兵器は歩兵銃八万挺、同実包四〇〇〇万発、火砲弾薬二五五万発であった<sup>(五九)</sup>。また、海軍からも総額約一八六一万九〇四円の兵器がロシアへ供給されており、その供給兵器は各種砲九六門、砲彈三万五〇四〇発、小銃三万七〇〇〇挺、同

第二章 日本からロシアへの兵器輸出

弾薬一〇〇万発となっていた(六〇)。

日本がロシアへ供給した小銃種別の内訳は大正三(一九一四)年一月から大正五(一九一六)年一月までは三〇式歩兵銃三三万一〇〇〇挺、三八式歩兵銃及び騎兵銃は大正三(一九一四)年一月頃三万五四〇〇挺、その他にメキシコに輸出するため製造したが契約を解除してロシアに供給した七mm口径の小銃三万五四〇〇挺であった。ただし、大正五(一九一六)年一月までに合計二万八〇〇〇挺を供給する契約のうち、八万挺は未出荷として残っていた。

ロシアは武器弾薬だけではなく軍需品も大量に購入していた。その品目を列挙すると衣服、毛布、缶詰(六二)、半長靴(六三)などであり、総額は一九四七万八四二八円に昇った。その他にも衛生材二七万一三五二円、獣医材料五二〇〇円があったことから、大正五(一

表二. 七 東京砲兵工廠拡張計画

	緊急追加	五年	六年	七年	八年	九年	十年	総計 (円)
土地建物費	337, 130	515, 490	408, 588	341, 140	221, 760	202, 100	151, 200	
無煙火薬用	124, 930	363, 650	14, 488	16, 500				519, 568
弾丸炸薬用		47, 840	40, 800		56, 960			145, 600
小銃実包用		104, 000	80, 000	227, 680	164, 800	202, 100		990, 780
信管火具用			273, 300	96, 960				370, 260
小銃用							151, 200	151, 200
器具機械費	484, 520	479, 110	585, 322	643, 530	772, 660	662, 300	496, 800	
無煙火薬用	184, 520	173, 300	47, 270	110, 000		50, 830		565, 920
弾丸炸薬用		155, 710	254, 290		270, 000	251, 730		931, 730
小銃実包用	300, 000		83, 762	146, 030	300, 000	300, 000	376, 800	1, 506, 592
信管火具用		150, 100	200, 000	387, 500	202, 660	59, 740		1, 000, 000
小銃用							120, 000	120, 000
								6, 301, 650

出典:「砲兵工廠臨時拡張実施ノ件」大正十一年 欧受大日記二月  
C03025305200 (第三五画像目) から東京砲兵工廠分を抜粋し作成。

九一六）年十一月時点で日本がロシアに供給した軍需品総額は二億二〇四九万七八七四円に昇った。

次々と打ち出される兵器増産の命令に砲兵工廠が如何なる対応策を取ったのかを大正四（一九一五）年「砲兵工廠臨時拡張実施ノ件」<sup>（六三）</sup>から見ておく。大正四（一九一三）年八月二〇日陸軍兵器局は拡張の理由を欧州大戦により連合国からの兵器供給依頼に日本は在庫の旧式兵器を供給する程度であった。また、砲兵工廠設備は日露戦争時に応急処置として拡張したもの

表二. 八 第一次世界大戦による工場拡張

大正 4 年 10 月 21 日	篩分室	
大正 5 年 6 月 7 日	綿薬工場撰綿室 綿乾燥室 梳解室 精綿室 煮洗室 洗断室 門衛所 厠 構内電気工作物 軽便鉄道 排水路 敷地平均及樹木植付 周囲木柵及び門 運河及船溜及橋梁	
大正 7 年 4 月 10 日	乾燥室並掘鑿地平均工事 裁断室 圧仲室 溜置室 軽便鉄道増設	豊島製薬所設備と思われるが板橋火薬製造所としているため掲げた

出所:陸軍密大日記中より筆者作成。

で急激な兵器増産には対応ができず、廃銃や中古の兵器を修理し譲渡する程度の生産力しか持ち合わせていなかったのである。そのため砲兵工廠内は大正五（一九一四）一月一七日に大正四（一九一三）年度から大正一〇（一九二一）年度までの生産計画を決定した。そして建物と機械等に大正五（一九一六）年から大正八（一九一九）年まで毎年一〇〇万円前後を使い砲兵工廠の生産能力を整備しようというものであった。

その結果、大正一〇（一九二一）年の計画終了時には建物建設費関係二一七万七四〇八円、設備関係に四一二万四二四二円、合計六三〇万一六五〇円が投下されることになった。それを纏めた表が「表二・七 東京砲兵工廠拡張計画」である。しかし、これらの拡張も順調に推移した訳ではなかった。砲兵工廠の拡張事業は大正三（一九一四）年の臨時事件費で計上されていたが、計画自体に無理があったことから期間内に工事が終了せず予算の繰越しを行うなどの対策が必要であった（六四）。その例として大正六（一九一七）年一〇月一八日付東京砲兵工廠堤理宮田太郎から陸軍大臣大島健一に宛てた伺い書には、板橋火薬製造所機能を一部移転の工事では、建設地の地盤が軟弱であるため追加予算で補強工事を実施したいとの要求であった（六五）。早期に工場建設を開始したくとも用地の地盤が軟弱で地盤改良から行う必要があるなど問題が山積していた。大正七（一九一八）年に入ると遅れていた工場建設や土塁も漸く竣工するようになった。しかし、豊島製薬所の土塁及び護岸工事と綿薬工場の電気工作物が竣工したのは大正七（一九一八）年二月になったからである（六六）。板橋火薬製造構内の建物や構造物の内、第一次世界大戦用の臨時事件費として拡張が行われたものを「表

二・八 第一次世界大戦による工場拡張」として纏めておいた。これらから見ても、第一次世界大戦中の火薬製造の拡大は、板橋火薬製造所では限界があったために豊島製薬所や宇治火薬製造所の拡張を中心として行うようになったと考えられる。

## 小括

第一次世界大戦前の砲兵工廠は日露戦争以降長らく続いた不景気に工廠予算も削減が続き、遂に職工の大量解雇を行う等してみたものの先行きの見えない陰鬱な状態が続いていた。

ところが一九一四（大正三）年六月二八日にサラエボでオーストリアの皇太子が暗殺されるという事件は瞬く間に世界中を巻き込んだ大戦争に拡大し日本も連合国側にとって同年八月一五日にドイツに最後通牒を行同月二三日に宣戦布告することになった。砲兵工廠は、これを境にそれまでの不況は一転し連合国から未曾有の兵器供給依頼に昼夜兼行で生産しても間に合わないという活況を呈することになった。特にロシアは元来兵器生産能力が貧弱であったことに加えて大戦初頭の敗北によりバルト海に面する港湾設備が使えなくなったこと等から日本への依存度が高まり、砲兵工廠の生産能力を遥かに超える量を求めてくるようになるが、その兆候は日本がドイツに最後通牒を行う四日前の同年八月一日にロシア参謀本部は外務省を通じて砲弾八〇万発、火薬約四〇万貫、信管八〇万個を購入したいと持ちか

けてきたことから始まる。

連合国向けの兵器供給の動きは、大正三（一九一四）年一〇月二八日に防衛用に東京湾や対馬海峡に配備していた要塞砲を回収し泰平組合を通じてロシアに輸出することを決めていく。また大阪砲兵工廠では連合国からの兵器供給依頼が本格化したのは、同年十月三十一日に開始した青島攻略戦は同年一月七日に終了するが、その三日後の同年一月一〇日からであった。

青島攻略前後から始まった兵器供給依頼は僅か一か月の間に総額が一五〇一万八五二一円にまで急拡大した。国別の受注高はロシア一〇〇四万五二四一円、イギリス二四八万六六四〇円、フランス二四八万六六四〇円であった。急拡大する兵器供給依頼に陸軍は要塞砲の他にも大正四（一九一五）年三月九日に配備中の三〇式銃の実包を回収しロシアに引き渡すことを決定している。その数は三八式銃弾薬八〇万三五七五発、機関銃弾薬一万二九六〇発、その他に既に返納輸送中の三八式小銃弾薬一五万九八四〇発を含めると三八式銃弾九六万三四一五発、機関銃弾一万二九六〇発をロシアに供給している。

その後もロシアの要求は拡大し、大正四（一九一五）三月三〇日に五〇万から八〇万挺の小銃を追加要請してきたが、そのうちの少なくとも三〇万挺は配備中か在庫分としてほしいという但し書きが付いていた。換言すればロシアは砲兵工廠が製造している期間も待てないほどに急いでいたのである。

大正四（一九一五）年四月二三日にイギリスは、ロシアの慢性的兵器不足から東部戦線の

崩壊を憂慮し日本がイギリスに供給する約束をしていた小銃三〇万挺をロシアに優先して供給するように申し入れてきた。しかし、手持ちの三〇年式小銃は供給し尽くし、新式の三八式歩兵銃は備蓄分まで供給していることから日本には供給すべき小銃はなかった。連合国から日本政府に矢のような供給依頼に日本政府が取るべき方策は、新規に兵器を製造し供給する以外に方法は残されていないが、かといってロシアが即刻供給を求めている三〇万挺の小銃を製造し供給するだけの時間も能力も材料もそして設備も不足していた。

ロシアからの供給依頼は兵器のみに限らず、同年五月頃には、外套などの在庫品四二六万二一八八円と新規製造品一五二三万八八六〇円の合計一九五〇万一〇四八円も供給している。度重なるロシアからの供給依頼に大正四（一九一五）年六月五日に漸くロシアへ本格的な兵器供給を実施することにした。その概要は、在庫の小銃一〇万挺及び実包二〇〇〇万発の他に三十一年式速射砲弾薬は毎月八万発の製造余力があったことからその分を六か月間に亘り合計四八万発、三八式野砲の要求に対し発射すると反動で砲架が後退してしまうという欠点がある旧式の三十一年式速射砲を要求通りの数量を実施すると返答した。しかし、ロシアは強く反発し、前払条件を付加した上で弾丸を半年間に渡り毎月一〇万発、三十一年式速射野砲は一二〇門と十分な砲弾、二六及び二八珊重砲を若干、譲渡の決まっている三八式歩兵銃小銃二〇万挺を提案してきた。

この頃ロシアの戦況は大正四（一九一五）年夏ワルシャワ付近の戦鬪で敗北したため東部戦線の崩壊が懸念されるようになった。この事態を重く見たイギリス政府は、日本にロシア

の要望に合わせて兵器供給計画の大幅な変更するように求めてきた。追い打ちを掛けるように同年八月一日にイギリスの外務大臣とイギリス国王からもロシアへ兵器供給を拡大するように求めてきた。驚いた日本政府は急遽抜本的な対策を講じる決定を下した。大正四（一九一五）年八月二七日に陸軍内に兵器調査委員会を設置し兵器増産に向けて動き出すことになるが、同委員会の行動は素早く同年九月一日には大正六（一九一七）年までに年間生産量を小銃三六万挺、実包三億発の製造を標準生産量とすることを決めている。第一次世界大戦直前の小銃生産量が五万挺ほどであったことから驚異的な拡張計画である。そしてロシアへの供給は大正五（一九一六）年一月二月までに小銃一五万挺と実包一億発、大正六（一九一七）年一月二月までに小銃二一萬挺と実包二億一〇〇〇万発、大正七（一九一八）年一月二月までに小銃二五萬挺と実包二億五〇〇〇万発、大正八（一九一九）年一月二月までに小銃二九萬挺と実包二億九〇〇〇万発、大正九（一九二〇）年一月二月までに小銃三五萬挺と実包三億五〇〇〇万発とし、その合計は小銃二二〇万挺と実包二二億発を生産するという計画となった。

日本が第一次世界大戦中にロシアに行った兵器供給は、大戦直前の砲兵工廠は大不況であったことから新規に設備を増強することは消極的で、そのため配備中の兵器を回収し修理して供給していた。しかし、東部戦線の崩壊が懸念されるようになりイギリス国王と外務大臣から強い要請をうけて漸く重い腰を上げ増産を行う決意を下した。



(注)

- (一) 「砲兵工廠の乱脈(一〜十三)」『万朝報』大正二年六月十九日〜七月七日(新聞記事文庫)。
- (二) 「砲兵職工の解雇」『東京朝日新聞』一九一四・七・九(大正二)(新聞記事文庫)。
- (三) 「帝中国華民国兵器同盟策」外務省編纂『日本外交文書大正三年第二冊』外務省(一九六八年八月)。
- (四) 「奥匈国政府ヨリ対「セルビア」宣戦布告接受ノ件」外務省編纂『日本外交文書 大正三年 第三冊』外務省(一九六九年三月)二二頁。
- (五) 同上書「独国ノ最後通牒ト右ニ対スル回答時間経過ニ関スル件」三二頁。
- (六) リデル・ハート『第一次世界大戦上』中央公論社(二〇〇八年四月)七五頁。
- (七) 前掲「本邦ヨリ弾薬等ノ買入テタキ旨参謀本部砲兵本部長申出ノ件」外務省編纂『日本外交文書 大正三年 第三冊』六八〇頁。
- (八) 「旅順ニ在ル重砲ノ譲与ハロシアニ於テ欣然受領スベキ旨ロシア大使表明ノ件」同上書六八九頁。
- (九) 「ロシア軍需品調達ノ為ロシア軍人及技術者来朝ノ件」同上書六九四頁。
- (一〇) 「欧州戦役ニ関スル大製造経験録」『密大日記 大正十二年六冊の内第六冊』C03022644700(第一九画像)。
- (一一) 前掲「軍器輸送ニ関スル件」外務省編纂『日本外交文書 大正三年 第三冊』六九六頁。
- (一二) 「欧州戦乱ニ基因スル外国注文品ニ関スル件」『大正三年欧受大日記十月下』C03024354000。
- (一三) 「廢止砲台ノ兵備一部撤去ノ件」『大正三年 欧受大日記 十月上』C03024358300。
- (一四) 「三十年式銃実包引渡ノ件」『密大日記 大正四年 四冊の内三』C03022388700。
- (一五) 「ロシア哈爾濱団砲兵部長ヨリ小銃弾薬ニ関シ調査方依頼ノ件」外務省編纂『日本外交文書 大正三年 第三冊 下巻』外務省(一九六九年三月)七〇四頁。
- (一六) 「欧州戦乱ニ基因スル外国注文品ニ関スル件」『大正三年 欧受大日記 十月上』C03025409000(第一〇画像目)。
- (一七) 「時局ニ基因スル軍需品特別注文ノ件」『大正十四年 欧受大日記 結全』C03025409000。

## 第二章 日本からロシアへの兵器輸出

- (一八) 佐藤昌一郎『陸軍工廠の研究』四三〇頁。
- (一九) 前掲「本邦陸軍ヨリ英国陸軍へ小銃融通ニ対シ英国政府ノ謝意表明ノ件」外務省編纂『日本外交文書 大正四年 第三冊 下巻』九九四頁。
- (二〇) 同上書「羅馬尼公使本邦ヨリ大砲小銃彈買入度旨申出ニ付請訓ノ件」(書九九三頁)。
- (二一) 「同上書ロシア政府本邦ヨリ小銃入手方希望ニ関スル件」(九九三頁)。
- (二二) 「同上書軍需品購入ニ関スル件」(九九五頁)。
- (二三) リデル・ハート『第一次世界大戦 上』中央公論新社(二〇〇〇年)二四六頁)。
- (二四) 前掲「日本ヨリ小銃供給方希望申出ノ件」外務省編纂『日本外交文書 大正四年 第三冊下巻』(一〇〇〇頁)。
- (二五) 同上書「在本邦ロシア大使ヨリ小銃融通ニ付問合ノ件」(一〇〇一頁)。
- (二六) 同上書「ロシア政府ノ要望ニ応シ軍器供給シ可然旨進言ノ件」(一〇〇二頁)。
- (二七) 同上書「ロシアニ本邦ヨリ武器供給問題ニ関シロシア当局へ応答振回訓ノ件」(一〇〇二頁)。
- (二八) 同上書「在本邦英国大使ヨリ小銃二十万挺及彈藥供給方要望ノ件」(一〇〇四頁)。
- (二九) 同上書「ロシアニ供給ノ品種、數量、及價格区分表」(一〇〇八頁)。
- (三〇) 同上書「本邦へ注文ノ銃器ヲロシア側ニ優先引渡ヲ英国政府切望ノ件」(一〇一四頁)。
- (三一) 同上書「ロシア外務大臣ヨリ小銃供給ニ関シ謝意表明並重テ武器彈藥ノ供給ヲ仰キタキ旨申越ノ件」(一〇一四頁)。
- (三二) 同上書「ロシアニ対シ出来得ル限りノ武器援助アリタキ旨意見申ノ件」(一〇一五頁)。
- (三三) 同上書「ロシア政府へ兵器ノ特別供給決定ニ付同政府ニ通告方訓令ノ件」(一〇一七頁)。
- (三四) 同上書「ロシアへ更ニ小銃讓与ノ旨通牒ノ件」(一〇一九頁)。
- (三五) 同上書「日本政府ノ好意ニ対シロシア外相表謝並引続キ軍器供給方希望表明ノ件」(一〇二四頁)。
- (三六) 同上書「ロシア政府ノ鉄砲等供給方我政府へ懇願ニ関シ回答ノ件」(一〇二七頁)。
- (三七) 同上書「ロシアへ情勢ニ鑑ミ日本ヨリ急速ナル武器彈藥供給ヲ英国政府懇請ノ件」(一〇四三頁)。

- (三八) ロシアへノ武器供給援助尽力ニ付英国皇帝陛下ヨリ談話アリタル件」同上書(一〇四四頁)。  
 (三九) 白海にそそぐ北ドヴィナ河の河口近くノ軍事基地。  
 (四〇) 同上書「小銃補給ニ関スルロシア政府ノ申出ニ付会谈ノ件」(一〇六二頁)。  
 (四一) 同上書「ロシアへ小銃百万挺供給ニ関シ日本政府ニ回答ニロシア外務大臣失望ノ件」(一〇七二頁)。  
 (四二) 同上書「ロシアへ兵器供給ニ関シ意見陳述ノ件」同上書(一〇七二頁)。  
 (四三) 同上書「日本政府ノ小銃供給ニ対シ最高ノ代償ヲ考慮スヘキ旨ロシア参謀総長我武官ニ内話ノ件」(一〇七四頁)。  
 (四四) 同上書「対露兵器供給ニ関スル我方ノ誠実ナル態度及実状説示ノ件」同上書(一〇七五頁)。  
 (四五) 同上書「本野大使へ返電要旨」同上書(一〇七六頁)。  
 (四六) 同上書「対露兵器供給ニ関シロシアノ態度ニ対スル疑義ノ根拠詳細説示ノ件」(一〇七八頁)。  
 (四七) 「兵器製造調査委員会記事並調査書類報告ノ件」「大正十一年 欧受大日記 二月」C03025305600。  
 (四八) 同上(第一二画像目)。  
 (四九) 同上(第三三画像目)。  
 (五〇) 同上(第四六画像目)。  
 (五一) 同上(第五四画像目)。  
 (五二) 同上(第五五画像目)。  
 (五三) 「日本ノ兵器供給ノ経費ヲロシア政府ニ於テ分担スベキ旨ロシア対支申出ノ件」外務省編纂『日本  
 (五四) 外交文書 大正四年 第三冊下巻』(一〇八〇頁)。  
 (五五) 同上書「ロシアへ兵器供給ノ約束履行ノ為ノ施設ニ関スル件」(一〇八四頁)。  
 (五六) 同上書「軍需品代金受払順序覚書」同上書(一〇八七頁)。  
 (五七) 同上書「戦局ノ大勢ト将来ノ利益トニ鑑ミ尚一層ロシア援助方稟請ノ件」同上書(一〇九一頁)。  
 前掲「ロシアへ小銃及実包供給ニ関シロシア陸軍大臣申出ノ件」外務省編纂『日本外交文書 大正  
 四年 第三冊 下巻』(一〇九一頁)。

## 第二章 日本からロシアへの兵器輸出

- (五八) 「仏国大統領等ヨリ日本ノ対露兵器彈藥供給等ニ関シ質問アリタルニ付実情隨時通報方稟請ノ件」  
外務省編纂『日本外交文書 大正五年 第三冊』四六九頁。
- (五九) 同上書 「日本陸軍ヨリロシアニ供給シタル兵器彈藥數量件並派遣人員ニ付通報ノ件」 四七五頁。
- (六〇) 同上書 「ロシアへ軍需品供給並人員派遣等ニ関スル調書ノ件」 四七五頁。
- (六一) 「缶詰供給ニ関スル件」 「大正四 欧受大日記 九月」 C03024560200。
- (六二) 「半長靴讓渡ノ件」 「大正四 欧受大日記九月」 C03024582900。
- (六三) 「砲兵工廠臨時拡張実施ノ件」 「大正十一年 欧受大日記二月」 C03025305200。
- (六四) 「大正五年度予算繰越ノ件」 「大正六年 欧受大日記六月」 C03024779300。
- (六五) 「板橋火藥製造所綿葉工場運河及船溜及橋梁補強追加工事ノ件」 「大正六年 欧受大日記 十一月」  
C03024828700。
- (六六) 「工事竣工ノ件」 「大正七年 欧受大日記二月」 C03024874200。

表二. 九 連合軍への兵器供給一 (大正四年二月二五日陸軍調) 一

司令年月日	品目	員数	摘要	
大正三年	10月11日	三十年式歩兵銃 同実包	200,000 20,000,000	引渡済
	10月14日	7密口径歩兵銃 同騎兵銃 同実包	20,350 15,050 11,600,000	引渡済
	11月3日	三吋野砲榴散弾 同実包	50,000 20,000,000	四年十月迄引渡
	12月2日	二十八珊榴弾砲 同弾薬 二十四珊白砲 二十四珊白砲弾薬 二十四珊加農 三八式十珊加農 同弾薬車 同弾薬 五十四式二十珊榴弾砲 同薬莢 四脚十噸起重機	12 1,200 34 3,000 10 12 12 5,100 4 400 2	引渡済
	12月4日	三十年式銃実包	5,000,000	引渡済
	12月7日	四五式二十珊榴弾砲 堅鉄破甲榴弾	300	引渡済
	12月11日	三八式十珊加農薬莢 四五式二十珊榴弾砲薬莢 二十八珊榴弾砲 克式十五珊榴弾砲 三八式十五珊榴弾砲弾薬車	3,900 1,000 15 16 16	引渡済

出所: 「時局ニ基因スル軍需品特別注文ノ件」大正十四年 欧受大日記 結全

第二章 日本からロシアへの兵器輸出

表二. 一〇 ロシアへ譲渡した兵器及び員数表二 (大正四年七月一五日陸軍調)

大正三年		克式十二珊榴弾砲	28	
		克式十二珊榴弾砲弾薬車	28	
		同弾薬	17,850	
		三七式砲隊鏡	15	
	6月11日	三三式軸重駄馬具	5,000	
大正四年	1月13日	三吋野砲薬莢	500,000	四年九月迄引渡
		三吋野信管	300,000	四年七月迄引渡
	1月14日	二十八珊榴弾砲 堅鉄弾	4,000	引渡済
		四五式二十珊榴弾砲、破甲榴弾	2,500	
	1月16日	各種火薬	63,000	噸 引渡済
	1月29日	各種火薬	104,700	噸 引渡済
	2月12日	三十年式歩兵銃 銃剣共	85,000	引渡済
		同騎兵銃 銃剣共	15,000	
		同実包	2,500,000	
		三八式実包	10,000,000	
		同実包部品	20,000,000	
	3月4日	三十一年式速射砲 砲車	216	引渡済
		三十一年式速射砲 弾薬車	540	
	同予備品材料	54		
	同弾薬	150,000		
	三十年式乗馬具	500		
	砲兵輓馬具	500		
3月13日	三十一年式速射砲 弾薬	174,000	引渡済	
3月24日	方匙	110,000		
	同革鞆	7,000		
3月23日	三八式十珊加農弾薬	12,000	引渡済	
3月27日	綿火薬	20,000	噸 引渡済	

表二. 一一 ロシアへ譲渡した兵器及び員数表三 (大正四年七月一五日陸軍調)

大正四年	5月13日	三十一年式速射砲 砲車 同予備品材料 同榴弾 同榴散弾 同莖茨	12 3 4,000 13,000 7,200	引渡済
	5月22日	綿火薬	40,000	頓 引渡済
	5月27日	三十一年式速射砲 榴散弾	20,000	引渡済
	5月28日	三吋野砲榴散弾	300,000	四年十月迄引渡
		同信管	60,000	
	5月28日	三八式歩兵銃 銃剣共	100,000	引渡済
		同実包	20,000,000	四年十月迄引渡
		同実包	20,000,000	





## 第三章

### ロシアとの関係及び兵器代金の決済



本章では第一次世界大戦で日本を含め連合国から大量の兵器を購入したロシアは、その支払を如何なる方法で決済したのかと日本への支払も滞ってきたことを中心に、イギリスがロンドン市場で外為の交換を停止したことなどについて確認後、ロシアは日本の日露協商を結び極東で日本との関係を安定させ東部戦線に集中することと、日本からの兵器供給を安定的に確保する狙いがあつたことを纏めておく。加えて兵器代金の充当するため東支鉄道枝線の譲渡を持ちかけてきたことを、事の発端から結末までを明らかにする。

次に日本がロシアに供給した兵器代金はロシア革命により回収不能となるが、その後、残金を処理するため法律を制定し処理した様子を明らかにしておく。またロシアは革命で連合国を離脱しドイツと「ブレスト・リトフスク」講和条約を締結することになる。その際にロシア革命派はドイツに賠償金とし金塊で支払っていたが間もなくドイツは降伏したことから、今度はロシア革命派がドイツに引き渡した金塊の取扱いが問題となり日本はイギリス及びフランスと激しい駆け引きを行っていたことを明らかにする。その上で国際紛争後の賠償がどのように決められていたのかも検証する。

## 第一節 大正五年以降の兵器輸出と代金決済

大正五（一九一六）四月三日在ロシア本野大使は石井菊次郎外務大臣に宛てた電報で、ロシアが日本から購入を予定している軍需品の総額が三億一五〇〇万円に達することを伝えてきた。しかし、これだけの軍需品を全て日本貨幣で支払うには限界があるため、何らかの対策が必要であるというものであった。それはロシアが代金の支払ができない場合、兵器供給は止まりロシアの戦力に大きな障害をきたすことになる。その回避策として、ロシアは期限三年のロシア大蔵省国庫證券を発行し支払に充てたいと申し入れてきた。これと関連して、イギリスはロシアに日本への代金支払ため九〇〇万ポンドの与信を与えていたが、ロシアが大量の兵器注文を行ったことから与信不足が生じ、その解消のため交渉を行っていることも伝えてきた<sup>(一)</sup>。第一次世界大戦当時国家間の支払は、イギリスのイングランド銀行で行われていた。そのイングランド銀行にロシアと日本の銀行口座が存在し、ロシアは払込み額相当のポンドをイングランド銀行から借入れ日本口座に振り込むことになっていたが、イングランド銀行はロシアへの融資金額が予定限度を越えたために支払を拒否してしたのである。

同年四月五日には在ロシア本野大使は、新たにロシアが日本から購入を予定している軍需物資三億一五〇〇万円の支払先を知らせてきた<sup>(二)</sup>。それによれば、官庁への支払金二九一七万円、泰平組合には一億三〇一五万五〇〇〇円、民間会社には二〇五〇万円、その他にまだ注文先が決まらないものが一億三五一六万一〇〇〇円あった。日本はロシアへの供給が膨らむ中で、その支払に懸念を抱くようになり、大正五（一九一六）年四月二七日武富時敏大蔵大臣から石井外務大臣にロシア大蔵省証券引受けに就いて見解を伝えてきた<sup>(三)</sup>。その

中で、日本がロシアに供給した軍需品の総額は二億円を超えており、中には支払方法が未だ決まらない軍服や長靴など支払期限が迫っているものもある。その上で追加として三億円の兵器供給を決めようとしているが、それだけの兵器を短期間で製造することは不可能であるばかりか、ロシアは日本国内で発行する応募債で賄おうとしていることじたい無理があると主張した。その理由として、日本は既に六五五〇万円のロシア大蔵省証券を引き受けているが、その他に、いまだ支払の決まらない四三〇〇余万円が残っている中でロシア国庫証券を三億円規模で引き受けるだけの余裕はない。そのためロシアの支払に不安が残るので、ロシアが日本で発行するロシア短期証券をイギリスに保証してもらうか、買い取ってもらう必要がある。さもなければイギリス単独かイギリスとフランスが合同で、アメリカ市場で公債を発行してロシア短期証券の整理を考えるべきであるという主張であった。武富大蔵大臣の心配は、ロシアの債権が膨らむ中で、支払の用途が立っていないことであった。

ロシアの信用不安が徐々に広がる中で、大正五（一九一六）年五月二日に日本はロシアに義和団事件の賠償金二億九〇三九万九七六二ルーブルを日本への支払の担保とすることを提案した<sup>(四)</sup>。しかし、中国が賠償金を全て払い終えるには二五年後であることから、もしも、担保にしたとしても長期の割賦払と同様だとする反対意見があったことと、またロシア側も難色を示したため沙汰止みとなった。この頃イギリスはロシアにキツチナー陸軍大臣を派遣することとなり一九一六（大正五）年六月に巡洋艦ハンブシャーでスカパフローから白海に面するアルハンゲリスクに向かったが、途中、同年六月一五日にハンブシャーは洋上で

ドイツ潜水艦に襲われた沈没しキツチナーは行方不明となった<sup>(五)</sup>。キツチナーがロシアに向かった理由は定かではないが、東部戦線の立て直しと兵器供給に伴い正金での支払を協議するために出かけたものと思われる。

イギリスがロシアに正金を要求したことが窺える文書として大正五(一九一六)八月二日の在ロシア本野一郎大使から石井菊次郎外務大臣あての電報がある<sup>(六)</sup>。その電報には、在ロシアイタリア大使が本野に語ったところによれば、イギリスはロシアに毎月二五〇〇万ポンドを貸し出していたが、ロシアの兵器注文が急増したため貸付金だけでは不足が生ずるようになった。そのためイギリスは、新たに毎月五〇〇万ポンドを追加で融通することにした。したがってイギリスは毎月三〇〇万ポンドをロシアに外貨決済用として貸し出したことにしたが、その条件としてイギリスは四〇〇万ポンド分の正貨即ち金貨をロンドンに送金することを要求した。国際的な最終決済は金塊により行われていることは常識で、イギリスは当然のこととしてロシアに要求した。

その後、ロシアの決済状況は刻々と悪化して行った。それまでイギリスは、ロンドンでの国際為替決済機能を保持するため、ロシアが日本に支払う資金が不足した場合は貸付けを行い対処してきた。しかし、その額が余りに急激に膨らんだことと、担保不足に陥ったことから遂に日本にロシア決済を拒否すると通告してきた。その様子を大正五(一九一六)一〇月二四日在ロシア本野大使より寺内兼任外務大臣宛ての電報から確認することができる<sup>(七)</sup>。その電報によれば、イギリスはロシアに対し日本製兵器代金として六〇〇万ポンドの外貨支

払粋を認めていたが、不足となり九〇〇万ポンドにまで粋を広げた。しかし、それも不足し遂には一二〇〇万ポンドにまでになった。そのため、イギリスはロシアへの融資を拒否するに至った。ロンドンで行われていた国際為替決済からロシアは締め出され、独自の決裁処理を行わない限り交易は停止することになったのである。

これに驚いた日本政府は在ロシア本野一郎大使などの来電を総合的に検討した結果を同年一〇月二八日に寺内兼務外務大臣から在イギリス珍田捨巳大使に伝えると共にイギリスの内情を確認するように訓令した<sup>(八)</sup>。外務省が纏めた支払停止の事情は、イギリスはロシアに既に一億二〇〇万ポンドの融資を行い、そのうち一二〇〇万ポンドが日本への支払に充てられた。ところがイギリスも自国財政は逼迫している折ロシアがイギリス、フランス、アメリカから輸入した兵器代金ならば融資しても、日本への支払分は拒否するというものであった。その理由として日本の債権は少額で、他の国は債権額が格段に多額であることから日本だけを優先させることはできないとの考えがあったからである。

同年一月一日在イギリス珍田大使から寺内兼務外務大臣に返答の電報が届いた<sup>(九)</sup>。イギリスはロシアに一億二〇〇万ポンドを融資したとしているが期間が明確でなかったことから、珍田大使がロシア財務官に確認したところ開戦以来イギリスがロシアに融資した総額は既に四億ポンドに達していた。その他にも開戦から翌年三月三十一日までに同盟国や自治領向けとして八億ポンドを貸し付けており、今後は一段とその額が膨らむ可能性があると報告して来た。イギリスは、ロシアへの融資金額が膨らんだため、ロシアが日本から購入した兵

器代金まで融資する余裕がなくなっていたのである。

同年一月六日付勝田主計大蔵大臣から幣原喜重郎外務次官に充てた書簡で支払停止の事情を報告してきた。それによれば、ロシアはイギリスの融資資金約一億四〇〇〇万円を引き当として日本へ支払を行ってきたが、そのうち日本向けに融資した一二〇〇万ポンドを殆ど使い果たしてしまったのである。この時、日本はロシア注文品のうちポンドとの交換ができない八〇〇〇万円の未払金が残ってしまった<sup>(二〇)</sup>。一月一三日勝田大蔵次官は幣原外務次官に、ロシアからの新規受注は幾つかの問題が解決するまで当面は見合わせるべきであると伝えた<sup>(二一)</sup>。未解決の問題の中には、軍靴、軍鞍や火薬など業者との打合せも終了し契約締結を待っただけの案件も多数含まれていた。

ロシアに輸出した兵器代金決済が問題となっている中で、大正五(一九一六)年一月八日付けで在ロシア大使から本野外務大臣に新たな要望が出された<sup>(二二)</sup>。それによれば、小銃一五万挺以上、小銃弾は一小銃一〇〇〇発、三五秒信管一〇万発、二十珊榴弾砲二四門、一門の榴弾砲に一〇〇〇発の砲弾薬を一式として、合計二万四〇〇〇発であった。特に弾丸は不足しており砲兵工廠の予備品から供給することを希望していた。期日は翌大正六(一九一七)年三月一日までに、一五センチ以上の大口径大砲三〇〇門以上と、それに付随する兵員、弾薬、馬匹、その他材料や付属品一切を含む完全な砲兵部隊装備を求めてきた。大口径大砲の納入期限を区切った背景にはロシアは新たな攻勢を企画していたためと思われる。



その頃日本とロシアの間で行われていた第四次日露協商及び東支鉄道枝線売却の交渉は、ロシアへ輸出した兵器代金をポンドで受け取ることができなくなった日本に取って重要な意味を持つものとなったのである。

## 第二節 第四次日露協約を結んだ日本側の事情

第一次世界大戦により世界情勢は激変したことから日本は対ロシア政策に就いても新たな対応を迫られた。満洲政策に強い影響を持つ山縣らは、日露協商を促進する意見書を提出したことから交渉は進展した。そこで、第四次日露協商の詳細に入る前に日露戦争前から対ロシア政策の論議が行われてきたが当時の様子を確認したのちに日露協商を検証する。

### 一． 日露協商の経緯

一九〇〇（明治三三）年に起きた「義和団の乱」以降、ロシアが満洲支配を狙うことに日本は朝鮮半島の安定を如何に確保するかが問題となる中で、伊藤博文、井上馨はロシアとは外交交渉により事態の打開に努める道を探ろうとした。それに相対する山縣有朋、桂太郎、西郷従道、松方正義、加藤高明らはイギリスと同盟しロシアの動きに対応することを主張し

た。その頃イギリスはボーア戦争に大量の人員や物資を投入していたため義和団の乱に十分な兵力を充てることができない中で、ロシアが満洲に影響力を強めることに危機感を抱き、その対策として一九〇二(明治三五)年一月三〇日に日英同盟を締結し対応することにした。条約締結後、日本とイギリスは活発に軍事協力関係を築き始めた。その頃の様子を明らかにするためにインド・イギリス軍司令部に駐在した日本陸軍将校東乙彦大尉の動きを通してみる。東大尉は連絡将校としてインドに派遣され、大本営と在インド・イギリス軍の連絡役として日露戦争の趨勢に重要な役割を果たしたことは余り知られていない。この機会に詳細を纏めておく。

明治三五(一九〇二)年三月三十一日に東乙彦砲兵大尉と西川庸次郎歩兵少佐はイギリス駐在武官に任ぜられ地ロンドンに向かった(二三)。ところが、東は僅か一〇か月ほどで帰国することになった。東が帰国する時の様子は、海軍がイギリスに建造を依頼していた「浅間」と「富士」を受領するためイギリスに派遣した伊集院五郎常備艦隊の受領艦廻航記録の中に残されている。その一団に東大尉も乗船していたのである。この時イギリスを離れる最も早い船舶が「浅間」と「富士」だったということになる。しかし東はコロンボまで浅間に乗船していたが明治三五(一九〇二)年一月二八日に「……福島陸軍少将印度「アハハラ」ニ於テ病氣ニ罹リ療養中ナル旨……浅間ニ便乗中ノ陸軍歩兵大尉東乙彦ハ其筋ヨリ訓令ノ次第モアリタルニ付退艦……」と、福島安正少将を見舞うため下船している(二四)。それから二か月後の明治三六(一九〇三)年一月二二日に東と西川の旅券が外務省に返納されている(二五)。

東大尉がコロンボで取った行動から、もう一つのイギリスと日本の関係を知ることができる。それは、シベリア単騎横断や日露戦争中は満洲で後方攪乱や兵站破壊を行った福島安正少将がインドのいたのである。福島がインドでどのような行動をしていたのかは不明であるが、陸軍はイギリス軍と密接に連絡を取り合いながら、ロシアと対決する準備に入っていたのではないかと思われる。ただし、「アハハラ」が、どのような場所であるのかは不明である。尚、福島は明治三六（一九〇三）年六月六日に拝謁を願い出ており帰朝したことが見て取れる（二六）。

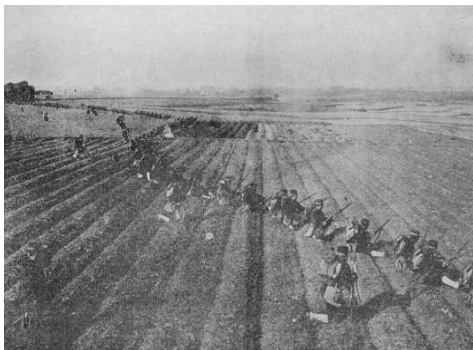
明治三五（一九〇二）年九月一七日に日本政府は奥保鞏中将を翌年一月二日にエドワード七世がインド皇帝に就任することに祝賀と謁見式に臨むため派遣することになった（二七）。奥は同年一〇月一九日に出発はすることとなるが、その前の同年一〇月一五日に奥を含め由比光衛歩兵少佐、伊藤祐武歩兵大尉、宇高忠高騎兵中尉の三名は拝謁並びに賢所参内を寺内正毅陸軍大臣に願っている（二八）。それから五か月後の明治三六（一九〇三）年三月一七日に奥保鞏中将の他、由比光衛歩兵少佐、伊藤祐武歩兵大尉、宇高忠高騎兵中尉の四名はイギリス領インドから帰朝した。同年二三日午前十時三十分には謁見しインドでの様子を報告している（二九）。この頃インド駐留イギリス軍司令官はポーア戦争で武勲を立てたホレイショ・キツチナー元帥であった。当然、奥とキツチナーは会談を持ったはずである。

その後、東乙彦砲兵大尉は明治三六（一九〇三）（一九〇三）年一月一三日から一五日の三日間に亘り、姫路周辺で実施した陸軍大演習に観兵式職員として参加している（三〇）。尚、明治三六年陸軍大演習に関して「明治三六（一九〇三）年姫路地区特別大演習図」（三一）に、

「東軍 岩岡村古郷の台地での射撃」と題する演習地の写真が載せられている。その様子は、後年、日本とロシアが戦った満洲の地形に近い荒涼とした場所が選ばれていることから陸軍は満洲でロシアとの戦闘を予想して行った演習であったと思われる。

その後の東大尉であるが明治三六（一九〇三）年一月十九日にイギリス領インド駐在武官を命ぜられ出発前の同月二一日午前一〇時に賢所参拝にすることになった<sup>(三三)</sup>。東がインドへ出発したのは、翌（明治三七（一九〇四）年一月九日で、日本海軍駆逐艦が旅順港に停泊するロシア旅順艦隊に奇襲攻撃を行い開戦となったのが同年二月八日であるから、開戦一か月ほど前のことである。

日露戦争が始まり、やがてロシアはバルチック艦隊を東洋に派遣することを決定したことが伝わると間もなく、明治三七（一九〇四）年一月二日山縣有朋参謀本部総長から在インドの東少佐に「貴官ハ「コロンボ」若クハ其他便宜ノ地ニ赴キ露国艦隊ノ動静ヲ視察シ其状況ヲ報告スヘシ駐在地ハ其都度報告スヘシ」とコロンボ等でロシア艦隊の動静に関する情報を収集し報告するようにとの訓電が出された<sup>(三四)</sup>。同年一月一七日に参謀次長からは「貴官露国艦隊ノ動静視察ニ就



図三. 一 岩岡村古郷台地での射撃  
出所：井口悦男「明治三六（一九〇三）年姫路地区特別大演習図」

キ今回別紙ノ通総長ヨリ海軍々令部長ニ通牒相成候ニ付御心得有之度候也 追テインド太守へハ礼状發セラレ候ニ付承知有之度候」との訓電が届いた。東がキツチナー率いるイギリス軍司令部より収集したロシア艦隊の情報は海軍軍令部に伝えられることと、東を受け入れているインド司令部に令状を送るという内容であった。東に訓電を送付した当日、参謀総長は海軍軍令部に「露国艦隊動静視察ノ為メインド駐在武官陸軍砲兵少佐東乙彦ニ別紙之通り電訓致置候間及御通報候也 追テ同人ニハ目下孟買ニ滞在致居候間貴部御用務モ有之候ハハ同少佐ニ被命筈支無之候」と海軍軍令部が必要とする情報はムンバイにいる東に命じて収集しても差し支えないというものであった。山縣がキツチナーに令状を出したことは満州軍総参謀長児玉源太郎の副官堀内文次郎が明治三八（一九〇五）年一月一七日付けで東に出した電報の中に、「参謀総長名でキツチナー元帥宛に礼状を送付済み」であることを伝えていることからも確認できる（二四）。令状が送られた理由は、東がインド軍隊内だけでなく、インド内地を旅行するに当たり各地の官憲に注意や厚遇を受けているためであった。尚、堀内がキツチナーに送った令状は下記の通りである。

拜啓 部下東少佐ハ貴軍ニ於テ常ニ御懇情ヲ蒙リ殊ニ先般来インド内地旅行ノ節ハ致処官憲ノ御注意ト御厚遇トニ預リ多大ノ便宜ヲ得タル旨報告致シ来候間少官ハ深く閣下ニ感謝スルノ光栄ヲ有之候尚ホ取計下夫々へ可然謝意御通知被下度茲ニ閣下ニ尊敬ノ意ヲ写シ候

三十八年一月十七日 山縣元帥子爵 キツチナル閣下 参謀本部副官 堀内文次郎

山縣からの令状に明治三八（一九〇五）年二月二十八日付でキツチナー元帥から書状が届けられた（二五）。

拜啓 御書状落手仕候將校一同へモ御好意ノ程伝達可致候小生及我軍ハ吾勇敢ナル同盟国ニ敬意ヲ表センカ爲メ又個人トシテ吾將校ノ親友タル東少佐ニ対シ出来得ル限りノ補助ヲ與フルコトヲ尽力可致候 小生ハ吾中將サー、アイアン、ハミルトン氏及其他將校カ日本軍隊ニ在リテ其使命ヲ全フルコトノ便宜ヲ御授与下サレタルコトニ就テハ閣下マテ厚ク御礼申上候 小生ハ此機ニ臨ミ閣下並ニ日本陸海軍ニ向テ吾軍ノ賞賛措ク能ハサル近日ノ比類ナキ御成功ヲ祝賀仕候敬具

千九百五年二月二十三日 フォルト、ウキリヤム キツチナー拝 山縣元帥閣下

キツチナーからの書状には、インド駐在の東少佐にできるだけの便宜を図っていることと、キツチナーが日本陸軍に派遣したアイアン・ハミルトン観戦武官がその使命を全うできるように十分な機会が与えられていることに謝意を伝えてきた。

明治三八（一九〇五）年八月九日にポーツマスで日露講和会議が始まるが、同年八月二四日付で東は、インド総督府の夏の首都となっていたインド北部になるシムラー（Shimla）から長岡外史参謀次長宛に手紙を出し、キツチナー総司令官の所望する輜重駄馬具を至急送付するように要求してきた（二六）。キツチナーは日本製馬具が甚だ軽量でかつ軽便であることを聞き及び求めてきたものであった。

その後の東大尉であるが、明治三八（一九〇五）年一〇月一六日に山縣有朋大本営参謀総長元帥は東乙彦陸軍砲兵少佐へ従六位勲五等の叙勲を願ひ出ている<sup>二七</sup>。叙勲理由は明治三十六年十二月以来外国駐劄武官としてイギリス領インドに駐在しキツチナー元帥の信用を獲得し精確な情報を集集できただけに留まらず露国艦隊の行動を探知するためインド各地を奔走し尽力したことと、インド内地に旅行しインド軍の実力を細かに報告して来たことを評価してのことであった。その叙勲理由からも解るように東によるバルチック艦隊の情報、日本海海戦に取って重要な意味を持つていたことを示すものである。

以上のような東大尉の行動記録から、インドにいたキツチナー元帥と山縣有朋総参謀長や長岡外史副官及び児玉源太郎満洲総参謀長と堀内文次郎副官は、東を介在して密接な関係にあったということは明らかで、日露戦争から第四次日露協商までを考える際に重要な鍵となっている。

日露講和の開始は日本海海戦（明治三十八年五月二七日から五月二八日）後の明治三八（一九〇五）年六月九日にセオドア・ルーズベルトが講和勧告から始まったとされている。ところが、実際は奉天開戦直後から始まっていた。その様子を、『信水堀内文次郎將軍を悼む』<sup>二八</sup>から見ることにする。

陸軍は明治三八（一九〇五）年三月一日から一〇日に掛けて行われた奉天会戦でロシア軍を破り奉天を占領したものの武器、弾薬の調達の見途もたず戦闘能力は既に限界を超えてい

ると判断していた。そのような時期に動き出したのが児玉源太郎、堀内文次郎、山縣有朋、長岡外史の四人であった。その最初の動きは明治三八年（一九〇五）年三月二二日付で大本营陸軍参謀次長長岡外史から陸軍次官石本新六に宛てた電報で確認することができる（二九）。それによれば、児玉大将は同年三月二二日に秘密裏に満洲を立ち東京に向かったことが書かれている。大本营は何らかの打合せを行うため児玉大将を緊急に内地に呼び戻したのである。その時に副官であった堀内も同行している。そして、山縣総参謀長は明治三八（一九〇五）年四月七日に予てから顔見知りの堀内副官を連絡役として杉山茂丸宛に親書を持参させている。その親書には同日午後二時半に大本营で待つ」と書かれていた。この時参謀総長山縣元帥は一介の浪人である杉山茂丸を呼んで講和の準備を進めるように依頼したのである。日露講和に向けた陸軍内部の様子を『信水堀内文次郎將軍を悼む』から引用しておく。



図三、二 明治三八年七月位置五日神戸港解纜御用船河内丸船上一向

出所：大熊浅次郎「信水堀内文次郎將軍を悼む」『筑紫史談八拾壹号集』（一九四二年五月）。この写真のキャプションには前列右から大島健一、山縣有朋、田村惇。後列平井政遵、二宮熊次郎、杉山茂丸、堀内文次郎、山内豊量、高柳日本郵船会社員、河内丸スチワード。



……殊に日露の国交破れ、明治三十八年四月大戦終結の危機に際し、参謀総長山縣元帥が無位無官の浪人杉山氏を大本営に呼び寄せたるは誰人も張膽駭目せし所、堀内副官元帥よりの呼出しの秘輸を手にし驚かざるを得ず、之れぞ思ひも寄らぬ日露講和も一大密事にてありしが、山縣公は杉山氏とは肝胆相照らし覆面の人物としての会見固より怪むに足らず、愈山縣元帥は講和の大使命を帯びて其年七月十五日を以て御用船河内丸に搭じ、神戸を解纜し満洲軍総司令官大山元帥へ伝令の途に就かれたるなり。……

以上のように陸軍内部では講和に向けた動きが日本海海戦以前に始まっていることから考えて、山縣元帥は海軍がバルチック艦隊に勝つても負けても講和を進めようとしているのは明らかである。その後、明治三八（一九〇五）年七月七日に日本軍は樺太に上陸しロシアとの講和会議に向けた動きを加速させて行くことになった。尚、ロシアとの講和直前に行われた樺太上陸作戦は長岡外史の予てから持論の作戦であった。同月一五日に杉山茂丸が再度満洲を訪れることになるが、その時も堀内は日本から奉天まで杉山に同行し案内役を担当していた。杉山が満洲を訪問した理由は、満洲の経済基盤整備、即ち、南満洲鉄道株式会社設立の準備であった。（図三、一一明治三八年七月位置五日神戸港解纜御用船河内丸船上一向「参照」）。

## 二、 明治四〇年帝国国防方針

日露戦争に辛勝した日本は、明治三九（一九〇六）年頃から田中義一中佐を中心に、日露戦争の反省を踏まえて国防方針の策定を行うこととした。この「帝国国防方針」策定の経緯とその内容を、黒野耐著『帝国国防方針の研究』<sup>(三三〇)</sup>によって見てみる。黒野氏によれば「帝国国防方針」は、国防意思の統一と、陸海軍が軍備を拡張し続けるための正当性を確立する狙いがあった<sup>(三三一)</sup>。なぜなら、当時満洲におけるロシアの脅威は急速に薄れつつあり、日本海においては日本に対抗できる海軍力は皆無であった。また、国際的状況として、日米間には日本移民排斥問題がくすぶり始め、中国との間では満洲における経済対立があったが、直ちに戦争という危険域に到達するようなものではなかった。このように、日本周辺に取り立てた脅威が見られないという状況下において、陸海軍は継続的に軍備を拡張させるため確固とした根拠を求める必要があった。そのため、「帝国国防方針」の内容は、日本の安全を確実にすることよりも、陸海軍の組織的拡張や維持のための方便と数合わせの場となった<sup>(三三二)</sup>。例えば、陸軍は戦時に必要な兵力数を、作戦実行上の責任者である児玉参謀総長が四〇個師団でも作戦は可能であるとしたが、兵力整備の責任者である寺内正毅陸相は山縣元帥が薦める五〇個師団に同調したことで、四〇個師団ではなく五〇個師団と決まった。この決定は、山縣を中心とする長州閥が押し切ったものであった。国防政策の要である兵力整備が権力闘争の具とされ、極めて無責任なものとなった<sup>(三三三)</sup>。そして、策定された国防方針における仮想敵国は、ロシア、アメリカ、ドイツ、フランスと明記された。そして、その優先順位は第一がロシアであり、第二がアメリカであった<sup>(三三四)</sup>。即ち、陸軍はロシアを、海軍はアメリカを

仮想敵国とすることになったが、これは地政学的に相矛盾するだけでなく、外交を置き去りにするものであった。海軍が仮想敵国をアメリカとした理由であるが、日本海海戦でロシア艦隊を壊滅させたため日本海側での脅威は完全になくなってしまった。そのため、海軍は陸軍以上に軍備を拡張する理由を必要とし、太平洋方面の脅威としてアメリカを位置づけることで、その存在意義を求めたのである。

陸軍は「明治四〇年帝国国防方針」にしたがって兵備の整備に取り掛かることになった。日露戦争末期の日本陸軍は、一七個師団と一六個後備旅団を基幹とする約二〇〇万人の兵力を数えていた(三五)。そして「帝国国防方針」策定する過程で、陸軍の所要兵力は平時二五(戦時五〇)個師団と決定した。その「整備要領」では、明治四〇(一九〇七)年度に二個師団を増設し、一九個師団とするとしていた。このために必要な予算は、単年度一〇〇〇万円、一年間で総額一億一〇〇〇万円であった。そして、「帝国国防方針」で認められた通り、平時の師団数を二五師団とするため必要な六個師団の増設は、財政状況を見て実施することになったが、日本の財政事情は強度に悪化していたため計画通りに進めることは不可能に近かつたのである(三六)。

ところが、仮想敵国の最上位に位置していたロシア軍は徐々に日露戦争敗戦の痛手から立ち直り明治四四(一九一一)年には約三五個軍団(七〇個師団)の兵力を極東に配置するまでに回復すると予想された(三七)。このような事態に、大正元(一九一二)年二月陸軍は「帝国国防方針」の整備要綱に従い、平時二十五個師団体制に到達する過程として、未整備六個師

団の一部である二個師団の増設を提案したが、西園寺公望首相は財政難を理由にこれを拒否した。そのため、西園寺内閣の陸軍大臣上原勇作が帷幄上奏し<sup>(三九)</sup>、辞任してしまった。その後、陸軍は、軍部大臣現役武官制を利用して、上原の後任を出さなかったため西園寺公望内閣は総辞職し崩壊した。この後、この軍部大臣現役武官制は、陸軍が合法的に政府を倒す手法となつて、後々まで禍根を残すことになった。

一方、一九〇六（明治三九）年二月イギリスで第一艦「ドレッドノート」<sup>(三九)</sup>という革新的な戦艦を竣工した。この戦艦の出現によつて軍艦の設計思想は根本的に変化し、それ以前に建造された軍艦は全て旧式となつた。これは、各国の海軍に大きな衝撃を与え、各国はその対応に追われることになった。日本海軍も「ドレッドノート」の出現に軍艦設計の方針変更を余儀なくされるが、その実行には莫大な費用が予想された。海軍は、所要兵力を「……米國ノ海軍ニ対シ東洋ニ於テ攻勢ヲ取ルヲ度トス……」とし、「……東洋ニ在テ攻勢ヲ取トランカ為ニハ我海軍ハ常ニ最新式即チ最精銳ナル一艦隊ヲ備ヘサルヘカラス……」<sup>(四〇)</sup>としていたことから、一艦隊八隻の艦隊を二個組織する八八艦隊の建設を目指することになった<sup>(四一)</sup>。そのため、明治四四（一九一一）年、斎藤実海相は一等戦艦七隻、一等巡洋艦二隻を建造するため総額約三億五二〇〇万円の「海軍軍備緊急充実ノ議」を西園寺公望総理に提出し八八艦隊実現を目指した。しかし、これも財政難のため明治四六（一九一三）年度以降の予算に三隻の戦艦建造費九〇〇〇万円がようやくやく認められた<sup>(四二)</sup>。

朝野では、海軍の軍備拡張と歳入不足に就いて大正一（一九一二年）一月二三日の「東京

朝日新聞」の記事「陸海軍拡張と歳入不足」に見てみる<sup>(四三)</sup>。これによると、政府が帝国議会  
 予算委員会に提出した財政八カ年計画によれば、

明治四五(一九一二年)年度 ▲一八〇五万六五六二円  
 明治四六(一九一三年)年度 ▲六四三万七六九五円  
 明治四七(一九一四年)年度 ▲六一七万四二三円  
 明治四八(一九一五年)年度 ▲三四四万三一三三円

と歳入不足が続くが、

明治四九(一九一六年)年度 二二一七万八六三一円  
 明治五〇(一九一七年)年度 三一二七万七二七五円  
 明治五一(一九一八年)年度 三三七九万八九四六円  
 明治五二(一九一九年)年度 三四七八万二九〇八円

の黒字が見積もられていた。ところが、政府が第三十回帝国議会に提出を予定していた海軍  
 拡張費は、

明治四五(一九一二年)年度 一五〇万円  
 明治四六(一九一三年)年度 九〇〇万円  
 明治四七(一九一四年)年度 一〇〇〇万円

明治四八(一九一五)年度	一九〇〇万円
明治四九(一九一六)年度	四五〇〇万円
明治五〇(一九一七)年度	四五〇〇万円
合計	八八〇〇万円

であつた。この時期に二個師団増設が認められた場合には、約二五〇〇万円の初度調弁費の他に、経常歳出が毎年度約四六〇万円の増加となり、さらに財政を圧迫することは目に見えて明らかであつた。この時期の一般財政に占める軍事費は、

明治三九(一九〇六)年	五二・〇%
明治四九(一九一六)年	三四・五%
大正六(一九一七)年	四一・五%
大正八(一九一九)年	五一・八%
大正九(一九二〇)年	五五・〇%
大正一〇(一九二一)年	五二・五%

と予想され陸海軍の増強計画をそのまま実行した場合、国家財政は耐えられる状況ではないと主張している(四四)。

## 三、 帝国国防方針決定以降の動向

明治四二（一九〇九）年四月二一日在カルカッタ総領事館事務代理平田知夫外務大臣伯爵小村壽太郎に宛ててキッチナー元帥の近況が報告された<sup>（四五）</sup>。それによれば、インド中央立法会議は例年通り三月に予算会議を開き同月一九日には財務大臣が「財政説明書」を提出した。引き続き同月二九日には「財政説明書」に関する総督各省大臣等の演説があるが、その中で軍司令長官「キッチナー」將軍は当年末を以て任期満了となることを伝えてきた。

明治四二（一九〇九）年、イギリス国王エドワード七世は、同盟国日本が宇都宮で陸軍大演習を行うに際し、皇族の名代として間もなくインド軍司令官を退官するキッチナー元帥を派遣することを決めた。日本政府は明治四二（一九〇九）年一月一日に小村壽太郎外務大臣は桂太郎内閣総理大臣に宛ててイギリス元帥子爵キッチナー外四名の叙勲を上奏している<sup>（四六）</sup>。キッチナーの叙勲理由は

今般軍事上ノ要務ヲ帯ヒ本邦ヘ派遣セラレタル者ニシテ同盟国ノ關係上從來本邦軍事上ニ竭セル功績尠カラス猶ホ将来ニ於テモ同人等ノ尽力ヲ要スルコト可有之候

というものであった。キッチナーが来日するまでの日程は不明であるが、訪日を前に北京に立ち寄っている。次いで戦史研究の目的で旅順、南山、遼陽の日露戦争の激戦地を視察することになるが、遼陽では駐滿第一一師団長伊地知幸助中将の宿舎に宿泊している。接待役

は満鉄総裁特別秘書上田恭輔であつた。上田が接待役を命ぜられたのはキツチナーが中国陶芸の蒐集家であつたからである。キツチナーの満洲訪問は公文書の中にも確認することができる（四七）。それは清朝末期に奉天省にある奉天宮殿に数多くの清朝宝物が北京から移送されていが、その時に作成した目録の中に、キツチナーの足跡が記録されている。

内 於宣統元年九月十三日總督錫良巡撫程德全奉遵倫旨提出二件送英国元帥希基拉  
 （筆者注 キツチナー）將軍

これは宣統元年九月一日に総督の錫良と巡撫程德全の倫旨の二名はイギリスのキツチナー元帥に二件の宝物を贈呈したと書かれているのである。宣統元年は西曆一九〇九年、元号で言うならば明治四二（一九〇九）年である。そして九月一日は新曆に換算すると一〇月二六日にキツチナーは、奉天で清朝宝物二点を貰い受けていたということになる。「図三、三 目録中のキツチナー」が、その頁の写真である。

水	雲	筋	三十件	<small>内於宣統元年九月十三日奉天宮殿                  奉天巡撫程德全                  總督錫良                  提出二件送英國元帥                  希基拉將軍</small>						
江	豆	紅	太白							
嘉	爐	粟	錦	九十件	<small>内於宣統元年九月十三日奉天宮殿                  奉天巡撫程德全                  總督錫良                  提出二件送英國元帥                  希基拉將軍</small>					
江	豆	紅	八道	碼						
彩	紅	寶	蓮	甘露	餅	一百一十九件	<small>内於宣統元年九月十三日奉天宮殿                  奉天巡撫程德全                  總督錫良                  提出二件送英國元帥                  希基拉將軍</small>			
黃	磁	蓋	蓋	罐	十件					
冬	青	蓋	罐	十件	<small>内於宣統元年九月十三日奉天宮殿                  奉天巡撫程德全                  總督錫良                  提出二件送英國元帥                  希基拉將軍</small>					
自	瓷	藍	山	水		人	物	方	花	盆
六	棧	藍	仙	人	鶴	鹿	小	花	盆	二件
白	地	藍	花	小	方	花	盆	二件		

図三、三 目録中のキツチナー

出所：「清国革命動乱ノ奉天宮殿寶物売却凡説一件」「中国ニ於ケル古物並国宥寶物売却禁止關係雜件」B04012334800。



そのときに日本人として立ち会っていたのが上田恭介で、自書『支那陶磁雑談』中にキツチナーと清朝役人の間で宝物の授受があったことを書き留めている（四八）。

ところで、この日はもう一つ重要な事件が奉天北方の哈爾濱で起きていた。それは伊藤博文がハルビン駅頭で安重根に暗殺された日でもあった。伊藤がハルビンを訪れた理由は、ロシア蔵相のウラジミール・ココツェフと満洲及び朝鮮問題等を非公式に話し合うためであった。明治四二（一九〇九）年一〇月二六日は皮肉な日で、ロシアとの協商を考えていた伊藤は暗殺され、日英同盟により満洲からロシアの影響力を排除することに尽力したキツチナーは清朝の宝物を受け取っていたのである。この偶然とも思える出来事は、外務省文書「故枢密院議長公爵伊藤博文国葬書類」<sup>（四九）</sup>にも記載があり間違いないことである。その時の記録によれば、伊藤の亡骸は哈爾濱から大連に列車で移送されることになるが、その列車が奉天駅を通過する同年一〇月二七日午前一時に東三省総督巡撫及びキツチナー元帥一行が奉天駅に出向き弔意を表したと記載されている。列車は同月二七日午前一〇時四〇分に大連に着し一旦「大和ホテル」に運び込まれ安置された。翌二八日午前一〇時に軍艦秋津洲に載せられて横須賀に向けて帰国の途に就いた。外務省文書からも伊藤の遺骸を乗せた列車が奉天を通過する時に清朝宝物を贈った東三省総督錫良と、受け取ったキツチナー元帥が駅頭で見送っていたことを確認することができる。

伊藤の暗殺により日本国内にロシアとの協商を唱える者は影をひそめることとなった。その後、明治四三（一九一〇）年六月三日「併合後ノ朝鮮ニ対スル施政方針決定ノ件」が閣議決

定した。同年八月二二日に韓国併合条約を締結することとなり、日本の朝鮮半島支配が急速に進む動機となった。

ところで日本で最初にスキーを教えたのはオーストリア将校レルヒ少佐だということは有名な話である。レルヒ少佐が高田でスキーを教えた明治四四年に奥保鞆参謀総長は参内し天皇に「師団増設ニ関スル件」を内奏するが、その中でロシアはシベリア鉄道の複線化と黒龍鉄道が完成する明治四九（一九一六）年には極東に七十個師団の兵力を投入することが可能となるとことから、最早兵数では対抗できなくなると報告した（五〇）。そのため陸軍は明治四三（一九一〇）年一二月ころから寒冷地における戦闘に就いて研究を開始するようになった。冬季の部隊運用を研究することになったのは、長岡外資が師団長を務める第一三師団隷下歩兵第五八連隊であった。この時、第五八連隊は満州総軍の副官であった堀内文次郎が連隊長を務めていた。第五八連隊がスキー研究を開始した理由は、山縣らの考える戦時一〇〇師団の寒冷地における戦闘研究の一環としてであったのである。

#### 四． 第四次日露協商の締結

第一次世界大戦が始まると同時にロシアは大量の兵器を日本に求めてきたことは前節で見てきた通りである。余りに大量の兵器注文を目の当たりにした陸軍は、陸軍大國ロシアの脆弱さを目の当たりにしてしまった。大正四（一九一五）年二月二日に、山縣有朋、大山巖、

松方正義、井上馨による意見として、日露同盟締結の緊要を陳述する建議書が大隈総理大臣に提出された。元老たちは戦後の世界は黄白人種間の闘争が一層激烈になるであろうと考え、「白人連合の氣勢を未然に予防する策」として日露同盟の締結を促進させようとした（五〇）。

理由は、元老らは、日英同盟のみによって東亜の平和を長く保持することは難しく日英同盟の外に、日露同盟も締結することが必須となったのである。そして、戦争中ならば、英国とロシアは同盟軍であることから日露同盟も歓迎すると考えられるので、この最善の時を逃さずに同盟を締結すべきだとの意見であった。もしも同盟の名に異議があるとすれば、それまでの協商を拡張してもいいと言いつつ出していた。そのため、日露「同盟」という名称ではなく、第四次日露「協約」となった。しかし名称は協約であっても、新たに結ぶ条約は「……両国はその一国が第三国より挑発せられ場合、攻防共に相援助する事……」という項目を包容すべきであると明確に述べている。したがって日露条約は、同盟国が他国と戦争になった場合に参戦義務が生じる攻守同盟へと進む可能性があったのである。建白書を踏まえて始まった第四次日露協約の本質が現れている条項である。明治三五（一九〇二）年に日英同盟を締結し日露戦争を行ってまで進めてきた対ロシア政策が、第一次世界大戦が始まると、それまでは日英同盟を支持していたに山縣有朋、大山巖、松方正義、井上馨の重鎮が締結を建議するという、それまでには考えられない動きを始めたことになる。

この第四次日露協約をロシア側からの視点で描いた研究書として『列強対満工作史』（五二）

がある。その中で、第四次協約は、それ以前の交渉と異なりロシア側から持ちかけたとして  
いる。また、軍事同盟に進む可能性まで踏み込んだ内容となった理由は、ロシアは開戦劈頭  
ドイツに敗北したことからドイツに共同で打撃を与えるためよりも強固な同盟を必要として  
いたからである。そのため、ロシアはイギリスとフランスに日本がより強固な同盟を締結す  
るよう圧迫を加えてほしいとまで要求した。しかし、実情は自身の背後を日本に突かれな  
いように保護しておく必要があったからである。また、当初ロシアは第三国に対抗する条項  
を入れるに当たり、中国を連合国側で参戦させロシア及び日本の三国でドイツに対抗し打撃  
を与えたいと考えていたが、イギリスから「日本と商議を行うには中国に就いて触れないよ  
うに」という勧告が行われたため見送られることになった。その理由は、中国が連合国側  
にたつて参戦することに日本は強く反対しており、そのことを無理強いた場合に日本は連合  
国側から離脱する可能性があったからである。そのため、協約はドイツに対抗するだけでな  
く、あらゆる第三国に対抗し日本とロシアで満洲を管理することを目指すことになった。

大正五（一九一六）年七月三日に第四次日露協約<sup>(五三)</sup>の調印がなされ、その中で日本  
とロシアは、第一次世界大戦における日露の関係強化と第三国の中国支配阻止、極東におけ  
る両国の特殊権益の擁護を相互に再確認することになった。特に重要な条項は、秘密協約第  
二条で、日本とロシアが軍事同盟に進む可能性を含むものである。尚、日露協約案の全文を  
下記に示す。

日露協約

公示協約案

日本帝國政府及ロシア政府ハ極東ニ於ケル恒久ニ平和ヲ維持セムカ為協力スルコトニ決シ左ノ如ク約条セリ

第一条 日本國ハロシアニ對抗スル何等政事上ノ協定又ハ聯合ノ當事國トナラサルヘシロシアハ日本

國ニ對抗スル何等政事上ノ協定又ハ聯合ノ當事國トナラサルヘシ

第二条 兩締結國ノ一方ニ依リ承認セラレタル他ノ一方ノ極東ニ於ケル領土權又ハ特殊權益カ

侵迫セラルルニ至リタルトキハ日本國及ロシア國ハその權利及利益ノ擁護防衛ノ為相互ノ支持又ハ協力ヲ目的トシテ執ルヘキ処置ニ付協議スヘシ

右証拠トシテ下名ハ各その政府ヨリ正當ノ委任ヲ受ケ本協約ニ署名調印ス

秘密協約案

第一條 兩締盟國ハ支那國カ締盟國ノ一方又ハ双方ニ對シテ侵略ノ趨向ヲ有スル第三國ノ政事

的掌握ニ歸スルカ如キ事態ヲ以テ締盟國各自ノ緊切ナル利益ニ對スル侵迫ト認ム

第二條 兩締盟國ハ支那國ニ於テ前條ニ記述スル事態ノ發生スルコトヲ防止センカ為必要ニ応シテ

隨時隔意ナキ意見ノ交換ヲ行ヒ双方ノ執ルヘキ措置ヲ共同ニ考量スヘシ

第三條 締盟國ノ一方カ第二條ノ規定ニ依リ双方合意ノ上ニテ執リタル措置ノ結果第一毎ニ記

述セル第三國ト交戦スルニ至リタル時ハ他ノ一方ハ請求ニ基キ其同盟國ニ援助ヲ与フヘク

此ノ場合ニ於テハ講和ハ双方合意ノ上ニ非サレハ之ヲ為サス

第四條 両締盟国ノ一方カ第三条ノ規定ニヨリ他ノ一方ニ兵力的援助ヲ与フヘキ条件及其援助

助実行ノ方法ハ両締盟国当該官憲間ニ於テ協定スヘシ

第五條 本協約ハ調印ノ当日ヨリ直ニ実施シ 年間効力ヲ有ス

第六條 両締盟国ハ本協約ヲ嚴ニ秘密ニ付スヘシ

この協約は、翌年の一月に共產党政府が成立するまで存続した。しかし、革命後のソビエトは日本とロシアが締結した第四次日露協約を継続する意思は毛頭なかった。そのため一九一七（大正六）年一月十九日の政府機関紙「イズヴェスチヤ」でロシアが各国と締結した秘密条約を暴露する中で、第四次日露協約の秘密協定部分を公表した。特に、秘密条第二項の「第三国」とはイギリスとアメリカ両国だということを暴露し連合国間の相互不信をおると共に、ソビエト政権が日露協約を継続する意思のないことを示したのであった。

### 第三節 東支鉄道枝線譲渡

少し時間は戻ることになるが、第四次日露協約の協議の中で、日本からロシアへの兵器供給と引きかえに東支鉄道の一部譲渡が提案された。それは、満洲国が北滿鉄道をソビエトから購入したのが昭和一〇（一九三五）年三月二三日であったことから、その二〇年前のことである。それは日本からロシアへの兵器売却交渉が大正五年末に一時中止するが、日本から

の兵器供給を熱望するロシアは東支鉄道一部譲渡という条件を付けて兵器供給交渉を行うとしていたためである。最初にロシアが東支鉄道譲渡を提案した経緯を、『日本外交史 一〇』(五四)から引用する。

……大正四年一二月ロシア皇帝ニコライ二世は、わが大正天皇の御即位の大礼が無事終わつたことに對し賀詞を伝達すると共に、開戦以来日本から受けた援助に謝意を表明するため、名代としてジオルジュ・ミハイロヴィツチ(Georges Michanovitch)太公殿下を派遣することにした。太公殿下の一行は満鮮經由釜山からわが軍艦鹿島に搭乗、接伴艦敷島と共に大正五年一月一〇日神戸に入港した。翌十二日入京、霞ヶ関離宮に滞在し、わが皇室及び朝野の歓迎を受けた。そして、二七日宇品から軍艦鹿島により釜山に向かい帰国した。

尚一行の来日に際しては、わが寺内朝鮮総督が安達公使を随伴し太公を安東まで出迎え、以後一行の帰国するまで接伴役を勤めた。その際一月七日一行が安東から釜山へ向う車中で、太公の随員であつたロシア外務省極東局長コザロフが安達公使に對し、日露両国間の重要案件につき、寺内総督と会談したい……

ロシアは大正天皇の御即位の大礼が無事終了したことの賀詞を伝達に来日したが、その機会を日本と兵器供給の交渉を行う好機と捉え、一行は移動時間を惜しみ様々な外交を展開した。これは、ロシアが大戦初頭の敗北から立ち直るために日本から兵器を調達することが絶対に不可欠と考えていたからである。

大正五（一九一六）年一月一日に神戸から東京に向かう列車の中なかで、コザコフと寺内朝鮮総督の会談が持たれた。その際に、コザコフから、以下のような提案が出された（五五）。

……次に日本国はロシアの欧州戦争に必要な兵器、軍需品類を可成十分に売却することとし、ロシアは之に酬ゆる為満洲鉄道の一部（日本の勢力範囲内にあるもの、即松花江以南の分）を売却の名義を以て日本に譲渡し、代償は兵器、軍需品等の価格と差引きする体裁とする。……

を、求めた。したがってロシアは日本が大量の兵器供給を行うことを熱希望しており、そのために東支鉄道の一部、即ち、日本の勢力範囲内にある松花江以南を売却という名目で日本に譲渡し兵器代金に充当したいという意向をもっていた。その提案を聞いた寺内は、松花江以北とは哈爾濱付近まで譲渡範囲が及ぶかと問いたしたがコザコフは明確に返答しなかつた（五六）。寺内がコザコフと車中で会談した内容は日本に取って非常に重要かつ魅力的な話であった。コザコフの提案は満鉄線を北進させるということであり、それは日本の満洲特殊權益を武力に訴えずに拡張できるということを意味していたからである。また、欧州戦線が長期化し中国に利権を持つイギリスやフランスなどの連合国は東支鉄道の譲渡に干渉する余裕すらないという絶好の時期であったからに他ならない。

同月一三日に、ミハイロヴィッチと元老山縣有朋が会談した際に、ミハイロヴィッチが自国の兵器製造状況に就いて語ったところによれば、ロシアは開戦当時四〇〇万挺の小銃を所



有していたが、戦争が長期化し底を尽きかけた。また兵工廠の稼働状況は、機械掃除のため二時間休業する以外は昼夜兼行で生産しているが需要に追いつかないとの説明であった（五七）。それはロシアの兵器生産設備が限られているばかりでなく、生産性も低いということが見て取れる話である。

ロシアは自国の兵器供給能力が低いため前年から日本に供給を求め交渉していたがロシアの要求は殆ど通ることはなかった。そこで、単に兵器供給だけを交渉しても暗礁に乗り上げてしまうため、鉄道譲渡という日本にとって魅力的な条件を提示し兵器供給の道筋を付けたいと考えていたことは明らかである。当時、鉄道は国家戦略の重要な柱であった。その重要な鉄道を日本から兵器供給を引き出す切り札として出してきたのである。ロシアの判断は第一次世界大戦がそれ迄の戦争に比べて格段に大規模で掛かる資金も膨大となり財政負担も膨らんでしまったことから東支鉄道の枝線を売却し兵器代金に充当してもロシアの国家戦略を揺るがすことには成らないと考えていた。なぜならば日露戦争で大連と長春間は日本に引き渡し済みであり、残った哈爾濱と長春間の枝線を譲渡しても営業上はそれほど問題にはならないと考えからと思われる。

ところで、東支鉄道一部譲渡の話は、前年度、即ち大正四年から在ロシア本野一郎大使が本省に連絡していたことである。例えば、大正四（一九一五）年五月二九日にロシアと松花江以南の東支鉄道譲渡を早期に交渉する方が得策だとする意見具申や、同年八月二七日にロシア参謀象徴と面会した折に、参謀総長は日本が二〇から三〇万挺の小銃を供給してくれる

ならば樺太及び東清鉄道の一部譲与を検討しても良い等のロシア高官の談話は既に本省に連絡済であったことから、ロシアは早い時期から日本が行う兵器供給を確実なものとするために東支鉄道譲渡を取引材料として使う算段をしていたものと見て間違いはないであろう。

ロシア側の動きに日本政府の対応は大正五（一九一六）年二月一四日の閣議で第四次日露協約の商議を進めること、東支鉄道一部譲渡の話は長春と哈爾濱間を相当の価格で譲り受けるためには日本がロシアに供給する兵器も適当な価格で売り渡すこと、日露関係を進め両国間に同盟関係を結び第三国と戦争を行う時には相互が援助を行うこと等をロシアと協議することに決定した<sup>（五八）</sup>。この閣議決定の中で、東支鉄道譲渡区間を長春と哈爾濱間としているが、これは日本の希望であり願望であつて、ロシアはここまで踏み込んだ提案を行っていない。この閣議決定を在外公館に公表したのは大正五（一九一六）年五月四日に石井菊次郎外務大臣が主要出先機関に日露協約交渉開始を知らせるために電報を出した時であつた。外務大臣から在外公館への公表が閣議決定から二カ月が経過して初めて公表した理由は、第四次日露協約の商議を進めるに当たり、イギリスや中国の動向を十分に確認しておく必要があつたためであつた。その中で、日本とロシアの協議が始まつた経緯は大正五（一九一六）年一月に来日したロシアのミカエロウイツテ大公が日本の帝室を訪問した折に、ロシア外務大臣一行に随行した極東局長コザコフと石井菊次郎外務大臣が会談を行った。その会談でコザコフは、日本が行っている軍事供与に謝意を示すと共に、ロシアに追加の軍需品供与を認めてくれるならば誠意の印として長春、哈爾濱間の鉄道を適当な代価で割譲してもよいと提案し

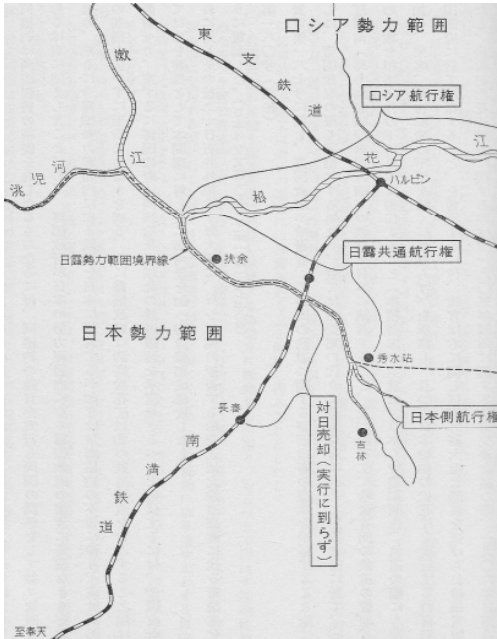
てきたことから始たと説明している。そして日本政府は日露協約締結交渉と鉄道譲渡交渉を同年二月から既に開始しているので含み置くようにとの指示であった(五九)。外務省は、鉄道譲渡は兵器代金に充当するためだということを十分に認識していたことが明らかになる在外公館向けの電報である。

大正五(一九一六)年二月一五日に石井から本野に協議開始の訓令が出され本格的に協議が始まった(六〇)。大正五(一九一六)年二月一七日ペトオグラード(六一)の本野一郎大使から石井外務大臣宛て、兵器供給を条件にした譲渡交渉の経過を報告してきた(六二)。ロシアが日本に示した要求兵器数は銃弾二〇〇万発、小銃一二万挺、弾薬六万発であった。それから九日後の同年二月二六日に本野から石井菊次郎宛ての電報で、ロシア側は鉄道支線譲渡の範囲として松花江以北は考えていない感触であることと、もし日本が松花江以北を提出しても鉄道経営上不便だという理由で拒否するものと思われる。そのための日本から提案を出す際には、この辺の事情を十分考慮してほしい旨を伝えてきた。翌日二月二七日に本野から石井に宛てた電報で、日本は鉄道譲渡区間を長春・哈爾濱間と考えていたが、ロシア側は長春・松花江間としており、最終到達点が哈爾濱は誤解だということを示し、ロシアから指摘を受けたことも連絡してきた(六三)。また、同大使は、ロシア勢力内の鉄道を譲渡することは到底あり得ないであろうとの私見も述べている。それまでロシアが最終到達点を哈爾濱としたことはなかった。したがって、日本の誤解であることは間違いないが、日本にとって東支鉄道の延伸には強い思い入れがあったことから発したものであろう。

第三章 ロシアとの関係及び兵器代金の決済

その後も、在ロシア本野大使は鉄道譲渡の規模や範囲に就いてロシア側から情報収集を行っていた。その結果、同年三月一四日ロシアが想定している鉄道の譲渡規模は松花江以北に及ぶことはないとの最終結論に達した<sup>(六四)</sup>。その場合、起点は長春としても終点を如何なる地点にするかを検討することになった。いよいよ本格的な交渉を開始することになったのである。

大正五(一九一六)年三月二〇日に石井から本野に日本が考える鉄道北端点が示された<sup>(六五)</sup>、それによれば、様々な要因を検討した結果、鉄道の北端点が松花江左岸、即ち、松花江の南側であった場合は鉄道経営上殆ど利益にならないとしている。なぜならば、第二松花江右岸と哈爾濱間の貨物は態々河を越えてまで満鉄線方向に流れることはなく、そのまま北行してしまうからである。そこで、鉄道経営



図三、四 一九一六～一七年日露間東支鉄道一部譲渡問及び松花江航行権問題関係地図  
出所:鹿島守之助『日本外交史 十』三四五頁。

を考えるならば最も有利な地点は、松花江を超えて松花江右岸の双城堡で東支鉄道と接続するので、その点を踏まえて交渉するように指示が出された。そこで日本は吉林から伯都納への街道と鉄道との交差点である陶頼昭を終点として協議することになった。(図三、四、一九一六〜一七年日露間東支鉄道一部譲渡問及び松花江航行権問題関係地図「参照」)。

ところが大正五(一九一六)年四月六日本野から石井宛ての電報で、兵器代金と引換えに鉄道譲渡交渉をすることは今後難しくなると連絡してきた。その理由として、ロシアは、日本が松花江以北の鉄道譲渡を求めたことは第一回及び第二回締結の協約に違反すると激しく抗議してきた。この強気な発言の裏には、同年二月末の兵器不足分は一三万挺程まで緩和されてきたことを挙げている。このため、鉄道譲渡交渉で日本はロシアの兵器不足を切り札として使えなくなる恐れが出てきたため慌てて連絡してきたのであった。それは、本省が強気な交渉を望んだ場合、破談になる可能性もあることを暗に仄めかしている。

大正五(一九一六)年四月二二日に石井は本野に、到達点を陶頼昭として協議するように訓電した。石井が到達点を陶頼昭とした理由は、陸軍の意向であった。陸軍は松花江以北の路線は断念しても軍事上の理由から北端を松花江右岸の陶頼昭<sup>(六六)</sup>とすることに拘り続けていたために再度の交渉を指示したのである。陸軍が陶頼昭にこだわる理由は、陶頼昭が松花江右岸に位置するためであった。もし、再度日本がロシアと対決する場合、陶頼昭に拠点を確保できるなら松花江を超えて攻撃的な布陣が可能となるが、松花江手前、言い換えるならば左岸では防衛的な布陣になることから戦術が大幅に変わるからである。陸軍は、日本が

第四次日露協約の商議をしているこの時期に及んでも日露戦争の残影を引きずっていたのである。石井からの訓電に本野は、ロシアが陶頼昭迄の譲渡を拒否した場合、日本は兵器供給を全て拒否するだけの覚悟があるかと問い合わせてきた<sup>(六七)</sup>。何時までも自説にこだわり続ける本省と陸軍に、本野の堪忍袋の緒が切れたということになるであろう。

大正五(一九一六)年五月一日に石井から本野宛の電報で、日本政府は前年八月より全力でロシアに兵器供給した褒賞として北端点を陶頼昭とするよう再度の交渉を指示した<sup>(六八)</sup>。この訓令に、本野はロシア大蔵省と東支鉄道会社は陶頼昭まで譲渡するならば松花江以北の経済的価値がなくなると強硬に反対していることを伝えてきた。そのため本野はロシアに陶頼昭の所有権はそのままに満洲鉄道をこの駅に乗り入れる妥協案を提示したが、ロシア内部に依然として譲渡に反対する勢力がいたのである<sup>(六九)</sup>。

大正五(一九一六)年五月二五日に本野は石井宛に、現地での交渉状況を報告してきた。それによれば、同年五月二五日に本野がロシアの外務大臣に面接しロシア政府の回答を求めたところ、ロシア大蔵大臣は陶頼昭まで日本の列車が入ることも、松花江までの鉄道譲渡も反対していることが伝えられた。ロシア内部の譲渡に反対する勢力は、その意思を書面にし、日本に抗議していることから、譲渡問題はロシア皇帝に上奏し裁可を仰ぐ必要が出てしまった。そのため、返答は暫らくの猶予が必要となったと伝えてきた<sup>(七〇)</sup>。現地での交渉は、鉄道譲渡の最終地点を陶頼昭とする限りにおいては暗礁に乗り上げてしまったのである。ロシア政府の一部には譲渡そのものにも反対する勢力としてロシア大蔵大臣がいたことが見て

取れる。

ロシア政府の強い抵抗があったことから大正五（一九一六）年六月一日石井は本野宛の電報で、日本が陶頼昭を最終地点としたのは地理上の問題であって他意はない旨と、日本政府は松花江以南の適当な地点に駅を選定することで満足している旨を伝えるように指示した。本省側は強硬に自説を押し通した場合に破談となることを恐れ譲歩したのである。そのうえで、協議事項を、鉄道の最終地点から譲渡金額へと移行してゆくことを求めた（七二）。石井は、ロシア大蔵大臣が強硬に反対する背景は、戦争の長期化により国庫のやり繰りに追われていることから譲渡代金をつり上げることが目的ではないかと考えていた。

同年六月八日本野は石井への返電で、ロシア外務大臣が本野に鉄道問題に関連し幾つかの情報を伝えてきた。ロシア大使は翌日にロシアの大本営に赴き皇帝から勅裁を仰ぐため翌週の月曜日に確答を渡せるだろうとのことであった。この情報に本野は、安堵の気持ちと、わだかまっていたロシア大蔵大臣に対する当て付けで日本の軍艦譲渡を引き合いに出しながら商売優先も程々にと言付した（七三）。日本海軍がフランスと行っていた軍艦譲渡交渉も同様な問題を抱えていたことを窺わせる内容である。

大正五（一九一六）年六月一二日本野から石井宛ての電報で、鉄道譲渡問題は、ロシア外務大臣の意向の通りに勅裁されたことを伝えてきた。それに加え、ロシア皇帝から譲渡代金は大蔵大臣と協議し決定するように指示が出たとのことであった。また、鉄道譲渡と引換えの兵器供給は余り駆け引きをせずに誠意を持って対応するよう諭すと共に、小銃弾補給は引

き続き日本の援助を得たい旨を伝えるようにとのことであつた（七三）。

大正五（一九一六）年六月三〇日に石井から本野に訓電が出された。その電報には、日本政府には鉄道買収の予算がないため満鉄に買い取らせることと、売主はロシア政府でも東清鉄道株式会社でも差し支えないので早速この件の交渉を開始するように指示した（七四）。同日に石井から在本野宛ての電報で、もう一つの懸案事項であつた兵器代金は、外務省が在京ロシア大使と協議した結果、ロシア側が兵器代金の一部として二七〇〇万円支払つた後に、不足分をロシア大蔵省発行国庫證券で充当することで解決する見込みであることを伝えてきた。ロシア側が譲歩した理由は、売却代金交渉が成立しないと原材料の手配が行えないため供給が一層遅延すると伝えたところ、ロシアは早期の供給を希望していたため妥協することになつた。その際に、兵器代金の対策として日本が借金を提供することで進めたいという希望を伝えてきた。資金繰りに苦しむロシアにとつて日本が借金を供与するならば悪くない条件だつたと思われる。

大正五（一九一六）年七月五日石井菊次郎外務大臣から在中國日置益公使あてに、同年七月三日サンクトペテルブルクで第四次日露協約が無事締結されことを報告した。石井が日置に連絡し訳は、日露協約に就いて中国政府から疑念が出ないよう協約の目的を説明しておくようにとの配慮からであつた（七五）。

第四次日露協約締結から四か月後の大正五（一九一六）年一月六日にロシア外務大臣は、



鉄道譲渡問題と松花江問題解決のための覚書を在ロシア本野一郎大使に手交した（七六）。ロシア外務大臣が手交した覚書は全三項目よりなっており第一項目には譲渡する鉄道は長春・松花江間で、鉄道の接続点は老焼鍋と指定してきた。また、鉄道譲渡価格八〇〇万ルーブルを提示してきた。八〇〇万ルーブルの根拠は、建築費一二六三万六七七・三八ルーブル、路線を按分した価格が二八二五万七二六七・一〇ルーブル、老焼鍋停車場改築費三五〇万から四〇〇万ルーブル、東支鉄道を満鉄線につなぐことで貨物減少による収入減が年間一五〇万九〇〇〇ルーブルで、これを年利五%で還元すると三〇〇一万八〇〇〇ルーブルとなった。それに鉄道付属地の代金六〇〇万ルーブルが加わることで合計が八〇〇〇万ルーブルとなっていたのである（七七）。この覚書を受け取った本野は、手交文書の写しを持って急遽帰国の途に着いた。本野がロシアを去った理由は、外務大臣に就任することが内定したためであった。

大正五（一九一六）年一月二二日帰省した本野は、自分が譲渡交渉から抜けた事後を託した丸毛直利代理大使に、ポーツマス条約でロシアは日本に南満洲鉄道を譲渡した際に東清鉄道株式会社に路線価格に相当する金額を給付し損失を補填しているはずなので、至急確認しておくようにと訓電した（七八）。譲り受ける線路価格をポーツマス条約の時に補填した価格から割り出しておこうという考えであった。

同年一月二七日に丸毛から就任したての本野に調査報告が伝えられた。それによれば、東支鉄道全線の建設費は当時の金額で二億五三三四万四万五八一〇ルーブルであった。その費用を、東支鉄道（哈爾浜・長春間）の延長一六六七マイルと満洲鉄道（大連・長春間）の

延長五一四マイルで按分すると、東支鉄道の建設費が一億七一〇〇万ルーブルで満鉄は八二四〇万ルーブルとなった。しかし、日露戦争後の講和会議でロシアは約八〇〇万ルーブル分の鉄道と車両を日本に引き渡していた。また、その費用についてロシア政府は東清鉄道会社に清算済みであった。そのため新たに購入することになる路線価格に初期建設費用が含まれるはずはなく、ロシアが提示した価格は、距離の割に高いという印象を受けると報告してきた（七九）。

その頃、譲渡を受ける立場となった満鉄は、独自の価値算定を行っていた。そして、纏められたのが大正五（一九一六）年一月二日付満鉄調書「譲受後直一要スル設備改良費」（八〇）である。それには、譲渡される鉄道の区間は寛城子・第二松花江南岸間六六・六マイルで、その建設費を換算すると六九〇万七〇〇円（二〇万三七〇〇円／一マイル）に相当するが、それを満鉄が新規に建設したとすると八〇九万五〇〇円（一二万一五〇〇円／一マイル）になると計算していた。その他の費用として、譲渡後に行う設備改良に要する費用として狭軌変更費四一九万五五〇円が必要と計算していた。

これらより満鉄はロシアが譲渡する区間の価値は、一一一〇万二五五〇円から一二二九万五五〇円と考えていた。譲渡後の収支は、鉄道収入は旅客収入が五八万一〇〇〇円、貨物収入五七万円となることから合計一一五万一〇〇〇円（一〇万三七〇〇円／一マイル）を見込んでいた。それに対する支出は年間六三万円と見込まれることから鉄道輸送による利益は年間五二万一〇〇〇円と予想している。その他に、間接利益が三九万八四〇〇円見込めること

から年間一〇二万八四〇〇円の利益を生むと考へていた（八二）。

東支鉄道譲受二間スル評価（大正五年十二月十二日付満鉄調書）  
寛城子ト第二松花江南岸トノ間（六十六哩六）

一、建設ニ要セシ費額認定

六百九十万七千円 一哩宛十万三千七百円

二、我国ニテ当今建設スルモノトシテノ予算

八百九万五千円 一哩宛十二万一千五百円

三、譲受後直ニ要スル設備改良費ノ予算

四一九万五五五〇円

四、収益予想

譲受線路ニ於ケル一ケ年間収支見込

一、 百十五万一千円 収入見込

一日一哩平均四十五円八十二銭

内、金五八万一〇〇〇円 旅客収入

金五七万円 貨物収入

一、金六三万円 支出見込

一日一哩平均二十五円

差引金五二万一〇〇〇円 純益見込

間接利益

譲受ノ結果社線へ吸収セラルヘキモノニヨル収入増加見込

一、 金六十二万二千五百円 社線収入増加見込

一、 金二十二万四千百円 増加収入ニ対スル支出見込

差引金三九万八四〇〇円純益見込

大正五（一九一六）年一月七日在京ロシア大使は鉄道譲渡及び松花江通行権は覚書を日本政府に手交した（ハニ）。その中で、ロシアは、日本政府若しくは南満洲鉄道株式会社に寛城子・老焼鍋間の譲渡と、秀水站より上流の松花江航行権を抛棄することを約定するというものであった。そして、その覚書には、譲渡金額の入っていない公開公文案と、秘密公開公文案が添付されていた。その全文は次の通りである。

公表交換公文案

一 東清鉄道会社ヨリ南満洲鉄道会社ニ対シ 価格ヲ以テ寛城子ト松花江左岸トヲ連絡スル鉄

道ヲ譲渡スル為ニ必要ナル措置ヲ執ルヘシ

二 日露両鉄道ノ新連絡点ハ老焼鍋タルヘシ

三 譲渡ハ当該会社間ニ協議決定セラルヘク且両線連絡事業ヲ完成スルニ足ルヘキ期限内ニ於テ実行セラルヘシ

一 斯クシテ設定セラルヘキ新情態ニ於ケル日露両鉄道間ノ直接運輸業務開始前ヨリシテ右両

鐵道ノ連絡点ヲ發シ日本鐵道線路ノ通スル市場ニ仕向ケラレタル(反對ノ場合モ亦之ニ準ス)貨物ニ適用スヘキ運賃ハ右同一連絡点ヲ發シ浦塩斯德ニ仕向ケラレタル(反對ノ場合モ之ニ準ス)同種ノ貨物ニ適用セラルヘキ賃率ヨリ低廉ナラサル様新ニ運賃表ヲ制定スヘシ

二 兩鐵道当局ハ陸路又ハ河川ニヨリ他方ノ活動範圍内ヨリ來ル旅客又ハ貨物ヲ自國ノ鐵道ニ吸收セムコトヲ目的トスル凡テノ措置ヲ避止スヘシ

三 上掲鐵道線路讓渡ノ細目及日露兩國鐵道ノ接続に關スル諾条件並前掲第二及第三点ニ於テ問題トナレル規定ヲ實施セムカ為執ルヘキ措置ハ東清鐵道會社及南滿洲鐵道會社間ニ協定セラルヘシ

四 ロシア政府ハ秀水站ノ村落ヨリ上流ニ在ル松花江航行權ヲ拋棄シ又嫩江河口ヨリ上流ニ在ル松花江ニ於ケル日本ノ航行權ニ對シ支那政府ニ於テ反對スルトキハ同政府ヲ支持セザルヘシ

而シテ日本國政府ハ今後嫩江河口ヨリ下流ニ在ル松花江ニ於ケル日本航行權ノ問題ヲ提起セサルヘク又松花江ノ右ノ部分並其會流ニ於テ支那又ハ日支共同其他ノ航運業設立ニ對シ直接間接何等幫助ヲ供与セサルヘシ

秘密交換公文案(八三)

以書翰致啓上候陳者寬城子老燒鍋間ノ鐵道讓渡ノ条件ニ關シ本日付ヲ以テ本使ヨリ閣下ニ呈セル書翰ノ補足トシテ本使ハ滿洲ニ於テ日露兩國ニヨリ取ラレタル地位ノ結果若シ將來日本國政府ニ於テ其滿洲ニ於ケル活動範圍内ニ税関制度ヲ設クルヲ必要ト認メラルルトキハロシ

ア政府ハ異議ヲ唱ヘサルコトヲ声明スヘキ旨訓令セラレ候

しかし、覚え書には「ロシア大使覚書要項」(八四)と題する付帯条件があつた。その一つは、ロシアが鉄道譲渡を考へる時に一番問題となつたのは貨物運賃の扱いであつた。貨物運賃が問題なつた理由は、連結地点である老焼鍋から大連の運賃と、老焼鍋からウラジオストクへの運賃は、同種の貨物に適用する貨率よりも低廉にならないように規制すること、貨物を自国の鉄道に誘致することを禁止するように求めていたからである。また、航行権は嫩江河より下流は以後提起しないことを約定することを日本に求めたが、片方で秀水站・嫩江河間の航行は日露両国で自由かつ平等に使用し、それら日本の航行権に中国が抗議してきても、これを支持しないというものであつた。その他に、協定外の地域で日本と中国が合弁で行う航運業には、直接、間接とも幫助しないこと、河川用汽船又はその解体材料を売却しないことも条件としており日本とロシアの航行権独占を提案していた。その他の条件として、満洲内の自国の活動範囲における独自の税関制度の設置及び郵便制度は、双方とも異議を唱えないことを求めてきた。

ロシア側が、このような覚書を提出した理由として、ペトログラードで行われていた日本とロシア間協議の行方に、特に日本からの兵器供給に対しロシア世論は重大な関心を示していた。そして、ロシアが必要とする兵器を日本が尽力して供給し続けたことから、ロシア国民に満足と好印象を与えたため、日露交渉も進捗し今回の覚書を手交することになった。

覚え書が手交された頃、東部戦線がどのような戦況かといへば、大正五(一九一六)年八

月にルーマニアが連合国側で参戦し、ロシアと組んで東部戦線の要となることが期待されたが、瞬くうちに撃破されてしまった。当初、ルーマニア軍を支援していたロシア軍も、モルダビア防衛が精一杯であったが、遂に二月六日にブカレストが中央同盟軍によって攻め落とされてしまった。そのため、ロシアにとって火急の課題は、日本からできるだけ多くの兵器供給を受けるために東清鉄道枝線を譲渡して、その代金で戦力の向上を図り東部戦線の戦況を有利に展開ことであった。ところが翌大正六（一九一七）年に二月革命が勃発ことから、首都ペトログラードでも緊張が高まり同年三月一五日にニコライ二世が退位したことでロマノフ王朝は倒れてしまった。その後、一応は臨時政府が成立するものの情勢は流動的で、鉄道譲渡の話は頓挫してしまった。ロシアの政局は混乱し鉄道譲渡交渉を継続することができない状態にも拘わらず、いまだ諦めきれない日本政府は大正六（一九一七）年五月五日にロシア側に覚書を提出した（八五）。

大正六（一九一七）年七月一四日付で在ロシア内田康哉大使から本野一郎外務大臣宛に状況報告が入った。それによれば、内田が、ロシア側に鉄道譲渡問題は早期に解決するように要望したところ、ロシア政府は間もなく回答を日本に提出する運びだと返答してきた。日本政府としても、なかなか進まないロシア政府の態度に気を揉んでいたもの思われる。ところが、同年七月二五日の内田からの電報では、ロシア側は鉄道譲渡の問題に関して結論は出ているが、ロシア大蔵大臣が欠員のため、決定することができないと連絡してきた。そのため本野は大正六（一九一七）年八月一六日に内田に宛て、東清鉄道譲渡の遷延決定とす

るのは遺憾でありロシア側に早期決定を求めるよう指示した。また追伸で、在日ロシア大使には自分より督促しておくことも付け加えた<sup>(八六)</sup>。同年八月三十一日に本野と在日ロシア大使が面談した際に大使は近日中に本国より連絡してくるとの返事であった。

大正六(一九一七)年九月一日いよいよ、ロシア政府の覚え書が在ロシア大使館より回送されてきた<sup>(八七)</sup>。この回答書で鉄道譲渡代金が邦貨二三〇〇万円と提示してあきた。ロシアからの覚書冒頭に、大正六(一九一七)年五月五日付け日本からの覚書を引用し、鉄道譲渡を金銭問題として考えるのは不適當であると不満を表明している。そもそも鉄道譲渡の問題が出てきたのは戦争準備ができていなかったロシアに、日本は短時間で一定量の兵器を供給した恩義により決めたにも拘らず、事を急ぐ日本政府は、譲渡鉄道の問題、郵便業務の問題、酒精に関する問題などを残したまま鉄道譲渡問題だけを取り決めようとしている。そのため、他の問題に至っては正式回答すらロシアに提出していない。そのような交渉態度こそ、日本は再考すべきではないかと不満を述べ立てた後に、このままでは進展しないため残った問題は鉄道譲渡と分離して討議に応ずると回答してきた。

日本政府にとってロシアからの覚書は、この後に及んでも建前論を述べ立てるロシアに、些か呆れていたものと思われるが、未確定であった寛城子及び老焼鍋間の譲渡代金を二三〇〇万円とする提示があったことから、僅かではあるが進展も見られるものとなっていた。また、前回と同様に東支鉄道と満鉄で同種の貨物に適用する貸率よりも低廉にならないよう規制すること、貨物を自国の鉄道に誘致することの禁止を求めていることなど、合意に至って



いない部分もあり最終回答とするには問題があつた。

翌九月四日に本野と在日ロシア大使とが会談して（八九）、同年九月一日付覚書の内容で双方が同意した（八九）。そして、すぐさま小幡西吉政務局長から在日改野耕三満鉄理事宛に覚書の内容が通知され、満鉄としての意見を求めた。同年九月一〇日に国澤新兵衛南満洲鉄道理事長より返答があり、日本とロシアの鉄道が接続する新連絡駅に東支鉄道株式会社が費用を出すならば日本政府が東支鉄道にその費用を償還する義務があることと、老焼鍋から大連の運賃と老焼鍋からウラジオストクへの運賃が均一であることは仕方がないが、それ以外の運賃は自由に制定し相互に拘束しないようにして欲しいと返答した。国澤の意見を外務省が検討した様子はない。形式的に要望を聞いただけで最初から意見を取り入れるつもりはなかつたのである。なぜならば、外務省はロシアと鉄道譲渡を早期に合意したいため、多少の反対意見があつたとしても無視する心算でいたからである。

大正六（一九一七）年九月一五日に外務省は、在日ロシア大使に覚書を交付した（九〇）。その、覚書の内容は以下のようなものであつた。

一 帝國政府ハ寛城子ト松花江左岸トヲ連絡スル鉄道譲渡ノタメロシア政府ノ 定メタル金  
二 二千三百万円ノ 価格ヲ承諾スルナリ

二 日本ハ両鉄道接続ノ為自ラ新停車場並ニその付属建物建設及設備ヲ施シ之ヲ東支鉄  
道会社ノ使用ニ供スヘクその詳細ニ関シテハ南満洲鉄道会社ハ予メ東支鉄道会社ト協議  
スヘシ

三 老焼鍋(・)浦塩斯德間及老境鍋大連間ノ運賃ハ後者ノ距離的百露里<sup>(九)</sup>短キニ拘ラ

ス帝國政府ニ於テハ特ニ友好ノ精神ヲ以テ主義上右運賃ヲ均一ニスルコトニ同意スヘシ

而シテ右運賃ハ南滿洲鐵道会社及東支鐵道会社間ニ協定スヘキモノトス

この覚書に書かれた二三〇〇万円の処理は大正六(一九一七)一〇月二四日に外務省と大藏省理財局長とで協議を行った。そして、鉄道譲渡は南滿洲鐵道株式会社と東支鐵道株式会社間で実施することになった。その理由は、政府出資で行うには予算措置が必要となるが、満鉄と東支鐵道会社間の契約ならば、政府の臨時費用から日本政府の出資会社である満鉄に資金を払い出して両社間で決済すれば問題とはならないためであった<sup>(九二)</sup>。

この頃のロシア国内事情は、軍事革命委員会がペトログラードを武力制圧し同年一〇月二六日未明に臨時政府を占領した。この時に、交渉相手の政府が消滅していたのである。

同年一〇月三〇日の日本では交渉相手政府が存続し機能しているのかも確認できないまま、閣議で未だ細かな文言の変更を論議していた。しかし、内実は、「……今次の政変に際会し目下の状況においては曠日弥久果たして何時ロシア政府の回答に接すべきや期待しがたき……」と進めている作業の虚しさを感じていることから、交渉が失敗したことは理解していたようである<sup>(九三)</sup>。大正六(一九一七)年一月一日に本野一郎外務大臣から在日ロシア大使に公文案の第一項を大幅に変更した覚書を送付した。その変更内容は、

一、ロシア政府ハ寛城子ト松花江左岸トヲ連結スル鉄道ヲ日本政府ニ譲渡スルタメ必要ナ措置ヲ執ルコトヲ約ス

而シコノ日本政府ハ右譲渡ノ代価トシテ金二千三百万円ヲロシア政府ニ支払ウヘシロシア政府ハ其譲渡セル鉄道ノ売額問題ニ付東支鉄道会社ト調ノ迄スルノ任ニ責ルヘシ、日露両鉄道ノ新連絡点ハ老焼鍋タルヘシ譲渡シタル鉄道ノ授受ハ東支鉄道会社ト南滿洲鉄道会社トノ間ニ協議決定セラルヘシ且両線連絡□□ヲ完成スルニ足ルヘキ期間内ニ於テ実行セラルヘシ

であつた（九四）。そして本野は大正六（一九一七）一月三日に在ロシア内田康哉大使宛に訓電し、

……ロシア現下ノ政変ニ鑑ミ本問題ヲ一日モ早く解決致度ニ付貴官ハ右御舎ノウエ「ユザコフ」其他然ルヘ筋二面会シ、在日ロシア大使カラノ請訓ニ対スシ至急回訓ヲ取運ヨウ篤ト懇談相成度シ

と指示したが、これに対する色よい返答は戻つてこなかつた。接触を指示した人物にさえ面会できなかつたものと思われる。

大正六（一九一七）一月一六日に本野から内田に覚書を送付した。それによれば、同年一〇月二九日付の在ロシア大使の覚書を持って、ロシアと日本の間に残されていた諸問題は全て了承され、鉄道譲渡問題解決済であるという確認を伝えた（九五）。本野にとつても所詮認識している程度の曖昧なものであつた。

同年一月一日に手交した公文案に対するロシア政府からの回電が届いてないにも拘わらず、とりあえず日本は東支鉄道譲渡及び松花江航行権に関する公文の承認を以下のような手続で行うことになった（九六）。

一、一月一六日（金曜日） 閣議決定

二、一月一七日（土曜日） 総理大臣より大演習のため彦根に御駐輦中の陛下に正式上奏

三、一月一八日（日曜日） 朝 枢密院へ御下附

午後二時 幣原外務次官枢密院において説明

四、一月一九日（月曜日） 午後三時

幣原次官より二上<sup>（九七）</sup> 枢密院書記官長へ交換公文書、双方の

仏文各五五部送付

五、一月二一日（水曜日） 午前一一時 枢密院会議開催 陛下臨席なし

寺内総理 本野外務大臣 幣原次官 勝田大蔵大臣列席説明

満場一致を以て公文案可決

六、一月二二日（金曜日） 午後三時

外務大臣官邸に於いて本野外務大臣と「クールベンスキー」との

間に交換を了す

その後、幾度となく本野はロシアにいる内田に状況確認を行うが、事態は混沌として正確

な情報は掴めないでいた。大正六（一九一七）年一月二一日付け内田から本野宛て電報で、日本の交渉担当者であったコザコフから内田が交渉担当者の消息を尋ねたところ、既にロシア外務大臣までが逮捕されており鉄道譲渡問題の外交確認は困難な状態になっていることを伝えてきた。一方、日本ではロシア本国から回電を受けないまま大正六（一九一七）年一月二九日付けで東支鉄道譲渡の件に関する交換公文案は裁可された（九八）。

ロシアの外交は労農派の握るところとなったが、譲渡問題に対する労農派の態度は不明のままであったため、日本の外務省は焦燥感に駆られながら事態の推移を見守る以外に方法はなかった。

大正六（一九一七）年一月二九日の在ロシア内田大使から日本政府を驚かせる電報が届いた。それは、現地一月二九日付「イズベスチャー」に、第四次日露協定の秘密条項全文が公表されたことと、その秘密条項の中で第三国とした箇所が英国、米国を指すと記載されていることを伝えてきた。これは、労農政府が、それまで日本とロシアが結んできた協約を引き継がないことを宣言したということである。それと同時に鉄道譲渡問題は終了したのである。

#### 第四節 臨時国庫證券法による未払金処理

ロシアへ本格的な兵器供給を開始されてから約一年経過した大正四（一九一五）年一月二七日に、大蔵次官菅原道隆は、大島健一陸軍次官宛に、外務省がロシアと軍需品代金受領交渉を行い同年一月一日に秘密の覚書を結んだことを伝えてきた<sup>（九九）</sup>。その覚書の内容は、大正五（一九一六）年一月までにロシアは兵器代金の一部を正貨三〇〇万円を支払を行い、不足分はロシア大蔵省発行證券五〇〇万円から六〇〇万円を日本国内で発行し代金に充当することに決まったことを伝えてきた。このような交渉が持たれたこと自体、ロシアが兵器代金の支払に窮してきた兆候で、その後の支払に不安があることの表れであった。大正五（一九一六）年九月一二日付で呉大五郎泰平組合理事から山田隆一陸軍次官に予納延期願いが提出された<sup>（一〇〇）</sup>。泰平組合が陸軍に予納延期の願い出た理由は、泰平組合がロシアに兵器を供給する場合には、兵器代金の一部を受取り予納金として陸軍に収めた後に兵器製造に着手していたが、予納金が滞ったためであった。

組合が申し立てた予納延期理由は、同年二月及び三月にロシアとの間で三吋（インチ）野砲用榴散弾二〇〇万円外四点総額四五〇〇万円余の契約を行ったが、前払金として総額の四分の一に当たる一〇〇〇万円余の入金がいまだないためと、他にも立て替えた予納金が六二二万五〇〇〇円に達していたからであった。そのままでは翌月にも新たに予納金五七七万円を立て替える可能性があったため願い出たものであった。そこで、陸軍は、予納金納付の慣習はそのままに、予納率を逐次引き下げることと対処しようとした<sup>（一〇一）</sup>。しかし、例え予

納率を引き下げたとしても、ロシアが予納金を支払わない限り解決する問題ではなかった。ロシアは泰平組合に納めるべき予納金も滞るほど資金が不足していたのである。(「表三・一 泰平組合の立替金及納金」参照)。

この頃、日本とロシアの關係強化と極東における両国の特殊權益の擁護を再確認する第四次日露協約交渉が行われていた。その中でロシアの兵器代金支払が重要な問題として協議され、その中で総額二〇〇〇万円の第二回ロシア大蔵省證券の発行を行うか否かが話し合われていた(101)。

陸軍は泰平組合から提出してきた延期願いに対して、ロシアと兵器代金支払を含め外交交渉を行っていることもあって同年一月一〇日まで猶予する決定を下した。ただし、陸軍は予納金相当額について第二回ロシア大蔵省證券を発行するという確約を取り付けることを付帯条件とした。大正五(一九一六)年九月ころの交渉状況を見る限り、予納金の支払に問題であっても元本の支払もでは問題にはなっていない。それは、ロシアの首都ペトログラードで日露協約が交渉中でもあり、事を荒立てたくないとする配慮と、東支鉄道一部譲渡の交渉も行われていたことから、兵器代金の支払を強要しなかったためである。

ロシアの元本の未払が問題になったのは、同年一〇月ころからである。「ロシア注文兵器ニ関スル件」(103)にその経緯が纏められているので確認しておく。

### 第三章 ロシアとの関係及び兵器代金の決済

交渉を行っていた小田切政純少将から陸軍大臣に電報が届いた。それには、ロシアの未払金残高は七〇〇〇万円あるが、その他に四〇〇〇〇万円余の増加が予想され、これらの解消法が明らかにならない限り、新規受注は困難であると伝えてきた。そして小田切の考える解決方法は、第三回目の公債を発行し、資金調達する以外に方法はないとしている。ところが、小田切は未払金の交渉を行っている中で、双方が主張する未払い金額に差があるという初歩的な問題が発覚した。ロシアが主張する未払い金額は四〇五〇万円であったが、日本の大蔵省の主張はもつと多額であった（一〇四）。しかし、日本外務省は大正五（一九一六）年一月一六日に在日ロシア大使館と覚書を交わし、金額問題は棚上げしてロシアが希望する軍需品の供給を優先させることを約束した。その他にも、陸軍次官より在モスクワの大使館付武官に、ロシアが軍需品代に窮する場合の対応策を伝えた。それは、

表三. 一 泰平組合の立替金及納金

品名	立替期日及金額		納金期日及金額	
	期日	金額（円）	期日	金額（円）
三吋榴散弾 200万発	9月18日	5,000,000		
同 薬効 100万個	9月18日	1,225,000		
同 信管 200万個			10月3日	3,430,000.00
同 爆管 200万個			10月3日	270,000.00
同 带状薬 75万個			10月13日	762,562.50
三一式榴散弾 10万発			10月28日	566,500.00
三八式実包 800万発			10月29日	375,332.00
三八式歩兵銃 3万挺			10月19日	370,800.00
		6,225,000		5,755,194.50

出所：「ロシア注文兵器代金上納ニ関スル件」

「大正十一年欧受大日記二月」C 03025306600（第一二画像目）より筆者作成。



第三回募集債券以外にも、横浜正金銀行頭取が別途資金調達の協議に応ずる意向を示しており、民間から資金を調達できる可能性も出てきたからである（一〇五）。正金銀行頭取が考えた対策は、日本からロシアへ三億円の大型借入を供与することであった。これも日露協約を成功に導きたいためと、ロシアが日本に提案した東支鉄道一部譲渡が背景にあったことは明らかである。

この頃ロシアでは、第一次世界大戦の長期化によって、兵士と民衆の不満が増大していた。大正六（一九一七）年三月にペトログラードで起きたデモが拡大したことでニコライ二世は退位を宣言した。その後は、中道派臨時政府が成立することになった。しかし、ボリシェヴィイキは同年一〇月二四日に臨時政府も打倒してしまった。同年一二月に入るとボリシェヴィイキ政府は中央同盟国（ドイツ、オーストリア、オスマントルク及びブルガリア）との間で独自の休戦交渉を開始した。そして、一九一八（大正七）年三月三日にフィンランド、バルト地方、ポーランド及びウクライナを含む広大な領土の割譲を含む「ブレスト・リトフスク条約」を締結し戦争を終結させてしまった。このため、ロシアの支払は完全に停止し陸軍は何らかの対応策を講じる必要があった。その対応を「ロシア注文兵器二関スル件」（二〇六）から見ておく。

大正六（一九一七）年八月二五日になると陸軍は東京、大阪の両砲兵工廠に、泰平組合がロシアと契約した兵器代金のうち同年八月に満期となる支払の延期を指示している（二〇七）。

また、同年八月二十七日にロシア武官は陸軍に対し、泰平組合への八月中の実包代七三万三八三〇円と八月末の支払三六万六九一五円の支払延期を願ひ出てきた(二〇八)。陸軍は、組合にロシアから入金がない場合は、九月一〇日の予納を猶予する通達を出した(二〇九)。その後、ロシア大使館附海軍武官から、同年九月二十八日(二一〇)、同年一〇月二十七日(二一一)、同年十一月二十七日(二一二)、同年十二月一日(二一三)と支払延期要請が届いた。ロシアの未払金の総額は、

ロシア大使支払証明書で借り入れた元金	四七九五万五八八四円二五銭
同利金	八五万六〇七七円一七銭
合計	四八八一万一九六一円四二銭
ロシア大蔵省證券により借り入れた元金	一八二六万一九六六円四六銭
同利金	一二万四一〇二円三四銭
合計	一八三八万六〇六八円八〇銭

であった。ロシア大使支払証明書とロシア大蔵省證券での貸付け合計は六七一九万八〇三〇円二二銭に達していたが、ロシア革命の結果この回収を協議する相手さえいなくなつたのである(二一四)。(表三、一一 ロシア国庫證券額(大正九年八月外務省調)参照)。

総額六七〇〇万円に昇るロシアの未払金問題は、大正六(一九一七)年六月に召集された第三十九回帝国議会で論議されることになつた。そして、政府は「臨時国庫證券法」案(二一五)

を提出し、未収入金の処理を図ろうとした。名目は連合国に対する輸出軍需品代金の決済を円滑にする目的で、金額は二億円を限度に臨時国庫証券を期限五年内で発行するというものであった。日本はロシアの未払金を臨時の国債を発行して、ロシア国庫証券一億三五〇万円を肩代わりするという法案であった。

第一条 政府ハ輸出為替資金ノ流通ヲ図リ又ハ連合国ニ対スル輸出軍需品代金ノ決済ヲ便ニスル為運用資金ノ必要アリト認ムルトキハ五年内ノ期限ヲ以テ臨時国庫証券ヲ発行スルコトヲ得その借換ノ為必要アルトキ亦同シ

第二条 臨時国庫証券ノ最高発行額ハ二億円トス但シ借換ノ為発行スルモノハ此ノ制限ヲ超過スルコトヲ得

第三条 臨時国庫証券ハ割引ノ方法ヲ以テ之ヲ

表三. 三 ロシア国庫証券額 (大正九年八月外務省調)

種別	債権金額			邦貨換算(円)
	元金	利金	計	
ロシア大使支払證明	47,955,884.25	865,077.17	48,820,961.42	48,820,961.42
ロシア大蔵省証券	18,261,966.46	124,102.34	18,386,068.80	18,386,068.80
計(円)	66,217,850.71	989,179.51	67,207,030.22	67,207,030.22
ロシア政府軍事公債證書	2,774,400.00	35,081.26	2,809,481.26	1,000,071.94
松田銀行部留預金證書	4,484,696.08	0	4,484,696.08	1,913,702.19
松田銀行部留預金通帳	317,288.53	293.55	317,582.08	168,143.83
計(留)	7,576,384.61	35,374.81	7,611,759.42	3,081,917.96
合計				70,288,948.18

出典：「軍需品対露債権額調」「国際連盟第一回準備委員会調書第一巻」  
B06150891800 (第四画像目) より筆者作成。

発行スルコトヲ得 前項ノ臨時国庫證券ニ関シテハ大蔵省證券条例第二項及第五条以下ノ規定ヲ準用ス

この法案は大正六（一九一七）年七月一〇日貴族院で論議されることとなるが、その中で若槻礼次郎委員が政府に軍需品の未払額に就いて質問した（二二六）。これに対して、政府委員から、それまで契約した軍需品の総額は五億八五〇〇万円近くであり、そのうち政府分が二億八八〇〇万円で民間分が二億九六〇〇円となっていると返答した。そして国別契約高は、

イギリス 八五五〇万円

フランス 四七五〇万円（駆逐艦八隻分の費用）

ロシア 四億四二八六万円

イタリヤ 八〇〇万円

アメリカ 七七五〇〇〇円

であった。そのうち、代金回収が済んだものは三億八二〇〇万円で、内訳は政府分が二億八〇〇〇万円で、民間分が一億六〇〇〇万円であった。その結果、未収金は二億二〇〇万円が残ったことになる。その内訳は政府分が七〇〇〇万円、民間分が一億三二〇〇万円であった。また国別の未払金は、

イギリス 四〇〇〇万円

フランス 二八〇〇万円  
 ロシア 一億三〇〇〇万円  
 イタリア 二九六万円  
 が残っていた。

最後まで残っていた未払金は政府分として七〇二八万八九四七円一八銭が残っていたが日本政府は臨時国庫證券七〇二八万八二二五円（五分利付き 五五万一二〇五円、二分利付き 六九七三万六九七五円）を発行することで決着した。また、民間へ未払分には大蔵省預金部から日露実業株式会社に融通手形五〇〇万円を発行し処理した（二一七）。

ロシアの負債整理が進む中で、ロシア政府が持っていた銀行預金も整理することになった。大正一〇（一九二一）年一〇月二九日大蔵次官神野勝之助は外務次官代理田中都吉に「旧ロシア政府資金ニ関スル件」を送付した（二一八）。この報告書は、邦銀口座にある旧ロシア政府の資金残高を報告したものである。その調査の範囲は、日本銀行、横浜正金銀行、北海道殖産銀行、台湾銀行、朝鮮銀行、三井銀行、第一銀行、三菱銀行、住友銀行の九行であった。そして、各銀行の口座を調べた結果、

横浜正金銀行東京支店 四二万六一七円八〇銭  
 同ウラジオストク支店 四三三円三八銭  
 台湾銀行シンガポール支店 四四八四六・八六\$

の三口座以外に残高は存在しなかった。ただし、横浜正金銀行東京支店には通知預金として六三〇四万三二四一円一八銭が残っていたが、これは各種ロシア国庫證券持参者へ交付した臨時国庫證券を横浜正金銀行が買い取るための資金で他の使途に使用できないものであった。

## 第五節 シベリアへの兵器供給

日本は、ロシア革命が起きたことからロシアへの兵器供給は停止することになるが大正七（一九一八）年六月二十九日に在フランス大使より後藤新平外務大臣に連絡がはいり、チェコ軍の支隊がシベリア鉄道沿線に集結して、赤衛軍とドイツ・オーストリア軍捕虜の連合軍と交戦中とのことであった。そして、支隊救出のためチェコ軍本隊を派遣することになったが、フランスはウラジオストックにある小銃一万五〇〇挺を提供する心算であるが、それでも火力不足が懸念されるため日本から三個中隊分の山砲と機関銃一〇〇挺及び弾丸を貸与して欲しいというものであった（二一九）。このフランスからの問い合わせに日本政府は大正七（一九一八）年七月四日に後藤外務大臣と在フランス大使が会談し機関銃二〇挺、山砲四門、小銃弾二〇〇万発、砲弾一〇〇〇発の供給を約束した（二二〇）。フランスが要求し機関銃数は一〇〇挺であったがチェコ軍の総数が一万四〇〇〇名であることから供給は二〇挺となった。そして、この兵器は同年七月九日に佐世保を出港しウラジオストックに向かった（二二一）。

その後、大正七（一九一八）年八月一六日付けの大島健一陸軍大臣から後藤新平外務大臣への報告書に、チェコ軍に新たな兵器を供給したとの記載がある（二三三）。供給した兵器は、

三八式機関銃	一二挺
機関銃実包	六〇万発
三八式歩兵銃実包	四〇〇万発
山砲用榴散弾	一万発
同榴弾	一万発
ロシア式三吋速射砲砲車	一二輛
同榴散弾彈藥	四八〇〇個

などであった。そして、これら兵器は同月一〇日に門司港を出発しウラジオストックに向かった。

この頃チェコ軍への兵器供給依頼はほとんどがフランス政府を経由して行われており、フランスとチェコ軍に何らかの利害関係があるように思われるが詳細は不明である。このことと同様の疑問を抱いたのが在ロシア丸毛直利代理大使である。同代理大使は大正七（一九一八）年八月二六日に後藤新平外務大臣宛に幾つかの疑問を投げかけている（二三三）。それは、日本はシベリア出兵を承諾したが、目的はドイツ軍に対抗するためで、その出撃範囲はイルクーツクまでであった。ところが、シベリア鉄道はチェコの手で警護され運行に支障はなく、

またドイツ軍とも遭遇していない。このような地域に派遣される日本兵士は、そもそも護国のため召集されたものであり、護国の範囲外に遠征していることは問題があるため、その詳細を国民に説明するべきであるとの内容であった。これは、チェコ軍救出が目的で出兵したが、救出すべきチェコ軍はシベリア鉄道の警備を行っており救出すべき危険な状態に無かったことになる。このように、日本の在外公館の中にもシベリア出兵の是非を問う声があったことは注目してよいことである。

日本は、ロシアに供給した兵器代金が多額の未払い金が残ったままとなっているうえに、チェコ軍に供給した兵器代金の決済を如何に処理するかが問題となった。大正七(一九一八)年九月七日に後藤外務大臣が在フランス松井慶四郎大使に宛てた訓令で、日本からチェコ軍への兵器援助は連合国協調の意味で実施したもので、発生する全ての費用を日本が負担することは無い旨をフランス政府に通知するように求めた。そして日本の提案にフランス政府が応ずるならば負担した費用をチェコへ借款として供与することも可能であるとしている。さもなければ、チェコ軍への兵器供給費用は連合国間で分担額を決め、その割合に応じて現金若しくは軍需品の材料を日本政府に提供して欲しいというものであった。後藤の訓電から、チェコ軍救出はフランスが指導的立場にあることと、費用負担の取決めが無いまま開始したことは明らかである。ロシアへ供給した兵器代金の回収が混乱している中で同種の問題を抱え込んでしまったのである。



その後のシベリア方面への兵器輸出を確認しておく、大正八（一九一九）年になるまで、大正八（一九一九）年になるまで、兵器供給先がホルワット、セミヨーフ、コルチャックなどロシア臨時政府向けとなった。大正八（一九一九）年五月八日に内田康哉外務大臣は在フランス松井慶四郎大使宛に、日本はコルチャックに小銃実包二〇〇万発（価格一五万円）を既に供給していることと、他にも要望品があるため交渉を継続中だと連絡した（二三四）。これらロシア臨時政府への兵器供給に泰平組合は一切関与していない。なぜならば、臨時政府向けの軍需品は全て陸軍の臨時軍事費から支出していたからである（二三五）。日本は供給兵器代金を連合軍で分担を決めて供給している日本に支払うこと求めていたが、この頃にはフランスを通さずに直接交渉を始めている。このような変化が生まれた理由であるが、次節で詳細を述べるが臨時政府は多くの金塊を保持していたことは既に公知の事実となっていたことから、代金決済は金塊で行おうと考えていたからに他ならない。そのためか大正八（一九一九）六月九日にはオムスク政府に小銃弾五〇万発（二二六）を追加供給している。

その後も兵器供給依頼の規模は拡大を続けたため、外務省は大正八（一九一九）七月一六日に在オムスク大使に書簡を送り、日本は口

表三．四 オムスク政府へ供給した兵器譲渡総額

品目	員数	単価	小計
三八式歩兵銃	50,000	47.74	2,387,000
三十年式銃剣	50,000	7.50	375,000
三八式実包（1万発）	20,000,000	962.00	1,924,000
計			4,686,000 円

出所：『日本外交文書 大正八年第三冊下巻』一二九二頁。

第三章 ロシアとの関係及び兵器代金の決済

シア臨時政府に兵器供給を行うことに一向に差支えないし、一時的な立替えも可能であるが、支払だけは一定期間内に必ず行う必要があることをオムスク政府に伝達することを求めている（二二七）。オムスク政府は日本政府からの申し入れを承諾し大正八（一九一九）八月四日にオムスク政府向け兵器供給が始まった（二二八）。価格はウラジオストックでの引渡し単価となつていくことから、供給した兵器はオムスク政府がウラジオストクから現地まで運ぶことになる。また代金支払地は東京とし、円で支払われることになつた（二二九）。（「表三・四 オムスク政府へ供給した兵器譲渡総額」参照）。（「表三・五 オムスク政府供給の小銃及実包価格」参照）。

オムスク政府と支払条件で折り合いが付いたことから、大正八（一九一九）年八月一五日に総額一六一四万五〇〇〇円に上る追加の兵器供給が決定した（二三〇）。内訳は三八式歩兵銃三万挺、三八式騎兵銃二万挺、実包二〇〇〇万発などであつた。（「表三・六 オムスク政府供給の小銃及実包価格」参照）。

そのほかにも大正八（一九一九）年一〇月二五日に日本外務省は在ロシア大使にあてた電報で、追加で軍需品供給を行う決

表三・七 オムスク政府供給の小銃及実包価格

品目	員数	単価	小計
三八式歩兵銃	30,000	47.74	1,432,200
三八式騎銃（古品）	15,000	42.66	639,900
（新品）	5,000	46.00	230,000
三十年式銃剣	50,000	7.50	375,000
三八式実包（1万発）	20,000,000	962.00	1,924,000
三八式実包（月1千万発 1年）	120,000,000	962.00	11,544,000
計			16,145,100 円

出所：日本外交文書 大正八年 第三冊 下巻』一二九四頁

定をしたと伝えている。その内訳は被服（軍服九万組、軍靴五万足）二二九万四五〇〇円、通信器材（電話三五〇〇台、電線一万五千露里等）一八八万五八〇〇円であった。支払い条件は、被服費の二割を大正八（一九一九）年一月まで、四割は大正九（一九二〇）年一月まで、残り四割は大正九（一九二〇）年四月までに全額精算を終了することになった。また、通信器材に関しては、最初の一〇〇万円は物件の半数を引き渡した日を起算日として一〇日後に支払い、残金は半数が引き渡されたときから一〇日以内に支払われることになった（二三）。

日本からロシア臨時政府向への兵器輸出は日本円もしくは金塊を支払いに充てるなど、ほぼ現金払いに近いものであった。

## 第六節 ロシアの金塊による兵器代金支払

ロシアは大戦中に、為替精算のため金地金をイギリスに移送していた。また、日本もロンドンでの外為決済が停止したところから兵器代金の一部を正貨で支払うことを要求した。これからの事実から、ロシアの支払いを検証するが、その前にロシアが大戦前に保持していた正金の量と、その後の行方などについても検討してみる。

ロシアが保持していた金塊の概要を知ることができるとして、講和会議出席のためフランスにいた特命全權大使子爵石井菊次郎が外務大臣内田康哉に宛てた大正九（一九二〇）年一〇月二五日付け「ロシア金塊ノ所在ニ関スル新聞切抜送付ノ件」<sup>（二三）</sup>がある。石井が本省に送付した記事は大正九（一九二〇）年一〇月一九日付パリのLe Temps紙が、ロシア王朝時代の旧大蔵次官「ノビツキ」が革命により四散したロシア国庫の所有する金の行方を詳細に調査した結果を記事にしたもので、それを石井が眼に留め、ロシアの兵器代金に関して比較的要領よく纏められているため切りぬいて外務大臣に送付したものであった。

第一次世界大戦前にロシア帝国銀行は総額二億六〇〇万ポンド相当<sup>（二三）</sup>に昇る世界最大の金塊を貯蔵していた。そして、開戦当初ロシア大蔵省は英国に、利払いのため約一〇〇〇万ポンド分の金塊約七〇トン<sup>（三四）</sup>を送付したが、輸送の途中でドイツの水雷攻撃に合い目的地に届けることができなかつた。そのため、危険な海路を利用した輸送をあきらめシベリアを横断する陸路で行うことになった。そして、金塊はロシア西部地区からウラジオストクに搬送後、日本の巡洋艦に積み込みバンクーバーに移送しアメリカを経由して英国に送られた。

旧大蔵次官「ノビツキ」によれば、この方法でロシアが保有する金塊二億六〇〇万ポンドのうち約六八〇〇万ポンド分が兵器代金として支払われた。この他に、革命が起きると直ちに「ストックホルム」国立銀行へ五〇万ポンド相当の金塊が送付された。従って第一次世界大戦が始まってからロシア革命直後までに七八五〇万ポンド相当の金塊が既に国外に持ち

出されるか、海の藻屑となっていた。

ロシア革命後に労働政府が発見したとき残余の正金は約一億三七五〇万ポンドであった。これがどの位の金塊かといえ、金塊は約七〇トンが一〇〇〇万ポンドであることから約九六三トンということになる。ロシア革命で政権をとった労働政権は、莫大な金塊を押収したのである。そして、ペトログラードにあつた金塊は、直ちにモスクワに移送することになった。その一部をサマラに移し、その後はカザン<sup>(二三五)</sup>に移すことになった。ところが、労働派と対立するコルチャック提督がカザン市を一時的に占拠したときに六八〇〇万ポンドに相当する金塊を手にすることになった<sup>(二三六)</sup>。その後、この金塊は、コルチャック提督と共に、サマラ、ウファ、オムスクへと労働派に追い立てられるように移動して行った。その間に、コルチャック提督は、武器弾薬を購入するためイギリスやアメリカが供与した借款の担保として一万四〇〇〇斤を香港やウラジオストクに送付したが内二〇〇〇斤は途中で紛失してしまつた。そのため、コルチャック提督がオムスクを脱出する大正八(一九一九)年一月頃には四四〇〇万ポンド相当の金塊しか残っていなかつた。そして、労働派がオムスクを包囲したこと、コルチャック提督は同市を脱出することになり、残っている金塊を列車で移送するため積み込んでいたところ火災が発生した。これを見ていた護衛の兵隊が、隙を見て金塊の略奪を行ったことにより、一段と減少してしまつた。

以上が、石井が内田に送付した新聞記事の概要である。このことより、ロシアは革命前に兵器供給をしていたイギリス、アメリカ、日本、フランスに向けて金塊を陸路で移送してい

た。その理由は、日本もロシアから兵器代金の一部として金塊を受け取っていたことは既にみてきた通りで、ロシアが日本国内で国庫証券を発行するは、その三分の一を金貨若しくは金地金を担保として差し出すように要求していたからであった。

石井が送付した記事と同様のことを扱ったものとして、ラテイシエフ『ロシア金塊の行方』<sup>(二三七)</sup>がある。それによれば、ロシアの金塊は、ワルシャワ、キエフ、リガ、そしてペトログラードに保管していた。ところが、ロシアは第一次世界大戦初頭のタンネンベルク戦闘で大敗北を喫してしまったことから、ロシアの金塊を保管している地域がドイツの軍事圧力を強く受けるようになった。このため、ロシア皇帝は、大正四(一九一五)年一月一二月に、金とプラチナのインゴット及び金銀のコインをロシアの奥深くカザンとニージニ・ノブゴロドへ疎開させることになった。ところが、大正六(一九一七)年の二月と一〇月に革命が起きたことからロシア国内は混乱し收拾がつかなくなってしまった。大正七(一九一八)年夏頃には、ボルカ河地方にボリシェヴィキーに敵対する白衛軍部隊の将校たちが、B・カッペリ大佐の指揮下に結集し蹶起した。そのカッペリ軍は、サマラ市を自軍の根拠地としていたが、大正七(一九一八)年八月六日にカザン市に突入してソビエト政府管理下の国有財産保管所を襲撃し金塊六億五七〇〇万金ルーブル相当<sup>(二三八)</sup>を入手した。その金塊をサマラ市に作られた憲法制定会議下の委員会が管理することになった。ところがカッペリ軍が保有金塊の約半分を奪取したことはソビエト政府指導者たちをあわてさせた。レーニンはヴォルガ地

方に赤軍を急派し奪われた金塊を取り返すことと、憲法制定会議を力づくで解散させることを指示した。ところが、カツペリ軍は赤軍の先手をうって押収した金塊をサマラへ運び去ってしまった。これを追跡する赤軍がサマラ付近に到達すると、今度はウラル山脈の向うへと退却し、ウフア市、チェリヤビンスク市を経由してオムスク市へと移送した。ところが、大正七（一九一八）年一月オムスク市で、白衛軍を指揮していたA・コルチャク提督の支持者たちが、偶然に金塊を積んだ車両を押収することになった。コルチャク提督の行政当局によって確認された金塊は三〇五八九プード（筆者註：約五〇一・〇四トン）で、その総額は六億五一五三万二一七ルーブルであった。その量は国立銀行オムスク支店の帳簿に記載された。

ロシア革命当時の金塊の量は、前述石井が送付した新聞記事と『ロシア金塊の行方』ではほぼ同量の約五〇〇トンである。しかし、コルチャク提督が偶然に金塊の車両を押収したとする話は単なる逸話と考えられる。なぜならば、これだけの金塊の在処が話題にならないはずがなく、多くの人々がその行方を注目していたと考えられる。その一人として、コルチャクも独自に金塊の行方を追い求めていたが、何かの機会に金塊輸送の情報を入手しことから、自ら押収を決意したと考えられる。

また、『ロシア金塊の行方』に戻って、コルチャクが押収した金塊はオムスクからロシア国立銀行ウラジオストクに送付後、国外に持ち出された。その量は大正八（一九一九）年にウラジオストクから国外へ九二〇〇プード（筆者註：約一五〇・六九六トン）が搬出され

ているが、そのうち二六七二ブード（筆者註：四三・七六七三トン）は日本へ持ちこまれた。オムスクがロシアの中南部に位置していることを考えると、オムスクへの補給は、ウラジオストロクを陸揚げ港として使い、物資をシベリア鉄道で運ぶ以外方法はない。そのため、このオムスク政府の生命線とも考えられるシベリア横断鉄道の維持管理が重要な課題となるが、その問題解決に顕著な役割を果たしていたのが、ザバイカル地方で活動していたコザツクの頭目グリゴリ・セミョーノフの部隊であった。そして、セミョーノフはオムスクに金塊があることを知ると、武器購入のために金塊の一部を渡すように要求した。そして、大正八（一九一九）年六月にセミョーノフは、オムスクのコルチャツクから車輛二台分凡その価格として四三五〇万金ルーブルの金塊を受け取った。

このラティシェフ『ロシア金塊の行方』から、日本は兵器代金の一部を金塊で受け取っていると主張していることである。そして日本が、受け取った金塊が二六七二ブードであった。ここで、日本が受け取った金塊を日本円に換算してみる。

ロシアがドイツに降伏し賠償金として支払った金塊は九三・五三六トンで六二二〇万五四〇〇ドルであった。ここからオムスク政府が日本に引き渡した金塊は二六七二ブード、即ち、四三・七六七三トンで、ドル換算すると二九一〇万七一〇七ドルとなる。また当時の円とドルの交換比率は一円＝〇・四九五ドルであったことから、約一四四〇万八〇一七円と相当する（一三九）。ここでもう一つ重要なことが有る。『ロシア金塊の行方』は金塊の移送が始まった



のは大正七年夏ころとしているが、カッペリ軍がサガン市に突入し金塊を手に入れたのが大正七（一九一八）年八月六日で、大正七（一九一八）年六月二十九日に在フランス大使よりチエコ軍は赤衛軍とドイツ・オーストリア軍捕虜の連合軍と交戦中のためウラジオストックにある小銃一万五〇〇〇挺の他に日本から三個中隊分の山砲と機関銃一〇〇挺及び弾丸の貸与を要請してきた時期で金塊搬送とチエコ軍救出及び大正七（一九一八）年八月二日のシベリア出兵は密接に関連していたと見て間違いなのである。

ところで、ラティシェフ『ロシア金塊の行方』の信憑性を裏付ける資料があるので紹介する。大正九（一九二〇）年五月四日在ペトロパウロフスク領事館の塩田事務代理が内田康哉外務大臣に、イルクーツクの「労農新聞」を翻訳し送付している（二四〇）。塩田によれば、コルチャック政府が「カザン」、「サマラ」から持ち出した鑄銭は約三万〇五六三布度で金額にして六億四五〇〇万金ルーブルと金、銀、白金が五七四箱あり重量が二〇〇〇布度金額にして六一二万二〇二一・七ルーブルを持ち出した。そのうち、一九〇八万九八六五ルーブルをウラジオストックに輸送し、二〇〇布度をフランスに、八六一布度をイギリスに、一九四二布度は日本に、二〇〇布度をアメリカに送付した。その外に一五一万ルーブルを日本で発行した公債の担保として、二九三七布度をアメリカとイギリスの信託機関に交付した。また、チタでセミヨノフ軍に約二〇〇〇布度、金額にして四三七七七四四・〇六金ルーブルを渡したとしている。この報告から、当初セミヨノフが取得した金塊価格は六億四五〇〇万金ルーブルから六億五七〇〇万金ルーブルになるであろうとのことであった。この記事から

も、チタまでは金塊六億五〇〇万金ループ相当が存在し、その移送路としてシルシベリア鉄道を利用していたことがわかる。この労農新聞の記事は、セミヨノフは日本に一九四二布度（筆者註 三一・八トン）の金塊を兵器代金として支払っていたとしているが、「ロシア金塊の行方」では二六七二ブード（筆者註 四三・七六七三トン）となっていた。どちらが正しい数字なのかは判明しないが、日本は三〇トンから四〇トンの金塊を兵器代金の一部として受け取っていたことは間違いない話である。ところで、ロシアの金塊が日本に運び込まれたとする新聞記事が存在する。それは大正八（一九一九）年八月二日付け「金塊を日本政府の在外準備金」（二四二）とする大阪朝日新聞記事である。

……一日午前八時敦賀入港の鳳山丸にてオムスク政府は在外準備金として横浜正金銀行に保管方を依託せし金塊百二十封度即ち我五百二十三万二百目（敦賀税関の評価三百万九千九百三十九円八十一銭）を浦潮正金出張所員附添い金の延棒百三十六本を三十二個の粗末なる蜜柑箱に収めたる儘敦賀に陸揚し故ら発車時刻及行先地を秘密に附し同日午前  
一〇時連絡列車にて前記主張所員附添い敦賀を出発したるが行先地は横浜正金銀行なるか大阪同支店なるか明瞭ならず……該金塊は是迄浦潮のロシア帝国銀行内に保管されありしものをオムスク政府の命令により今回日本に送附する事となりしもの……

朝日新聞記事からオムスクから搬出された金塊は大正八（一九一九）年八月には敦賀に陸揚げされていたことが判る。そして、陸揚げ後は横浜正金銀行などに運びこまれている。

前掲『ロシア金塊の行方』では日本に持ち込まれた金塊は二六七二ブードとしているが、八月一日敦賀に搬入された金塊はその一部ということになるのかもしれない。その後も、オムスクからの金塊の搬入は続いた。その様子を『ロシア金塊の行方』では、大正八（一九一九）一月三日付け東京日日新聞に「昨日敦賀市へロシアの金塊総額一〇〇万円がオムスク政府への総額三〇〇万円クレジットのために入ってきた。」としている（二四三）。日本政府は借款を供与する際に三分の一は金塊を担保として提供することを求めていたことと符合すると思われる。

大正八（一九一九）年度に行われた移送回数には定かではないが、少なくとも二回は確認が取れたことになる。その輸送により、オムスクから金塊二〇・四六六トン、二七九四万九八八〇円相当が日本に搬入された（二四三）。また、同書は金の増加分を『大蔵省造幣局報』から大正七（一九一六）年から大正七（一九一九）年に掛けて保有量が、二二三三kgから二万五八五五Kkg、即ち二〇・八五五トンに増加していることを日本に金塊が持ち込まれた根拠に挙げている（二四四）。

## 第七節 日本軍による金塊輸送

前項で、ロシアの金塊が兵器購入代金に充当されていたことを確認してきた。この節は日

本軍によりシベリアから金塊を搬出した記録について検証する。

シベリアの混乱の中連合国がオムスクにある金塊搬出を考え始めたのは、オムスク政權認証の頃である。連合国の動きを伝える文書として大正八（一九一九）年八月一五日に佐藤尚武哈爾濱総領事から内田康哉外務大臣宛の電報がある（二四五）。それによれば、過日開催の日本、イギリス、アメリカ、フランス外相代理による会談で、オムスクにある準備金を東方に移送する必要性を論議していた。その論議では外国軍隊が警備する中、オムスクからウラジオストクまで金塊を移送した場合、諸外国に担保提供のためと勘違される可能性があるが一応はコルチャック提督に考量するよう勧めることになった。その後、会議に出席した国からコルチャック提督に移送を勧告したが断られている（二四六）。そもそも、連合国がオムスク政權を承認したのは、連合国はロシアに多くの債権を抱えていたことから、オムスク政權がロシアの債務を引き継いでくれることを期待したためで、オムスクにある金塊は債務の一部として回収したいとの思惑があったからである。そのため日本、イギリス、アメリカ、フランスはオムスク政權を承認した直後から金塊をより安全なウラジオストクに搬送することを考えていたのである。

日本は大正八年八月に加藤恒忠を特命全權大使として任命した。それと共に金塊搬出に重要な役割を果たす特務機関の配置も変更となった（二四七）。

オムスク

高柳保太郎少将

イルクーツク

加納豊寿大尉

チタ

黒澤準大佐

ハルビン

石坂善次郎少将

ウラジオストク

井染禄郎中佐

ハバロフス

五味為吉大佐

ブラゴヴェシチエンスク

中山蕃大尉

同年一〇月一四日に加藤はオムスクに着任した（二四八）。ところが、大使着任直後の同月三日オムスクは労農軍の攻勢のためイルクーツクに移動することになった（二四九）。それと時を同じくして日本も独自の金塊移送を実行することになった。

大正八（一九一九）年一月六日陸軍大臣山梨半造が外務次官植原正直宛に次の通牒をだした（一五〇）。

「オムスク」政府ノ要求ニ係ル「ゼーヤ」ニ於ケル我軍保管ノ金塊ヲ同政府ニ引渡ニ件異存無之候モ該金塊ヲ帝國軍ニ於テ浦潮ニ輸送スルコトハ目下ノ情況上不可能ニ有之候条「ゼーヤ」ニ於テ「オムスク」政府ノ貴任者ニ引渡スコトト致度尚該金塊ハ同政府ニ対スル軍需品供給ノ担保トスルヲ有利ト認候条可然措置相成度候也

追テ引渡ニ関シテハ予メ引渡時日、同場所引渡責任者ノ氏名等当方へ通牒方御配慮相成度申条候

「ゼーヤ」に駐屯していた陸軍守備隊は金塊警護を担当していたが撤兵に伴い守備隊も退去することになった。しかし、警護していた金塊をウラヂオストックまで輸送するのは困難なため、「オムスク」政府に引き渡すという内容である。このとき、日本軍が警備していた金塊の量は五六布度、重量にして九一七kgであった(二五二)。山梨の通牒から、陸軍もロシアの金塊に重大な関心を寄せていたが、その所在地はシベリア鉄道沿線に点在し、移送は困難な状態にあった。

大正九(一九二〇)年二月一二日高橋是清大蔵大臣より草間秀雄財務官宛に訓電を出している。高橋大蔵大臣は、オムスク政府の金塊の行方に関して種々の報告が入ったが、その中に確かな情報は少なかった。しかし、この度の金塊に就いての報告は正確であると考えられるので、その重要性を認識し奮闘して欲しいと激励している。そしてセミヨーフの金塊は日本が対シベリア貿易等を行う際の唯一信用できるものであり、その運命は日本と深甚の利害を有するものなので、領事と陸軍は連絡を密にして、その保全のため必要に応じ機宜の措置を取るよう指示した(二五二)。

大正九(一九二〇)年一月一六日に、在ハルピンの大蔵省理財局草間秀雄財務官から高橋是清大蔵大臣に「オムスク政府保有金塊行方ノ件」(二五三)とする電報で、オムスク政府が保有する金塊の行方を報告してきた。それによれば、セミヨーフによりウラヂオストックに移送中の金塊は途中チタに留置し漸次金塊を担保として借入れを行っていることから数量は減ってきている。また、イルクーツク市国立銀行に保管していた金塊は、政府軍と国民軍が

争奪戦を開開したが当面はチェコ軍と日本軍で管理しているものの、しかし近い将来、革命派が市を制圧したならば返還要求してくることが予想され、その際にイルクーツク市国立銀行保有の金塊はオムスク政府保有とは性質が違うため革命派に返還する可能性が高い。その他の金塊はオムスク撤退後、コルチャツクとともに「ニジニウージンスク（筆者註ニジネウヂンスク）にある。

大蔵省の理財局財務官がわざわざハルピンまで出向きオムスク政府の金塊の行方を大蔵大臣に直接連絡していることから、日本政府にとって非常に重要な問題であったということである。

金塊の搬出を開始した様子は大正九（一九二〇）年一月二〇日付け佐々木総領事代理から内田外務大臣宛の電報から窺い知ることができる（一五四）。ニジネウヂンスクにあるオムスク政府の金塊は、同年一月一四日に普通装甲車に搭載され東行したと伝えてきた。

同年一月二八日松島総領事は内田外務大臣に。オムスクより上海に運ぶ予定であった金塊のうち、二五〇〇から二六〇〇布度はセミヨノフが保管している。同月二三日にセミヨノフと、彼の金塊取扱い責任者タスキンが協議を行い、財政上の予備金として使うことに決定したと伝えてきた（一五五）。

同年一月三〇日在哈爾濱松島肇総領事から内田康哉外務大臣への電報は、コルチャツクが保有する金塊約二万布度（筆者註：三二七・六トン）はイルクーツクに到着した（一五六）。その地で金塊の輸送を指揮していたジャンン將軍は日本軍とチェコ軍でチタまで転送してくれ

るように依頼してきた。しかしイルクーツクの治安は悪化しており、金塊を積んだ装甲列車が無事に目的地まで到着できるかは疑問だとしている。

同年二月二一日に草間財務官から高橋大蔵大臣宛に、チタから哈爾濱に戻った奈良武次中将から得られた金塊移送状況に付いて報告してきた。それによれば、コルチャックが奈良に語ったところに依ればオムスク政府の金塊は「イルクーツク」にいるチェコ軍の手中にあるとのことであつた。またコルチャック自身はチェコ軍の手中にある金塊を取戻し、権力基盤を固めたいという意向を持っていた。また金塊を管理しているチェコ軍ジャン将軍は同月二四日に哈爾濱に来て暫くは滞在の予定となっており、その間に日本政府は各方面に連絡し徹底的に交渉しなければ金塊を安全な場所に移送することは甚だ困難だとしている。

この連絡から幾つかのことが判明する。連合国はオムスク政府が保持する金塊についてオムスク市陥落前からウラジオストクに向けて移送を開始していた。金塊輸送を行っていたのはジャン・フランス陸軍中将が指揮をとるチェコ軍であつた。また、コルチャックは金塊の輸送から切り離なれジャン将軍の指揮下にあつた。以上のことからオムスク政府の金塊はフランスの指揮のもとウラジオストクに向け搬送を開始しているなかで、シベリアには派遣された日本軍は金塊の警護と輸送路の確保及び警護を行っていたのである。

同年一月二一日に現地から残存金塊量の続報が届いた(二五七)。それによれば、

セミヨーフ保管

二五〇〇万円相当

イルクーツク市国立銀行

一五〇〇万円相当



コルチャック保有

五億円相当(ただしその詳細は不明)

とのことであつた。そのうえで電報を起案した草間財務官は、オムスク政府の金塊は横浜正金銀行と朝鮮銀行の間で契約した借款の担保として既に送付済の金塊に純分が不十分なものがあり不足分を補充するため送付する必要があるとのことであるが、その真相を問い合わせてきた。財務官も何故に日本軍が金塊を輸送するか、その理由が定かでなかつたのである。

同年二月二六日付け草間財務官からの電報によれば、連合国代表者協定でコルチャックの身の案全及び金塊の輸送は、チェコ軍の責任において実行させるといふことになつていたが、イルクーツクが労農派に制圧されたころ、チェコ軍は自身の安全を図るため、コルチャックと金塊を引き渡した模様であることを伝えてきた。そのため、加藤大使は連合国代表者と協議のうえ、チェコ軍のヂヤナン將軍に対して責任を持つて連合国代表者の決議を完遂すべきであると警告している。しかし、その後は金塊もコルチャックの消息も不明のままであつた。ところが同年二月上旬、政府軍はイルクーツク市を一時的に失地回復することになるが、その前日、コルチャックは革命軍に殺害された。残るは金塊の行方であるが、革命軍がイルクーツクを撤退するとき全ての金塊を携行したとは思えないので、少なくとも一部は同市に残っていると思われるが、その金塊を日本軍の手で運び出すことは不可能なためチェコ軍による回収を待つ以外に方法はないと伝えてきた(一五八)。

草間財務官からの電報で幾つかの事実が判明する。連合国はチェコ軍に金塊警備を命じていたがコルチャックと金塊の双方を警護しながらウラジオストクに向かうことが重荷にと

なり、コルチャックの身柄と金塊を革命軍に委ねた。そのため連合軍代表者より叱責されていることから、金塊をウラジオストクに移送することはオムスク政権を支持していたイギリス、フランス、アメリカ、日本等シベリア出兵を行った国々の総意として行われていたのである。チェコ軍救出が金塊の移送に目的が変質したのは、コルチャックが金塊を抑えた大正七（一九一八）年一月以降であろう。

大正九（一九二〇）年三月二日にセミヨノフがチタで保管していた金塊の一部約四二三布度（筆者註 六・八七九六トン）を、三布度分を一箱として一四三箱を積載した金塊輸送列車がチタを出発した。目的地は、ハルピンと長春であった。

同列車は、同年三月八日ハルピンに到着して、六〇梱の荷物を降している。その後同年三月一三日ハル濱を出発し同年三月一八日に長春に到着した。そして、翌一九日に八〇梱の荷物は旅順の関東軍司令部へ転送することになった（二五九）。ところでハルピンを同年三月一日に出発して旅順に到着したのが同月一日で五日も通常より日数が係ったのは訳があった。甯門駅付近の様子は、大正九（一九二〇）年三月一七日在長春の佐々木静吾領事代理から内田康哉外務大臣宛てた金塊輸送列車の状況報告が詳しい（二六〇）。同年三月一三日に軍需品搭載貨物列車はハルピンを出発したが甯門まで来たところで、何らかの理由で停車したきり発車しようとせず先へ進めなくなった。そのため、哈爾濱の石坂少将が中国護路軍司令官と運転再開を交渉した。中国官憲は寛城子ロシア駅長に列車が停止している理由を問い合わせ

たところ二名のロシア人が乗車していたことと、荷物が金塊であることを察知し窺門駅長が護送する憲兵隊に立ち会い検査を要求したが拒絶されたことで騒動になった。そのため石坂は膠着状態を打破するため特別列車を現地に差し向け停車中の列車に連結していた金塊を積んだ車両を救出列車に連結し直し、三月一六日の夜九時三〇分に漸く窺門を出発した<sup>(二六二)</sup>。翌午前九時に寛城子に到着した。列車には軽便鉄道材料と金塊二七梱(一梱一七・八貫)<sup>(二六三)</sup>が積み込まれていた。

陸軍は搬送を担当したのは長春までであった。それから先の動向は大正九(一九二〇)年三月二八日に、朝鮮銀行大連支店から本店に送った報告書から確認することがきる。それによれば、日本軍は一箱に六万ルーブル金貨を詰めた一四三個の箱を弾薬と偽って満洲里、哈爾濱、窺門、長春と全ての税関を検査なしで通過してきた。途中、六〇箱は哈爾濱で下し、残った八〇箱、時価にして四八〇万ルーブル分の金貨は旅順火薬倉庫に搬入し保管していると伝えてきた<sup>(二六三)</sup>。そして、大連支店の係員が八〇梱の内訳を確認したところ五〇梱が金貨、三〇梱には金塊であった<sup>(二六四)</sup>。ここで金貨搬送に立ち会った外務省佐々木領事代理は旅順に搬入した箱の数が三梱不足していることに気が付いた。佐々木はハルピンを出発する前に確認した箱の数は八三梱であった。ハルピンから旅順間で、三梱、重さにして一四七・四二kgが紛失してしまったのである。間もなく、紛失した三梱は長春の憲兵隊分室に運び込まれたことが判明した。外務省佐々木領事代理は、大正九(一九二〇)年三月二一日付けで長春の杉山憲兵分隊長あてに紛失した荷物に就いて質問状を提出した<sup>(二六五)</sup>。翌日、長春憲

兵分隊長から、ハルピン憲兵隊伍長が連絡のため、長春憲兵隊へ出張を命じられた際に北満憲兵隊長から三梱の小包を長春憲兵分隊まで届けるように依頼されたものであると返答してきた。その依頼品の中身は、セミヨーノフ軍付瀬尾英太郎の遺留品で、長春憲兵隊が持ち主を探索したところ奉天に滞在することが判明し預かっていた小荷物を引き渡したとのことであつた<sup>(二六六)</sup>。しかし、これには、余りにも見え透いた嘘と見た佐々木は内田外務大臣宛て<sup>(二六七)</sup>、ハル濱と長春の憲兵隊が共謀して三梱の金塊を横取りしたことを報告した。その後の如何なる処理が行われたのかは不明であるが、チタから運ばれてきた一四三梱の金塊は、ハルピンに六〇梱、長春に三梱、旅順に八〇梱に届けられた<sup>(二六八)</sup>。

後日談であるが、大正一五年に憲政会が政友会を追及した中に「……シベリア出兵中鹵獲品としてわが陸軍に収得されたと称せらるる砂金及び金塊……」とする項目が含まれている<sup>(二六九)</sup>。これは大正一四年に田中義一が三〇〇万円の持参金をとともに政界入りしたことから大問題となつた、いわゆる「陸軍機密費横領事件」であるが、大正九年三月にチタから移送してきた金塊のうちハル濱六十梱と長春の三梱の行方と密接な関係があると思われる。

大正九(一九二〇)年三月二六日軍務局長からウラジオストック派遣軍参謀長と第五師団参謀長に金塊輸送の経緯、金塊の所有者、金塊輸送を日本軍が引き受けた経緯、輸送の目的地、金塊送付の目的、金塊の保管地を知らせるように指示した<sup>(二七〇)</sup>。大正九(一九二〇)年三月二八日チタ特務機関長黒澤準大佐が軍務局長宛に返電してきた<sup>(二七二)</sup>。

金塊を移送することになった経緯は、当初金塊はチタに保管していたが事態が緊迫してきたため、その一部を日本陸軍により満洲に移送して欲しと依頼してきたことから始まった。移送した金塊の所有者はセミヨノフで、取扱い責任者はタスキン行政部長である。日本軍が輸送を引き受けた理由は、セミヨノフ自身が金塊輸送を担当することは危険であると判断から、日本軍に移送を懇願してきたため黒澤準大佐自身が指揮を取り軍事輸送という名目でハ爾濱まで輸送した。しかし、ハ爾濱到着後は、陸軍のハルピン特務機関に爾後の警備と移送を委任した。金塊の最終輸送目的地は、一部はハ爾濱で、一部は長春を目指した。この金塊輸送の目的であるが、総額四二〇布度のうち、二四〇布度は日本実業の森猛熊が兵器代金の担保として長春で取引するためであり、残りもセミヨノフの軍事資本に充当するつもりであったと回答している。

日本政府は、旅順に運び込まれた八〇梱の金塊と長春憲兵に搬入された三梱の金貨を如何なる方法で解決すべきか検討に入った。大正九（一九二〇）年七月二日に朝鮮銀行東京支店長阿部秀太郎が、外務省政務局木村鋭市に送付した「セメヨノフ関係金貨金塊ノ善後策」(一七〇)から金塊の処理方法を確認している。

ハ爾濱支店保管六十二個並ニ旅順軍憲ノ保管八十個「セミヨノフ」関係金貨金塊ノ善後処  
分ニ付今般閣議決定ノ趣旨ニ基キ昨日陸軍、外務、大蔵、三省当局協議左ノ通り

(一) 右金貨金塊ハ帝国陸軍ニ於テ輸送シタルコト絶対ナシト主張スルコト本件ニ付他日問題ヲ

- 生シタルトキハ普通列車ニテ「チタ」ヨリ長春迄テ送付シタルコトヲ「セミヨーノフ」ヲシテ証言セシムル様陸軍側ニテ予メ手配スルコト
- (二) 長春大連間ノ輸送ハ滿鉄ニ於テ之ヲ立証スル様外務省ヨリ滿鉄に交渉ヲナスコト
- (三) 哈爾濱支店保管ノ分ハ当行トシテハ其所等ヲ探索セス保管依頼者ヨリノ申込ニヨリ普通業務トシテ保護預リヲナシ要求ニヨリ之ヲ担保トシテ貸出ヲナシタルニ止マリ他ハ何等關知スル處ニアラスト主張シ官憲ニ於テモ全然關知セサルコトトスルコト
- (四) 右ノ含ミニテ直チニ保管依頼者ヨリ買取リヲ決行スルコト
- (五) 旅順軍憲保管ノ分ニ対シテハ「セミヨーノフ」ヨリ「チタ」ロシア帝國銀行ニ讓渡シタル書類ヲ作製セシメ又帝國銀行ヲシテ当行ニ対スル保護預リ依頼書並ニ保護預ケ及処分方一切ニ關スル委任状ヲ(旅順ニ出張セル全銀行員ニ対シ)作製セシメ他日ノ問題ニ備フルコト本件ハ陸軍側ニ於テ夫々手配セシムルコト
- (六) 当行ハ本件ニ付テ単ニ帝國銀行ヨリノ依頼ニヨリ保護預リヲ承諾シタルニ止マリ帝國銀行カ何故ニ右金貨金塊ヲ有スルニ至リタルカニ付テハ全然關知セサルコトトス
- (七) 右ノ結果第五項保護預依頼書及委任状ニヨリ適宜処理ノコト(右手續細目ハ追テ書面ニテ通知スヘシ)
- (八) 現物ハ旅順軍憲ト当行大連支店ト打合セ外部ニ疑ヲ生セサル方法ニヨリ当行大連支店ニ保管ヲ移スコト
- (九) 右保管決了後帝國銀行代表者ト協定シ可成リ速カニ当行ニ於テ買入ヲ決行スルコト

この書面の内容を詳しく見てみると外務省と朝鮮銀行で重要なことを申し合わせている。第一の条項は、陸軍は特別編成列車を使用したのが、普通列車で運んだとセミヨーノフに証言をさせようとしている。これは、事を出来るだけ目立たせないための配慮であろう。第二の条項は、満鉄の長春大連間も同様に普通列車で運んだことにするため、満鉄に偽の書類を作成させようとしたものである。第三の条項は、朝鮮銀行哈爾濱支店にある六三梱（実際は六〇梱）の持ち主や持ち込んだ目的などを一切不問として金塊を預かり、それを担保に資金を貸し出すことにしている。第四の条項は、朝鮮銀行ハルピン支店に持ち込まれた金塊は相応の値段で買い取る予定でいる。第五の条項は、セミヨーノフの金塊は一度千タ・ロシア帝国銀行に譲渡した後に、ロシア帝国銀行が朝鮮銀行に金塊の「保護預かり」を依頼と処分を一任したように偽装しようということであった。そのために必要な、保護預かり依頼書及び委任状を朝鮮銀行の職員が作成し、その後に陸軍が旅順に保管している金塊を引取りに行こうとしていたのである。第六の条項は、朝鮮銀行が疑われた際に、弁明の仕方を取り決めたものである。従って、朝鮮銀行側としては、飽くまでも通常の銀行業務内のこととして処理しようとしたのである。第七の項目は、万が一の場合を考慮して、書類を作製し証拠として残すようとの注意である。そして、その証拠書面の作り方や記載方法などは、後日書面で通知するといふ念の入れようである。第八の条項は、金塊の所在が公になったときの不測事態を考慮したものであろう。第九条は、ロシア帝国銀行代表者と協議して買入を行うというものであるが、恐らくは、セミヨーノフが金塊を譲渡したことにする相手とは自称千タ帝国銀行

代表ではなかったかと思われる。

大正九（一九二〇）年六月二十八日付で高橋是清大蔵大臣は内田康哉外務大臣宛に親展をしたため、上述のような偽装工作に同意すると共に、後々のことを考慮して慎重な行動を求めた（二七三）。その手紙の内容を見ておく。

「セメヨノーフ」金塊問題解決ニ関スル件

本件ニ関シ六月二五日付政一機密送第一六四号ヲ以テ御申越ノ趣了承本件金塊ニ関シ此際外ニ策ナシトセハ御来示ノ通りノ解決案ニ依リ措置スル外無カル可シト被相考候得実行ニ際シテ将来ロシア金塊ノ保全策カ国際問題トナリ又ハロシア正当政府確立後金塊ノ行衛ニ関シ調査ノ行ハル場合ヲ予想シ是等ノ場合ニ於テ本邦政府ノ信用ヲ毀損スル如キ事実ノ暴露スルコトナキ様慎密ノ注意ヲ以テ万遺漏ナキヲ期セラルル様致度此ノ段及御回答候也

大正九年六月二十八日

大蔵大臣男爵 高橋是清

外務大臣子爵 内田康哉殿

高橋は内田から金塊処理の方法として、相場価格で買取りを実施したい旨の提案に同意すると共に、実行するからには国際問題とならないよう事後の憂いを払拭するよう慎重な対応を求めている。

次に朝鮮銀行が約束していた偽装書類がどのようになっていたのかを、大正九（一九二〇）



年七月五日付で朝鮮銀行東京支店長阿部秀太郎が、外務省書記官木村銳市に送付した手紙から確認する（二七四）。それによれば、ロシア金貨金塊を朝鮮銀行は保護預及び買入を行う場合、当該ロシア国立銀行員が提示すべき委任状の雛型を作成している。そして、紹介状はロシア帝国銀行から朝鮮銀行大連支店に差し出してほしい旨を伝えた。その委任状と紹介状の原案は以下のようになっていた。

委任状

本書所持人「チタ」ロシア々々立銀行（職名指名）ハ当行ヲ代表シ左記事項ニ関スル取引一切ヲ處置スルノ権限ヲ委任セラレ

一、当行所有ニ属スル金貨五拾函及金塊参拾函ヲ朝鮮銀行へ保護預ケノ件

一、前記金貨及金塊ヲ朝鮮銀行へ売却ノ件

以上

年月日

「チタ」ロシア々々立銀行（責任者 署名）

大正九年七月三日

知多ロシア々々立銀行（署名）

朝鮮銀行御中

拝啓弊行所有金貨及金塊ヲ貴行へ保護預ケ及売却ノ件ニ付テハ豫テ御承知ヲ得居候處今般右ニ關シ弊行員（氏名）ヲシテ貴行トノ取引一切ヲ處辦致サシム候間御承知被下度尚同人ハ弊行ヨリ

交付セル相當委任状ヲ保持致候筈ニ有之候間御承知置被下度候 敬具

朝鮮銀行東京支店阿部秀太郎は大正九（一九二〇）年七月五日に「七月二日付片山理事宛美濃部総裁電信写 一通」「七月二日日露実業会社来社写 一通」「七月三日付美濃部総裁宛片山理事電信写 一通」「六月日付美濃部総裁宛片山理事電信写 一通」を作製して外務省木村書記官に送付した（一七五）。これで、銀行側の準備が整ったことになる。

その頃、旅順に保管していた金塊の買取り交渉の進捗を確認しておく。大正九（一九二〇）年七月二日に日露実業今村次吉から朝鮮銀行東京支店長阿部秀太郎に、金塊取引の手数料に關連した念書が届いた。それには、サマラ国立銀行支配人ズブリヨフ（タスキン）から金塊の処分を委託されている森猛熊と日露実業社員高津岩次郎が協議の結果、一ゾロフトニツク四円八〇銭（一ゾロフトニツク一匁）、一三七五として一匁四円二五銭で取引することを、両者間で決定したので念書の代わりにと書面で知らせてきた。朝鮮銀行の弱みに付け込み、セミヨーノフと朝鮮銀行の間に森猛熊と日露実業社員高津岩次郎が介在して手数料を取ろうとしていたのである（一七六）。これには、内田外務大臣も困惑し在哈爾濱の松島肇総領事宛に、高額な手数料を要求してきた森猛熊と日露実業社員高津岩次郎は、大蔵省や朝鮮銀行が苦勞していることを理解していないと不満を漏らしている。しかし、ことを穩便に済ませるため不承不承応じることになった。

その結果、日露実業らの主張通り、チタ帝国銀行から一ゾロフトニツクを四円八三銭で購入すると共に、彼らに五%から一〇%の口銭を上乗せすることになった。しかし、大正九（一

九二〇）年七月二日付の電報で朝鮮銀行美濃部俊吉総裁は片山理事に、日露実業の手数料が五%から一〇%と高額であるため再度交渉するよう指示が出た（一七七）。美濃部総裁が考える手数料は二%から五%であったが、結局は要求のまま実施されることになった。

朝鮮銀行が買い取ったセミヨーノフの金塊がその後どのような経過をたどったかを、大正一〇（一九二一）年三月二〇日の東京日日新聞「セ軍の五〇〇万円日本金貨となる鮮銀が買い取って造幣局で鑄造」（二七八）から見ておく。

セミヨーノフ將軍の金塊……その中五百数十万円は朝鮮銀行が買取り大阪の造幣局で日本の金貨に鑄直した事が判った……是に就て日本銀行当局は「朝鮮銀行が五百数十万円 of 金塊を造幣局に持つて来たのは昨年五月と六月の二口であるその前後に正金銀行の仲介でロマノフ政府の金貨を何千万と云う程買受けた……当時朝鮮銀行はロシアの金貨にしる金塊にしる他から手に入れて居ないので右五百数十万円の金塊はセ將軍のものに相違あるまい……」

セミヨーノフの金塊は大阪造幣局に持ち込まれ、インゴットに再生された金塊はロシアの未払金に充当された。ただし、その額は不明である。

## 第八節 ブレスト・リトフスク条約と日本

ロシア革命でロマノフ王朝は崩壊することになりロシアへ兵器輸出を行った債権の回収が滞ることとなるが、日本以外の連合国は如何なる方法で回収を行っていたのかを大正二三（一九二四）年八月二八日付けの外務省記録「ブレスト・リトフスク条約財政追加取極ニヨリロシアヨリ独逸に支払ヒタル金塊問題ノ経過」（二七九）から検討してみる。

革命により政権を取ったロシア労農政府はドイツと講和することとし大正七（一九一八）年三月三日にブレスト・リトフスクで調印が行われた。その後、同年八月二七日ベルリンでロシア労農政府とドイツの協議が行われ、ロシア労農政府はドイツに賠償金六〇億マルクを支払う約束をした。その内訳は、一五億マルクは金塊二二四五・五六四kgで支払うこととし、残り四五億マルクはロシア紙幣五億四四四万ルーブルを五回に分けて支払うことになった。要するに、ロシア労農政府はドイツに降伏したことで賠償金を払うことになるが、一部は金塊で支払うことになったのである。そしてロシア労農政府は、大正七（一九一八）年三月から一月の間に都合二回に亘り賠償金の一部として三億二二〇〇万ルーブル相当の金塊（六億八三〇〇万マルク＝約六二二〇万ドル）<sup>(二八〇)</sup>、重量にして九万三三五六kgを引き渡した。ところが、大正七（一九一八）年一月一日に、今度はドイツが連合国との間で休戦条約を締結することになった。ドイツは連合国と休戦条約を締結した際に、「ブレスト・リトフスク条約」とその追加条約を放棄し労農政府が引き渡した金塊を返還することと、同盟国と平和条約が締結されるまではロシア労農政府から受け取った金塊を連合国が保管することに同

意した。この同意を受けて、一九一八（大正七）年一月中旬に金塊九万三五六kgはドイツからフランスの銀行に一時的に引き渡された。

その後、大正八（一九一九）年六月二八日にベルサイユでドイツと連合国間で平和条約が締結することになるが、ドイツは労農政府と結んだ一切の条約及び取決めは全て無効であることを宣言した。別言すると、ドイツはロシア労農政府から残余の賠償金を受取とる権利を放棄したということである。また、労農政府から受け取った金塊はフランスの銀行に預けたままとし、その処分は連合国の決定に委ねられた。

ところが大正一〇（一九二二）年六月二九日在ジュネーブ石井菊次郎大使から外務省宛に、フランスの銀行に保管されているはずの金塊が消失したという緊急報告が届いた（一八二）。日本政府は大正一〇（一九二二）年一月二四日付で石井に金塊の行方を調査することを命じた。理由は、日本政府としては大正九（一九二〇）年に締結したベルサイユ条約に従い解釈や実行方法の検討を賠償委員会に委任したことはあるが、処分までは委任したことはないため、事の真相を明らかにしておく必要があるからである。この訓電に石井大使は大正一一（一九二二）年一月二日付で賠償委員会書記局及び同委員会財務部イギリス評議委員に事実関係を確認し、その内容を伝えてきた。それによれば、賠償委員会は、金塊処分を行っていないことからドイツが引き渡した金塊は依然として連合国勘定としてフランス銀行に保管されているはずであるというものであった。そのまま事実関係は有耶無耶になってしまった。ところがそれから二年ほど経過した意外なところからブレスト・リトフスク条約で支払われ

た金塊のその後の様子が明らかになる。

大正一三（一九二四）年四月九日フランスの上院議員ド・モンズイ氏がポアンカレ首相に「ブレスト・リトフスク」の金塊処分に関して質問した（二八三）。それに対するポアンカレ首相の回答内容は、金塊の処分に関して連合国間協議がスパで開催された際に、フランスの銀行が一時保管していた金塊は、過去数回に渡り関係諸国に分配を行ったと言うのであった。

未処分の金塊は一六〇〇万ドル相当が残っていたが日本、イギリス、アメリカ、フランス、イタリアとの間で意見交換を行われる中で、東支鉄道の回復事業に使用することが検討されたが結論が出ずに保留となった。しかし、一六〇〇万ドル相当の金塊は、フランスとイギリスが抱えるロシア債務が多額のため八〇〇万ドル毎に分配することとし、イギリス分の八〇〇万ドルは同年四月九日にイギリスの銀行に引き渡された（二八三）。また、四六〇〇万ドル相当の金塊も既にフランスとイギリスに配分済みであると返答した。尚、金塊九万三五六kg（ただし賠償委員会の報告書には金塊九万三五九六kgと六〇kgの差がある）とドルの換算方法であるが、金の純分が九割の金は一ドル $\parallel$ 二五・八グラム $\parallel$ 一・六七一八グラムで、純分の金は一ドル $\parallel$ 一・五〇四六二グラムから計算すると、金塊九万三五六kgは六二二〇万五四〇〇ドルであった（二八四）。

このポアンカレ首相の発言に、日本側はいきり立った。なぜなら一六〇〇万ドルの処分法を日本、イギリス、アメリカ、フランス、イタリアで協議したことになっているが、このような会議に日本は参加していなかったし、会議の議題が「東支鉄道の修復」であったことも

知らなかった。そして、何より一六〇〇万ドルがイギリス、フランスに分配済であることは青天の霹靂であった。後日石井大使がフランス係官に確認したところによれば、アメリカが提案したとのものであった。この頃の新聞には連合国間で、例えばフランスからアメリカやイギリスからアメリカへ金塊輸送が頻繁に行われていることが紙面を賑わしていた<sup>(二八五)</sup>。

ここで、フランス首相が口にしたスパ会議とは、大正九(一九二〇)年九月に、ドイツが支払う賠償金の受取額を決定した会議をさす。その受取額を百分率で表したものがスパ協定率で、

フランス	五二・〇〇%
イギリス	二二・〇〇%
イタリア	一〇・〇〇%
ベルギー	八・〇〇%
日本	〇・七五%
ポルトガル	〇・七五%
その他	六・五〇%

と決められた<sup>(二八六)</sup>。この百分率は賠償金の受取額の割合である。尚、日本の賠償金受取額の割合〇・七五%が意味するところは、日本が第一次世界大戦で使った資金は連合国全体から見て〇・七五%だったということになる。それとスパ協定率を見て一目瞭然のこととして

フランスの割合が異常に高いことである。オムスクからの金の搬出にしても、「ブレスト・リトフスク条約」の金塊にしても常にフランスが動き回っていた意味は、第一次世界大戦の要した費用の半分がフランスであったということと、その回収が背景にあったことは想像に難くない。

戦後賠償の基準値としスパ協定率の他に、各国が持っている対ロシアの残債権を合算したものを分母とする対露債権率がある。各国の債権及び債権率は、

日本	二億九〇〇〇万円	(一・九一八%)
イギリス	六〇億六七五〇万円	(三九・七九一%)
フランス	八〇億円	(五二・四六四%)
アメリカ	三億八七二万八〇〇〇円	(二・五三九%)
ベルギー	二億五三六〇万円	(一・六六三%)
その他諸国	二億五〇〇〇万円	(一・六三九%)
合計	一五九億四四〇〇万円	

であった(二八七)。また、対露債権率と同様のものとして、一九二二(大正一一)年八月の「フデイラル・レビュ」誌が試算したロシア債権額の百分率は、

イギリス	六億五〇〇〇万ポンド(六三億六七〇〇万円)	三九・九三三%
フランス	一五三億五一〇〇万フラン(五九億三六〇〇万円)	三七・三九三%



アメリカ	八億ドル(一六億一〇〇〇万円)	一〇・〇九七%
ベルギー	三五億四五〇〇万フラン(一三億七七〇〇万円)	八・六三六%
イタリヤ	三億二六〇〇万円	二・〇四四%
日本	三億一〇〇万円	一・八八八%

の割合であった(二八八)。

ブレスト・リトフスク条約によりロシアからドイツに渡された金塊九三・五三六トンの処理から国際政治の一面を垣間見ることができる。まず、第一次世界大戦当時は国家間の決済は金により行われていたことが重要である。これは、現在でも変更がないであろう。また当時の常識として、戦争に負けた国が賠償金を払うことが当然とされていた時代で、欧米諸国だけの話ではなく、日本も同様な考え方を政府も民間も持っていた。その例として明治三八年九月にポーツマス講和会議でロシアは日本へ賠償金を支払わないことが判明すると一部民衆は暴徒化し交番などの焼き打ちする事件が発生した。このようなことから、戦勝国は賠償金を受け取るのは、当時の日本人でも当然の感覚であった。ところは内田外務大臣を筆頭に歴代の外務大臣はブレスト・リトフスク条約による金塊の件を熟知していたが公表されることはなかった。なぜならば、日本に内密で金塊の分配を行ったイギリスやフランスの行状を公表した場合に、その矛先は、日本政府の軟弱外交やイギリス及びフランスの弾劾へと向かうことは過去の例から見て明白であったため避けたものと思われる。「ブレスト・リトフス

ク条約による金塊分配」問題は第二次世界大戦が始まる直前の昭和一四年まで交渉が継続していた根の深い問題であった（二八九）。

## 小括

第一次世界大戦が開戦となるとロシアは日本に大規模な兵器供給を要求してきた。その総額は大正五（一九一六）四月ころまでに総額は三億一五〇〇万円に達した。そのため日本はロシアの要求通りに兵器を供給できないことも然ることながら、代金回収も重大な問題となった。そのためロシアは日本国内でロシア大蔵省証券六五五〇万円を発行し支払いに充てたものの、支払い条件が決まらない四三〇〇余万円が残っていた。そのため新たに期限三年のロシア大蔵省国庫証券を発行し支払に充てたいと申し入れてきた。新たにロシアが購入を予定している軍需物資の支払先は官庁が支払金二九一七万円、泰平組合は一億三〇一五五〇〇〇円、民間会社には二〇五〇万円、その他に注文先が決まらない一億三五一六万一〇〇〇円があった。日本としては過度にロシア大蔵省国庫証券の発行で対応することは危険であると判断し、大正五（一九一六）年五月二一日にロシアが受け取ることになっている義和団事件の賠償金二億九〇三九万九七六二ルーブルを支払の担保とすることを提案したが、ロシア側も難色を示したため沙汰済みとなった。

その頃、イギリスはロシアに為替決済のため毎月二五〇〇万ポンドを貸し出していたが貸付金不足となったことから毎月五〇〇万ポンド増額し毎月三〇〇〇万ポンドをロシアに貸し出すことになった。ただし、条件としてイギリスは四〇〇〇万ポンド分の正貨をロンドンへ送金することを要求した。

大正五（一九一六）年一〇月二四日に在ロシア本野大使より寺内兼任外務大臣宛ての電報で、イギリスはロシアに対し日本製兵器代金の外貨支払枠として六〇〇万ポンドを認めていたが不足となり九〇〇万ポンドにまで枠を広げたが、それも不足し遂に一二〇〇万ポンドまで増やしたが、その枠も使い果たしたため新たな融資を拒否していることを伝えてきた。日本は兵器代金をポンドで受け取ることができなくなったのである。事態に驚いた日本政府はイギリスの内情を探ったところ、既にイギリスはロシアに一億二〇〇〇万ポンドの融資を行い、その中一二〇〇万ポンドを日本の支払いに充ててきた。ところがイギリスは自国の財政も逼迫しているなか、ロシアが輸入した額が大きいイギリス、フランス、アメリカに対する支払いならば融資も可能であるが、日本への支払は拒否するというものであった。その理由として、他の債権国に比べ日本への支払は少額であるうえに、日本だけ優先させることは出来ないとの考えがあったからである。このとき日本はロシアの注文品のうち八〇〇〇万円はポンドに交換できないまま残ってしまった。ロシア向け兵器代金をポンドで決済がすることが不可能となった中で大正五（一九一六）年一二月八日にロシアは外務省を通じて小銃一五万挺以上、小銃弾は一小銃一〇〇〇発、三五秒信管一〇万発、二十冊榴弾砲二四門、一門の

榴弾砲に一〇〇〇発の砲弾薬を一式として、合計二万四〇〇〇発の供給を希望してきた。この時、日本とロシアの間で東支鉄道枝線を日本に売却し兵器代金に充てるという交渉を行っていたが、代金をポンドで受け取ることができなくなった日本に取って重要な意味を持つ交渉となった。

日本とロシアが東支鉄道枝線売却交渉を開始することになったのは、第一次世界大戦により日本が対ロシア政策に関して新たな対応を迫られることになったためであった。

開戦から半年ほどたった大正四（一九一五）年二月二日に元老山縣有朋、大山巖、松方正義、井上馨による意見として、日露同盟締結の緊要を陳述する建議書が大隈総理大臣に提出された。元老等の意見は、戦後世界は黄白人種間の闘争が一層激烈になるであろうと考え、「白人連合の氣勢を未然に予防する策」として日露同盟の締結を促進させようと動き出した。理由は、日英同盟のみによって東亜の平和を長く保持することは難しいため、日英同盟の外に、日露同盟も締結することが必須であると考えようになっていた。また、交渉時期として大戦中ならば、英国とロシアは同盟軍であることから日露同盟も歓迎すると考えられるので最善の時を逃さず同盟を締結すべきであるとの意見であった。そのため日本とロシア間で第四次の交渉が促進されることになった。

第四次日露協約の最も重要な部分は、第一次世界大戦中であつたことも強く影響し同盟国が他国と戦争になった時に参戦義務が生じる攻守同盟へと進む可能性を含んだものであつた。

ロシアが軍事同盟に進む可能性にまで踏み込んだ理由であるが、ロシアは開戦劈頭ドイツに敗北し失地回復は不可能となつていゝる中で、日本と共同で新たな軍事行動をおこしドイツに打撃を与えるためよりも強固な同盟を結んで満洲を含む極東の安定を渴望していたからであつた。そのためロシアはイギリスとフランスに日本がより強固な同盟を締結するように圧迫を加えるように要求までしていた。かくして大正五（一九一六）年七月三日に日本は第四次日露協約を締結した。

ロシアにも日露交渉を促進する理由があつた。大正四（一九一五）年一二月にロシア皇帝ニコライ二世は、大正天皇の御即位大礼が無事終わったことに対し賀詞を伝達するため来日するが、他にも目的はあつた。それは、日本から安定して兵器供給を受ける道筋をつけることであつた。そのため同行のコザコフと寺内朝鮮総督による会談の席上ロシアから、日本がロシアに欧州戦争に必要な兵器、軍需品類を売却するならば満洲鉄道の一部を売却という名目で日本に譲渡し、代償を兵器及び軍需品等の金額に充当するという提案があつた。その提案に日本政府は大正五（一九一六）年二月一四日の閣議で第四次日露協約の商議と、東支鉄道一部譲渡をロシアと協議することに決定した。しかし、東支鉄道枝線の譲渡交渉は終着点をどの場所にするのかと、売却金額の妥協点が見出せないまま長期交渉となつてしまつた。最初にロシアから提案を受けてから一年が経過した大正五（一九一六）年一二月七日在京ロシア大使は鉄道譲渡及び松花江通行権に就いての覚書を日本政府に手交することになる

が、讓渡区間は寛城子と老焼鍋間とし、秀水站より上流の松花江航行権を抛棄することを約束した。この覚え書が手交されたころ、東部戦線は大正五（一九一六）年八月にルーマニアが連合国側で参戦しロシアと組んで東部戦線の要となることが期待された。しかし、瞬く間に撃破され、同年一二月六日にはブカレストが中央同盟軍によって攻め落とされてしまった。そのため、ロシアにとって火急の課題は、日本からできるだけ多くの兵器供給を受けるために東清鉄道枝線を讓渡し戦力の向上を図り東部戦線の戦況を有利に展開ことに絞られた。ところが翌大正六（一九一七）年に二月革命が勃発し首都ペトログラードでも緊張が高まり同年三月一五日にニコライ二世が退位したことでロマノフ王朝は倒れてしまった。大正六（一九一七）年九月一日に鉄道讓渡代金は邦貨二三〇〇万円とする覚え書が、在ロシア大使館より回送されてきた。同年一月一日、日本政府は手交した公文案に対するロシア政府からの回電がないまま閣議決定と上奏の手続に入ったが、交渉相手との連絡も途絶え鉄道讓渡交渉は頓挫してしまった。日本は未回収金額の一部を東支鉄道売却代金で充当することは不可能となってしまう。

日本政府は、ロシアの未払金が回収不能となったことを受けて大正六（一九一七）年七月に連合国への輸出軍需決済を円滑にするために「臨時国庫證券法」を制定し未収金の処理を行うことになった。その頃日本が抱えていた連合国向け未収金は、イギリス四〇〇〇万円、フランス二八〇〇万円、ロシア一億三〇〇〇万円、イタリア二九六万円であった。そのうちロシアの未収金の内、政府七〇二八万八九四七円一八銭は臨時国庫證券七〇二八万八二二五

円を発行し処理した。この結果、陸軍が泰平組合を通じてロシアに供給した兵器代金の未収入金は日本政府が国債を発行して補填したために陸軍も泰平組合も損失を被ることはなかった。

第一次世界大戦前にロシア帝国銀行は世界最大の金塊を貯蔵していた。その総額は二億六〇〇万ポンドと見積もられている。そして、開戦当初ロシア大蔵省は英国に、利払いのため約一〇〇〇万ポンド分の金塊約七〇トンを送付したが、輸送途中でドイツの水雷攻撃にあり目的地に届けることができなかった。そのため、危険な海路での輸送をあきらめて、シベリアを横断する陸路で行うことになった。その後は、金塊はロシア西部地区からウラジオストックに輸送し日本の巡洋艦に積み込んでバンクーバーに移送された。この方法でロシアが保有する金塊二億六〇〇万ポンドのうちの約六八〇〇万ポンド分が兵器代金として海外に持ち出された。ロシア革命後、労働政府はロシア政府が持っていた金塊の残余を確認したところ約一億三七五〇万ポンド相当があった。労働政府はペトログラードにあった金塊を直ちにモスクワに移送することにしたが、その一部をサマラ、そしてカザンへと移送中に、労働派と対立するコルチャック提督が一時カザン市を占拠し移送中の六八〇〇万ポンド相当の金塊を奪取することになった。その後、その金塊は労働政府に追われコルチャック提督と共に、サマラ、ウファ、オムスクへと移動して行った。そのころ大正八（一九一九）年六月にコザック頭目セミョーノフは、コルチャックから兵器の購入代金として車輛二台分、価格として四

三五〇万金ルーブル、重量に換算すると約一万二六三六kgに相当する金塊を受け取った。その後、コルチャックはオムスクに政権を樹立したが労農政府の攻撃を撃退する力もなく遂に大正八（一九一九）年一月にオムスクを脱出するころ保持していた金塊は四四〇〇万ポンド相当まで減少していた。

セミョーノフが受け取った金塊は日本陸軍及び大蔵省が協力して満洲に運び込むことになるが大蔵省理財局草間財務官は哈爾濱に向いて輸送を支援することになった。金塊を満洲に運び込む理由は、日本がロシアから兵器代金の一部として純分の低い金塊を受け取ったため価値に不足が生じていた。それを補うため移送しようとしていた。

大正九（一九二〇）年一月一四日に金塊を普通装甲車に搭載し満洲に向けイルクーツク、ソチに向けて東行を開始していることを伝えてきた。その知らせに高橋是清大蔵大臣も哈爾濱で事態の推移を見守っていた草間秀雄財務官宛に激励の電報を送った。

大正九（一九二〇）年三月二日にセミョーノフがチタで保管していた金塊の一部約四二〇布度を、三布度毎に一箱とした一四三箱を搭載した特別列車はチタを出発したことが伝えられた。特別列車の最終目的地は、ハルピンと長春であった。同列車は、同年三月八日ハルピンに到着後、六〇梱の荷物を降し、次いで向かった長春では三梱を下したが長春憲兵隊に持ち込まれた。その後同月一九日に八〇梱は旅順へ到着し直ちに関東軍司令部へ運び込まれた。その後、大阪造幣局に搬入しインゴットとして再生され国庫へ納められた。



ロシアが所有していた金塊の行方は連合国に向けて四散したことは既に述べたが、その他に第一次世界大戦末期にロシアとドイツで結んでブレスト・リトフスク条約からも明らかにすることができる。それはロシア革命によりロマノフ王朝は崩壊することになるが、新政権ソビエトはドイツと大正七（一九一八）年三月三日に平和条約をブレスト・リトフスクで調印することになった。その後、同年八月二七日ベルリンでロシア労働政府とドイツの協議が行われ、ロシア労働政府はドイツに賠償金として六〇億マルクの支払を約束した。その内訳は、一五億マルクは金塊二二四五・五六四kgを引き渡し、残り四五億マルク分はロシア紙幣五億四五四万ルーブルを五回に分けて支払うことになった。そして大正七（一九一八）年一月一日にドイツが降伏すると同年一月中旬に金塊九万三五六kgはドイツからフランスの銀行に一時的に引き渡された。その後は、連合国賠償委員会で処分を決定することになった。ところが大正一〇（一九二一）年六月二九日在ジュネーブ石井菊次郎大使から外務省宛に、フランスの銀行に保管されている金塊が消失しているという緊急報告があった。報告に驚いた外務省は実情調査を命じたがその詳細は明らかにはならなかった。

大正一三（一九二四）年四月にフランスの上院議員ド・モンズイ氏がポアンカレ首相に「ブレスト・リトフスク」の金塊の行方を質問したことから未処分の金塊一六〇〇万ドル相当分の行方が明らかとなった。ポアンカレはロシア債務が多いフランスとイギリスで八〇〇万ドルずつ分配を終了し、既に搬送したと返答した。日本のあずかり知らないところで処分が決定し実施されていたのである。ところで、日本がブレスト・リトフスク条約でロシアが引き

渡した金塊の分配を要求した根拠は、賠償委員会で決定した対ロシア債権率があったからである。その債権率とはロシアが連合国からの輸入した兵器代金の総額一五九億四四〇〇万円と各国の債権額から計算したものである。その結果は、日本二億九〇〇〇万円（一・九一八％）、イギリス六〇億六七五〇万円（三九・七九一％）、フランス八〇億円（五二・四六四％）、アメリカ三億八七一二万八〇〇〇円（二・五三九％）、ベルギー二億五三六〇万円（一・六六三％）、その他諸国二億五〇〇〇万円（一・六三九％）であった。

泰平組合がロシアに供給した兵器金額はロシアの全輸入額の一・一九％と二％にも届かない金額だったのである。尚、「ブレスト・リトフスク」の金塊は第二次世界大戦開始直前の昭和一三年になっても解決がつかない問題であった。

(注)

- (一) 「日本ニ注文ノ軍需品代支払用大蔵省證券發行方ニ関シ日本側ノ援助ヲ大蔵大臣要請ニ付請訓ノ件」外務省編纂『日本外交文書 大正五年 第三冊』外務省（一九六七年六月）四〇一頁。
- (二) 同上書「ロシア大蔵大臣日本へ注文内訳内報ノ件」四〇二頁。
- (三) 同上書「ロシア大蔵省證券引受発効問題ニ関シ大蔵省ノ意見開陳ノ件」四一四頁。
- (四) 同上書「ロシア大蔵省證券引受ニ関スル保障問題ニ付ロシア政府ヨリ回答ノ内容通報ノ件」四二二頁。
- (五) 「故「キツチナー」卿乗艦「ハンブシャー」号遭難ニ関スル件」

- (六) 「内外国艦船遭難雜件ノ外国ノ部」B07090407200。  
前掲「英国ノロシアニ対スル磅融通振ニ関シ伊国大使内話ノ件」『日本外交文書 大正五年 第三冊』四四二頁。
- (七) 同上書「英国政府ニ於テロシア軍需品仕払金ノ融通ヲ日本ニ関シ拒絶セル事情ニ付回電ノ件」四六〇頁。
- (八) 「英国政府ニ於テロシア軍需品支払資金ノ融通ヲ日本ニ関シ拒絶セル事情ニ付英国ノ内情取調訓令ノ件」四六〇頁。
- (九) 同上書(四六一頁)。
- (一〇) 同上書(四六二頁)。
- (一一) 同上書「ロシア軍需品新注文ノ代金ニ充當ノ為同国大蔵省證券本邦ニ於テ発行ニ付意見回示ノ件」四六六頁。
- (一二) 同上書「大砲ヲロシア政府ニ譲与方申出ノ件」同上書(四七九頁)。
- (一三) 西川歩兵少佐外一名旅券渡方ノ件「明治三五年坤 貳大日記四月」C06083673600。
- (一四) 遣英軍艦伊集院常備艦隊司令官報告 第十回「明治三十五年 遣英軍艦報告一」C11081096300。
- (一五) 「海外旅券返戻ノ件」「明治三十六年坤 貳大日記一月」C06083837600。
- (一六) 「福島少将拝謁ノ件」「明治三十六年坤 貳大日記六月」C06083860600。
- (一七) 英領インドエドワード7世陛下インド国皇帝登極祝賀謁見式奥中将派遣ノ件」C09122900600。
- (一八) 「奥中将以下拝謁並賢所参拝ノ件」「明治三十五年乾 貳大日記十月」C06083627000。
- (一九) 「奥中将外3名拝謁ノ件」「明治三十六年乾 貳大日記三月」C06083730600。
- (二〇) 特別大演習監兵式職員ノ件」C09123080600。
- (二二) 井口悦男「明治三六(一九〇三)年姫路地区特別大演習図」『帝京大学文学部教育学科紀要 三一』平成一八年(二〇〇六年)三月。
- (二三) 東少佐拝謁ノ件」「明治三十六年坤 貳大日記一二月」C06083895300。

### 第三章 ロシアとの関係及び兵器代金の決済

- (一三) インド東少佐へ参謀総長ヨリ軍令部長へノ通知」C06040695500。
- (一四) 「堀内副官ヨリ東少佐」明治三十八年一月二分 副臨号書類綴 大本営陸軍副官」C06040695400。
- (一五) 「山形元帥宛書状」C06040695300。
- (一六) 「英領インド陸軍都督へ輻重駄馬具寄贈ノ件」明治三十八年坤 貳大日記九月」C06084114300。
- (一七) 「勲績明細書」大本営将校同相当官高等文官勲績明細書綴」C06041115600。
- (一八) 大熊浅次郎『信水堀内文次郎將軍を悼む』筑紫史談八拾老号集（一九四二年）。
- (一九) 「児玉大将秘密上京ノ件」明治四十四年一月 壹大日記」C04014711000。
- (二〇) 黒野耐『帝国国防方針の研究』総和社（二〇〇〇年九月一日）。
- (二一) 同上書（八七頁）。
- (二二) 同上書（八九頁）。
- (二三) 同上書（一四頁）。
- (二四) 同上書（一〇五頁）。
- (二五) 同上書（一一〇頁）。
- (二六) 前掲『帝国国防方針の研究』一一三頁。
- (二七) 同上書（一一五頁）。
- (二八) 直接天皇に意見を申し述べること。
- (二九) 田村尚也「大日本帝国海軍、栄光の五〇年史 八八艦隊への道」『歴史群像』No.・八五（二〇〇七年一月号）四一頁。Deadnought は、単一口径の巨砲をできるだけ多く搭載するという基本構想のもと中間砲や副砲を全廃する一方、主砲の三〇・五センチ砲を一〇門搭載した。また従来のレシプロ機関に代えてタービン機関を搭載し従来の装甲巡洋艦並みの二一ノットの高速を実現した。このタイプの戦艦を下級戦艦という。
- (四〇) 黒野耐『帝国国防方針の研究』一一五頁。
- (四一) 同上書（一一五頁）。

- (四二) 同上書(一五一頁)。
- (四三) 「陸海軍拡張と歳入不足」『東京朝日新聞』大正一年一月二三日(神戸大学図書館『新聞記事文庫』財政(一〇二八))。
- (四四) 黒野耐『帝國国防方針の研究』一一六頁。
- (四五) インド軍備状況ニ関スル件」『各国内政関係雜纂 英領インドノ部 第一卷』B03050964300。
- (四六) 「英国元帥子爵キツチナー外四名叙勲ノ件」『叙勲裁可書 明治四十二年 叙勲卷四』A10112683500。
- (四七) 清国革命動乱ノ際奉天宮殿寶物売却凡説一件」B04012334800。
- (四八) 上田恭介『支那陶磁雜談』大阪屋号書店(一九三〇年三月)六五頁。
- (四九) 「故枢密院議長公爵伊藤博文国葬書類」A10110359400(第一二画像目)。
- (五〇) 同上書(一五二頁)。
- (五一) パールイシエフ・エドワード『スラヴ研究 五二号』「第一次世界大戦期における日露接近の背景」北海道大学スラブ研究センター(二〇〇五年)。
- (五二) ヴェ・アヴアリン『列強対滿工作史』原書房(一九八一年七月二五日)二五五頁。
- (五三) 鹿島守之助『日本外交史 一〇第一次世界大戦参加及び協力問題』鹿島研究所出版会(一九七一年二月二五日)三三六頁。
- (五四) 同上書(三二〇頁)。
- (五五) 「第四回日露協約關係一件(極秘) 附日露協約効力問題 松本記録 第一卷分割一」B04013484900(第八画像目)。
- (五六) 外務省編纂「日露新協約締結問題ニ関シ」コザコフ「極東局長寺内商船総督ト会谈ノ件」
- (五七) 『日本外交文書 大正五年 第一冊』外務省(一九六七年一月)一〇八頁。
- (五八) 同上書「ロシア「ジョルジュ・ミハイロウイツチ」大公山県公訪問及ロシア援助方希望表明ノ件」一〇頁。
- 同上書「対露武器供給、東支鉄道南部戦讓与、同盟關係ノ設定ノ諸問題ニ関スル件」一一八頁。

### 第三章 ロシアとの関係及び兵器代金の決済

- (五九) 同上(第七三画像目)。  
(六〇) 同上書「対露武器供給」東支鉄道南部戦譲与「同日露新協約締結ノ諸問題ニ付訓令ノ件」一二〇頁。  
(六一) サンクトペテルブルク。  
(六二) 「第四回日露協約關係一件(極秘) 附日露協約効力問題 松本記録 第一卷分割一」B04013:284900  
(第三一画像目)。  
(六三) 同上(第四〇から四二画像目)。  
(六四) 同上書「日露同盟協約案文ヲロシア外相ニ提出及同外相松花江以北ノ鉄道讓渡拒否ノ件」一三三頁。  
(六五) 同上書「ロシアガ松花江以北鉄道ノ讓渡ヲ承諾セザル代償トシテノ新提案ニ付ロシア外相ト懇談スル様訓令ノ件」一三三頁。  
(六六) 同上書「東支鉄道ノ終端停車場ヲ陶賴昭トスルコトニロシア政府承認ヲ得ル様極力配慮方訓令」一三九頁。  
(六七) 同上書「ロシアガ東支鉄道駅迄ノ讓渡ヲ諾セザレバ武器供給ヲ謝絶スルヤ問合ノ件」一三九頁。  
(六八) 同上書「ロシアヨリ讓受クベキ東支鉄道南部戦ノ北端駅ヲ陶賴昭トスル様重ネテ交渉方訓令ノ件」一四二頁。  
(六九) 同上書「ロシアヨリ讓受クベキ鉄道ノ北端駅ヲ陶賴昭トスル様ロシア外相ニ交渉シタルモ奏功セザル旨報告及鉄道連絡問題ヲ特別委員ニ一任シ鉄道讓渡ヲ速ニ協定スル様意見稟伸ノ件」一四六頁。  
(七〇) 同上(第八一画像目)。  
(七一) 同上書「長春以北鉄道ノ讓受交渉推進方秘密協約案第五條ノロシア案削除方ニ付訓令ノ件」一四九頁。  
(七二) 同上書「ロシア側ニ於テ秘密協約第五條新提案ノ削除ニ同意セハ協約ニ調印シ差支ナキヤ請訓ノ件」一五〇頁。  
(七三) 同上書「秘密協約第五條削除及松花江以南ノ鉄道讓与ニ付勅裁ヲ得タル旨ロシア外務大臣談話ノ件」一五二頁。

- (七四) 「第四回日露協約關係一件(極秘) 附日露協約効力問題 松本記録 第一卷分割二」 B04013485000 (第三画像目)。
- (七五) 同上書一六二頁「日露協約締結ノ目的ヲ中国政府へ説明方訓令ノ件」。
- (七六) 同上(第三七画像目)。
- (七七) 同上(第五一から五四画像目)。
- (七八) 同上(第三九画像目)。
- (七九) 同上(第三九画像目)。
- (八〇) 同上(第五五から五六画像目)。
- (八一) 同上書「日本ニ讓渡セントスル長春松花江間ノ鉄道ヲ八千万留卜評価シタル計算説明ノ件」一八一頁。
- (八二) 同上(第六三画像目)。
- (八三) 同上(第六二画像目)。
- (八四) 同上「ロシア大使覚書要項」(第七二画像目)。
- (八五) 「第四回日露協約關係一件(極秘) 附日露協約効力問題 松本記録 第一卷分割一」 B04013485300 (第一三画像目)。
- (八六) 同上(第九画像目)。
- (八七) 同上(第一三画像目)。
- (八八) 同上(第一二画像目)。
- (八九) 同上(第一二画像目)。
- (九〇) 同上(第二七画像目)。
- (九一) 一露里は約一・〇六六 km。
- (九二) 同上(第三五画像目)。
- (九三) 同上(第四七画像目)。

第三章 ロシアとの関係及び兵器代金の決済

- (九四) 同上(第四九画像目)。
- (九五) 同上(第四九画像目)。
- (九六) 同上(第六五画像目)。
- (九七) 同上(第六五画像目)。
- (九八) 同上(第六四画像目)。
- (九九) 「ロシアへ供給ノ武器代金支払並本邦ニ於テロシア大蔵證券発行ニ関スル件」 「大正十一年 欧受大日記 一月」 C03025305400 (第三画像目)。
- (一〇〇) 「ロシア注文兵器代金上納ニ関スル件」 「大正十一年 欧受大日記 二月」 C03025306600°。
- (一〇一) 同上(第五八二画像目)。
- (一〇二) 「ロシア公債ニ関スル件」 「大正十一年 欧受大日記 三月(共二) 其一」 C03025316200°。
- (一〇三) 「ロシア注文兵器ニ関スル件」 「大正十一年 欧受大日記 三月(共三) 其一」 C03025316600 (第一四八画像目)。
- (一〇四) 「ロシア軍需品新注文ノ代金ニ充当ノ為同国大蔵省證券本邦ニ於テ発行ニ付意見回示ノ件」 外務省編纂『日本外交文書 大正五年 第三冊』四六六頁。
- (一〇五) 同上書「ロシア注文兵器ニ関スル件」 「大正十一年 欧受大日記 三月(共三) 其一」 C03025316600 同上(第七五画面目)。
- (一〇六) 「ロシア注文兵器ニ関スル件」 「大正十一年 欧受大日記 三月(共二) 其一」 C03025316600°。
- (一〇七) 同上(第八九画像目)。
- (一〇八) 同上(第九四画像目)。
- (一〇九) 同上(第一〇二画像目)。
- (一一〇) 同上(第一一一画像目)。
- (一一一) 同上(第一一八画像目)。
- (一一二) 同上(第一一八画像目)。



- (一一三) 同上(第一三四画像目)。
- (一一四) 「第六十四号ロシア軍器軍需品供給ノ為同国庫債券ニ応シ又ソノ他金融上便利ヲ与エタル事項及金額又ハ通商上損失額ニ対シ政府ノ補助シタル額」(「国際連盟・国際連盟第一回準備委員会調書 第一卷」 B06150891800。
- (一一五) 「御署名原本・大正六年・法律第七号・臨時国庫證券法」 A03021090800。
- (一一六) 「第三十九回帝国議会貴族院 臨時国庫證券方案外一件特別委員会議事速記録 第一号」。
- (一一七) 「軍需品代対露債権額調」外務省記録(一・四・二)「国際連盟第一回準備委員会調書 第一卷」 B06150891800 (第四画像目)。
- (一一八) 旧ロシア政府資金ニ関スル件」(「ロシア金貨及金塊保護問題 一件 第一卷」 B03030329600 (第一画像目)。
- (一一九) 外務省編纂「在シベリア「チェック」軍ニ兵器彈藥貸与方仏国政府ヨリ申越ノ件」『日本外交文書 大正七年 第三冊』外務省(一九六九年一〇月) 二二八頁。
- (一二〇) 同上書「チェック軍ニ日本政府ヨリ供給スヘキ武器彈藥ノ数量及仏国ヨリ日本ヘ供給スヘキ飛行機ニ関スル件」 二九一頁。
- (一二一) 同上書「チェック軍ニ供給スル兵器ノ確定数量及其輸送ニ付通報仏ノ件」 二九五頁。
- (一二二) 同上書「チェック軍東部支隊ニ兵器供給方仏国大使申出ニ関シ回答ノ件」 二九八頁。
- (一二三) 同上書「日本ノシベリア出兵ノ範圍ヲイルクツク迄ニ限ルコトニ関スル疑問ニ対スル応答振ニ付 請訓ノ件」 三〇〇頁。
- (一二四) 外務省編纂「日本ノコルチャックニ対スル物資供給状況回報ノ件」『日本外交文書 大正八年 第三冊下巻』外務省(一九七一年八月) 一二八三頁。
- (一二五) 同上書「オムスク政府ニ軍需品供給ノ手續ニ関スル閣議決定通牒ノ件」 一二八四頁。
- (一二六) 同上書「オムスク政府ニ小銃彈供給ノ件」 一二八四頁。
- (一二七) 同上書「オムスク政府ヘ小銃彈藥供給ニ関シ其代金支払方法及彈藥供給期間問合ノ件」 一二八八

第三章 ロシアとの関係及び兵器代金の決済

- (一四六) 同上書「オムスク政府管理下ノ準備金ノ東方移送ニ関シ連合国代表ヨリ「コルチャック」ニ勸告
- (一四四) 同上書(三四頁)。
- (一四三) 同上書(三三頁)。
- (一四二) 同上書(三二頁)。
- (一四一) 「金塊を日本へ政府の在外準備金」大阪朝日新聞 一九一九・八・二(大正八)。
- (一四〇) ノ件「ロシア金貨及金塊保護問題一件第一卷」B03030329000。
- (一三九) 「大正九年四月二〇日から大正九年六月二五日」西伯利政府所持金塊具他ノ関スル新聞記事訳報
- (一三八) 同上「一九二二・八『フェデラル・レザーブ』第二〇画像目。
- (一三七) 一ルーブルは純金 0・774234g。
- (一三六) ラティシエフ『ロシア金塊の行方 シベリア出兵と銀行』新読書社(一九九七年四月二一日)。
- (一三五) 同上書(五二頁二行目)。
- (一三四) ヴォルガ河畔にあるロシア連邦の都市。
- (一三三) 同上書(一六オンス=0・4536kg。
- (一二九) 多田井喜生『大陸に渡った円の興亡 下』東洋経済(一九九七年八月八日)五一頁。
- (一二八) 同上書「オムスク政府希望ノ軍需品供給ニ関スル日本政府ノ決定回答ノ件」一二九五頁。
- (一二七) 同上書「オムスク政府へ小銃及実包供給ニ関スル件」一二九二頁。
- (一二六) 同上書「オムスク政府へ小銃及実包供給ニ関スル件」一二九二頁。
- (一二五) 同上書「オムスク政府へ小銃及実包供給ニ関スル件」一二九二頁。
- (一二四) 同上書「オムスク政府管理下ニアル準備金ノ東方移送ニ連合国側ヨリ外務大臣代理へ申入ノ件」
- (一二三) 『日本外交文書大正八年第一冊』外務省編纂(一九七〇年一月)五六〇頁。
- (一二二) 同上書「オムスク政府管理下ノ準備金ノ東方移送ニ関シ連合国代表ヨリ「コルチャック」ニ勸告
- (一二一) B03030329400。
- (一二〇) 「大正九年十月二十五日から大正十年一月一七日」ロシア金塊ノ所在ニ関スル新聞切抜送付ノ件」
- (一一九) 頁。
- (一一八) 同上書「オムスク政府へ供給ノ兵器讓渡額ニ関スル件」一二九二頁。
- (一一七) 同上書「オムスク政府希望ノ軍需品供給ニ関スル日本政府ノ決定回答ノ件」一二九五頁。
- (一一六) 同上書「オムスク政府へ小銃及実包供給ニ関スル件」一二九二頁。
- (一一五) 同上書「オムスク政府へ小銃及実包供給ニ関スル件」一二九二頁。
- (一一四) 同上書「オムスク政府へ小銃及実包供給ニ関スル件」一二九二頁。
- (一一三) 同上書「オムスク政府管理下ノ準備金ノ東方移送ニ関シ連合国代表ヨリ「コルチャック」ニ勸告
- (一一二) B03030329400。
- (一一一) 「大正九年十月二十五日から大正十年一月一七日」ロシア金塊ノ所在ニ関スル新聞切抜送付ノ件」
- (一一〇) 頁。
- (一〇九) 同上書「オムスク政府へ供給ノ兵器讓渡額ニ関スル件」一二九二頁。
- (一〇八) 同上書「オムスク政府希望ノ軍需品供給ニ関スル日本政府ノ決定回答ノ件」一二九五頁。
- (一〇七) 同上書「オムスク政府へ小銃及実包供給ニ関スル件」一二九二頁。
- (一〇六) 同上書「オムスク政府へ小銃及実包供給ニ関スル件」一二九二頁。
- (一〇五) 同上書「オムスク政府管理下ニアル準備金ノ東方移送ニ連合国側ヨリ外務大臣代理へ申入ノ件」
- (一〇四) 『日本外交文書大正八年第一冊』外務省編纂(一九七〇年一月)五六〇頁。
- (一〇三) 同上書「オムスク政府管理下ノ準備金ノ東方移送ニ関シ連合国代表ヨリ「コルチャック」ニ勸告
- (一〇二) B03030329400。
- (一〇一) 「大正九年十月二十五日から大正十年一月一七日」ロシア金塊ノ所在ニ関スル新聞切抜送付ノ件」
- (一〇〇) 頁。
- (九九) 同上書「オムスク政府へ供給ノ兵器讓渡額ニ関スル件」一二九二頁。
- (九八) 同上書「オムスク政府希望ノ軍需品供給ニ関スル日本政府ノ決定回答ノ件」一二九五頁。
- (九七) 同上書「オムスク政府へ小銃及実包供給ニ関スル件」一二九二頁。
- (九六) 同上書「オムスク政府へ小銃及実包供給ニ関スル件」一二九二頁。
- (九五) 同上書「オムスク政府管理下ノ準備金ノ東方移送ニ関シ連合国代表ヨリ「コルチャック」ニ勸告
- (九四) B03030329400。
- (九三) 「大正九年十月二十五日から大正十年一月一七日」ロシア金塊ノ所在ニ関スル新聞切抜送付ノ件」
- (九二) 頁。
- (九一) 同上書「オムスク政府へ供給ノ兵器讓渡額ニ関スル件」一二九二頁。
- (九〇) 同上書「オムスク政府希望ノ軍需品供給ニ関スル日本政府ノ決定回答ノ件」一二九五頁。
- (八九) 同上書「オムスク政府へ小銃及実包供給ニ関スル件」一二九二頁。
- (八八) 同上書「オムスク政府へ小銃及実包供給ニ関スル件」一二九二頁。
- (八七) 同上書「オムスク政府管理下ニアル準備金ノ東方移送ニ連合国側ヨリ外務大臣代理へ申入ノ件」
- (八六) 『日本外交文書大正八年第一冊』外務省編纂(一九七〇年一月)五六〇頁。
- (八五) 同上書「オムスク政府管理下ノ準備金ノ東方移送ニ関シ連合国代表ヨリ「コルチャック」ニ勸告
- (八四) B03030329400。
- (八三) 「大正九年十月二十五日から大正十年一月一七日」ロシア金塊ノ所在ニ関スル新聞切抜送付ノ件」
- (八二) 頁。
- (八一) 同上書「オムスク政府へ供給ノ兵器讓渡額ニ関スル件」一二九二頁。
- (八〇) 同上書「オムスク政府希望ノ軍需品供給ニ関スル日本政府ノ決定回答ノ件」一二九五頁。
- (七九) 同上書「オムスク政府へ小銃及実包供給ニ関スル件」一二九二頁。
- (七八) 同上書「オムスク政府へ小銃及実包供給ニ関スル件」一二九二頁。
- (七七) 同上書「オムスク政府管理下ノ準備金ノ東方移送ニ関シ連合国代表ヨリ「コルチャック」ニ勸告
- (七六) B03030329400。
- (七五) 「大正九年十月二十五日から大正十年一月一七日」ロシア金塊ノ所在ニ関スル新聞切抜送付ノ件」
- (七四) 頁。
- (七三) 同上書「オムスク政府へ供給ノ兵器讓渡額ニ関スル件」一二九二頁。
- (七二) 同上書「オムスク政府希望ノ軍需品供給ニ関スル日本政府ノ決定回答ノ件」一二九五頁。
- (七一) 同上書「オムスク政府へ小銃及実包供給ニ関スル件」一二九二頁。
- (七〇) 同上書「オムスク政府へ小銃及実包供給ニ関スル件」一二九二頁。
- (六九) 同上書「オムスク政府管理下ニアル準備金ノ東方移送ニ連合国側ヨリ外務大臣代理へ申入ノ件」
- (六八) 『日本外交文書大正八年第一冊』外務省編纂(一九七〇年一月)五六〇頁。
- (六七) 同上書「オムスク政府管理下ノ準備金ノ東方移送ニ関シ連合国代表ヨリ「コルチャック」ニ勸告
- (六六) B03030329400。
- (六五) 「大正九年十月二十五日から大正十年一月一七日」ロシア金塊ノ所在ニ関スル新聞切抜送付ノ件」
- (六四) 頁。
- (六三) 同上書「オムスク政府へ供給ノ兵器讓渡額ニ関スル件」一二九二頁。
- (六二) 同上書「オムスク政府希望ノ軍需品供給ニ関スル日本政府ノ決定回答ノ件」一二九五頁。
- (六一) 同上書「オムスク政府へ小銃及実包供給ニ関スル件」一二九二頁。
- (六〇) 同上書「オムスク政府へ小銃及実包供給ニ関スル件」一二九二頁。
- (五九) 同上書「オムスク政府管理下ノ準備金ノ東方移送ニ関シ連合国代表ヨリ「コルチャック」ニ勸告
- (五八) B03030329400。
- (五七) 「大正九年十月二十五日から大正十年一月一七日」ロシア金塊ノ所在ニ関スル新聞切抜送付ノ件」
- (五六) 頁。
- (五五) 同上書「オムスク政府へ供給ノ兵器讓渡額ニ関スル件」一二九二頁。
- (五四) 同上書「オムスク政府希望ノ軍需品供給ニ関スル日本政府ノ決定回答ノ件」一二九五頁。
- (五三) 同上書「オムスク政府へ小銃及実包供給ニ関スル件」一二九二頁。
- (五二) 同上書「オムスク政府へ小銃及実包供給ニ関スル件」一二九二頁。
- (五一) 同上書「オムスク政府管理下ニアル準備金ノ東方移送ニ連合国側ヨリ外務大臣代理へ申入ノ件」
- (五〇) 『日本外交文書大正八年第一冊』外務省編纂(一九七〇年一月)五六〇頁。
- (四九) 同上書「オムスク政府管理下ノ準備金ノ東方移送ニ関シ連合国代表ヨリ「コルチャック」ニ勸告
- (四八) B03030329400。
- (四七) 「大正九年十月二十五日から大正十年一月一七日」ロシア金塊ノ所在ニ関スル新聞切抜送付ノ件」
- (四六) 頁。
- (四五) 同上書「オムスク政府へ供給ノ兵器讓渡額ニ関スル件」一二九二頁。
- (四四) 同上書「オムスク政府希望ノ軍需品供給ニ関スル日本政府ノ決定回答ノ件」一二九五頁。
- (四三) 同上書「オムスク政府へ小銃及実包供給ニ関スル件」一二九二頁。
- (四二) 同上書「オムスク政府へ小銃及実包供給ニ関スル件」一二九二頁。
- (四一) 同上書「オムスク政府管理下ノ準備金ノ東方移送ニ関シ連合国代表ヨリ「コルチャック」ニ勸告
- (四〇) B03030329400。
- (三九) 「大正九年十月二十五日から大正十年一月一七日」ロシア金塊ノ所在ニ関スル新聞切抜送付ノ件」
- (三八) 頁。
- (三七) 同上書「オムスク政府へ供給ノ兵器讓渡額ニ関スル件」一二九二頁。
- (三六) 同上書「オムスク政府希望ノ軍需品供給ニ関スル日本政府ノ決定回答ノ件」一二九五頁。
- (三五) 同上書「オムスク政府へ小銃及実包供給ニ関スル件」一二九二頁。
- (三四) 同上書「オムスク政府へ小銃及実包供給ニ関スル件」一二九二頁。
- (三三) 同上書「オムスク政府管理下ニアル準備金ノ東方移送ニ連合国側ヨリ外務大臣代理へ申入ノ件」
- (三二) 『日本外交文書大正八年第一冊』外務省編纂(一九七〇年一月)五六〇頁。
- (三一) 同上書「オムスク政府管理下ノ準備金ノ東方移送ニ関シ連合国代表ヨリ「コルチャック」ニ勸告
- (三〇) B03030329400。
- (二九) 「大正九年十月二十五日から大正十年一月一七日」ロシア金塊ノ所在ニ関スル新聞切抜送付ノ件」
- (二八) 頁。
- (二七) 同上書「オムスク政府へ供給ノ兵器讓渡額ニ関スル件」一二九二頁。
- (二六) 同上書「オムスク政府希望ノ軍需品供給ニ関スル日本政府ノ決定回答ノ件」一二九五頁。
- (二五) 同上書「オムスク政府へ小銃及実包供給ニ関スル件」一二九二頁。
- (二四) 同上書「オムスク政府へ小銃及実包供給ニ関スル件」一二九二頁。
- (二三) 同上書「オムスク政府管理下ノ準備金ノ東方移送ニ関シ連合国代表ヨリ「コルチャック」ニ勸告
- (二二) B03030329400。
- (二一) 「大正九年十月二十五日から大正十年一月一七日」ロシア金塊ノ所在ニ関スル新聞切抜送付ノ件」
- (二〇) 頁。
- (一九) 同上書「オムスク政府へ供給ノ兵器讓渡額ニ関スル件」一二九二頁。
- (一八) 同上書「オムスク政府希望ノ軍需品供給ニ関スル日本政府ノ決定回答ノ件」一二九五頁。
- (一七) 同上書「オムスク政府へ小銃及実包供給ニ関スル件」一二九二頁。
- (一六) 同上書「オムスク政府へ小銃及実包供給ニ関スル件」一二九二頁。
- (一五) 同上書「オムスク政府管理下ニアル準備金ノ東方移送ニ連合国側ヨリ外務大臣代理へ申入ノ件」
- (一四) 『日本外交文書大正八年第一冊』外務省編纂(一九七〇年一月)五六〇頁。
- (一三) 同上書「オムスク政府管理下ノ準備金ノ東方移送ニ関シ連合国代表ヨリ「コルチャック」ニ勸告
- (一二) B03030329400。
- (一一) 「大正九年十月二十五日から大正十年一月一七日」ロシア金塊ノ所在ニ関スル新聞切抜送付ノ件」
- (一〇) 頁。
- (九) 同上書「オムスク政府へ供給ノ兵器讓渡額ニ関スル件」一二九二頁。
- (八) 同上書「オムスク政府希望ノ軍需品供給ニ関スル日本政府ノ決定回答ノ件」一二九五頁。
- (七) 同上書「オムスク政府へ小銃及実包供給ニ関スル件」一二九二頁。
- (六) 同上書「オムスク政府へ小銃及実包供給ニ関スル件」一二九二頁。
- (五) 同上書「オムスク政府管理下ノ準備金ノ東方移送ニ関シ連合国代表ヨリ「コルチャック」ニ勸告
- (四) B03030329400。
- (三) 「大正九年十月二十五日から大正十年一月一七日」ロシア金塊ノ所在ニ関スル新聞切抜送付ノ件」
- (二) 頁。
- (一) 同上書「オムスク政府へ供給ノ兵器讓渡額ニ関スル件」一二九二頁。

- ノ件」五六六頁。
- (一四七) 同上書「新ニ西比利亜ニ簡派セラルヘキ大使ニ関シ内訓ノ件」五六八頁。
- (一四八) 同上書「加藤大使一向オムスク向出發ノ件」五七九頁。
- (一四九) 同上書「オムスク政府撤退輸送開始状況ニ関スルノ件」五八七頁。
- (一五〇) 「大正八年十一月六日から大正九年三月二十八日」「ゼーヤ」ニ於ケル我軍保管金塊ノ件通牒」「ロシア金貨及金塊保護問題一件 第一卷」B03030328800。
- (一五一) 同上(第一〇画像)。
- (一五二) 「大正九年三月二十五日から大正九年三月二十五日」「ロシア金貨及金塊保護問題一件 第一卷」B03030328900(第三画像目)。
- (一五三) 「オムスク政府保有金塊ノ件 大正九年一月一六日哈爾濱發二〇日当省着電」「ロシア金貨及金塊保護問題一件 第一卷」。B03030328900(第四画像目)。
- (一五四) 「大正八年十一月六日から大正九年三月二十八日」「ロシア金貨及金塊保護問題一件 第一卷」B03030328800(第一画像目)。
- (一五五) 同上(第三画像)
- (一五六) 同上(第四画像)
- (一五七) 同上「オムスク政府保有金塊ノ件 大正九年一月二一日哈爾濱發二二日当省着電」(第五画像)。
- (一五八) 同上「オムスク政府保有金塊ノ件 大正九年二月二六日哈爾濱發二二七日当省着電」(第七画像)
- (一五九) 「五 大正九年七月二日から大正九年七月十八日」「ロシア金塊輸送事件ノ内情」B03030329200(第一八画像目)。
- (一六〇) 「一 大正八年十一月六日から大正九年三月二十八日」「ロシア金貨及金塊保護問題一件 第一卷」B03030328800(第一二画像目)。
- (一六一) 「一 大正九年三月二十五日から大正九年三月二十五日」「ロシア金貨及金塊保護問題一件 第一卷」B03030328900(第一七画像目)。

第三章 ロシアとの関係及び兵器代金の決済

- (一六二) 一貫目は三・七五kg。二七梱\*一七・八貫\*三・七五kg≒一八〇二・二五kg≒一・八tとなる。
- (一六三) 「大正九年三月二十五日から大正九年三月二十五日」「ロシア金貨及金塊保護問題一件 第一巻」  
B03030328900 (第一六画像目)。
- (一六四) 同上 (第四三画像)。
- (一六五) 同上 (第三六画像)。
- (一六六) 同上 (第三七画像)。
- (一六七) 同上 (第三五画像)。
- (一六八) 「大正九年四月十七日から大正九年七月三日」「ロシア金貨及金塊保護問題一件 第一巻」  
B03030329100 (第一一画像目)。
- (一六九) 「田中総裁攻撃を看板にする憲政会」大阪朝日新聞 (一九二六・七・一五) (新聞記事文庫)。
- (一七〇) 「大正八年十一月六日から大正九年三月二十八日」「ロシア金貨及金塊保護問題一件 第一巻」  
B03030328200 (第五四画像目)。
- (一七一) 同上 (第五三画像)。
- (一七二) 「大正九年四月一七日から大正九年七月三日」「ロシア金貨及金塊保護問題一件 第一巻」  
B03030329100 (第三二画像目)。
- (一七三) 同上 (第二六画像)。
- (一七四) 「大正九年七月二日から大正九年七月十八日」「ロシア金貨及金塊保護問題一件 第一巻」  
B03030329200 (第二六画像目)。
- (一七五) 同上 (第二七画像)。
- (一七六) 同上 (第二九画像)。
- (一七七) 同上 (第二八画像)。
- (一七八) 「七軍の五百万円日本金貨となる 鮮銀が買い取って造幣局で鑄造」『東京日日新聞』  
一九二一・三・二〇 (大正二〇) (神戸大学図書館 新聞記事文庫 金・銀 (〇三一・三二))。

- (一七九) 「ブレスト・リトウスク」条約財政追加取極ニヨリロシアヨリ独逸ニ支払ヒタル金塊問題ノ経緯」  
 「ブレスト・リトウスク条約財政追加取極ニヨリロシアヨリ独逸ニ支払ヒタル金塊処分一件」  
 B06150171200 (第二五画像目)。
- (一八〇) 同上「金塊ノ価格計算」第三六画像目。
- (一八一) 同上「仏蘭銀行保管後ノ経緯」第二七画像目。
- (一八二) 同上「仏蘭銀行保管後ノ経緯」第二七画像目。
- (一八三) 同上「仏国銀行保管後ノ経緯」第二七画像目。
- (一八四) 同上「金塊ノ価格計算」第三六画像目。
- (一八五) 「米国金塊出入」東京朝日新聞(一九二二・一一・二九)(新聞記事文庫)。
- (一八六) 同上「スパ―協定率」第二三画像目。
- (一八七) 同上「対露債権」第二一画像目。
- (一八八) 同上「一九二二・八『フェデラル・レザ―ブ』」第二〇画像目。
- (一八九) 「欧州大戦ニ依ル賠償関係雑件ノ「ブレスト、リトウスク」金塊問題」B04013878000。



# 第四章

## 帝国議会と泰平組合





この章は第一次世界大戦中に帝国議会で如何なる問題が論議されていたのかと、好景気に沸く砲兵工廠の中で過酷な労働を知られていた職工の様子など国内事情を中心に纏める。その他に帝国議会で追及された泰平組合の実相とはなんであったかを明らかにするため組合の關係者を特定してみる。

## 第一節 第三十七回帝国議会で追及された泰平組合

二個師団増設問題は、明治末年から大正初期の日本政治を流動化させた大きな問題であった。

大正三（一九一四）年一二月七日に召集された第三十五回帝国議会でも、再度、二個師団増設案が提出された。その審議の様子を「第三十五回帝国議会衆議院議事録」に纏められている質疑応答から見ておく（一）。

二個師団増設問題に就いて質問に立ったのは澤來太郎であった。澤の質問は、国防計画はその時々的情勢に応じて変化すべきであり、日本の仮想敵国であるロシアが欧州戦争に参戦し闘っている時に「帝国国防方針」で決定されているという理由だけで、この時期に二個師団増設を行うことが本当に必要なかということであった。澤が指摘するように、陸軍は海軍

とのバランスや自己の省益から二個師団増設を提案したと考えられる。そこで澤は、明治四五（一九一二）年に初めて二個師団増設が提案された時の予算要求額は合計七一七万一一三七円であったが、その年の要求額は一九八万五七円と四七九万四九三二円も増加しており、その理由が不明であると追及した。この質問に岡陸軍大臣が答弁に立ち二個師団増設問題に同意を求めたが不調に終わった。採決の結果、またもや二個師団増設は見送られたが、海軍が提出した艦船建造の予算は可決成立した。その後大隈総理大臣は大正三（一九一四）年一月二二日に衆議院を解散し、大正四（一九一五）年三月二五日総選挙を実施することになった。この頃の日本はドイツへ宣戦布告し青島攻略を済ませ中国政府に対華二十一か条要求を提出し交渉を行っていた。また、既に第二章で論じてきたことであるが、連合国から膨大な量の銃、弾薬、衣料品など軍需品供給依頼の対応に追われ、それでも供給が間に合わず抜本的な対策を講じるため兵器調査委員会を立ち上げ検討を開始した。その委員会で決定した緊急対策費用が大正四（一九一五）年一月の第三十七回帝国議会で審議されることになった。この審議の模様を、「官報号外 大正四年十二月二十七日衆議院議事録速記録第十三号臨時軍事費予算追加及追加予算案」<sup>(二)</sup>によって見てみる。

大正四（一九一五）年一月二月の衆議院本会議の冒頭で衆議院予算委員会委員長片岡直温が、同年一月二二日に政府から提出された「臨時軍事費予算追加」、「大正四年度歳入歳出予算追加」、「第一号 特第一号 大正四年度各特別会計歳入歳出予算案」、「第一号 大正五年度歳入歳出総予算追加」、「追第一号 予算外国庫ノ負担トナルヘキ契約ニ関スル件」、「特第一号

大正五年度特別会計歳入歳出追加予算」の各案件は、同月二四日から二六日まで衆議院予算委員会で審議がなされ可決されたことを報告した。

これに反対する政友会高木益太郎は予算案を再度審議に付すべきだとの動議を提出した(三)。その理由は、政府が提出した予算案の記載事項には各々の事業費は書かれていても、肝心の事業に掛かる費用項目が記載されていないため、事業内容が不明で審議できないというものであった。高木によれば、政府が提出した予算内容は、例えば「臨時軍事費ノ歳入歳出追加額ヲ各千四百八十五万二千二百六十二円ト定ム」であり、その歳入の部が「一般会計繰り入れ千二百八十二万六千八百八十八円」、「雑収入六千六百七十五円」、「官有物払下代百二十万八千四百八十三円」、「事業収入八十九万五千四百十六円」、歳出の部は、「臨時軍事費千四百八十五万二千二百六十二円」と記載されているだけであった。また、「大正五年度歳入歳出総予算追加」では、「……兵工廠益金ノ増加スベキ金額三百万円ヲ經常部第三款ニ予算セリ……清酒防腐剤払下代等ノ収入百三十七万七千二百五十円ヲ臨時部第一款ニ予算セリ……軍需品ノ受託製造ニ係ル収入及山東鉄道ノ経営ニ伴ウ収入八百六十二万二千九百五十円ヲ臨時部第二款ニ予算セリ……」であった。

次に、憲政会の本田恆之が質問に立つて総額約六〇〇〇万円と巨額であるが、翌年一月一日より支払を開始するため、早期に採決すべきであると主張した(四)。また、陸軍は軍事に関する費目の性質から、その詳細を書面で提出することはできないと応答したため本会議は紛糾し、「採決、採決」、「横暴だ」、「何が横暴だ」、「政友会にそのような資格があるか」など

のやじが相次いだ。前年政友会が与党であった時に、海軍が引き起こしたシーメンス事件が議会で取り上げられ追及されたが、今回は与野党が逆転した中で陸軍の軍事費の扱いをめぐる紛糾した。議場内で飛び交うやじは政友党と憲政会の確執の現れでもあった。

続いて、野党から川原三郎が質問に立った<sup>(五)</sup>。そして、本会議に先立つ予算委員会で追及されていたものであるがと前置きして「……陸軍ノ軍器ヲ泰平組合ノ手ヲ経テ他ノ国ヘ払下ゲルト云ウ問題ニ付テ……」と切り出した。

この予算委員会で追及したことは、大正四(一九一五)年一月二二日に開催された衆議院予算委員第四分科会<sup>(六)</sup>で、河原茂輔が加藤海軍大臣に海軍省の兵器払下げの価格を質問した際に、加藤海軍大臣が詳細は秘密会で返答するとしたところ、河原が「……ヤハリ泰平商会ノ手ヲ經由スルノデアリマスカ……」と聞き返した。この発言の中に、「泰平組合」を「泰平商会」としていることと、泰平組合が海軍にも関係ある組織と勘違いしていることなどから、河原はこの時点で泰平組合の詳細を掴んではないが、陸軍や海軍の裏に大きな利権関係が潜んでいると考えていたであろうことは間違いない。同月二四日開催の衆議院予算委員第四分科会<sup>(七)</sup>で、翠川鐵三が陸軍大臣に泰平組合の廃止を求めたが議論すらおこなわれずに会議を終了してしまつた。陸軍は、泰平組合に関するものは無視することを決めていたと考えられる。その後、同年一月二六日に開かれた予算委員会<sup>(八)</sup>で、三土忠造や高木益太郎が泰平組合に付いて詳細な内容を求めたが、政府は曖昧な答弁のまま終始し、遂に詳細を明かさなかつた。

川原三郎の質問に戻る。川原は山本内閣時代に問題となったシーメンス事件以上の大問題であると追及した。シーメンス事件の場合には、取次ぎ商社である三井物産がコミッションをとり、それを海軍の役人に数万円ほど支払ったという贈収賄事件であったが、泰平組合と陸軍の関係は、陸軍が自ら泰平組合という組合を設立させ、そこに独占的な商売をさせるという構造に問題があると指摘した。この川原の質問した問題を、朝野がどのようにみていたかを、まず政府に批判的な『東京日日新聞』大正五（一九一六）年一月二五日付記事「軍器売却問題」に見てみる（九）。それによると

……大隈内閣の軍器売却事件は貴族院に於ける追加予算議事進行中、端なくも同院と政府との間の一難問題となり、政府は之がために秘密会を要求して、同院の認容を求めたれどもそれ甲斐なく、さらに同院各派代表者と懇談を重ねること四回に及びて交渉不調に終れり……としてゐる。泰平組合の問題は政府にとって都合の悪いことであり、秘密会を開いて穩便に対処しようとしたが失敗に終わった。そのため、貴族院各派の有力議員と四回に亘り懇談し問題を終息させようとしたが、それも不調に終わった。問題の本質は兵器の売却代金を砲兵工廠特別会計に移したことと、この売却代金を一般会計に組み込まずに砲兵工廠に保存し独占的に処理しようとしたこと、そして莫大な売買手数料を泰平組合が独占的に受けていることの三点にあった。即ち、兵器の売却代金や利益を全て陸軍の管理下にある砲兵工廠内に留

めにおいて、兵器の売買手数料は陸軍の管理下にある泰平組合だけが受け取れるという構造を問題視していたのである。

『東京日日新聞』とは反対に、『大阪朝日新聞』は政府を擁護した。その主張は、大正五（一九一六）年一月二五日「政府と軍器問題」として載せられた（二〇）。この記事によれば、そもそも今回の問題の発端は、連合国が日本に兵器供給を依頼してきた量が砲兵工廠の年間生産量を上回る規模で、しかもその納入は緊急を要していた。そのため、陸軍内部に保管していた廃棄処分兵器を砲兵工廠に持込み加工補修を施したのちに、新品の兵器として輸出した。本来ならば新しい兵器を作るために一般会計から出された資金を用途外に使うことは会計法違反だという論議があるが、この緊急事態においては政府の対応は不当ではない。その理由は、廃棄した兵器を補修して販売できたのなら損失にならないし、一時的に一般会計費用で加工補修をしても、売却後その代金が一般会計に戻されるならば問題はないと擁護した。その後、紛糾する議会では、問題解決のため四回に亘って懇談会が開かれた。その会合で貴族院側から、会計法中に「兵器の加工補修費は作業会計より支出することを得」という例外法を設けてはどうかという妥協案が示されたが、野党が強く反対し成立しなかったことも伝えている。

大正四（一九一五）年一二月二七日衆議院本会議で西村丹治朗が質問に立った（二一）。西村は、兵器売却問題では陸軍省、泰平組合、東京大阪の両砲兵廠の三者を疑いの目で見ていると前置きしたうえで、欧州大戦で輸出した兵器総額は一億円に達している。そして、泰平組合が受け取った手数料は、当初の料率が五%で、その後は段階的に三%から二%と下がった

とはいえ、総額三四〇万円から三五〇万円を受け取ったと思われる。何故にこれだけの取引を泰平組合だけが独占的に行うことが出来るのか不明であると政府に責任のある返答を求めた。加えて、政府提出の追加予算案の中から兵器売却の内訳として、大正四（一九一五）年度東京砲兵廠益金九六万四〇六九円、大阪砲兵工廠益金一三六万三七一円、官有物払下げ代八七六万三一〇五円、雑収入四二五万七五〇〇円、その他に大正五（一九一六）年度追加予算には大阪砲兵工廠益金三〇〇万円、官有払下げ代一三七万七二五〇円、雑収入のうち軍需品受託製造収入四三一万二五〇〇円、臨時軍事費追加予算中の官有物払下げ代一二万八四八三円などを合計すると、陸軍が得た益金総額は三〇〇〇万円に達すると思われるが、兵器売却代金中の捕獲兵器、廃銃、旧式の兵器、新式の兵器割合と益金を明らかにするよう求めた。しかし、政府は明確な数字を示すことはなかった。

その後も野党の追及は続き、大正五（一九一六）年二月二三日開催の第三十七回帝国議会衆議院予算委員会で政友党の吉植庄一郎が質問に立った（二二）。そして、ある国より日本に戦艦三、四隻の艦名まで指定した譲渡の申出があり、その提示金額は約一〇〇〇万円になっている。軍需品や兵器の売買が問題となっているこの時期に、政府はどのような対応を取ろうとしているのかということと、陸軍は約一億円に近い兵器売却金を特別会計に繰り入れているという噂があるが、この売却代金を一般会計ではなく特別会計に繰り入れた場合、その金額は三年か四年後でないと明らかにならないので事実確認をさせて欲しいというものであった。しかし、予算委員会でも兵器売却による利益を監査のゆるい特別会計に繰り入れた理

由も額も明らかにされることはなかった。「大正六年度各特別会計歳入歳出予算追加」(一三)にその内容が記されている。実際に、どのように処理されたかを知るために、その全文を挙げておく。

東京砲兵工廠 歳入

第一款 東京砲兵工廠作業収入

第一項 作業収入

金貳千參百參拾參萬六千五百貳拾四円  
金貳千參百貳拾七萬九千五百貳拾四円

第二項 雑収入

金五萬七千円

歳出

第一款 東京砲兵工廠作業費

第一項 俸給

金參百參拾壹萬六千九百八拾參円  
金八千貳百九円

第二項 事務費

金參拾萬六千七百七拾四円

第三項 材料素品

金參百萬貳千円

第二款 予備金

第一項 予備金

金貳千壹萬九千円  
金壹萬九千円

第二項 予備費

金貳千萬円

大阪砲兵工廠 歳入

第一款 大阪砲兵工廠作業収入

金四千九百萬壹千參百參拾円



第一項 作業収入 金四千八百六拾貳萬八千六百五拾円  
 第二項 雑収入 金參拾七萬貳千六百八拾円

歳出

第一款 大阪砲兵工廠作作業費 金壹千五百貳拾六萬貳千八百八拾六円

第一項 俸給 金壹拾萬貳千八円

第二項 事務費 金貳百四拾八萬壹千七百七拾八円

第三項 材料素品 金千貳百六拾七萬九千円

第二款 予備金 金參千貳百壹萬五千元

第一項 予備金 金壹萬五千元

第二項 予備費 金參千貳百萬円

東京砲兵工廠が二〇〇一万九〇〇〇円を予備金一万九〇〇〇円と予備費二〇〇〇万円、大阪砲兵工廠は三二〇一万五〇〇〇円を予備金一万五〇〇〇円と予備費三二〇〇万円に繰り入れたことで、両砲兵工廠で約五〇〇〇万円以上が予備金となった。この金額は、材料費、人件費を払った後の金額であることから、如何に膨大な軍需物資が生産され供給されたのかを物語っている。その中で、東京砲兵工廠に比べて大阪砲兵工廠の金額が大きいのは、東京砲兵工廠が小銃や実包などを担当し、大阪砲兵工廠は大砲や機関銃など高価な兵器を扱っていたためである。

大正四（一九一五）年一二月に開催された第三十七回帝国議会の質疑中に、欧州大戦で輸

出した兵器総額は一億円に到達していたことと、この時までには泰平組合が受け取った手数料が総額三四〇万から三五〇万とされており、日本の兵器輸出は第一次世界大戦終戦までに倍増していることから実際の手数料は七〇〇万円から一〇〇〇万円に達したと考えられる。これと同様に、陸軍の益金総額は三〇〇〇万円であったとの論議から計算すると、約二倍の六〇〇〇万円ということになる。明治四四（一九一）年に八八艦隊の実現のために必要であると齋藤実海軍大臣が弾きだした金額は、総額約三億五二〇〇万円であったが、財政難のより認められた金額は戦艦三隻の建造費九〇〇〇万円であったことから考えて、その手数料や益金が如何に大きな額であったかが窺える。

第三十七回帝国議会で、泰平組合の存在や陸軍の不透明な会計処理が問題にされて、様々な質問が提出されたが政府は誠実な対応をしなかった。また、大正五（一九一八）二月一日、貴族院で泰平組合問題の論議は詳細が明らかにされることなく終了となった。このため、大正五（一九一六）年二月一日に横田千之助が「質問第二六号 軍需品売却及泰平組合ニ関スル質問主意書」を内閣総理大臣大隈重信宛に提出した（二四）。

軍需品売却及泰平組合ニ関スル質問主意書

一 政府力欧州動乱ノ勃発以来泰平組合ノ手ヲ経テ與国ニ売り渡シタル軍事品ノ種類並総数如何

二 前記各種軍用品ノ単価如何

三 多額ノ軍需品売却ノ為出師準備ニ欠陥ヲ生スルコトナキヤ如何

- 四 軍用品売却代金ノ外泰平組合ハ荷造料その他ノ名義ヲ以テ多額ノ金員ヲ與国ヨリ受ケ取リツツアリト聞ク其ノ有無及果タシテ其ノ事実アリトセハ詳細如何
  - 五 貴族院ハ大正五年二月一日左ノ通院議ヲ公表セリト認メ難シ依テ政府ハ将来相当ノ処置アリムコトヲ望ム此ノ決議ニ対スル政府ノ所見如何
  - 六 政府ハ與国ニ軍用品ヲ売却スルニ際シ故ラニ泰平組合ヲ經由セシメタル理由如何且売却ノ仲介ヲ泰平組合ノミニ独占セシメタル理由如何
  - 七 政府ハ泰平組合ヲシテ今後引続キ與国ニ対スル軍用品供給ノ特權ヲ独占セシムル意思アリヤ否
  - 八 泰平組合ハ軍用品売却取扱上與国ニ対シ不都合ノ所為アリシ為與国ニ於イテハ購買手續キ方法變更シタリト聞クその真否如何
  - 九 軍用品売却ニ付キ当局者ニ対シテ奇怪ナル風評アリト聞ク政府ハ之ニ対シ可等カツ調査ヲ為シタリヤ否。
- 右及質問候也

この横田の質問状を受けて、陸軍内部では大正五（一九一六）年二月一六日に「衆議院議員横田千之助外一名提出質問書ニ対スル答弁書送付ノ件」<sup>（二五）</sup>を作成して、野党の質問に備えた。それだけ、陸軍は泰平組合の詳細を帝国議会で論議されることを嫌い、そして神経質になつていたかは明らかである。

衆議院議員横田千之助外一名提出軍用品売却及泰平組合ニ関スル質問ニ対スル答弁書

一 売却軍用品ノ種類ハ小銃、大砲、小銃実包、砲弾等ナリ其ノ数量ハ欧州動乱継続中ノ今日ニ於テハ之ヲ公示シ難シ

二 単価ハ別紙ノ通

三 出師準備ニ欠陥ヲ生セサル限度ニ於テ売却セリ

四 荷造費及運搬費ノ授受ハ之アルヘシト認メラルモ其ノ金額等ハ泰平組合ト相手方トノ間ニ於ケル契約ニ基クモノニシテ此等商行為ニ就テハ政府ハ関知セス

五 與国ノ急需ニ応スル為ニハ従来ノ方法ニヨルノ外ナシト認ム

六 明治四十一年六月陸軍大臣ハ砲兵工廠ノ製品ヲ外国売渡ス場合ハ泰平組合ニ一任スルコ

トヲ訓示セリ今回組合ヲ経テ兵器ヲ売却シタルハ右ノ結果ニ外ナラス

七 泰平組合契約認可ノ年限ハ従前ノ通実行スルノ外ナキモノト認ム

八 本項ノ如キ事実ナシ

九 政府ハ斯ル風評ヲ聞知セス從テ特別ノ調査ヲ行ハス

右及答弁候也

大正五年二月 陸軍大臣岡市之助

陸軍が態々作成した資料であつたが、これに基づいて泰平組合問題が帝国議会で論議されることはなかつた。しかし、この答弁書から、いくつかの事実が見えてくる。それは砲兵工

廠が製造した小銃を泰平組合に払下げ価格である。

泰平組合が第一次世界大戦中に連合国に供給した兵器の中で、小銃とその実包数は群を抜いて多いことは既に視てきた通りである。そのためか帝国議会答弁用に準備した「外国譲渡主要兵器払下単価表」では、一挺当たり小銃金額が出ているだけである。例えば、配備中の銃を回収しロシアに供給した三〇年式歩兵銃は一挺当たり一三・二三円から一八・九五円である。また、また正式採用したばかりの三八式歩兵銃は一挺が三一・二円から四七・四三円と、三〇年式に比べ二倍から三倍の高い値段となっている。陸軍が作成した答弁書で、型式が同一の小銃に価格差があることと、規格も性能も同様の三〇年式と三八式で値段に開きがあることはよく理解できない。やはり三〇年式が三八年式に比べ相対的に安いのは、実戦配備したものとや廃銃を再生した小銃か、新式銃の違いにあるのかもしれない。

答弁書では解決しない問題が二つある。一つは答弁書の第六項である。陸軍は泰平組合が訓示により設立したことは認めているが、泰平組合と契約を結んだ経緯について説明は不問のままである。次に、野党が詳細を明らかにするよう最も強く要求していた砲兵工廠の利益金、東京砲兵工廠が二〇〇一万九〇〇〇円、大阪砲兵工廠が三二〇二万五〇〇〇円の使途は答弁書にその片鱗すら出てくることはなく、不明のまま幕引きとなった。やはり、陸泰平組合の詳細は明らかにしないという方針を貫いた答弁書ということになる。また、帝国議会で論議にならなかったということは、陸軍の議会対策が功を奏したか、もみ消したのである。

第三十七回帝国議会での泰平組合問題はシーメンス事件と異なり、逮捕者が出ることも直の手で裁かれることもなかった。そのため、問題の全貌は掴めないし、だからと言って問題がないという訳でもない。泰平組合は独占的に兵器輸出を行い高額の手数料を受取、退役高級軍人の再就職先であるなど陸軍にだけは十分な便宜を図っていたことは事実である(二七)。また、砲兵工廠内の噂ではあったが手数料の一部を高級将校へ賄賂として使っていた可能性が高いのである。その顕著な例として、少し時代は下って昭和一一(一九三六)年に陸軍造兵廠長官植村東一中将が造兵廠への納入業者から様々なものを家族ぐるみで受け取っていたことが明らかとなり、収賄容疑で逮捕起訴される事件が起きている(二八)。その事件で泰平組合の一員である大倉組が贈賄を行ったことにより訴追されている。泰平組合は時代が変わっても同様の体質だったと視てよいであろう。

泰平組合は、第三十七回帝国議会以降暫くは追及されることはなかった。しかし、大正八(一九一八)年一月に召集された第四十二回帝議会で、再度、野党から追及されることになった。大正九(一九二〇)年一月二二日(木曜日)午後一時八分に開催された衆議院本会議で内田康哉外務大臣が説明した対中国政策に付いて片岡直温が種々の質問を行った(二九)。その中で、片岡は、いわゆる西原借款が前年打ち切られたことや、対中国武器輸出禁止協定により、中国への兵器輸出が止まっていることは結構なことだと前置きし、それとは裏腹に、青木宣純中国政府顧問は、満鉄から中秋節という名目で五〇万円を貸与されている事実や、

坂西利八郎(二〇)は菖節季という理由で泰平組合より一〇〇万円を貸与されていることを追及した。このような資金のやり取りは、中国政府と泰平組合の癒着も問題視したものであった。ここで名前を挙げられた坂西も青木も「中国通」といわれる中国招聘武官で、両人が、五〇万円と一〇〇万円の資金を、中秋節や菖節季など、およそ軍事とは関係のない理由で満鉄や泰平組合から資金を受け取っていたことになる。これには内田外務大臣も答えに窮し、片岡の質問は事実無根であると答えたのみで具体的な内容には触れないまま当日は閉会している(二一)。

同年一月二四日に再開された衆議院本会議で内田康哉外務大臣は、それまで行われた質問に答える中で、ロシアの混乱に対して日本政府が様々な援助を行っている」と答弁した(二二)。そのロシアへの援助とは、民間人向け必需品の供給や医薬衛生品の施与、及び窮民の救済で、その内訳は、日用品の施与に約四八万円、種々の無料配布に約二万五〇〇〇円、医薬衛生品材料の施与に約三〇万円、窮民対策として約二万五〇〇〇円、学校のために二九万六〇〇〇円、その他一万円などであった。しかし、片岡が先般質問した五〇万円や一〇〇万円の使途に関連する返答はなかった。内田の答弁に、片岡は「議長 一寸一言 この間の質問の続きを御答がない点に対して……」と叫んだが、議長はこれに斟酌なく議事を進行してしまい、青木や坂西に関係する答弁はないままに終了した。やはり第四十二回帝議会でも、泰平組合と陸軍の関係や、資金の流れは明らかされることはなかったのである。

## 第二節 その後の二師団増設問題

陸軍の体面と省益のために、幾度となく議會に提出されてきた二個師団問題は、大正四年の第三十六回帝国議會で決着を見ることになる。その内容を大正四（一九一五）年五月二八日衆議院予算委員第四分科（陸軍省及海軍省所管）の議事録から見ておく。

岡市之助陸軍大臣は、大正四年度陸軍省所管予定経費追加要求書に盛り込まれていた朝鮮半島に新設する二師団に要する費用に就いて説明し同意を求めた。この師団新設の建前論は、帝国国防方針で日本の確保すべき兵力は二十五個師団と定められていることであつた。その内訳は、經常部として二四万一八一四円、臨時部が四七万七一〇四円、総額七十一万八二八八円であつた（二三）。朝鮮に二個師団を新設する根拠として、毎年内地の師団を朝鮮に派遣してゐたため軍費がかさむことと、非常時の動員が困難であることをあげている。この時期に至つても、二個師団増設要求は明治四〇年帝国国防方針で決定済みという理由だけで、如何に状況に変化があつても、一度決定したことを墨守しようとする陸軍という官僚の発想そのものであつた。なぜならば、日本が仮想敵国の第一位としていたロシアとは、数次の日露協約などにより満洲や朝鮮の支配権は解決済みであつた。第一次世界大戦で、ロシアは日本を頼りとして大量の兵器注文を行つており兩國の関係は非常に良好であつた。そして、極東ドイツの拠点である青島は、前年の大正三（一九一四）年一月に攻略を終了してあり、この方面



の脅威も存在しない。周辺諸国が安定した状況下にあるにも拘らず、二個師団増設を要求していたのである。

大正四（一九一五）年一二月二四日に朝鮮半島の羅南に第一九師団が、龍山に第二〇師団が編成された。この朝鮮に新設された第一九師団、第二〇師団は、昭和六（一九三一）年九月一八日の満洲事変の際に、朝鮮軍司令官林銑十郎大將が、

……昭和六年九月十九日午零時四十分間一時四十分、同二時四十分ノ三回ニ亘リ奉天特務機関ヨリ属地附近ニ於テ日支兵衝突我家苦戦ノ報ニ接シ事態容易ナラナサルヲ察知スルト共ニ戦局ノ拡大ヲ予想シ当軍ヨリノ増援ノ必要アル場合ヲ顧慮シ之カ準備中サラニ午前三時二十七分関東家司令官ヨリ第一回ノ増援部隊ノ要求アリ軍司令官八午前三時四十五分左記応急派兵準備ニ関ス声命令ヲ下達ス……

と出兵を命じているが、じつは関東軍司令官が出兵要請を出す一時間も前から出兵準備をしていた曰く付の部隊である（二四）。

二個師団の問題は、第一次世界大戦で次々と新兵器が生み出される状況から、国防方針そのものを根本的に見直す機運が生まれ、総力戦を研究する中から、「日支自給自足体制」という発想が生まれてくることになった。この辺の事情を再度黒野著『帝国国防方針の研究』より見ておく。

陸軍は大正四（一九一五）年九月一二日、第一次世界大戦から教訓を学ぶために臨時軍事調査委員会を編成して活動を開始した。この調査は、戦争のために必要な国家体制及び制度から軍の編制や装備はもとより、戦術に至るまでの広範な内容を含む調査を行っていた。その結果は大正五（一九一六）年三月以降「臨時軍事調査委員月報」として毎月提出され、その回数は六九回におよぶ長期の研究であった。

臨時軍事調査委員は、第一次世界大戦を国家総動員戦と規定し、これに対応する専門機関の設置を提言した。陸軍は、この提言に大正七（一九一八）年一月、工業科学の進歩に応じた軍用資材の改良及び補給等に関する研究調査を実施するため、陸軍軍需調査委員会を設置して、大戦の教訓を活かすことを考え始めた。その調査結果が、後に統制経済へ突き進む「軍需工業動員法」の基となった「軍需工業動員法」の制定であった。また小機国昭少佐を中心とする参謀本部兵要地誌班が纏めた「帝国国防資源」には、経済工業能力の充実に力点を置く国防政策の変更を提言している。国防方針の変更を提言した理由は、大戦で明らかとなった総力戦において、幾ら軍需工業生産能力を整備しても原料の自給自足体制が構築できなければ成り立たない。その対応策として「……東海ノ交通ヲ安固ニシ支那ノ資源ニ倚リ対戦ノ覚悟中ルヘカラズ……」という結論を導き出した。陸軍の考える「日支共同」は、自給自足体制を整えて長期かつ総力による戦争を可能とする体制であった。そして、平戦両時における日本国産原料の動向、中国産原料の分析から日本の平時経済策、平時経済と戦時経済の転換策にも言及したものとなっていた。そして戦時の自足経済計画を立案し原料の不足を中国の資源で補給で

きるように大陸と日本間の交通確保を提言している(二五)。これらの考えは、「日支経済提携」を推進した西原龜三が寺内総理に働きかけ実施された西原借款の考えと共通の考え方である。新しい国防方針は陸軍の描く国家戦略の対象地域が明治四〇年の国防方針から大きく拡大され、それまでの満洲、蒙古及びアジア南方とした範囲から、中国本土を含め東アジア全域に拡大したうえで「日支自給自足体制」を実施するという発想が生まれてきたのである。

明治四〇年の帝国国防方針の想定敵国は、ロシア、アメリカ、ドイツであったが、ドイツは第一次世界大戦初頭大正三(一九一四)年一月の日本による青島攻略で当面の敵ではない。また、ロシアとは第四次日露協約を結んだことから明治四〇年の帝国国防方針の前提は崩れ、唯一、アメリカだけが残ることになった。これは黒野著「日本を滅ぼした国防方針」のなかで、新たに大正七年に採用された国防方針は、単一国との短期決戦から、主要敵国を米露中三国のうち複数国を同時に相手とする長期間の国家総力戦と規定したものに变质していた(二六)。小機昭少佐等が研究してきた大戦の戦況を眺めるならば当然の帰結である。その時に必要となる所要兵力数は平時二五(戦時五〇)個師団から平時二二(戦時四一)個軍団を基準としたものであった。しかし、この所要兵力数は、新たな帝国国防方針として書かれたものではなく、陸軍が予算要求の際に作成した「予算説明概要」と、大正八(一九一九)年二月一日に開かれた第四十一回帝国議会衆議院の衆議院予算委員第四分科会での田中義一陸軍大臣の答弁から類推して出てきたもので、幻の「大正七年帝国国防方針」とされている。

第一次世界大戦の影響が大正七年の帝国国防方針に大きな影響を与えたことは十分に了解

できるし大戦を総力戦と位置付けた参謀本部の洞察力も正しいといえる。そのため前掲『日本を滅ぼした国防方針』では、「……陸海軍戦略を構築する上での共通基盤をもたらした。……」

(二七)として、小機等は、大戦中にイギリスがドイツによる潜水艦攻撃のため補給路の確保に支障をきたすなど、総力戦における補給が重要な問題となることが理解できていない。そのため、日本と大陸間の交通を確保することで戦争継続に必要な物資を調達できるといふ自分勝手な構想が生まれたのである。もしも、日本と大陸間の交通を確保しようとするならば、船舶による輸送しかあり得ないし、必要物資を搭載した輸送船の護衛は海軍の協力が必須となるのは自明で、陸軍と海軍の一体的運用以外に大陸と日本間の輸送を確保する以外に方法はないはずであるが、その部分は完全に抜け落ちてしまった。そもそも、総力戦とは持てる兵力と資源を統合し活用することこそ肝要なはずが、そのようなことを考慮した様子は垣間見ことすらできない。

陸軍の考える総力戦とは、明治四〇年の帝国国防方針策定過程と同様に、陸軍の更なる省益確保の根拠のために必要だったと思われる。

### 第三節 砲兵工廠と労働争議

日本の青島攻略が比較的順調に推移したことから大阪砲兵工廠の兵器注文は予想外に伸び

ず同年八月から一〇月一五日までの合計は二四万七五〇〇円ほどで止まってしまった。このとき、大阪砲兵工廠は仕掛かり品が九九万五〇〇円分ほど残っていただけで、殆ど納品は終了し新規の注文は途絶えてしまった。したがって日本の戦闘終結と共に兵器製造は収束してゆくと思われていた。ところが、同年一月一〇日に連合国から兵器供給依頼が舞い込んできた。その兵器供給依頼量が膨大であったことから、それまでに経験したことのない忙しさとなった。その結果、大正六（一九一七）年八月までに受注総額が一億二三〇〇余万円まで膨らんでいた。そのため、職工数も急速に増え火砲部門では当初の定員は一一六八人であったが大正五（一九一六）年一二月には二〇六三人と一・八倍に増えた。それと同様に、弾丸部門では一一三三人から大正五（一九一六）年七月には六六一四人と五・八倍の増加、火具部門では一四三六人が大正六（一九一七）年二月には八三一七人と五・八倍に、葉莖部門は七三〇人が大正五（一九一六）年四月には四三六七人と六・〇倍と急増した。工廠が急激な人員拡張を行ったため、職工は底払いし募集しても応募者は僅かで、採用予定数を満たすには程遠い状態であった。そのため、新聞に求人募集を掲載し、門前や駅に張り出すなど方途を尽くして職工確保に努めた。以上は大阪砲兵工廠の例であるが東京砲兵工廠も同様であったと見てよいであろう。職工急増の様子は「表四・一 大正三年七月末職工定数と最大時要員数」の通りである。

年が明けた大正六（一九一七）年も砲兵工廠は多忙であったことは上述の通りであるが、多忙な中にも先行きに不透明感が漂い始めた年であった。その様子を大正六（一九一七）年

第四章 帝国議会と泰平組合

七月七日発行の「大阪毎日新聞」に掲載の「日本兵機会社突如として職工三千二百名を誅る」とする記事に、日本兵機会社はロシアから受注していた信管製造が打切りになったことから三二〇〇名の職工を全て解雇したため労働争議となったことから窺える(二八)。大規模な軍需景気に沸いていた産業界にとって景気の先行きに不透明感が漂うえ、職工にとつては余剰となる事態が近づいてきたということになる。

第一次世界大戦終了頃から、日本でも解雇や賃金値上げ等の労働争議が民間企業だけではなく砲兵工廠内でも発生するようになった。大正八(一九一九)年七月頃になると不穏な動きが拡大してゆく。そのような中で、砲兵工廠で労働争議が発生するが、その原因の一つとして泰平組合の寄付金があった、そのことを大正八(一九一九)年七月一七日発行の大阪朝日新聞記事から確認することができる(二九)。

表四. 二 大正三年七月末職工定数と最大時要員数

課所	大正3年7月末職工現在員	職工最大人員ノ年月	最大時ノ人員	大正3年7月末職工現在員ニ対スル倍数比率
庶務	226	大正5年	980	4.3
作業	125	大正5年	408	3.3
技術	440	大正5年	695	1.6
会計	537	大正6年	827	1.5
火砲	1168	大正5年	2063	1.8
弾丸	1133	大正5年	6614	5.8
火具	1436	大正6年	8317	5.8
鉄材	936	大正5年	1782	1.9
器材	1	大正5年	2	1.7
薬莖	730	大正5年	4367	6.0
宇治	592	大正6年	2082	3.5
小倉	303	大正6年	1450	4.8

出典:「欧州戦役ニ関スル大製造経験録」

「密大日記 大正十二年六冊の内第六冊」C03022644700(第九四画像目)。

大阪砲兵工廠には職工等の疾病や慰安を目的として泰平組合からの寄付と一部の職工が積立てた共済金が有った。その共済金の元利合計は二十三万二一四四円一六銭に昇り巨額な金額となっていた。そのため一部の職工から、日一日と物価が上昇し生活が厳しくなっているため、寄付金の分配を要求した。同じような問題が小石川砲兵工廠でも発生し、共済金の分配を協議している最中であつた。ところが大阪砲兵工廠は共済金の大部分は泰平組合が寄付したもので職工に分配すべき性質の金でないと拒否してしまつた。その後、同月三十一日に工廠と職工代表により分配方法の交渉が行われたが結論は出ないままとなつた。ところが、大阪工廠の共済金分配問題に端を發し東京砲兵工廠では賃金値上げ要求運動に發展した。その様子を、「国民新聞」二万七千の職工総罷業せん：と」から見てみる<sup>(三〇)</sup>。その記事によれば、大正八（一九一九）年七月二七日東京砲兵工廠は賃金値上げ運動を行った職工を發見し解雇処分とした。ところが、解雇された職工は同年八月一二日午後三時頃目黒火薬庫、大塚火薬庫、王子支廠火薬製造所、小銃製造所で職工に檄文を配布し、砲兵工廠から満足な回答が得られない場合は同年八月一九日に職工二万七〇〇〇人の罷工（ストライキ）を行う旨を砲兵工廠宮田堤理に通告した。工廠内部には過重な労働から賃金の値上げを求める声が充満していたところに、職工の解雇問題が発生したため労使間は陰悪な雰囲気となつてしまつた。

その後の様子を大正八（一九一九）年八月一五日「大阪毎日新聞」東京砲兵工廠の職工二万七〇〇〇人結束<sup>(三一)</sup>」から見てみる。その記事によれば、砲兵工廠と砲兵工廠職工連合小石川労働会は賃金値上げ交渉を行っていたが解決の兆しが見出せないでいた。そのため、小石

川労働会は王子分工場、板橋火薬製造所、目黒火薬製造所の各職工二万七〇〇〇名の意見を纏め砲兵工廠宮田提理に提出すると共に、同年八月一七日までと期限を切ったうえで返答を要求した。要求内容は、

- 一 吾人は時勢の要請に伴い労働組合の必要を感じ仍て陸軍諸工廠に通勤する職工労働者よりなる小石川労働会の承認を要請す
- 二 労働時間を八時間に制限し尚残業に就かしむる場合は二時間以内に制限すること
- 三 日曜は安楽日として一般労働を禁じ日給の全額を支給し止むを得ず労働せしむる場合は日給の倍額を支給すること

となっていた。

同年八月一七日正午から小石川労働会は傘下の砲兵工廠職工二万七〇〇〇人を集め意見を纏めることになった<sup>(三三)</sup>。この当時、これだけの人数を一堂に集める場所がなかったことから四か所の会場を設けることになった。第一会場を伝通院とし小石川砲兵工廠と目黒火薬製造所の職工用として当てることにした。第二会場は大塚西信寺とし王子分工場、板橋火薬工場、大塚火薬工場の各職工を収容した。第三会場は大塚本伝寺とし各工場の女工を集め、第四会場は表町善光寺とし幹部事務所とした。そして開催された集会で次のことが可決された<sup>(三四)</sup>。

- 一 本会は労働時間八時間制度の実行を要求する



二 本会は陸軍諸廠の職工の現給に対し二五銭の増給を要求、ただし未成年者若しくは女子には二〇銭を増給すること

三 日曜日は安息日と定め一般の労働を廃し日給金額を支給する事を要求する。ただし止むを得ずして就業せしむ時は日給倍額を支給

同年八月一九日砲兵工廠職工側の代表者芳川外二名が砲兵工廠側の依頼により仲裁者となつた岩佐東京憲兵分隊長を訪問し協議を重ねたが、分隊長が職工側要求の賃金値上げ及び公休日の賃金支払には応じないと返答したため会談は決裂した<sup>(三三)</sup>。同年八月二二日午前七時より同八時ころに、小石川労働会の幹部が憲兵によつて逮捕され大手町憲兵隊に引き渡され、のち岩佐分隊長により取調べを受けたことから小石川労働会は態度を硬化させてしまった<sup>(三四)</sup>。

同年八月二八日になると王子、板橋両支廠の職工六五〇〇人は一斉に同盟罷工いわゆるストライキを開始した。この日、王子銃包製造所では全部職工四三〇〇名の内女工は約半数であつたが全女工が罷工した。一四、一五名は出勤してきたが工廠は操業を開始できないことから間もなく全員帰宅した。王子火具製造所は職工全部一四八九名(男子数六〇四名)の内、出勤した者は五五名だけであつた。板橋火薬製造所の職工七〇〇名は全員が罷工した<sup>(三五)</sup>。陸軍は、この異常な事態に同日午後五時半頃に竹橋近衛歩兵連隊約一個中隊を派遣し支廠各工場、火薬庫等の警護させた<sup>(三六)</sup>。砲兵工廠の賃金値上げ問題は、終に軍隊が出動する事態にまで立ち至つたのである。

同月二九日早朝より近衛連隊の兵士約六〇名で王子、板橋、十条各製造所の各門を警戒すると共に、王子警察署の警官一四〇名と富阪、巢鴨、板橋各署の応援巡查三〇〇名、合わせて四四〇名の警官は早朝より職工宅を戸別訪問し出勤を即したが応ずるものはいなかった。この日、正式な欠勤届を出した職工は火具製造所一八〇名、銃砲製造所二一〇名、火薬製造所七一名だけであった。このことから銃包製造所三九一八名、火具製造所一六八三名、板橋火薬製造所六四〇名、技術課出張所三七〇名、会計課出張所一三八名合計六七四八名が欠勤したことになる(三八)。

事態の進展に驚いた陸軍は、同月三〇日正午に小石川労働会長と田中陸相の会談を了承し事態收拾を試みた。その会談で提出された解決案は、陸軍側は解僱した職工を全員復職させることを約束した。また、賃金問題は職工の要求を入れるなど職工側に有利な提案を行ったため職工側は九月一日より全員通常勤務に戻ることを決定し、漸く砲兵工廠の罷工は解決を見ることになった(三九)。

この一連の騒動は、第一次世界大戦の好景気の余韻が残る時期の労働争議であった。そして、砲兵工廠で働く職工が強硬な行動に出た背景は大戦により物価が著しく高騰した中で賃金は据え置かれていたことと、大量の武器注文に応じるため残業や休日出勤を行うなど劣悪な労働条件を強いられていたからであった。そのため陸軍は職工の罷工に何らかの方策を立てる必要に迫られた。そして大正九(一九二〇)年三月一三日に『労働通報』交換ノ件(四〇)とする通牒を東京砲兵工廠、大阪砲兵工廠、千住製絨所、糧秣本廠、被服本廠等に発した。

それによれば、各工廠は毎月末日に労働状況調査を行い翌月の一五日までに『労働通報』の表記で状況報告を行うように求めたもので、これは職工の動向を毎月把握するためであった。調査項目は以下の一三点であった。

- 一 職工補充募集ノ難易ニ関スル事項
- 二 職工解雇ノ主タル事由ノ大要及要スレハ其ノ人名
- 三 職工ノ出勤率ニ関スル事項
- 四 職工ノ移動数ニ関スル事項
- 五 就業時間ニ関スル事項
- 六 職工ノ最高、最低及平均賃金(男女ニ区分ス)及其ノ増減ニ関スル事項
- 七 職工ノ賃金の支払期日ニ関スル事項
- 八 職工ニ対スル賞罰ニ関スル事項
- 九 職工ノ救済、保護及慰安ノ為ノ当局者ハ職工相互間ニ為シタル処置ニ関スル事項
- 十 職工ノ傷病ニ関スル事項
- 十一 職工間ニ組織セラレタル組合又ハ会合ニ関スル事項
- 十二 職工ノ要求、希望及為シ得レハ世論ノ趨向等ニ関スル事項
- 十三 前各項ノ外労働問題研究上参考トナルヘキ事項

大正九(一九二〇)年三月末日に第一回の調査が行われた。それによれば東京砲兵工廠の

労働状況は出勤率七二%、一日当たりの手当を含んだ賃金の最高額は男子職工七円五八銭で女工二円五三銭、最低額は男子職工八八銭で女工七一銭であった。職工の平均賃金は二円九〇銭で女工は一円一〇銭であった。職工の移動数は二二〇名を新規に雇用したものの五一〇名が解雇となっていることから差引二九一名の減少となった。次に、賃金の支払日は毎月一日と二四日の二回の支払日があった。職工の募集に関しては土木工事の作業員に関してはやや困難な程度としている。これは、大正一〇（一九二一）年度までである兵器大増産計画の建設が続いていたからと思われる。また、退職理由は「家事都合」となっているが病氣や妊娠の数も含んだものであった。賞罰欄には、規定を守らずに免職となったものが一名いた。

東京砲兵工廠の組合は八組織存在し、そのうち板橋火薬製造所には大正九（一九二〇）年三月一七日に設立された三二〇名の従業員組合があった。これら職工より物価高騰のため生活が困難となったため賃金値上げを願っている。

大正八（一九一九）年八月に砲兵工廠で起こった労働争議は、ロシアからの膨大な兵器及び軍需品の注文が殺到したため砲兵工廠での作業は残業や休日返上が恒常化したことから賃金の値上げを要求したものであった。しかし、同年一月になると第一次世界大戦は休戦となったことから兵器需要は停止することになった。この結果、砲兵工廠は日露戦争後と同様に過剰設備と余剰人員に悩まされることになった。そして、砲兵工廠は職工の大量解雇を行ってゆくことになるが、その様子も新聞記事から見ておくことにする。

大正一〇（一九二一）年二月二日付け「大阪毎日新聞」「官許怠業」（四）から見てみる。

その記事によれば、工廠の最盛期にはロシアからの兵器軍需品の注文が殺到し工場を増築拡張し職工は一か月四〇〇から五〇〇名も増員するなどしていた。ところが、ロシアからの需要が止まると各兵器庫には未出荷の兵器弾薬や軍需品が山をなす状態となった。このため、職工の勤務時間は一日一〇時間が基準であったが、九時間に減らし夜業や残業は中止としたうえで、職工は病気などで休んだものや妊娠などは復職を認めないなど事実上の人員削減を開始した。そして職工の減少分に付いては新規採用を行わないままにしていた。この結果、月平均一〇〇名の職工が減少することとなり、大正九（一九二〇）年一二月末調べでは一万七六〇〇余名在職していた職工が一万五七〇〇余まで減少していたのである。

翌大正一一（一九二二年五月頃になると職工の雇用状況は一段と悪化した。その様子を「国民新聞」ガランとした砲兵工廠<sup>(四)</sup>から見てみる。日本経済は第一次世界大戦の好景気の反動で不況に陥るが砲兵工廠も例外ではなかった。戦後行われた軍縮により民需に転換できない砲兵工廠の影響は甚大であった。そのため、大阪砲兵工廠は七〇〇〇名の職工を解雇したが、それでも過剰であったことから大正一〇（一九二一）年一月上旬に、期間は大正一一（一九二二）年三月までの退職申込み者には最低日給の一〇日分最高一五日分の退職金を支給するという決定を行い、離職を促進することになった。大阪砲兵工廠が打ち出した離職促進策にたいして大正一一（一九二二）年一月から二月末までで九八〇余人の職工が応じ工廠を去ることになった。

東京砲兵工廠では大正一〇（一九二〇）年中に目黒、十条等の各工場に勤務する職工四〇

〇〇名を誅首した。そのため、大正一〇（一九二一）年末には工廠の職工数は一万名にまで減少したが、その後も断続的に誅首は続き大正一一（一九二二）年一月から四月までに七六〇名が、四月に入ってから八〇〇名が離職した。残った職工の賃金も減少傾向を示し、最低額は三年間勤続者が三五円、最高額は一〇年間勤続した者で五七円にしかならなかった。

#### 第四節 泰平組合問題の関係者

本章第二節で泰平組合は帝国議会で追及されたこと、野党からの追及に陸軍は答弁書を準備するなど対策を講じ問題が拡散を防ぐため躍起となっていたことを検討してきた。しかし、政府や陸軍は泰平組合に関係する政治家及び軍人が誰であったのかは具体的に説明することはなかった。僅かに帝国会議議事録などで見つけることができた泰平組合の関係者は坂西利八郎と青木宣純だけであった。しかし、この二人とも中国の招聘武官という立場であったことを考慮すると、泰平組合にとって陸軍出先機関の担当者に接触した程度の話である。そのように考えると、泰平組合を実質的に制御していたのは誰であったのかを特定することは困難であり、疑問として残ったままとなる。

ところが、落合莞爾『陸軍特務士吉蘭周藏の手記 一、泰平公司事件始末』<sup>(四三)</sup>は、組合の関係者を類推するうえで暗示に富む内容となっている。そこで、吉蘭周藏日記から泰平組

合に関係する箇所を探ってみることにする。尚、日記の著者である吉蘭周藏は、上原勇作参謀総長の私的使用人であった。

日記は、大正六（一九一七）年九月二六日に吉蘭周藏が上原勇作宅を訪問するところから始まっている。その時に、吉蘭が持参したものは、九貫目即ち約三六・六kgの阿片であった。上原の自宅に到着した吉蘭は、すぐには上原に面会はできず女中部屋で暫く待たされた。この時同室に、貴志彌次郎大佐と藤井茂太中將<sup>（四四）</sup>が吉蘭同様に待機していた。

ここで登場する貴志彌次郎の経歴を挙げると、明治四二（一九〇九）年二月に東三省督軍へ招聘武官として中国に渡っている。その時に、招聘の書類を提出した先は泰平組合の生みの親である寺内正毅陸軍大臣であった。その後、大正三（一九一四）年八月に支那派遣軍司令部付になり、大正四（一九一五）年一月歩兵大佐として青島守備軍司令部に勤務した。大正九（一九二〇）年六月一六日少将となった貴志は奉天特務機関長<sup>（四五）</sup>として諜報活動を命じられている。そのため、貴志が上原邸を訪れた頃は、勤務先が青島守備軍司令部ということになる。また、藤井茂太中將は、弟が海軍機関少将藤井光五郎でシーメンス事件の主犯容疑をかけられ大正三（一九一四）年二月一六日付で海軍軍法会議に付せられたことを遺憾とし、同年五月一日に自ら退役を願い出た。そのため、藤井茂太中將は同年八月に予備役に入ったという経歴の持ち主である。その後、弟の藤井海軍少将は同年九月一四日に懲役四年六月、追徴金三六万八三〇六円というシーメンス事件の関係者の中で最も重い判決が下された。

日記に戻ると、吉藪は女中部屋で待っていると、偶然にも平田東助、有地品之允、田健次郎、小松原英太郎、江木千之等の政友会議員数人が玄關から出ていくところを認めたと記している。吉藪が待たされた訳は、上原参謀総長と平田東助、有地品之允、田、小松原、江木及び一部政友会の議員とが懇談していたためであった。そして、吉藪は、上原邸でそのような会合が持たれたのは、泰平組合に関連する不祥事がまたもや表に出そうになったため、何らかの後処理をしていると見ていた。そして、この会談は、「……シーメンスハ 権兵衛サン ヤラレタナ……」と記していることから、シーメンス事件で山本海軍内閣が倒閣させられたと同様に寺内正毅内閣も倒閣すると考えたのである。

上原邸で吉藪があつた政友会議員とは、シーメンス事件の折に強硬六議員と云われた平田東助（米沢出身の子爵で山県系官僚の重鎮）、有地品之允男爵（海軍中将）、田健次郎男爵（元内務官僚）、小松原英太郎（元文部大臣）、江木千之（元熊本県知事で山県有朋系の貴族院議員）及び武井守正（元石川県知事）のことである。

日記では夜の一〇時を過ぎた頃の様子は、

……閣下カラ シバラク奥デ休ンデキルヤフニ云ハル。入口ニテ寺内正毅ト会フ。間モナク例ノ泰平組合ノ関係者ガ來タ。閣下ハ シーメンスノヤフナ 失敗ハセツニ 濟マセタガ サレデモ、マダ、何カクスブツテ キルノダラフ。……

と記している。政友会の議員が帰ると、次に寺内正毅総理大臣が訪れてきて、間もなく泰平



組合関係者が来訪したのである。このように、様々な人が出入りする様子を眺めていた吉蘭は、何かシーメンス事件以上の大問題が起きていると考えても不思議はない。そもそも、明治四一（一九〇八）年六月に泰平組合設立の訓示を書いたのは寺内が陸軍大臣の時である。その関係者が上原邸に集まったということは、泰平組合にとってよほど重要なことだったはずである。また、日記にも書かれていることであるが、帝国議会で追及された泰平組合は、シーメンス事件とは異なり、上手くもみ消されたのは前節で見てきた通りである。そして、吉蘭は、

……今回ノ泰平組合ノコトハ 閣下トシテハ ウマクヤツテシマワレタノデアラフ。……  
 ……三井モ大倉モ高田モ太リスギテ身ガモタナヒホドニナツテキルトノコト。……

と、泰平組合の構成員が三井、大倉、高田であることと、莫大な利益を上げて議会で追究されたことなども熟知したうえで、上原は泰平組合の産みの親である寺内首相を迎えると共に、泰平組合の関係者を呼んで引き合わせ、泰平組合事件の後始末を画策しているように見えたのである。

吉蘭日記が書かれた日付は大正六（一九一七）年九月二六日で、登場人物中で最も重要な上原の当日の行動記録を『陸軍特務士吉蘭周蔵の手記』の筆者は『元帥上原勇作傳』から確認を行っている。それによれば「九月二五日から同二九日、金丸原に出張、特別工兵演習を視察。副官は騎兵大尉吉崎隆」であった。金丸原は現在の千葉県習志野市であることから、早朝

に大森を出て夕刻までに自宅に帰り付くのは容易なことから、日記当日の行動に矛盾はないとしている。

吉藪日記の信憑性に付いて確認してみる。まず吉藪は、野党が大正四（一九一五）年二月の第三十七回衆議院本会議の帝国議会で泰平組合に就いて追及したもののその全容を掴むことすらできなかったが、大正六年九月に組合の詳細を熟知している。また、泰平組合の内部事情である三井物産、大倉組、高田商会の共同事業であることなど、部外者には知り得ない詳細な内容をいとも簡単に日記に書いている。以上の二点から考えて日記の信憑性は非常に高いものと思われる。

その場合、上原参謀総長宅に、内閣総理大臣や泰平組合の要人及び貴族院のシーメンス事件強硬派六議員が集合して何をしていたかであるが、帝国議会で論議になった場合のみ消しを貴族院議員に依頼したと解釈することは正確でない。その理由は、第三十九回帝国議会は大正六（一九一七）年六月二一日に召集されてはいるが、同年七月一四日以降議会は開かれておらず、議会でのみ消しを行う必要はない。

上原邸で関係者が会合するだけの重要事項があるとすれば、それは勝田主計大蔵大臣が中国の兵器購入資金を経済借款と装って中国に提供しようとした大正六（一九一七）年九月二十九日締結の第二次交通銀行借款ということになる。上原邸に要人が集まった日が同年九月二十六日で、第二次交通銀行借款締結日が同月二十九日である。勝田主計が進めた中国との借款の事情を上原参謀総長は熟知していたために関係者を自宅に招いたのである。この第二次交通

銀行借款は次章で検討することであるが、内容は経済借款に隠れ蓑にした兵器代借款であった。また勝田は、借款実施にあたり泰平組合の利用法を検討していたことは、勝田が残したメモの中に出てくることから明らかである。従って借款締結は泰平組合にとって代金回収が確実な大型の兵器商談が決ったということになる。上原邸に集まった貴族院議員は、第二次交通銀行借款が議会で追及された場合の対応を協議しておくために来訪したのであり、泰平組合の関係者は大型兵器商談のお礼に来たと考えるのが妥当であろう。

この節の最後の吉藪日記に出てき田健次郎と陸軍との関係に付いて纏めておく。

大正五（一九一六）年一月三十一日に日本爆発物製造株式会社の設定発起人で後の台湾総督となる貴族院議員田健次郎他六名は海軍大臣加藤友次郎に宛てて、岩鼻火薬製造所が独占しているダイナマイト製造を民間会社でも行いたいと願い出た<sup>（四六）</sup>。その願い出に陸軍、海軍、農商務省協議した結果、陸軍は農商務省が指定する会社に若干量のダイナマイト製造を委託するが、そのためには銃砲火薬取締法を改正が必要となった。岩鼻火薬製造所が独占的に行っていたダイナマイト製造だけでは需要を賄いきれなかったのである。

大正五（一九一六）年二月二三日に農商務大臣河野広中は陸軍大臣岡市之助に対し、欧州大戦開始後の工業用爆薬の輸入が途絶したことで民間鉱業が受けている深刻な打撃を救済するため陸軍が製造を独占していたダイナマイト製造を民間に委託することと、その他のダイナマイト製品の製造許可を求めた<sup>（四七）</sup>。同月二八日政府としてダイナマイト製造を民間に委

託することに同意している。同年四月二十六日に日本爆発物製造株式会社の設立発起人よりダイナマイト製造の願い出が再度提出された。その会社概要は以下の通りである（四八）。

一、名称 日本火薬製造株式会社

一、工場敷地 大阪府下三島郡千里村豊能郡豊津村字垂水 地約六万坪

一、資本金 金壹百万円

一、製造品 ダイナマイト 壹ヶ年製造高 壹百万基

露国政府ヨリ内交渉アル無煙火薬ヲモセイゾウスルコト

一、作業予定開始期間 大正五年九月一日

日本爆発物製造株式会社は大正五（一九一六）年八月二三日付けでゼリグナイト（和名：山桜）四五〇kg、サムソナイト（和名：山梅）四五〇kgの合計ダイナマイト九百kgを大正六（一九一七）年三月三十一日に門司兵器本廠に引渡す条件で陸軍から製造委託を受けることになった。受注したダイナマイトの配合比率はゼリグナイトがニトログリセリン五二%、その他四〇%で、サムソナイトはニトログリセリン五〇%、その他四二%と指定されていた。

同年九月十四日に農商務次官上山満之進から陸軍次官山田隆一宛に日本火薬製造株式会社が民間用ダイナマイト六〇万kgの製造許可を求めていることを伝えてきた。その内訳はゼリグナイト五七万kgでサムソナイト三万kgであった。日本火薬製造株式会社の意向を伝えた農商務省の考えは、民間用ダイナマイト製造は民間で行っても差し支えないと考えていたが、

陸軍が監督官庁であったことから連絡したものであった。

日本火薬製造株式会社は順調に運んでいたように見えたが、納期が迫った大正六（一九一七）年三月二十八日に日本火薬製造株式会社社長押上森義から陸軍大臣大島健一宛に「ダイナマイト納入延期並製造ニ関スル件」<sup>（四九）</sup>とする願書が出された。その願書によればダイナマイト製造の受託以来、工場の建設や材料の収集等に努力してきたが、前年十二月以来工場付近は降雪や凍氷など稀にみる悪天候で、残工事、特に煉瓦積や漆喰塗等の作業が大幅に遅延したことから製造開始が遅れ納入日予定に間に合わないというものであった。しかし、同年三月二十六日に日本火薬製造株式会社は民間用ダイナマイト製造を許可するように予てから願ひ出ていたが、再度、大正六年四月一日から大正七年三月三十一日までの一カ年間で六〇万kgの委託外の製造許可を求めてきた。その理由として、日本火薬としては陸軍の委託生産以外にも大きな需要が見込める民間用のダイナマイトを製造する許可も得ておこうとしていたためであった。日本火薬製造株式会社は大正六（一九一七）年五月二四日に民間用ダイナマイト製造の許可が下りることとなった。

大正六（一九一七）年十月十二日銃砲火薬類取締法の改正が行われ陸軍が握っていた火薬製造の許可が大幅に緩和されて農商務省が指定する会社でも火薬製造が可能となった、<sup>（五〇）</sup>。銃砲火薬類取締法改正の主要な点は、軍用銃砲及び火薬類の製造は陸軍大臣又は海軍大臣の許可が必要であったが、煙火原料用の火薬に限り内務大臣から地方長官に権限を移譲するということであった。それに伴い陸軍が許可していた日本火薬製造株式会社にダイナマ

イト委託製造及び民間用ダイナマイト製造量許可は大正七（一九一八）年三月三十一日に全て解除となった（五二）。そして大正五（一九一六）年八月二三日成約し大正六（一九一七）年三月三十一日に陸軍へ納品を予定していたダイナマイト九〇〇kgは、民間需要が逼迫していた折でもあり納品契約は破棄し、民間用として販売しゆい多額の利益を得ることができた。

翌年の大正八（一九一九）年一月一八日に民間用ダイナマイトの価格及び供給方法は農商務省が直接に指揮監督を行うようになった（五三）。以上のように陸軍が特選していた火薬や兵器製造を民間に委託生産が可能ないように法改正や制度改正を行わせるには相当な政治力があるだけでなく、陸軍とも緊密な関係が無ければできないことである。それらの動きを田健次郎が行っていたのである。

## 小括

第一次世界大戦が始まると日本には連合国から大量の兵器注文が押し寄せ始めた大正三（一九一四）年一二月七日に第三十五回帝国議会は召集されて、二個師団増設が再度提案されたがたもや増設は見送られたが海軍が提出した艦船建造予算は可決成立した。その後大隈総理大臣は大正三（一九一四）年一二月二五日に衆議院を解散し、翌四（一九一五）年三月二五日総選挙を実施ことになった。この頃の日本はドイツへ宣戦布告し青島攻略を済ませ中

国政府に対華二十一か条要求を提出し交渉を行っていた。また、既に第二章で論じてきたことであるが、連合国から膨大な量の銃、弾薬、衣料品など軍需品供給依頼の対応に追われていたが、それでも供給が間に合わず抜本的な対策を講じるため兵器調査委員会を立ち上げ検討を開始した。その委員会で決定した緊急対策費用が大正四（一九一五）年一二月の第三十七回帝国議会で審議されることになった。しかし、政府は兵器供給に掛かった費用や予算詳細を明らかにしなかった。そのため野党は、陸軍が特別会計に繰り入れた利益金の使途や、泰平組合が独占して兵器輸出できる理由などを説明するよう厳しく追及された。このとき明らかになった陸軍の利益金は、東京砲兵工廠が二〇〇一万九〇〇〇円、大阪砲兵工廠が三二〇二万五〇〇〇円を特別会計予備金に繰入れ留保したが使途は不明である。

陸軍は大正四（一九一五）年九月一二日、第一次世界大戦から教訓を学ぶために臨時軍事調査委員会を編成して活動を開始した。臨時軍事調査委員は、第一次世界大戦を国家総動員戦と規定し、これに対応する専門機関の設置を提言した。陸軍は、この提言に大正七（一九一八）年一月、工業科学の進歩に応じた軍用資材の改良及び補給等に関する研究調査を実施するため、陸軍軍需調査委員会を設置して、大戦の教訓を活かすことを考え始め小機国昭少佐を中心とする参謀本部兵要地誌班は経済工業能力の充実に力点を置く国防政策の変更を提言している。国防方針の変更を提言した理由は、自給自足体制を整えて長期かつ総力による戦争を可能とする体制であった。そのため国家戦略の対象地域が明治四〇年の国防方針から大きく拡大され、それまでの満洲、蒙古及びアジア南方とした範囲から、中国本土を含め東

アジア全域に拡大したうえで「日支自給自足体制」を実施するという考えが生まれた。

第一次世界大戦で日本がロシア、イギリス、フランスに供給した兵器の合計金額が二億九七〇万三八四〇円であったことから泰平組合は多額の手数料を受け取ったと考えられることから野党は鋭く追及した。しかし、陸軍は砲兵工廠が兵器輸出で得た利益額やその使途及び泰平組合の実体を明らかにすることなく揉み消しに成功した。この揉み消しを行った人たちは、上原参謀総長と寺内内閣総理大臣を頂点として、帝国議会議員の平田東助、有地品之允、田健次郎、小松原英太郎、江木千之、武井守正、平田東助そして中国政府顧問の坂西利八郎と青木宣純であった。

(注)

- (一) 「第三十五回 第三十六回 帝国議会 衆議院議事速記録」A07050014700 (第二八画像目)。
- (二) 「第三十七回帝国議会 衆議院議事速記録」A07050015900 (第一六二画像目)。
- (三) 「大正四年十二月二十七日衆議院議事録速記録第十三号臨時軍事費予算追加及追加予算案」(第一六二画像目)。
- (四) 同上 (第一六三画像目)。
- (五) 同上 (第一六三から一六四画像目)。
- (六) 「第三七回帝国議会衆議院予算委員第四分科会 (陸軍省及海軍省所管) 会議録 (速記) 第四回・大正四年十二月二十二日」(五一頁)。



- (七) 第三七回帝国議會衆議院予算委員第四分科会(陸軍省及海軍省所管)會議録(速記)第五回・大正四年十二月二十四日(五九頁)。
- (八) 「第三七回帝国議會衆議院予算委員第會議録」(速記)第十回大正四年十二月二十四日・一五五頁。
- (九) 「軍器売却問題 調査委員に附すべし(社説)」『東京日日新聞』一九一六年一月二五日(新聞記事文庫)。
- (一〇) 「政府と軍器問題」『大阪朝日新聞』一九一六年一月二五日(新聞記事文庫)。
- (一一) 「第三十七回帝国議會 衆議院議事速記録」A07050015900(第一六五画像目)。
- (一二) 「衆議院議員横田千之助外一名提出質問書ニ対スル答弁書送付ノ件」『大日記甲輯 大正五年』C03010032500(第二六画像)。
- (一三) 「御署名原本・大正六年 予算七月十九日 大正六年度各特別会計歳入歳出予算追加」A0302117900(第一六画像目)。
- (一四) 「衆議院議員横田千之助外一名提出質問書ニ対スル答弁書送付ノ件」『大日記甲輯 大正五年』C03010032500(第八画像目)。
- (一五) 同上(第一七画像目)。
- (一六) 「外国護渡主要兵器払下単価表」同上(第五画像目)。
- (一七) 「砲兵工廠の乱脈(一〜十三)」『万朝報』大正二年六月一九日〜七月七日(新聞記事文庫)。
- (一八) 「陸軍造兵廠贈賄事件裁判I(全一三冊ノ内一冊)」『大倉財閥資料』昭和一二年(東京経済大学図書館)。
- (一九) 「第四二回帝国議會衆議院速記録第三号」『第四二回帝国議會両院議員速記録』A07050018300(第一四四画像目)。「……一昨年十月ノ中秋節ニ際シテ我ガ阪西青木兩顧問ノ斡旋ニ依ツテ満鉄カラ五十万円貸与ニナツタコトガアリマセウソレカラ今回来ル莖節季ノ用トシテ新タニ阪西顧問ノ尽力ニ依ツテ泰平組合ヨリ百万円ヲ貸与スルコトツナツテ居リマセウ……」
- (二〇) 袁世凱顧問。

#### 第四章 帝国議会と泰平組合

- (二二) 「第四二回帝国議会衆議院速記録第三号」『第四二回帝国議会両院議員速記録』A07050018300 (第一四六画像目)。
- (二三) 「第四二回帝国議会衆議院速記録第五号」『第四二回帝国議会両院議員速記録』A07050018300 (第一五九画像目)。
- (二四) 「第三六回帝国議会議院予算委員第四分科会(陸軍省及海軍省所管)会議録(速記) 第一回」(国立公文書館)。
- (二五) 「朝鮮軍歴史 第五卷」 「密大日記 昭和一一年第五冊」C01004195900 (第三画像目)。
- (二六) 黒野耐『帝国国防方針の研究』一七一頁。
- (二七) 同上(一七九頁)。
- (二八) 同上(一七三頁)。
- (二九) 「日本兵機会社突如として職工三千二百名を蹴る」 「大阪毎日新聞」一九一七・七・七(新聞記事文庫)。
- (三〇) 「砲兵工廠の職工に十六万円の手当」 「大阪朝日新聞」一九一九・七・一七(大正八)。
- (三一) 「二万七千の職工総罷業せん」と 「国民新聞」一九一九・八・一四(大正八)
- (三二) (新聞記事文庫 労働問題)。
- (三三) 「東京砲兵工廠の職工二万七千人結束」 「大阪毎日新聞」一九一九・八・一五(新聞記事文庫)
- (三四) 「東京砲兵工廠職工二万七千俄然活動を開始す」 「大阪新報」一九一九・八・一七(新聞記事文庫)。
- (三五) 「東京砲兵工廠職工連も時代の叫を挙げた」 「大阪新報」一九一九・八・一八(新聞記事文庫)。
- (三六) 「容れるは一箇条」 「万朝報」一九一九・八・二一(大正八)(新聞記事文庫)。
- (三七) 「憲兵狼狽：委員の検束からあわや罷業」 「国民新聞」一九一九・八・二三(新聞記事文庫)。
- (三八) 「王子と板橋とで一斉に同盟罷工」 「時事新報」一九一九・八・二九(新聞記事文庫)。
- (三九) 「終に軍隊出動」 「大阪朝日新聞」一九一九・八・二九(新聞記事文庫)。

- (三八) 「東京砲兵工廠盟休愈重大」「大阪毎日新聞」一九一九・八・三〇(新聞記事文庫)。  
 (三九) 「工廠罷業解決す」「東京朝日新聞」一九一九・八・三一(新聞記事文庫)。  
 (四〇) 『労働通報』交換ノ件「大日記甲輯 大正九年」C02030938100。  
 (四一) 「官許怠業」「大阪毎日新聞」一九二一・一二・二一(新聞記事文庫)。  
 (四二) 「ガランとした砲兵工廠」「国民新聞」一九二二・五・七(新聞記事文庫)。  
 (四三) 落合莞爾「陸軍特務士吉蘭周藏の手記」『ニューリーダー』はあと出版(一九九七年五月号)。  
 (四四) 上原勇作と士官学校同期。  
 (四五) 「貴志少将へ訓示ノ件」「密大日記 大正九年 五冊の内一」C03022488900  
 (四六) 「ダイナマイト依託製造ノ件」「大正五年 公文備考」C08020847000。  
 (四七) 「鉱業用爆発物製造ニ関スル件」「密大日記大正七年」C03022443000(第四画像目)。  
 (四八) 同上(第三〇画像目)。  
 (四九) 同上(第一一四画像目以降)。  
 (五〇) 「銃砲火薬取締法施行規約中改正ノ件」「枢密院審査報告」A03033371500。  
 (五一) 「ダイナマイト委託製造免除ノ件」「大日記乙輯 大正七年」C03011073600。  
 (五二) 「閣議変更請議ノ件」「大日記乙輯 大正九年」C02030963000。



## 第五章

### 日本から中国への兵器輸出



この章では泰平組合の本来の目的であった中国への兵器輸出に付いて、対華二一か条要求で対立した日本と中国を踏まえ十分な準備を行って始めた様子と、泰平組合による中国への兵器輸出の真相を外公文書と密大日記からその詳細を明らかにしてゆく。次に第一次世界の進捗によりロシアの敗北は決定的となるなかで日本は欧州戦線への派兵をもとめられるが、輸送手段の確保と補給の問題から欧州派遣は不可能という結論に達した。その代わりとしてシベリアに出兵することとなるが、その策源地として満洲が重要な位置を占めることとなり、その対策として日本と中国の間で軍事同盟が締結されたことを中心に纏める。

泰平組合による对中国向け兵器輸出は順調に推移していたが、第一次世界大戦の終結とともに各国とも余剰兵器の処分が問題となる中で中国の旺盛な兵器需要を日本が独占していることに「中国の内戦には不干渉であるべき」との建前論が北京外交団中で論議されるようになり、武器輸出禁止協定が結ばれることになった。日本は協定を結んだものの、既に契約中の兵器もありその対応に苦慮することとなるが、その様子と協定の影響を考察する。

## 第一節 对中国借款開始の理由

対華二一か条要求で暗礁に乗り上げた日中関係であるが、日本から中国への借款を検討することで再び動き出すことになった。本節では借款が始まった理由に付いて大正一三（一九二四）四月に勝田主計によつて書かれた「借款ト日支経済提携」(一)を中心に考えてみる。

日本は大戦中に連合国から大量の軍需品注文を受けたが、その製造に必要な原材料はほとんどが輸入品であつたため極度の材料不足に陥り製造に多大な支障をきたすことになった。そのような経緯から、日本は資源豊富な中国との関係を築き上げ安定的供給を受けることで日本経済の基礎を確固たるものにすべきであると勝田主計大蔵大臣は考えていた。しかし大正四（一九一五）年に中国との条約交渉を開始するにあたり、日本が提出した対華二一か条要求中にあつた「日本製兵器の購入」等の項目は中国国内だけではなくアメリカの反対に遭つたことから交渉は混乱した。あわや国交断絶かと思われたが、漸く成立した。そのため冷え込んだ日中関係を改善する方策を講じる必要があつた。その頃の日本は大戦による特需で輸出は急激に伸び潤沢な資金を保持していた。その資金を使つて中国に借款を供与し日本の要求を実現させようと考えたのである。その借款が、いわゆる、西原借款である。

第一次世界大戦の特需で急増した外貨準備高の様子に付いて述べておくと、交戦諸国の産業は麻痺し世界海運が途絶したこと、日本製品はほとんど無競争で多くの物資を輸出することができた。そのため巨額の輸出超過となり国内金融は余剰資金があふれかえり一般物価や賃金の高



騰を招いてしまった。大戦前と比べるならば、大正二（一九一三）年には対外債務と債権の差し引きで総額一二億二四〇〇万円超過の債務国であった。しかし、大正四（一九一五）年から大正七（一九一八）年までの僅か三年間で約二八億円の受取超過を記録したことから、債務国から一転し一三億七〇〇〇万円の債権国となり正貨の蓄積が急速に進んだ。その巨額な余剰金を背景に大隈重信内閣末期の大正五（一九一六）年九月から、中国に大規模な資本輸出構想を具体化して行くことになった<sup>(二二)</sup>。それが興亜公司借款である。その借款の特徴は、原資を大蔵省預金部資金が提供し、借款使途に制限は就かないが担保としては中国が持つ豊富な資源などを経済利益として取得することを目指したことであった。その後、寺内正毅内閣で実施することになる西原借款の原型となるものであった。

借款を受け入れる中国側の政治状況は、民国五（一九一六）年六月六日に袁世凱總統が病死し、黎元洪が後を継いでいた。同月一〇日に唐繼堯らの南方軍務院は北京政府に一九一二年に制定の臨時約法の復活と国会開催を要求した。黎元洪總統は同月二十九日に南方派の要求を受諾したことから、南北妥協が成立することになって同日中に段祺瑞内閣が発足した。この段祺瑞内閣は日本との協調を目指していたことから冷え込んだ日本と中国は関係改善の機が熟すことになった。

日本政府は大正六（一九一七）年一月一九日に「対支政策」を閣議決定した<sup>(二三)</sup>。その内容は、

何レノ政治系統又ハ党派ニ対シテモ不偏公平の態度ヲ維持シ一切ソノ内政上ノ紛争ニ干渉セザル

コト……

としたうえで、滿蒙の特殊權益に関しては「……益々拡充増進シ……」、山東省のドイツ權益に關しても「……挙ケテ之ヲ帝国ニ收ルノ方法ヲ講スル……」というもので、中国の内紛には中立を通し、その間に滿蒙の權益を増大しようというものであった。その具体策として、

……対支借款ハ從來ノ如ク利權獲得ヲ主眼トシテ露骨ニ彼ニ強要スルカ如キ態度ヲ避ケ先ス穩健ナル条件ヲ以テ貸付ヲ為シ親善ヲ加エルト共ニ彼ヨリ有利ナル利權ヲ我ラニ提出セシムルノ手段ヲ取ルコト……

と、砲艦外交で相手国に心理的威圧を加えながら權益の拡大を図るという方針は放棄され、より穩健な方法として、緩やかな条件で借款を供与し、その担保として利權を確保する方法に改められた。借款実行には中国投資のために設立した東亜興業会社や中日実業会社を最大限に利用することとし、引受窓口として政治借款は横浜正金銀行が行い、經濟借款は興業銀行、朝鮮銀行、台湾銀行の三行で行うことに決定した。大正六（一九一七）年に閣議決定で開始した借款名と契約年月日等は、「表五・六 西原借款の借款条件」として章末に掲げておいた。

日本が単独で行う対中国借款の詳細を述べる前に、辛亥革命前後に中国が諸外国と結んだ借款に付いて纏めておく。一九世紀から二〇世紀に掛けて列強は中国に向かって進出を続けていたが

アメリカは一八九八（明治三二）年にスペインとの戦争いわゆる米西戦争が終了し、スペインが領有していたフィリピンの統治権を握ると共にハワイの併合をおこなった。一八九九（明治三二）年九月にウィリアム・マッキンリー第五代大統領政権のジョン・ヘイ国務長官はイギリス、ドイツ、ロシア、日本、イタリア、フランスの六カ国に「門戸開放、機会均、領土保全」を宣言し、遅ればせながら中国の分割競争に加わったことから、中国での利権獲得はより一層熾烈なものとなった。これは、中国侵略の先進諸国と最終参加国であるアメリカとの間で、武力侵略を止め資本による競争を行おうという提案であった。一九〇〇（明治三三）年の義和団事件では、参戦した日本やアメリカは駐留権や賠償金を獲得することになった。

中国市場への進出を目論むアメリカは、ウィリアム・タフト第二七代大統領（就任期間は一九〇九年三月から一九一三年三月）の時に「ドル外交」と称される経済力を背景とした強気な外交を展開したが、大統領が第二八代のトーマス・ウッドロウ（就任期間は一九一三年三月から一九二一年三月まで）に代わったことから対外政策を変更し大正二（一九一三）年三月に六カ国借款団を脱退し中国から手を引いてしまった。しかし、第一次世界大戦がはじまると、日本と同様に連合国への輸出が急増したことから巨額の余剰金を持つことになった。そのため、再度、中国に接近し各種の借款供与を開始した。その手始めとして大正五（一九一六）年には四月に六〇〇万ドルの山東江蘇両運河借款を締結し、五月には鉄道請負借款一〇〇〇万ドル、そして十一月には五〇〇万ドルのシカゴ銀行借款を決めるなど、それまでの遅れを一挙に取り返す勢いであった。

そこで喧伝されたのは「一九一六年はアメリカ借款の年」といわれるようになった<sup>(四)</sup>。

アメリカが対中国借款を次々と締結するころ中国の参戦問題が浮上した。最初に、参戦が問題となったのは、大戦初頭に青島を拠点とする枢軸国ドイツは不利な状況を打開するため、袁世凱の帝政運動を利用しアジア攪乱工作を活発化するたびに、中国に利権をもち且つ連合国であるイギリス及びフランスにより提起されていた。連合国内で中国を参戦させることが大きな潮流なる中で日本は強硬に反対していた。理由は、中国が参戦した場合、停戦後は連合国内で中国の発言権が強化されることを恐れたからであった。当初は、イギリスおよびフランスも、日本がアジアの兵器廠として重要な役割を果たしていたことから中国参戦に反対する日本の意向に従わざるを得なかった。ところが大正六（一九一七）年二月一日にドイツが無制限潜水艦戦を宣言したことを機に、アメリカは同年二月三日を期してドイツに国交断絶を通告した。そして、ポール・ラインシユ在中國アメリカ公使は北京政府にアメリカと共に参戦することを呼び掛けたのである<sup>(五)</sup>。このことで中国参戦問題が再燃した。

アメリカが中国の参戦を促したことで、中国参戦は避けられない情勢となり事態は急変した。戦後、日本は同盟国である中国から日本が中国に持つ特殊権益の返還を要求される等、中国に対する政治的立場が著しく弱まる可能性が生まれてしまった。そのため日本はドイツが極東に持つ利権を日本に認めるようイギリスなど関係諸国に働きかけた。大正六（一九一七）年一月二十七日に本野一郎外務大臣から珍田捨巳イギリス大使宛に、山東省の権益と南洋諸島領有等を日本が取

得することを保障するようイギリス政府に要求するように指示した<sup>(六)</sup>。同年二月一六日イギリス政府は日本の駆逐艦隊を地中海に派遣することを条件として、山東省に於けるドイツ諸権益および赤道以北のドイツ領有諸島に関して日本の権益を保障すると約束した<sup>(七)</sup>。それに続いて大正六（一九一七）年三月九日にはフランス、ロシア、イタリアの各国からも山東権益確保の保障を取り付けることができた<sup>(八)</sup>。中国参戦後に予想される列強の干渉を排除することに成功した日本は、次に中国参戦の主導権を握る準備を開始した。

中国が参戦するに当たり、財政難にあえぐ中国の戦費と兵器の調達から始める必要があつた。そこで、予てから中国は交通銀行借款枠を拡張することを求めていたことに着目し第二次交通銀行借款として提供することにした<sup>(九)</sup>。その間に中国は輸入関税の改定を取り決めるなど具体的な参戦準備に取り掛かった<sup>(一〇)</sup>。そして大正六（一九一七）年三月一四日に中華民国はドイツとの国交を断絶した<sup>(一一)</sup>。

## 第二節 泰平組合の兵器輸出

大正六（一九一七）年七月二三日に林権助北京特命全権公使は本野一郎外務大臣宛に秘密電報を寄せた<sup>(一二)</sup>。林公使はその中で、齋藤季次郎北京公使館付武官の情報として段祺瑞政府は泰平

公司に山砲六〇門、野砲二二〇門、小銃二万挺の商談を持ち込んできたことを伝えてきた。その商談は、中国と日本が同一の日本製兵器を使用することで両国の軍事関係を強化すると共に、列強の影響力を排除し中国における日本が独占的な地位を築こうとする同年一月一九日に閣議決定した「対支政策」とも合致することであった。また、齋藤少将は同年七月二二日付で陸軍省に段政府の兵器購入の支払は借款を希望していることを伝えてきた<sup>(二三)</sup>。しかし、外務省および陸軍の調整が手間取ったため、迅速な決済を期待した現地は苛立ち同年八月九日に坂西利八郎少将から「……早期決定を望む……」と強く決断を迫られる有様であった<sup>(二四)</sup>。同様に林公使も外務大臣宛に同年七月二五日の電報で、段政府から持ち込まれた商談は日本にとって朗報であり、早期に結論を出すべきであるとの考えから「至急に兵器供給開始を決断するよう」に督促してきた<sup>(二五)</sup>。政府の正式決定が遅れる中で、坂西らと泰平組合の大倉組や三井物産は大正六(一九一七)年八月初旬頃から中国中央政府や地方政府から兵器の注文を集めていた。その注文状況に付いて陸軍が纏めた「申込ミ兵器品目員数表(大正六年十月中旬齋藤少将照会)」<sup>(二六)</sup>では、大正六(一九一七)年八月一七日には中央政府徐次長は、

三八式歩兵銃々剣共

四万挺

同弾薬

八〇〇万個

三八式三脚架機関銃

一二〇挺

同弾薬

六〇〇万個

四五式砲身後座式野砲

一二〇門(附属品一切)

同榴散弾

七万二〇〇〇個

十五「サンチ」榴弾砲

八門

同弾薬

四八〇〇個

十二「サンチ」榴弾砲

十二門

同弾薬

七二〇〇個

を注文してきた。また、同年八月二五日には福建省が三〇年式歩兵銃三〇〇〇挺、弾丸二〇〇万発等を、同年八月三〇日に山西省から兵器供給の申し込みが、同年九月六日に追加分も依頼してきた。加えて同年九月一日に陝西省が兵器注文を行うなど、中央政府も地方政府も、これが僅か二年前に外交交渉で日本からの兵器購入をめぐり烈しく対立していたとは思えないほどの変わりようであった。

その時の中国政府の対応からみて、そもそも、中国は日本からの兵器供給を待ちわびていたが諸般の都合で果たせずにいた。ところが参戦を機に、それまでの箍が外れ、一挙に日本製兵器を注文することに決めたとか考えられない状況が出現した。それまで関係改善ができない状況を一変させた理由は、第一に、日本が兵器購入資金として借款の供与を決めたことと、第二に、連

合国のほとんどが大戦の激化に伴い自国の兵器供給に追われ中国まで手が回らない状態となっていたからである。それともう一つ重要なことは、そもそも日本からの兵器購入を考慮していた袁世凱は対華二一か条要求のなかにあつた日本から兵器を購入することを大筋で認めていたものの、国内世論とアメリカの反対により削除に追い込まれ断念せざるを得なかつた。そのため二年間は事態が鎮静化するのを待つていたところ漸く期が到来したのである。

外務省は遅ればせながら同年八月二十八日に漸く林公使に、段祺瑞政府が希望する旧式軍隊の整理計画を提出するよう指示してきた<sup>(二七)</sup>。ところが政府からの指示を受け取つた林は、その内容があまりに現地状況を無視した的外れな内容であつたため、再考を促してきた。そのなかで、中国政府が兵器購入を急いでいる理由は南方派対策ではなく参戦が目的だということ、実際問題として中国が保有する旧式な兵器の整理方法を検討した後、具体的な必要装備計画を立案し提出するなど是非現実的だと抗議した。そして、本省は杓子定規な対応を指示するのではなく、中国への兵器輸出を決断するよう訴えた<sup>(二八)</sup>。林公使の電報から、外務省は段政府が日本からの兵器購入を検討しているのは南方派対策の一環だと疑つていたのである。

同年一〇月二十八日に坂西利八郎少将から上原勇作参謀総長宛てた極秘電報で日本の兵器供給にアメリカが妨害工作を始めたことを伝えてきた<sup>(二九)</sup>。坂西の報告によれば、日本と中国の間で兵器供給の商談が進んでいることを聞きつけたアメリカ公使は、段祺瑞総理と面接した折に「日本からの購入は不利であり、アメリカから購入するならば日本より数段有利な条件を提示する」



と申し入れたことを伝えてきた。坂西はその数日後にも、アメリカ公使は日中合弁で設立するため替銀行の頭取予定者に日本との合弁には危険だとの警告を発するなど、日本製兵器が中国市場で独占的な地位を確保することを阻止するため妨害工作を行っていると伝えてきた<sup>(二〇)</sup>。坂西の報告から見る限り、日本が中国政府の希望する兵器数を取り纏めが終了する頃まで、アメリカは日本の動きを察知していなかったようである。それは対華二一か条要求中の日本製兵器購入条項を削除させることに成功したことから、兵器供給に関して日本政府と中国政府の動向に注意を払わずにいたため不意を突かれた形となったのであろう。

現地では着々と兵器の注文量を積み増している頃、大蔵省も兵器代金を決済する方法として借款を利用するために難しい決断を迫られていた。中国政府は大正二（一九一三）年四月二十八日にイギリス、日本、ドイツ、ロシア、フランスの五カ国借款団との間に二万五〇〇〇ポンドの善後借款を結び、そのときに担保とし塩税を提供済みであったため、日本が新たな借款供与を決定しても塩税を担保にすることはできなかったのである<sup>(二一)</sup>。その他にも、五カ国借款団との契約には、新たに中国政府が借款を起債する場合、他の借款国も新借款に参加できる権利が与えられていたため日本単独で新たな契約交渉をおこなうことは不可能であった。そのため勝田主計大蔵大臣は何らかの対策を打つ必要に迫られていたのである。勝田が試行錯誤した様子は「大正六（一九一七）年一〇月頃にかかれた「支那ニ対スル兵器売却代金貸付ノ件」<sup>(二二)</sup>とするメモの中に書き記されている。その内容を引用する。

- 一、本件貸付ハ政治借款ナラスヤ果シテ然ラハ四国団ト共同セサルヘカラス支那政府ニ私借ノ形ニテ貸スト将タ日本ニテ公債ヲ私売若ハ公売スルトヲ問ハス其目的カ兵器買入代ニ在リトセハ千九百十三年支那善後借款第二一条第十七条ニヨリ先ツ四国団ニ謀ラサルヘカラサルナリ
  - 二、其目的ヲ他ノ名義ニ粧フト雖事実ハ結局之ヲ掩ヒ通スコトヲ得ス而カ千五百万円内外ノ巨額ノ借款ヲ經濟借款ノ形トスルニハ交通銀行借款ノ続借トスルノ外無之カ如シ是レ迎モ曩日ノ二千万円ニ引続キ間モ無クサラ二千五百万円ヲ貸ストキハ外界ノ疑ヲ喚起シ終ニ事実ヲ暴露スル虞アリ
  - 三、右ノ疑問ニ頓着セス是非之ヲ決行セントセハ前例ニ依リ預金部資金ヲ三銀行ヲ通シテ融通スルノ外途ナシ
  - 四、或ハ電話借款鉄道借款等ノ形式ヲ取ルトシテモ事実ハ之ヲ掩フコト困難ナラン
    - 甲 一、支那政府六ヶ月払ノ手形ヲ年利七歩割引ニテ泰平組合ニ交付シ預金部之ヲ買入ルコト
    - 乙 一、鉄道一千哩建設借款ヲ約束シ必要ニ随ヒ其前貸金ヲ交付ス
- 勝田が書いた「支那ニ対スル兵器売却代金貸付ノ件」から、借款に関して重要なことが判明する。それは、「第二次交通銀行借款」の一五〇〇万円を兵器購入資金として利用しようと考えて

いたのである。しかし上述のように日本が新たに借款契約を結ぶ場合、善後借款契約の第二条と第一七条の条項に抵触することは明らかたため、一五〇〇万円にのぼる巨額借款を経済借款であると強弁することは難しかった。そのため、すでに実施済みの「交通銀行借款」の続借款ということで「第二交通借款」という名称で兵器購入資金を提供するという仕組みを考えたのであった。当然のこととして、担保は「交通銀行借款」のものを利用することになるため一次と二次を合わせた借款総額でみた場合に担保不足ということになるが致し方のないところである。次に資金であるが、政府資金を使うことになるが、中国に直接融資を行うことは避けて朝鮮銀行、台湾銀行および日本興業銀行を経由し民間資金として貸し付ける以外に方法はなかった。そして兵器取引は、陸軍が設立した泰平組合を使い、兵器取引を民間商社と中国政府の取引であるように装う。兵器代金の支払い方法は年利七%の中国政府発行割引債を泰平組合がうけとり、それを大蔵省が買い取って現金化するという方法を考えていた。即ち勝田は、第二次交通銀行借款で中国に資金を提供し、その資金を兵器代金に流用する方法を考えていたのである。

第二回交通銀行借款は大正六（一九一七）年九月二十八日締結され同年一〇月一日に実施された<sup>(三)</sup>。資金使途は華民交通銀行の業務資金充実のためとした。元金償還期限は同年九月二十八日より起算して三か年後の大正九（一九二〇）年九月二十七日迄とすることになった。利息は年七分五厘で年二回払いとし、第一回は借入当日から大正七（一九一八）年一月十四日迄の一〇八日分を日割計算にして同月十五日に支払う、その後は毎年一月十五日と七月十五日に前の六

か月分を支払うというものであった。第二回交通銀行借款の特徴は二つあった。一つは、銀行団が大蔵省に借用書(二四)を提出して大蔵省預金部から六・五%で借入した資金を七・五%で貸し付けていること、第二は取り扱い手数料がなく且つ自由な引き出し権を与えていたことである。そのため交通銀行は借款金を受取ったら直ちに日本興業銀行に預金するが拘束はされず、必要に応じて随時これを引き出しが可能で、しかも使途に制限はなかった。このことから第二回交通銀行借款は勝田が「支那ニ対スル兵器売却代金貸付ノ件」で記したように、交通銀行券の整理とは関係のない兵器購入代金に流用することが可能となったのである。その後、借款金額を増額する協議が行われ、計画では一五〇〇万円であったが実際は二〇〇〇万円となった。銀行団が大蔵省に提出した借用書は次のとおりである。

借用証書

一金式千萬元也

右金額ハ大正六年九月二十八日弊行共ノ三行ヲ以テ組織シタル銀行団ト中華民國交通銀行トノ間ニ於テ締結シタル借款契約ニ基キ弊行共カ交通銀行ニ貸付クヘキ資金ニ充ツルためメ別記条件ノ下ニ大蔵省預金部ヨリ借用仕候俟処確實也就テハ右元利金支払ニ関シテハ弊行共ハ予定ノ期限ニ必ス上納可仕候ため後日借用証書一札但テ如件

大正六年十月十一日

大蔵大臣 勝田主計殿

別記

一、資金使用方法

本資金ハ中華民國交通銀行ノ業務資金ヲ充実スルためメ同行ニ貸付クルモノトス

二、元金償還期限

元金償還期限ハ大正六年九月二十八日より起算シ三ヶ年即大正九年九月二十七日迄トス但シ期限前ト雖三ヶ月前ノ予告ヲ以テ元金ノ全部又ハ一部ヲ上納スルコトヲ得ルモノトス

三、利息

年六分五厘

四、利息上納方法

第壹回分利息ハ借入当日ヨリ大正七年一月十四日迄ノ分ヲ日割計算ニテ同月十五日ニ上納シ爾後毎年一月十五日七月十五日ニ於テ前六ヶ月分ヲ上納スルモノトス

五、元利金受払ノ場所

日本銀行

株式会社日本興業銀行

総裁 志立鉄次郎

株式会社台湾銀行

頭取 桜井鉄太郎

朝鮮銀行

総裁 美濃部俊吉

六、担保

弊行共ハ交通銀行ヨリ担保トシテ中華民國国庫債券額面式千五百萬元ヲ徴シ之ヲ本借入金ノ担保トシテ提供スルモノトス

また、勝田の「支那ニ対スル兵器売却代金貸付ノ件」メモの中に「……鉄道一千哩建設借款ヲ約束シ必要ニ随ヒ其前貸金ヲ交付ス……」とする記述があるが、勝田は鉄道建設と借款とを結び付た、より大きな借款構想を持っていた。それを纏めたものが「二千哩鉄道借款要領」(二五)である。そのメモには、借款と兵器代金の関係に付いての記載があるので確認しておく。

勝田が考える鉄道借款の目的は、

……兵器売却代金ヲ經濟借款ノ形ヲ以テ貸付ケントスルニアリ故ニ兵器代金ノ供給力主タル目的ニシテ鉄道建設資金ノ貸付ハ従タリしたがつて本借款ニ於テハ可成支那側ニ有利ナル条件ヲ許容シテ利権獲得ノ外形ヲ避クルコトヲ努ム……

としている。勝田の構想は中国に一〇〇〇マイルの鉄道を借款で建設すると共に、その資金を利用して兵器も売却しようと考えていたのである。そのことで中国は鉄道建設でインフラ整備が進むうえに、中央政府と地方政府に大量の日本製兵器を売却し軍隊の装備を統一しようとしていたのである。それともない、日本は中国に新たな利権を確保しようとしていたのである。ここで勝

田の考える借款は兵器購入が主であり、鉄道建は従の関係であることが需要である。ところで、表題の一千哩とは、奉天省洮南府より直隸省の赤峰及熱河を経て北京に至る約六百十哩の路線、山東省高密より忻州を経て韓莊に至る約二百十哩の路線、山東省済南より直隸省順徳に至る約百二十哩の路線を指している。この中の奉天省洮南府より北京への路線を除外したものが、大正七（一九一八）年九月一八日に締結した山東二鉄道借款で、勝田が思い描いた「一千哩鉄道借款要領」とほぼ一致した路線となっていることから山東二鉄道借款の中にも兵器購入資金が組み込まれていた可能性は非常に高い。

次に日本が中国に供与した借款中で最も大きな金額となったものに「兵器代借款」がある。借款を利用した兵器購入の手順は、外務省記録「本邦ニ於ケル各国兵器需品其他調達関係雑件」の中に「兵器売却代金決済法」<sup>(二六)</sup>とする文書があるので纏めてみる。

- 一、泰平組合カ兵器ヲ支那政府ニ引渡シタルトキハ支那政府ハ其都度之ニ相当スル代金ノ支払證書ヲ組合ニ交付ス
- 二、泰平組合カ代金ヲ日本政府ニ納付スルヲ要スル時期至レハ其際支那政府ハ曩ニ発行シタル支払證券及其利息ノ総額ニ該当スルニ足ルダケノ支那政府内大蔵省証券ヲ日本ニ発行ス
- 三、右大蔵省証券ハ期限ヲ一カ年トシ年七分ノ割引発行トス外ニ手数料一分トス

四. 右支那政府大蔵省證券ハ日本政府ニ於テ臨時国庫證券特別会計ニ於イ之ヲ引受ケルモノトス

五. 支那政府ハ其大蔵省證券発行代金ヲ以テ曩キニ発行シタル支払證書ヲ支払ヒ泰平組合ハ其支払ヲ受ケルト同時ニ代金ヲ(利息共)日本政府ニ納入スルモノトス

ただし、外務省文書に記載されていないこととして陸軍が製造した兵器を輸出するのは泰平組合となるが、組合は兵器の払い下げを受ける場合、陸軍に予納をすることになっていた。その手続きも含めると以下のような手順となる。

一. 朝鮮銀行、台湾銀行および日本興業銀行の借款団は中国政府と借款契約を結び資金を払込む。

二. 中国政府は泰平組合に兵器注文契約と同時に借款で得た資金の中から着手金を支払う。

三. 泰平組合は中国政府から受け取った着手金を予納金として陸軍に支払う。

四. 納付を受けた陸軍は兵器生産を開始し完成直ちに泰平組合に払い下げを行う。

五. 泰平組合は払い下げを受けた兵器を中国政府に引き渡す。

六. 中国政府は兵器受取を確認後、泰平組合に支払證書を発行する。

七. 泰平組合が兵器代金を陸軍に支払うには、支払證書記載の金額に利息を加えた金額の中国国政府大蔵省発行の国庫證券を日本政府に提出し割り引いてもらう。中国政府の国庫証



券は期限一年で利息は七分の割引債とする。

- 八．大蔵省は中国政府大蔵省国庫證券を臨時国庫證券特別会計で引き受け現金化する。
- 九．泰平組合は兵器代金の残金を陸軍に支払う。

以上のような手順で兵器輸出が行われていたことを確認する方法がある。上述の手順「八」に「中国政府発行国庫證券」を日本政府は臨時国庫證券会計で買取るとしていたので大蔵省口座にその残高が記載されるはずである。それに就いては大正八（一九一九）年九月五日大蔵次官神野勝之助から陸軍次官山梨半造宛に送付した「大正七年九月発行支那政府国庫證券二関スル件」のなかに中国政府発行国庫證券四三六万八三一七円五銭の償還日の記載があることから、大蔵省は中国の国庫證券を買い入れていたことを確認することができる<sup>(二七)</sup>。尚、臨時国庫證券特別会計であるが大正六（一九一七）年六月の第三十九回帝国議會で成立した「臨時国庫證券法」<sup>(二八)</sup>で成立した法律で、総額二億円を限度に期限五年の国債を発行し、その資金で連合国向け軍需品代金の決済を円滑にしようというものであったが、中国向けの兵器輸出代金の決裁にも使われていたのである。

話を兵器供給に戻すと、兵器輸出の交渉は順調に推移していた。大正六（一九一七）年一二月二五日に齋藤季次郎中国公使館付武官は陸軍大臣宛の電報で、中央政府と泰平組合は明日契約を

結ぶことになったと伝えてきた<sup>(二九)</sup>。同日第二回目の電報で、陸軍が泰平組合へ払い下げの兵器代金は一〇六三万円で、加えて追加契約が約二〇〇万円もあることから売却金額は一三〇〇万円に達するとのことであった<sup>(三〇)</sup>。そして、中国政府の購入金額は、陸軍が泰平組合に払い下げ金額の三割増となることから中国への兵器輸出額は一七〇〇万円になった。大正六(一九一七)年の暮れも押し詰まった同年一月三〇日に、中国中央政府いわゆる北京政府と陸軍の兵器輸出窓口である泰平組合の間に兵器売却に関する正式契約の調印が行われた。その内容は泰平公司代表高木清が纏めた「泰平組合兵器第三次売込契約書」<sup>(三一)</sup>に、輸出する兵器目録とその単価および総額等が記載されている。契約では兵器は二回に分けて供給されることとなり当初分として一五六四九二六一元三〇仙、追加分として二四四万一七五一元二四仙、双方を合わせて一八〇九万一〇一二元五四仙に達する大型兵器輸出交渉であった。ところで泰平組合はその契約の中で契約額の九五%を代金として受け取ることに合意している。換言すれば、北京政府は契約総額を払うことになるが泰平組合が実際に受け取る金額はその九五%で、残りの五%約九〇万四五〇元は中国政府要人への暗控即ち賄賂となったのである。

輸出契約の内訳は、

三八式歩兵銃

四万挺

同弾丸

八〇〇万発

三八式機関銃

一二〇挺

六式砲身後座座山砲

一二〇門

同弾丸

六〇〇万発

同榴散弾

七万二〇〇〇発

同榴弾

一万二〇〇〇〇発

三八式砲身後座野砲

一二門

同榴散弾

七万二〇〇〇〇発

十五珊重砲

八門

同砲弾

四八〇〇発

十二珊重砲

一二門

同砲弾

七二〇〇発

であつた。また、第二回分としては、

三八式脚架機関銃

五四挺

同弾丸

二〇〇万発

六式山砲

三六門

同榴散弾

一万八〇〇〇発

であつた。また中央政府分とは別に地方政府分も別途輸出契約を取り交わした。内訳は、

同榴弾	一万八〇〇発
三八式野砲	三六門
同砲弾	一万八〇〇発
山西省分	
三八式三脚架機関銃	一六挺(付属品共)
三一式速射砲	一四門(付属品共)
三八式歩兵銃	二六五〇挺
四五式野砲	一二門
四五式山砲	八門
榴散弾	七〇〇〇発
陝西省	
三〇年式歩兵銃	三五〇〇挺
三八式歩兵銃	六〇〇〇挺
同弾薬	二〇〇万発
三八式騎兵銃	一五〇〇挺

速射砲(付属品共)

一八門

同彈藥

七五〇〇發

四十式機關銃

二四挺(付属品共)

同彈藥

一二万發

であった。その他にも福建、山東、浙江の各省からも申し出があつたが同年一月三〇日の契約に含まれてはいない<sup>(三三)</sup>。中央政府と泰平組合の契約内容は「表五・八 中央政府と泰平組合の契約概要二(大正六年一月三〇日)」として纏めておいた。

大正六(一九一七)年一月三〇日に調印した契約いわゆる「第一回兵器代借款」の兵器出荷状況および輸送の様子を見ておくと、大正七(一九一八)年二月一五日天津支那駐屯軍司令官が陸軍參謀総長に宛てた電報に日本で船積みした兵器は、契約後、僅か一か月半で天津に到着していたのである<sup>(三三)</sup>。輸送期間等も勘案すると中国へ輸出した兵器は契約締結後に製造したものでなく、既に見込みで製造していたか在庫していたものを輸出したということになる。しかし、兵器製造を行っている砲兵工廠の慣習から考えて見込み生産を行うことはない。そのため中国への輸出した兵器は、大正三(一九一四)年暮れから日本はロシアに大量の兵器供給を行っていたがロシアの決済が滞ったことから引き渡しを停止した兵器を振り替えたものと思われる。

日本製兵器が天津港に到着した時の様子が大正七(一九一八)年二月二日付『大阪時事新報』

に「所謂兵器借款ト參戰借款巴里會議ニ上程」<sup>(三三)</sup>とする記事に描かれている。それによれば第一回目輸送分、梱包数三六〇〇以上の荷物は、大正七（一九一八）年一月下旬に横浜で船積みされ、そして秦皇島に到着した。その兵器引き渡しに奉天省は警備のため二混成旅団を山東に派遣し、同軍団の監視のもとに荷卸しが行われ、同年二月二十四日午後六時二五分に鉄砲を積載した貨車一四両、弾薬用貨車一〇両の臨時列車は秦皇島を後に北京方面に出発した。残り四三両分の兵器は貨物列車二編成とし同日午後二時一五分および午後二時五二分に相次いで秦皇島を出発した。出発した列車の内、奉天に向かったものは翌二月二十五日夜半に相次いで到着した<sup>(三五)</sup>。この記事から、奉天軍が船からの荷下や貨車への積み込みを警備していることや、貨車の台数から推察して日本が中国へ輸出した兵器の内、かなりの部分が張作霖の手に渡ったと見て間違いはないであろう。

大正六（一九一七）年二月三日に締結した第一回目の兵器代借款による兵器輸出は順調に引き渡しも進んだことから、中国側から追加供給の話が次々と持ち込まれることになった。大正七（一九一八）年四月二十八日に在中国大使館附武官斎藤季次郎少将から田中義一參謀長宛に電報で、段陸軍総長は泰平組合に三八式歩兵銃弾薬一〇〇〇万発を追加発注することを決めたと伝えてきた<sup>(三六)</sup>。その直後の同年五月二日には四川省が兵器の購入を希望している旨を報告してきた<sup>(三七)</sup>。同年五月八日には、地方政府の小規模注文だけでなく、中央政府も再度の兵器供給を望

んでいることを伝えてきた<sup>(三二八)</sup>。

中央政府が希望する兵器は、

三八式歩兵銃	四万七〇〇〇挺
同弾薬	九四〇万発
三八式機関銃	一一四挺
同弾薬	一三二万発
三八式野砲	五四門
同榴散弾	二万七〇〇〇発
同榴弾	五四〇〇発
六式山砲	一二六門
同榴散弾	六三〇〇発
榴弾	一万二六〇〇発

であった。中央政府の申し入れは日本側にも異存はなく大正七（一九一八）年七月三〇日に泰平組合と中国中央政府の間で第二回目の兵器供給の契約を締結した<sup>(三二九)</sup>。陸軍払い下げ総額は一八一六二八七六円で泰平組合が中央政府に売り渡し金額は二三六〇万七三九元一八仙となった。この回の兵器供給契約も、売り渡し価格の五%を値引きし二四二万七〇二元三三仙とした。

そして、支払いは第一回目には二四二万七〇二元一八仙を支払い、残り二〇〇〇万元を五分割し各四〇〇万元を順次支払うことになった。前回の借款と同様に、泰平組合から中央政府への売り渡し価格は陸軍の払い下げ価格に三〇%を乗じた額とし、五%を値引きした金額で代金を受け取るが、その五%は前回同様に中央政府要人の賄賂となった。五%を差し引いても泰平組合は約二三・五%の利益が見込むことができる取引であった。章末に「表五・九 大正七年七月三十一日 中央政府第二回兵器注文分」として載せておいた。

日本が行なう中国向け兵器輸出は、支払に関して懸念が残るもの規模も金額も申し分のないものであった。第二回目の兵器輸出が決定して一か月後の大正七（一九一八）年九月六日に特命全権公使林権助から後藤新平外務大臣宛に、代金支払いの公文写が届けられた<sup>(四〇)</sup>。それによれば、大正六（一九一七）年一月三日と大正七（一九一八）年七月三十一日に泰平組合から購入した兵器代金の合計は四一六万九千七百七十二銭の九五掛け、即ち、三九六〇万七千六百四十一銭の契約を締結し、四一六万七千六百四十一銭は現金で受け取り、残りの三五四万四千元は期限が第一回の発行日から起算して二年後の償還、年利七厘と手数料一厘が受け取れる国庫證券を発行して支払うことに決まった。その間、万が一にも決済ができない場合は日本政府と中国政府で協議し担保付の別の借款に書換えることになった。



### 第三節 日華陸軍共同防敵軍事協定締結と参戦借款と

日本から中国への兵器輸出が本格に稼働し始めると、次に日本と中国との軍事同盟の話が出てきた経緯はロシアの戦況と深く関係しているので、その様を『西伯利出兵史要』<sup>四一</sup>から見ておくことにする。

大正六（一九一七）年一〇月の第二次ロシア革命に成功したレーニン等は、同年十一月に臨時政府を設立し、初代人民委員会議議長に選ばれた。そして、一九一七（大正六）年一二月にソビエトはドイツと休戦条約を結び講和会議を開くこととなるが、ドイツは多額の賠償金と領土の割譲等過酷な要求したことから決裂した。ドイツは講和交渉が決裂すると直ちにロシアに侵攻しソビエトは手痛い敗北を喫し多くの領土を失う結果となった。ドイツに抵抗する力のないことを悟ったソビエトは一九一八（大正七）年三月三日にブレスト・リトウスクで講和条約を締結することになった。それまでドイツは東部戦線ではロシアと、西部戦線ではおもにイギリス及びフランスと対峙していたが、ソビエトと講和条約を締結したことから東部戦線に派遣していた一〇〇万人の兵力を東部戦線から引き揚げて膠着している西部戦線に振り向けることが可能となった。そのため連合国側は西部戦線の均衡が破れることを懸念するようになった。ドイツとソビエトの講和は捕虜の扱いに就いても深刻な問題を生み出した。その頃ロシアの捕虜となりシベリアに抑留されていたドイツとオーストリアの兵隊約一三万人を解放し再武装をしたうえで、旧勢力の掃討を

目論むソビエト政府と組んでシベリアを経て遠く満蒙にまでその勢力を伸ばす計画を立案していた。その結果、大正七（一九一八）年春頃には旧捕虜一人人ほどが武装するまでに拡大していた。そのため東方戦線を立て直すことが連合国の急務となり日本軍の欧州派兵や連合国軍によるシベリア出兵が論議されるようになった。しかし日本軍を欧州戦線に投入するには最低二十個師団が必要となるうえに、その輸送に必要な船舶は約二五〇万トンと見積もられたが日本には充当するだけの船舶を保有していないため派遣は棚上げとなった。その代わりとして日本はシベリアへ出兵することになったのである。

日本が連合国の要請でシベリア出兵を検討する中で、シベリアに隣接する満洲地区の扱いが問題となった。日本がシベリアに侵攻した場合に満洲は補給路確保のうえで重要となるが、日本が満洲に駐留が認められていた軍隊は満鉄線警備用兵員のみであった。そのためシベリアに進出する日本軍の後方の警護と、補給路の確保が急務となったのである。そのため日本と中国は大正七（一九一八）年五月一六日に「大日本及中華民國陸軍共同防敵軍事協定」（四三）（以下「日華陸軍共同防敵軍事協定」とする）を締結した。そして、日本と中国が共同で軍事行動を起こす地域では中国の官吏は日本軍に協力して軍事行動に問題が生じさせないことが定められた。理由は、第一次世界大戦中のロシアが革命で東部戦線が崩壊したため日本がシベリアに出兵しロシア崩壊後の東部戦線の構築と、ウラジオストクを拠点とする補給路の確保が主たる目的であった。そして、日本軍が中ソ国境付近やシベリアなどで軍事行動を起こした場合に、補給路の確保や警備を

中国軍が担当するためであった。

共同防敵軍事協定を締結した日本国内の背景は、第一次世界大戦前に日本陸軍で唱えられていた日本の余剰兵器を中国に輸出し共通兵器で統一すべきとの論は、大戦が勃発すると、戦いはそれまでの戦争と異なり総力戦となることが明らかとなったことから、資源の乏しい日本は日本製兵器と引換えに中国からは兵器製造に必要な鉱物資源の供給を受けることを念頭に置いたものに変質していった<sup>(四三)</sup>。中国は連合国側に立つて第一次世界大戦に参戦することで戦後の講和会議で賠償金を受け取る権利を確保しておくことと、権益回収に役立つとの思惑があったからである。

日本は中国と軍事同盟を結んだことでシベリア出兵時の後方の憂いを取り除くことができたことから大正七（一九一八）年八月二日に日本はチェコスロバキア軍救出という名目でシベリア出兵を宣言した。シベリア出兵を宣言した日本は、早速、日華陸軍共同防敵軍事協定の実質的な運用方法に就いて検討にはいり大正七（一九一八）年九月八日に中国軍と日本軍が共同で軍事行動を取る場合の指針として「日支陸軍共同防敵軍事協定実施ニ要スル詳細ノ協定」<sup>(四四)</sup>を結んだ。協定の第一条では、チェコスロバキア軍の救援とドイツおよびオーストリア軍に加担する勢力を排除するため、日本および中国軍をバイカル州および黒龍州に派遣するが、その時には、中国軍は日本軍の指揮下のもとで満洲里よりバイカル方面に共同で行動し、その一部は庫倫からバイカル湖に進出するように定められたのである。しかし、当時の中国軍装備と練度は日本軍と共同作

戦を行う能力がないことは十分に承知されていた。そのため大正七（一九一八）年九月二八日に日本陸軍は日華陸軍共同防敵軍事協定を根拠に中国軍の軍備拡充と訓練を行うために必要な資金を「参戦借款」を締結して提供することになった。その借款内容は、中国軍が日本軍と共同作戦を行える三個師団を編成することと、その訓練を行うことであった。またその費用は朝鮮銀行を主幹に日本興業銀行、台湾銀行の三行から総額二〇〇〇万円を期間一年、利率七％で提供することになった。「参戦借款」は多額な金額を期間一年の短期資金であることから、既に資金を提供した銀行団は少なくとも極東では連合国の勝利を確信しており、賠償金で償還することを織り込んでおり回収は可能と考えていたものと思われる。

ところで、参戦借款は各方面から様々な意見が出てきた。その様子を大正六（一九一七）年一月二一日福岡日日新聞「軍器借款反対熱」<sup>（四五）</sup>から見ておく。その記事に依れば日本が中国に参戦借款を供与することに最も反対したのは、中央政府と対立する南方派であった。その反対理由は、借款の本質は段祺瑞政府が全国の兵器統一を目標論んでいること、日本製兵器で武装した中央政府軍が、その兵力を南方派の武力制圧に使用することを懸念したためであった。要するに、兵器を統一した中央政府軍とその配下の地方政府軍と対峙した場合、南方派は不揃いで性能の劣る兵器で挑んだとしても到底勝ち目はなかったからである。そのことが、のちに南方派がソビエトからの兵器供給を受け入れる一つの要因でもあった。また、列強の中で日本が中国に行なう参戦借款に断固反対した国としてアメリカがあった。アメリカが反対した理由は、中国での兵器市

場を日本に独占され、アメリカが中国市場から締め出されることを懸念したためであった。そのためアメリカは、日本は対華二一か条要求で問題となった第五項を中国政府が受け入れることを条件に参戦借款を結んだとの風説を流布し大衆を扇動し日本と中国が締結する同盟を阻止する構えを見せていた。当事者の段内閣は苦しい立場に追い込まれながらも、対ドイツ宣戦を考えた場合に中国軍器は貧弱なため到底欧州列国の精銳にかなわないことは明らかで、このため日本から最新兵器の調達を希望したと弁明している。以上のように日本と段内閣に反感を抱く勢力があることを強く感じさせる福岡日日新聞の新聞記事であった。

ここで、中国と日本が兵器代借款や日華陸軍共同防敵軍事協定を締結しことが周辺諸国、特に、大正七（一九一八）年頃のソビエト外交政策に与えた影響を『列強対滿工作史』（四六）からに確認しておく。それによればロシアは中国国内に多くの利権を保持していたが崩壊後はその利権はソビエトが継承していた。しかし、中国はロシアからソビエトへの政変を好機と捕らえロシアに与えた利権を回収することを狙っていた。そのため、完全に対等で正常な関係を築きこうとソビエト成立直後からペトログラードに中国公使館を置いて対処していたが大正七年頃になると中国はイギリス等の連合国から参戦することを勧誘されていたこともあり、中国の対ソビエト外交はそれまでの経緯に囚われず独自の外交を展開できる立場となった。中国も巡る環境が大きく変化する中で、日本は総額二三六〇万円の兵器代借款を結んだ上に、もう一段進んで日華陸軍共同防

敵軍事協定を締結するまでに至ったのである。そのような状況下でソビエトが取った対抗策は、大正八（一九一九）年七月二五日に発表したカラハン宣言であった。その内容は不平等条約、治外法権および各種の特権、義和団事件の賠償金等の放棄、東支鉄道など旧ロシアが有した権利及び特権を返還するというものであった。カラハン宣言公表後、中国が取った対応や反応は前掲『列強対滿工作史』の中に「……他民族に対する平和愛好と有効関係とを未曾有な形で表現したソビエト政権のかくの如き提議は如何なる政府も歓迎する筈であった。……」としていることから、顕著な反応は無かったのである。ソビエトの捨て身とも云える宣言が中国国内で評価されるようになったのは大正九（一九二〇）年三月に中国国内で公表されてからであった<sup>〔四七〕</sup>。その後、大正九（一九二〇）年六月になると北京政府は張錫鑾を团长とする軍事外交使節団を派遣し同年八月にモスクワに到着した。ソビエト政府は、大正九（一九二〇）年九月二〇日に訪ソした中国使節団に第二次カラハン宣言を手交した。その内容は、最初のカラハン宣言をより具体化したものであったが、かといって中国政府は他国に先んじてソビエト政府と外交関係を樹立するまでの決心は付かずにあった。しかし、ソビエト外交にとって、中国政府が外交使節団に派遣してきたことは大成功であり、日本と中国との関係に強い楔を打つことができたのである。

日支軍事協定は大正八（一九一九）年になるとその有効性が問題となってきた。大正八（一九一九）年八月三一日付大阪朝日新聞に「軍事協定廃止期」<sup>〔四八〕</sup>とする記事には、中国当局は日支

軍事協定廃棄を検討し始めていることを報じている。軍事協定は主として大戦中ロシアにいたドイツ軍捕虜が武装し東進することを警戒して締結したものであったが、すでに大戦も終了している以上、共同防禦の必要はないという意見が出始めたのであった。ところが、パリ講和会議で中国側委員から日華軍事協定の締結は、日本が中国に大きな野心があったために進めた秘密条約だと喧伝し日本政府を困惑させた。しかし、協定の有効期間に関して大正八（一九一九）年二月に日中の当局者が協議をおこない、期間をドイツが講和条約を批准し各国軍隊がシベリアから引揚を完了する迄とする取り決めになっていた。そのため、日本政府の公式の見解は、各国とも講和条約を批准しておらず交戦状態は継続していることから協定は有効という立場であった。しかし、日支軍事協定廃棄を主張する中国は講和条約に調印することさえ拒絶していたため理論的に中国は交戦を継続しており、交戦中は協定を破棄できないという取り決めがあることから論理矛盾の陥っていたのである。

しかし、陸軍の中では、すでに同年五月頃より中国の国内事情により協定を破棄する可能性があることから、その対応を検討し準備を進めていた<sup>四九</sup>。その様子は「大正九（一九二〇）年五月二八日浦潮軍参謀長から福田雅太郎参謀総長に宛てた「中国軍ノシベリア撤退ニ鑑ミ日本ハ日中軍事協定廃棄ノ交換条件トシテ北滿駐兵ノ継続ヲ確保シ度旨稟申ノ件」のなかで現地軍は、協定破棄はやむおえないことであるが、廃棄にともない北滿に駐兵する日本軍の策源地が不安定となり作戦を遂行する上で重大な支障が出ることを懸念していたのである。そのため、浦潮軍参謀長

は、中国側から破棄を申込みれる前に、逆に日本から進んで破棄を提議し、その交換条件として改めて北滿駐兵を一層徹底し、恒久的な駐兵を承認するような方向に移行すべきとの考えをのべている。ただし、中国が交換条件に応じない場合には入軍事協定第四条による駐兵権は保留すべきとの主張であった。現地軍の心配は中国軍が担っている軍務に支障が出るのではなく、シベリア出兵の策源地である北滿を失うことを恐れていたのである。

日本政府も協定破棄に付いて何時までも引き延ばすことができないと考えていた。そのため内閣は大正九（一九二〇）年九月一七日に、協定を破棄する場合の手順は、日本から破棄を提議せず相手からの申出を待たうで合議を行い破棄することを確認した（五〇）。また、懸案となっていた北滿の駐留に付いては軍事協定とは関係の無い話であり特別に協議する必要もないという考えであったが、万が一、協定撤廃に伴い北滿の駐兵が持ち出された場合には、駐兵の必要性を中国側に諒解させることになった。問題の北滿駐兵に関して同年九月二三日小幡西吉公使より内田康哉外務大臣宛に電報がはいり、その中で坂西利八郎少将が軍事協定破棄後の北滿の駐留に関して斬総理に確かめたところ「日本軍がシベリアに駐留している限りは南滿との連絡を確実にするため北滿に駐留することは必要なことだ」との言質を取ったとのことであった（五一）。

大正九（一九二〇）年九月二日に予想通り斬総裁から軍事協定の破棄と、その際に問題となる北滿の駐留に付いての申し入れがあった（五二）。斬総裁は、北滿の駐留に付いては張作霖の代理人に条約を破棄したのちも駐兵が継続することを含め置くと共に、張作霖本人にも事情を説明し現



維持のまま黙認するように指示済みであることを確認した。ただし、条約破棄後も駐留継続を容認していることは口頭での約束ということにして欲しいいうものであった。同年九月九日に日内田外務大臣より小幡公使宛に破棄の手続きを速やかに進めるよう訓電が出された<sup>(五三)</sup>。そして大正一〇(一九二一)年一月二八日に日支軍事協定は破棄された<sup>(五四)</sup>。

#### 第四節 武器輸出禁止協定とその影響

日本と中国間で大正六(一九一七)年一月三〇日および大正七(一九一八)年七月三〇日に借款による兵器輸出の契約が結ばれ順調に推移していたことは第一項で述べた通りである。ところが大正八(一九一九)年四月、中国内戦を助長しないために列強による対中国武器輸出禁止協定(以降は武器輸出禁止協定と省略)が結ばれたことで日本が行っていた兵器輸出は停止した。その武器輸出禁止協定成立の経緯および概要に付いて外務省文書「対支武器輸出禁止協定ノ由来」<sup>(五五)</sup>から見ておく。

そもそも、日本政府が中国に兵器輸出を行う基本姿勢は「日本政府とは無関係な日本の民間企業が純然たる民間取引として中国への兵器輸出を行っている」であるが、実質は陸軍の管轄下で行われていたことは、すでに幾度か述べてきたとおりである。

大正七（一九一八）年一月中旬から中国の中央政府と南方派の間に対話による問題解決を図ろうとする機運が高まった。そして南北の内戦当事者が上海に集まり南北妥協会議が開催され戦闘停止を相互に確認することになった、ちょうどその頃、泰平組合は大正七（一九一八）年七月三〇日に中国中央政府と結んだ第二次兵器代借款の契約に従い順次兵器供給を開始していたが、その供給先は全てが中央政府側および甘肅、湖北、山東、黒龍、浙江、山西、江蘇の各省で、南方派に兵器は渡っていないかった。そのため南方派は、中央政府は表では戦闘を停止し平和的な解決を図ることに合意しておきながら、裏では日本から兵器調達を進めて戦力増強に努めているとして強く反発してきた。当初は中央政府の段内閣への攻撃であつたが時間が経過するにつれ徐々に兵器を供給した日本に非難が集中するようになってきた。そのため、日本から中国への兵器輸出は列強、特にアメリカの注視するところとなり強い抗議が日本政府に寄せられた。

大正七（一九一八）年一二月二五日山梨半造陸軍次官から幣原喜重郎外務次官にアメリカからの抗議に対抗する指針が示された<sup>（五六）</sup>。それによれば兵器輸出契約のうち、既に契約が結ばれ供給を開始している兵器と、中国が参戦するために必要な兵器及び辺境防備用兵器の三種に関しては除外するようアメリカに求めて行くことになった。日本の事情として大正七（一九一八）年七月三〇日に契約した兵器は既に製造を開始しており、一部は供給が始まっていたことからアメリカの抗議により、生産を中止した場合にはその被害は巨額なものとなるうえ、製造済みの兵器は在庫となるためであつた。

日本政府は、列強による兵器供給停止は必至との見方から大正七（一九一八）年二月二十六日に兵器供給停止を發動した場合の影響を把握するため、未交付となっている兵器数の調査を開始している（五七）。その調査によれば、三八式歩兵銃八万五〇〇〇挺の契約のうち出荷済みは三万挺で残り五万五〇〇〇挺が未出荷であった。また、三八式機関銃は一九六挺のうち八〇挺、歩兵銃の実包は六七八〇万発のうち二七七八万五六〇〇発が未出荷として残っていた（五八）。未出荷数は章末に「表五・一〇 大正七年十二月二十六日時点での未出荷兵器表（陸軍調）」として纏めておいたので参照願いたい。

年が明けると、日本が中国に行っている兵器供給の実情が次第に明らかとなり北京在住の各国外交官は供給停止を相次いで申し入れてきた。大正八（一九一九）年一月一日にアメリカが（五九）、同月一日にフランスが兵器供給停止を求めてきた（六〇）。特に、アメリカは日本が中国に行った兵器代借款そのものに批判的であったことから、その姿勢は強硬で、日本の対応が注目されることとなった。

日本政府は大正八（一九一九）年二月初旬に北京外交団の申し入れを受け入れ、泰平組合に南北妥協が成立するまでは、たとえ納入期日が到来しても兵器の出荷停止を命じた（六一）。その影響はすぐに現れ同年二月一三日在中国の日本公使館附陸軍武官は福田雅太郎参謀本部次長宛に、前年度に契約した兵器に関して即時引き渡しを要求する旨の電報が届いている（六二）。日本政府の指示で泰平組合は完全に兵器供給を停止したことが見て取れる。

そして、日本政府は兵器輸出先である北京政府に兵器の供給を停止せざるを得ない旨を伝え日本政府の立場に理解を求めた。同様に南方派にも日本政府の方針を説明し了解を求めた。大正八（一九一九）年二月二五日陸軍大臣は、東京および大阪の砲兵工廠宛に正式に、

……支那南北の（和平のため平和会議終了の時期まで中央政府が各督軍等各方面共兵器供給を一時延期すること相成り候就いては貴廠より泰平組合に払い下げ契約中未渡の分は何分命令ある迄一時引き渡しを中止相成る度依命及び通牒候也……

と供給停止を指示した（六三）。

これら一連の日本政府の取った措置と、各国の对中国向け兵器輸出も停止することから事態は收拾に向かうかと思われていた。ところが大正八（一九一九）年四月上旬アメリカのアンダーソン・メイヤー社が少数の兵器を湖南省督軍に供給したという噂が流れた（六四）。時を移さず、北京在住の日本公使館は中国駐在アメリカ公使に事実確認したところ、噂は事実であることが判明した。そのため日本政府は中国駐在アメリカ公使に事態の詳細な説明を求めたところ、アメリカ公使は大正七（一九一八）年八月中頃即ち、協定を結ぶ以前に契約し発送した兵器で荷物の配達先が遠隔の中国であったことから到着まで時間がかかったものであると苦しい弁明を行った。アメリカは、日本が行う对中国向け兵器輸出には厳格に停止を要求しておきながら、自国企業が行う兵器輸出は是認するという二重規範な対応をとっていたことになる。それは取りも直さず中国の

各省や南方派は兵器購入意欲が強かったことと、なによりもアメリカが中国市場に寄せる強い期待と、日本への対抗意識がそのような不祥事を生じさせたのである。

その後、同様の事態を避けるために大正八（一九一九）年四月八日に北京で日本、イギリス、アメリカ、フランス、イタリアの五カ国で武器輸出禁止協定を結ぶ運びとなった。当初は五カ国での協定であったが、一段と実効を強化するため参加国を増やす努力が行われた。その結果、大正八（一九一九）年四月二六日に日本、イギリス、アメリカ、フランス、イタリア、ロシア、スペイン、ブラジル、ポルトガル、オランダ、ベルギー、デンマークの一二カ国により北京外交団会議が開催され武器輸出禁止協定を決議した<sup>（六五）</sup>。北京外交団会議の決議を受けて日本政府は大正八（一九一九）年四月二九日に協定受け入れを閣議決定した。その範囲は次の五項目であった<sup>（六六）</sup>。

- 一、各種軍用拳銃（歩兵銃、騎銃、擲弾銃、陸海軍制式拳銃の類）及び其部分品類
- 二、各種機関銃及び其部分品類、各種軍用火砲及び其部分品類
- 三、各種軍用火工品及び其部分品類
- 四、各種軍用火薬爆薬の類
- 五、各種軍刀及び銃劍類

漸く合意した武器輸出禁止協定であったが、ドイツ、チェコスロバキア、スウェーデン、ノル

ウエー、ソビエトの五カ国は不参加であったことから、協定としては抜け穴のあるものとなってしまった<sup>(六七)</sup>。そのような状況を打開し協定の実効性を上げるため日本、イギリス、アメリカは協議を行い、未加入の五カ国に対して協定参加を求めたが明確な解答を引き出せないまま不調に終わった。以上のような経緯で成立した協定は、各国が中華民国を承認するまで継続することになる。そして日本が中華民国承認したのは昭和三（一九二八）年であった。

泰平組合は、武器輸禁協定の成立直後は事態の推移を静観していたが、協定成立後一年ほど経過した頃、中国との契約当事者である泰平組合は、契約不履行により損害賠償を求められる可能性がでてきた。このため、大正九（一九二〇）年三月一日に組合理事阿多広助名で陸軍に「支那中央政府及ヒ督軍ト既契約ノ兵器輸出解禁方願イ出ノ件」<sup>(六八)</sup>とする嘆願書を提出し、輸出禁止の解除を願っている。嘆願書には、兵器輸出禁止の早期解除を願い出るとともに、輸出禁止が解かれない場合に発生する被害額に就いて述べている。泰平組合による予想被害額は、「直チニ輸出解禁アルモノトシテノ損害予想」、もうひとつは「破約ノ場合ニ於ケル損害予想」の、二通りが用意されていた。それによれば、輸出を再開した場合の比較的被害金額が少ない場合、督軍の前受金七三万九〇〇〇円の金利が年二割四分として一七万七〇〇〇円、督軍の前受け金七一万円の年利二割四分として四万五六〇〇円、中央軍の前受け金七三万四六〇〇円の年利八朱として五万八七〇〇円、中央軍の前受け金一一四万四〇〇〇円の金利が年利八朱として九万一五〇〇円、これらを合算すると三九万六五〇〇円となる。ここから前受け金一四七万三〇〇〇円を預金

していた場合に受け取る利息五万八九四〇円を引くと三三万七五六〇円の被害と計算している。また、金利のほかにも、未出荷の兵器代金一三七七万には少なくとも二割引を要求されることから、その金額二七五万四〇〇〇円が加算され凡そ三〇九万一六〇〇円なると予想していた<sup>(六九)</sup>。次に、契約が破約になった場合は、既に支払った賄賂一八万八二一〇円、荷造費二三万七三九〇円、組合予定手数料二三万七三八九円、積み出し済品価格一一八六万九四九二円、合計一二五三万二四七〇円の被害が出るという計算であった<sup>(七〇)</sup>。

この武器輸禁協定でもっと困惑したのは日本製兵器に頼っていた張作霖であった。このため、日本政府は大正一〇(一九二二)年五月一七日に張作霖の対応策を検討した結果、張作霖に兵器製造工場設立を認めた<sup>(七一)</sup>。このときから張作霖は、日本からの兵器供給に頼らずに自給の道を選ぶことになった。

また、兵器工場の建設は泰平組合も興味を示していた。大正一〇(一九二〇)年五月三十一日に内田外務大臣と泰平組合の関係者で武器輸禁協定の対応策を協議した<sup>(七二)</sup>。泰平組合は外務大臣に、協定で輸出できなくなった既契約分の兵器は、日本単独か日支合弁の兵器製造所を設立し兵器製造を行い未納分の供給をおこないたいと申し入れた。外務大臣は、泰平組合の申し入れを否定する共に、過日閣議で決定した張作霖に兵器製造所設立を認めたのは、飽くまでも張作霖の自給のためであると答えた。また、イギリスやアメリカからは安東の火薬製造所や奉天の兵器製造所に関連した問い合わせがあるなど、常に日本の行動が注視されているとことを説明し、協定遵

守を求めた。内田外務大臣は会談の終わりに、泰平組合の損害を軽減するため何らかの対応を考慮していることを伝えている。

協定締結後の大正八（一九一九）年一月五日に支那駐屯軍司令官から陸軍大臣あてに電報が入った<sup>七三</sup>。それにはイタリア軍の船「ミツパツム」号（約三三〇〇トン）が同月二日秦皇島に入港したが、同月四日積載していた小銃弾及砲彈四二〇箱を山海関イタリア兵營に運搬したことをつたえてきた。その兵器は、中国政府に売り込んだものか否かを現在調査しているとのことであった。支那駐屯軍司令官はイタリアが自軍用と偽って中国に兵器輸出していないかを監視していたのである。電報からもわかるように、厳しい監視下でも中国への兵器持ち込みが横行していた。その様子は「対支列強兵器輸入情況」<sup>七四</sup>から明らかにすることができる。「対支列強兵器輸入情況」は、大正一一（一九二二）年度中に列強が中国へ輸出した兵器を求めたものである。状況と言えるもので、「表五・一一 大正十一年度列強対支兵器売込調査」として章末に掲げておいた。なお「表五・一一 大正十一年度列強対支兵器売込調査」は、参謀本部が作成したため、満洲と北支は詳しいが、広東や雲南など南方はかなり大雑把である。しかし、この調査から協定の締結如何に係らず、中国に向けた武器輸出は引き続き行われていたことがわかる。そして、密輸兵器の中には、日本の陸軍にも装備されていないような大戦で登場した最新兵器が含まれている。例えば、満洲向けとして飛行機が一五台<sup>七五</sup>、タンク四台が掲げられている。新式兵器が列強から中国に供給されていた理由は、大戦時に大量生産した兵器が終戦とともに余剰となり、中国が処分先と



なっていたからである。日本陸軍もフランスからタンクを輸入し実験を始めた頃であったが、中国では既にも実験ではなく実戦配備にまで進んでいた。新式兵器を配備することに関しては、中国は日本よりも進んでいたと言える。

前述の「対支列強兵器輸入情況」をもう少し詳しく見てみると、「日本人の部」<sup>(七六)</sup>には、複数の個人名や会社名の中に大倉組、三井物産、陸軍省の名称を確認することができる。そして、泰平組合の関係者がどのような取引を行っていたのかを見てみると、大倉組の欄には奉天督軍署用にウラジオストックから山海関に向けて兵器供給を準備中であることが関東軍憲兵隊に確認されている。また、陸軍省の欄には大正一〇(一九二一)年一月二日青島中国官憲向けに、小銃一五〇〇挺、騎兵銃一〇〇挺等が供給済みであることが調べられている。ただし列強の承認を得たとの断り書きが付いているが確認の方法がない。三井物産は東三省兵工廠向けに弾薬製造材料として鉛二〇トンを入れている。中国への兵器密輸に関して日本も例外でなかったことがわかる。そして、日本が行った密輸の様子を示すものとして昭和二(一九二六)年一月二日の「ドイツ汽船ノ兵器密輸入ニ関スル件」<sup>(七七)</sup>に見てみる。在青島の総領事矢田部保吉の報告によれば、関内駐屯の東北軍総司令官で山東省と江蘇省を管轄していた張宋昌が密かにドイツから購入した兵器が青島に着いたところを発見された(七八)。

その際に、大量の兵器が押収された。それを纏めたものが「表五・一二 ドイツ汽船による武器密輸入」である。ここで興味を引くのは、舟山島行き兵器に「明治三八年式小銃弾」という記

載の小銃が含まれていることである。これは三八式歩兵銃に間違いはない、日本は、陸軍砲兵工廠が兵器製造を独占しているため、陸軍の許可がなければ兵器の払い下げは行われない。また兵器を扱う商社は泰平組合しかなく、これ以外の流通経路は存在しないことから泰平組合か組合関係者が密輸をおこなったもので、その事実を陸軍も認識していたはずである。

日本政府は、協定締結後中国への兵器輸出禁止の適用範囲を、新規に発生するものではなく、過去に成約し代金を受け取ったものにも適用することにした。そのため、泰平組合は未納の兵器代金を返金することになった。この返金問題の詳細を、大正一四（一九二五）年四月一日守島事務次官作成の「泰平組合ニ関スル件」<sup>（七九）</sup>から検討する。

中央政府の未納兵器代金は一一五九万四二〇六円、地方政府分が二六五万六二五〇円、合計一四二五万四四六円が残っていた。ところで、泰平組合が陸軍に兵器の払い下げを願い出る時は、兵器代金の一部を予納金として納付することになっていたので、組合は陸軍に収めるために中国政府から既に受け取っていた。当然、それも返金対象とすべきものであった。

中央政府分として現金二四二万七〇二円と国庫證券二万二九三円の合計二五三万二八九六円を受け取り、地方政府からも現金一〇〇万八一〇〇円を受け取っていたため、泰平組合が返金すべき前受け金の合計は三五四万九九六円に達していた。しかし、泰平組合は三五四万九九六円の返金に難色を示した。その理由は、組合は前受け金から中国側に総額の5%に当たる九一万九七七九円を暗控として支払い、工廠へ予納金一三四万四八五七円を納付していた。そのほかに、諸

経費四万八千八百六円も持ち出しとなることがあげている。特に、泰平組合が支払った暗控は中国政府だけでなく、中国側の担当者や個人にも支払い済みであった。

未納になっている兵器のうち、中央政府分と地方政府分を、未納兵器代金、手付金、工廠予納金額、支那政府に対する暗控、即ち、リベート及び諸掛の項目を纏めたものが「表五・二 支那政府及び地方政府への返金額」である。

それと地方政府への未納兵器の内訳は、三八式歩兵銃一万五〇〇挺、同実包約六九〇万発などであった。(表五・二 地方政府別未納兵器 参照)。大正一五(一九二六)年七月二日付で陸軍から外務省及び泰平組合、大蔵省、東京及び大阪工廠に出された「支那行兵器契約解除ニ関スル件」(八〇)に、返金問題の解決法を提示している。陸軍が示した解決法は、返金問題を中央政府分と地方政府分を分けて考えることはせず一括して解決することであった。

そして、現金で受け取ったものは現金で返金し、国庫證券は国庫證券で返還ということになった。返還の内訳は、

表五. 一 支那政府及び地方政府への返金額

区分		未納兵器	前渡金又 手付金	砲兵工廠 予納金	支那官 憲暗控	諸掛
		代金				
中央政府分		11,594,206	2,532,895	1,144,609	753,623	
地方政府分		2,656,240	1,008,100	200,248	166,153	
	江蘇	635,116	207,453		42,582	
	湖南	669,900	424,270		43,543	
	湖北	476,196	137,285	9,862	30,952	
	山東	694,848	220,035	174,839	45,165	
	甘肅	60,180	19,057	15,543	3,911	
合計		14,250,446	3,540,996	1,344,857	919,779	48,186

出所：「泰平組合に関する件」(大正末期ニ於ケル支那ニ関スル諸問題) B03030302100 (第四画面-第八画面) より筆者作成。

泰平組合が中央政府から受け取った現金二四二万七〇二円と、地方政府から受け取った一〇〇万八一〇〇円、合わせて三四二万八八〇二円を現金で返還し、国庫證券での返還は一一万二一九三円と決定した。

次にその返還金の捻出方法であるが、組合は持っていた中国政府の国庫證券一二八万二二二二円と、工廠に提出していた予納金約一三四万四八七円を返却してもらった中から約一一五万五〇〇〇円を返済に充てることにした。ただし陸軍が指示した返済額は二四三万七二二二円であったことから、約九九万九千円が不足することになる。不足分に対する陸軍の指示は、泰平組合がそれまでに中国側に支払った暗控を取引材料に中国側と交渉し解決するようにというものであった。泰平組合と中国政府間とが交わした兵器供給契約書に、暗控分は明示されていた。これは陸軍が関与し中国政府が了解していないとできないことである。したがって、不足分約九九万九千円は陸軍の指示で発生した損失でもある。当然陸軍も何らかの対応策を示す必要があった。そして出て出てきた案は、組合が日本政府に割り引いてもらった国庫證券の買い戻しについては、大蔵省が保有している中国政府発行の国

表五. 二 地方政府別未納兵器

地方政府名	未納兵器	未納数
江蘇	三八式歩兵銃	4,000 挺
	同実包	1,400,000 発
湖南	三八式歩兵銃	5,000 挺
	同実包	2,500,000 発
湖北	六式山砲	20 門
	三八式歩兵銃実包	2,000,000 発
山東	三八式歩兵銃	6,000 挺
	同実包	1,000,000 発
甘肅	三八式歩兵銃	500 挺
	同実包	2,000 発

出所:「泰平組合に関する件」

「大正末期ニ於ケル支那ニ関スル諸問題」

B03030302100 (第四画面から第八画面) より筆者作成。

庫證券約一百万円分を、年利八%の複利で計算し総額一八万九六七八円五五銭で買い戻し返金にあてることになった。残り約八〇万円は泰平組合が負担することになった。

昭和五（一九二九）年まで返金問題は解決していなかったが、武器輸禁協定解除に伴い国民党政府から兵器購入を打診してきたため解決を急ぐことになった<sup>(八〇)</sup>。その後の返金問題がどのような経緯を辿ったかを昭和五（一九二九）年一月三十一日陸軍次官から上海駐在の佐藤少将あての「兵器代借款ノ整理方ニ関スル件」<sup>(八一)</sup>から見ておく。返金の不足分は中国側に支払った暗控を材料に、値引き交渉するように指示された泰平組合が、如何なる交渉をしたのかが記されている。それによれば、泰平組合が中央政府に返却すべき金額約二五三万円に暗控も含んだ額であることを双方が確認したうえで、泰平組合が兵器約八〇万円分の納入量を水増し、辻褄を合わせた。そして、約二五三万円から約八〇万円を引いた約一六五万円が清算額と決まった<sup>(八三)</sup>。支払は現金五〇万円と、国庫證券一〇万円で行うことになり、昭和五（一九二九）年五月泰平組合から中国政府に支払われた<sup>(八四)</sup>。

## 第五節 借款の使途と後始末

日本政府が中国政府に供与した兵器代借款と参戦借款により輸出した兵器代金決済は、一時金

の他に中国政府発行国庫證券で支払われ、その償還は契約後一年と決まっていた。従って、兵器納入後一年が経過すると中国政府は発行済み国庫證券を買い戻し兵器代金の精算が終了するはずであった。しかし、中国政府発行国庫證券は償還されることはなく、幾度かの書換えの後に税金が投入され整理することになった。

中国政府が兵器代金決済のため発行した国庫證券の概要を大正八（一九一九）年一〇月二三日付け外務大臣内田康哉が陸軍大臣田中義一に送付した「泰平公司対財政部国庫證券ノ期限二関スル件」<sup>（八五）</sup>から見ておく。それによれば中国政府が発行した国庫証券は民国二（一九一三）年一二月に三回、民国六（一九一七）年一二月発行分の四本、民国七（一九一八）年七月発行分一本の合計八本で、その総額は大正八（一九一九）年九月二十八日付で二九二八万五八一七円〇五銭となっていた。民国二年一二月は清国向け兵器輸出、民国六年一二月は第一回目泰平組合輸出分、民国七年七月は第二回泰平組合輸出分である。（「表五・三 中国政府発行国庫證券概要（大正八年一〇月二三日）」参照）。

ところが、民国七（一九一八）年九月二三日発行の書換え第一回国庫證券の償還からつまづくことになった。その状況を、再度、大正八（一九一九）年九月二五日付け「大正七年九月発行支那政府国庫證券ニ関スル件」<sup>（八六）</sup>で見えてみる。大正八（一九一九）年九月二三日が第一回目の償還日であったが、中国から四三六万八三一七円〇五銭の支払いがなされなかったことから小幡西吉特命全権大使が内田康哉外務大臣に通知したものである。早速その対応が検討され、第一回償

還国库證券の元金に金利7%と手数料1%を加算し、翌年大正九（一九二〇）年九月二三日まで支払いを延期するという処置を講じた。当初四三六万八三一七円五銭だった元本が四七四万八一七〇円六九銭となった（八七）。

第一回目の償還がなされないということは以後もなされる訳もなく民国七（一九一八）年一月一日発行分も元本四三四万二五〇〇円に利息三三万四〇七円六〇銭が追加されたうえ、借り換え手数料四万七二〇一円八銭が加算され合計四七二万一〇八円六八銭で、次回の支払い期日は大正九（一九二〇）年一月一日に変更となった（八八）。

第三回償還分は、元本四三四万二五〇〇円に利息二九万四七三八円六六銭および借り換え手数料四万六八四〇円七・九銭が加算され総額は四六八万四〇七・九円四五銭で支払い期日は大正九（一九二〇）年一月三十一日に変更となった（八九）。

第四回償還分は、元本二七二万円に利息一八万四二六円一三銭および借り換え手数料二万九二九七円二三銭が加算され総額は二九二万九七二三円三六銭で支払い期日は大正九（一九二〇）年一月七日に変更となった（九〇）。

第五回償還分は、元本二一八万円に利息一三万三六四四円および借り換え手数料二万三三七〇円一四銭が加算され総額二二三万七〇一四円一四銭で支払い期日は大正九（一九二〇）年一月三〇日に変更となった（九一）。

第六回償還分は、当初元本三八一万円に利息二万四九五九円五六銭追および手数料四万六・

五二円四四銭が加算され総額四〇六万五二四四円で支払い期日は大正九（一九二〇）年一月二三日に変更となった（九二）。

第七回償還分は、三八〇万円が四三〇万三二四五・三三三銭で、大正一〇（一九二二）年一月三十一日までの条件で借り換えが行われた（九三）。第八回の民国八（一九一九）年二月二十八日発行分四三万二五〇〇円は年利七%の日割にした利息と書換え手数料一%で同年二月二十八日までの条件で借り換えを行った（九四）。以上のように償還が不可能となった国庫証券は大正八（一九一九）年九月から大正九（一九二〇）年二月までの間に都合八回の書換えがおこなわれた。書換えの実体は、抜本的な対策を行うことなく問題の先送りを行なっただけであった。書換え状況を纏めたものが「表五・四 中国政府発行国庫証券の期間延期後の金額」である。

不払に対する日本政府の対応を大正一二（一九二三）年一月末調の「西原関係対支借款の現状」（九五）に見てみる。民国七年九月二三日発行の第一回国庫証券は大正九（一九二〇）年九月に書換えられたが、その期日が迫ったころ、中国側は償還延期を

表五・三 中国政府発行国庫証券概要（大正八年一〇月二三日）

発行回数		発行期日	証券金額
第一回	民国2年12月契約	民国7年9月23日	4,368,317.05
第二回		民国7年10月1日	4,342,500.00
第三回		民国7年10月31日	4,342,500.00
第四回	民国6年12月契約	民国7年11月7日	2,720,000.00
第五回		民国7年11月30日	2,180,000.00
第六回		民国8年12月23日	3,810,000.00
第七回		民国8年1月31日	3,180,000.00
第八回	民国7年7月契約	民国8年2月28日	4,342,500.00
合計			29,285,817.05

出所:「密大日記 大正九年 五冊の内四冊」C03022510400 より筆者作成。



打診してきた<sup>(九六)</sup>。そのため、外務省と大蔵省は、関税余剰および塩税余剰の担保をつけるならば書換えに応ずる意向を示したが、中国側は難色を示した。前にも述べたことではあるが、理由は、関税および塩税の余剰が少ないことと、大正二（一九一三）年四月二八日締結の五国借款団との契約により二重に担保権を設定することができないためであった。その代りに中国政府が提案した条件は、担保として各省の牙税（獣税）および屠宰（屠殺税）を設定した上で支払期間を一五年、利率七％という条件を提示してきた。その中国案に対し日本は牙税および屠宰を担保に期間五年で年利八・五％を主張した。しかし、双方の隔たりは大きく暗礁に乗り上げてしまった。

そのため、根本的な解決が図られないまま、その後も中国政府発行の国庫証券は期限が来るたびに毎年書換えを繰り返すことになってしまった。書換えは大正一二（一九二三）年まで続くことになるが償還が進まないことに業を煮やした大蔵省は同年三月一四日に、中日実業株式会社<sup>(九七)</sup> 高木陸郎副総裁に国庫証券の書換え促進を依頼した<sup>(九八)</sup>。依頼先の中日実業とは、

表五. 四 中国政府発行国庫証券の期間延期後の金額

発行回数		発行期日	証券金額
第一回	民国2年12月契約	大正8年9月23日	4,748,170.69
第二回		大正8年10月1日	4,720,108.68
第三回		大正8年10月31日	4,684,079.45
第四回	民国6年12月契約	大正8年11月7日	2,929,723.36
第五回		大正8年11月30日	2,337,014.14
第六回		大正8年12月23日	4,065,244.00
第七回		大正9年1月31日	4,303,245.33
第八回	民国7年7月契約	大正9年2月28日	4,570,921.16
合計			32,358,506.81

出所:「密大日記 大正十二年六冊の内三冊」  
C03022607100 及 C03022510400 より筆者作成。

大正二年に孫文が来日したおりに中国興業会社設立準備委員会に株主として出席した会社が翌年に中日実業と名称を変更したものである。大正一三（一九二四）年一月一六日に高木は中国側と交渉に入る前に、中日実業として受取る手数料について大蔵省関係者と泰平組合を交えて確認の打合せを行った<sup>（九九）</sup>。高木は、泰平組合が受けるべき手数料のうち一%を中日実業に譲渡することを求めたものも、大蔵省は手数料の譲渡は大蔵省が関与すべき問題ではないので泰平組合および中日実業の双方で協議するよう指示した。また、中日実業への手数料の支払が帝国議會で追及された場合には、あくまでも泰平組合が譲渡したもので政府は無関係であることも確認した。中日実業の思惑は、泰平組合が独占的に行っている中国に対する兵器輸出事業の一部でも中日実業で行いたいと考えており、そのためには中国政府が発行した国庫証券を担保付の證券に書換える仲介しようと考えたのであった。しかし、中日実業が考えるほどに中国政府からの取立では上手いかなかつたようである。大正一五（一九二六）年一月頃、中日実業は業績悪化のため会社再建策を検討する中で、大蔵省に仲介手数料の前払いを要求したが断られている<sup>（一〇〇）</sup>。そのことから中日実業が仲介して担保付国庫証券へ書換えることは成功しなかったとみることができるといえる。

ここで大正一三（一九二四）年以降の、借款決済状況を整理しておく。借款の全体像を把握できるものとして、外務省が作成した大正一四（一九二五）年一月三十一日付けの「対支借款一覧表」<sup>（一〇一）</sup>がある。この表は、軍事以外のものも含まれているため、その中から債権者が泰平組

合となつてゐるものを「表五・五 大正一四年末の対支借款（泰平組合分）」として纏めておいた。大正一四（一九四五）年一二月末に時点で、泰平組合の債権は、利払い用の借款も加えると借款件数は六件で、合計金額五〇九一万五四八〇円となる。「表五・五」記載された借款の経緯と残高について、各々の借款毎に説明すると以下のようになる。

(一) 泰平組合兵器第一次売込契約

明治四二（一九〇九）年、明治四三（一九一〇）年に中国に兵器輸出された分である。この契約の詳細について、「中央政府ノ部（第四表）」<sup>(二〇二)</sup>の備考欄に債務者が泰平組合となつた事情が書かれている。それによれば、当初債務者は陸軍であつたが、大正二（一九一三）年一月一五日中国

表五・五 大正一四年末の対支借款（泰平組合分）

	名称	契約額	14年末残高	契約日及期限	利率
1	第一次売込契約	1,348,834	185,141	明治44年10月23日 大正13年7月31日	7%
2	第二次売込契約 (陝西)	1,069,985	1,353,872	大正6年11月15日 大正11年12月31日	8%
3	第三次売込契約	32,821,548	32,777,673	大正6年12月30日 昭和2年9月23日	8%
4	第四次売込			大正7年9月30日 昭和2年9月23日	8%
5	辺防軍用借款償却 財務部国庫証券	50,000	72,007	大正9年9月8日 大正9年11月30日	8%
6	泰平組合兵器売込 利払借款	16,470,113	16,827,492	大正14年9月4日 昭和2年9月23日	8%

出所:「中央政府之部」

「対支借款一覧表 大正十四年十二月三十一日現在」B02130019500。

から兵器代金の支払がなかったため、同年三月三〇日迄に支払総額の半分を入金し、残りを同年五月一五日まで支払うことにした。しかし、結局は現金での支払が不能のため大正四（一九一五）年一月一日に代金を国庫證券に書替えた。大正七（一九一八）年九月末日満期分、大正八年三月末満期分、大正八年九月末日満期分は未償還となったが、大正一三（一九二四）年一月三十一日には当初契約一三四万八八三四円は一六万二二二七円にまで減少していた。大正一三（一九二四）年二月一日に、この一六万二二二七円が再度支払われないため、同年七月末日を満期とする国庫證券に書替えた。大正一四（一九二五）年末の残高は、元金一六万二二二七円と未払い利息二万二九一四円の合計一八万五一一四円であった。

(二) 泰平組合兵器第二次売込契約（陝西）

大正六（一九一七）年一月一日五五五日契約分で総額一〇六万九千九百八十五円の兵器売買代金である。当初は現金での売買契約であったが支払が困難となったため、大正八（一九一九）年七月一日に八万六千九百九十九円九角六銭の国庫證券を発行した。償還期日は大正一一（一九二二）年六月三〇日であったが償還不能となった。このため大正一四（一九二五）年末までの未払い利息二万八千三百八十七円を含め一〇六万九千九百八十五円を再度国庫證券に書換えた。

(三) 泰平組合兵器第三次および第四次売込契約

第三次とは大正六（一九一七）年一月三〇日に契約となった借款分で、第四次契約とは

武器輸出禁止協定で中途解約になったものをさす。この支払には合計八回の国庫證券が宛てられたが、毎年七%の利息で書換えを行つて結果、その総額は約三九六〇万円となった。

(四) 辺防軍用借款償却財務部国庫證券

辺防軍とは、参戦借款で新設した三個師団と四個独立旅団が第一次世界大戦終結に伴い辺防軍と改称されたものである。この借款は、大正九（一九二〇）年三月に、支那政府顧問坂西中將の依頼で参戦軍経費予備金として陸軍の機密費五万円を用立てたもので、その使途について、

……参戦軍援助トシテ経費支給ノ件了承然ルニ参戦軍援助トシテ機密費ヲ支給スルハ穩当ナラサルニ依リ表面ハ新聞操縦トシテ機密費五万円ヲ送付候就テハ此金額中ヨリ貴電ノ如ク参戦軍経費予備金トシテ使用セラレ候モ差支無之候間処理相成度候也……

との解説が付されている（二〇三）。これは機密費では問題があるため参戦借款経費の予備金として処理されたものである。その資金の使途であるが、坂西利八郎少將は泰平組合を通じて大正九（一九二〇）年五月二五日に支那辺防軍訓練所用に歩兵銃の修理機具を一万三〇〇〇円で購入している。これは機密費の一部を使用したものと考えられる（二〇四）。そして、元金五万円の辺防軍用借款は大正一四（一九二五）年末に利息二万七円が付加されて合計七万二

〇〇七円となった。

(五) 泰平組合兵器売込払い借款

大正一四（一九二五）年九月四日に、兵器代借款を借り換える契約が結ばれた。この契約は兵器代借款の元本三一九五万一千三百八十四円〇二銭に対する利息一六四〇万三千三百四十一円一八銭を、大正一四（一九二五）年九月二四日付で期限二年間、利率八%の兵器代借款の払いを借款とする締結することにした。そして、中央政府は新発国庫債券を発行し、これを泰平組合に渡しその中から、書換え手数料として五六万三千二百五十五円〇一銭を泰平組合の所得とし、残り一五八三万九千七百九十四円一七銭を政府に納付するようにしたものである。従って、払いのため追加の国庫債券を発行して、その場を取り繕った。それとは別に、参戦借款も大正一四（一九二五）年九月二八日付で期限二年間、利率八%で一〇二万六千七百五十五円三七銭の国庫債券を発行し、そのうちの三五万二千七百九十九円八二銭は三銀行の書換え手数料で、残り九十一万四千八百五十五円五五銭を日本政府に納付する契約を結んだ（二〇五）。

以上に様に、泰平組合を通じて輸出した兵器代金の債権残高は、大正一四（一九二五）年二月三十一日時点で利払いの借款も加えると六件あり、その合計は五〇九万五千四百八〇円であった。泰平組合兵器第二次売込契約（陝西）は利息二万八千三百八十七円を含め一〇六万九千九百八十五円を再度国庫證券に書換えたため一三五万三千八百七十二円となった。また、泰平組合が大正六（一九一七）年

一二月三〇日に契約した兵器第三次および大正七（一九一八）年七月三〇日契約の第四次売込の合計三二八二万一五四八円は利息を含め三二七七万七六七三円となった。その後の残高推移は、昭和九（一九三四）年一二月三一日作成の「対支借款一覧表」（二〇六）で確認することができる。第二次と第三次の輸出とは大正六（一九一七）年に契約した第一次兵器代借款と第二次兵器代借款は、昭和二（一九二七）年に再度書換えられたのち昭和九（一九三四）年にも書換えられた。このため、当初三二〇八万一五四八円が六五五二万二七二一円に膨らんでいた。また利払いのための借款は元本一六四七万一一三三円が三三六三万八二三五円となっていた。

ところで中国への借款が回収不能となったことで、その影響は借款を引き受けた銀行にも波及することとなり、その救済も検討する必要に迫られた。それまで朝鮮銀行、台湾銀行および日本興業銀行の三行は中国へ借款として、兵器第借款や参戦借款の他に、

吉会鉄道借款前貸し	一〇〇〇万円
満蒙四鉄道借款前貸	二〇〇〇万円
山東二鉄道借款前貸	二〇〇〇万円
有線電信借款	二〇〇〇万円
黒吉両省金鉱森林借款	三〇〇〇万円

の、合計一億円を引き受けていた。その資金として日本政府は、

第三回政府保証興業債券

二〇〇〇万円

第四回政府保証興業債券

三〇〇〇万円

第五回政府保証興業債券米貨

二二〇〇万ドル

第八一回興業債券

四六七万円

を発行して資金調達してきた。それら償還に必要な資金および借款の前貸しや借款にかかった比喩の総額四〇〇〇万二五三五円を救済するため、大正一五（一九二六）三月三〇日に「日本興業銀行外二銀行ノ対支借款関係債務ノ整理ニ関スル法律」（二〇七）を制定し一億四四〇〇万円の公債を発行し償還した。

日本が中国に供与した借款の用途について詳細な資料は存在しない。唯一、岡部三郎『西原借款を論ず』（二〇八）の中にその片鱗を窺うことができる。岡部が入手した借款の用途を示す資料は、電信、林鉞、吉会、満蒙四鉄道および山東二鉄道についてのもので、交通銀行借款は銀行が債務者であることと参戦借款は所管が異なることから財政部に記録がなかった（二〇九）。

電信借款の払込が開始されたのが大正七（一九一八）年四月一六日からであり、満蒙四鉄道借款の最終払い込みが行われたのが大正八（一九一九）年一月八日までである。その間に五借款で総額一億五〇万円が中国政府に払い込まれた（二一〇）。



この時期に中国政府の支払主要科目と支払先は以下のようになっていた。

行政費

- ・ 大総統府、國務院(内閣)の経費を合わせて銀一一〇萬元
  - ・ 内務、外交、財政、教育、司法、農商各部の経費を合わせて銀九九万四〇〇〇元と日金二万一〇〇〇円。
  - ・ 審計院(會計検査院)、平政院(行政裁判所)、蒙藏院、水利局、清史館、国会準備事務局、和議総代表、各特別区域等中央政府直轄諸機関経費を合わせて二八万四〇〇〇元
  - ・ 警視庁(北京の治安機関)と参事統領衛門(北京及附近警備の陸軍)経費を合わせて一〇七万五〇〇〇元
- 外債元利払い
- ・ 匯業銀行借入金元利及び西原借款利子の支払に銀八七万八〇〇〇余元と金五〇六万三〇〇〇余円
  - ・ イギリスの金融会社クリスプ(商会)(借款の利子支払に金一一四万円)
  - ・ 欽渝鉄道(広東の欽州から広西の南寧、貴州の広義府、四川省叙州を経由して重慶に達する予定線)に対するフランス前貸金の元利支払に銀一一五万五〇〇〇元
  - ・ アメリカ借款の元利支払に金六一万二〇〇〇円

- ・ 横浜正金銀行郵電部公債利子支払に銀五八万五〇〇〇元と金七〇〇〇〇円など
- 軍事費

- ・ 陸軍部経費及びその管下に属する各師団、独立旅団の軍費に銀四八七万九〇〇〇元
- ・ 参陸辦公処（欧州戦争参加事務や国内兵乱の掃討などを担当していた臨時機関）特別軍費として銀二四〇万元
- ・ 奉天軍の軍費として銀一五五万五〇〇〇元
- ・ 参戦処（参戦借款に依つて新設された臨時機関）軍費として銀七十七万二〇〇〇元と金一一六万円

- ・ 各兵器廠経費及び工作費として銀一三一万五〇〇〇元など
- 兵器代金

- ・ 泰平公司（日本）国庫證券元利支払に金二六九万六〇〇〇円
- ・ 海軍兵器の支払に銀二万元と金二二六万六〇〇〇円
- ・ アームストロング会社国庫證券の元利支払に銀九二、〇〇〇元
- ・ 川崎造船所の支払に金二五万七〇〇〇元と銀少額
- ・ 吉林・黒龍江省の兵器代として金一七〇万三〇〇〇円と銀少額
- ・ 広東竜济光軍に金二〇万円

支出先で目を引くのは、兵器代金中の泰平組合元利払い二六九万六〇〇〇円が入っていることである。これらの支払いが大正七（一九一八）年四月一日から大正八（一九一九）年一月八日であることと、第二次兵器代借款の契約が大正七（一九一八）年七月三〇日であることから、岡部三郎が纏めた泰平公司国庫證券元利支払金二六九万六〇〇〇円は泰平組合の予納金であったと考えられる。換言するならば、中国は日本が供与する借款から兵器購入のために必要な予納金を支払うと残金は国庫証券を発行することで兵器が入手できたのである。勝田主計が構想した通りの資金還流が行われていたことが確認できたものと思う。

次に、各課目の支出割合をみてみると、

行政費	五・七%
外債元利払い	一六・四%
軍費	二八・〇%
内債元利払い	三四・〇%
兵器代金	七・三%
議院経費	〇・五%
交通部交付金他	七・五%
救恤及賠償	〇・六%

であった。以上のような数字から当時の中国政府の財政事情は、慘澹たるな状態であった。例え、内外の利払いを合計すると五〇%を超えている。また軍事関係の費用では、軍費とは主に兵士の給与などの経費であり、その割合は二八・〇%にも達している。兵器代金は七・三%であるが、今までも見てきたとおり、実際はその数倍に上るはずである。利払いと軍事関係費で八五%を超え、まともな政権運営は出来るはずはないのである。

岡部によれば、中国は日本が提供した借款資金を使い、日本から兵器を購入したことに付いて、……西原借款中の一億円は当時支那政府の焦眉に迫れる財政難を一時的に救済すると同時に各地方に蜂起した内乱平定の軍費に供したものである。……

と結論付けている(二二二)。また、

……交通銀行借款は先づ当面の目的であった処の不換紙幣の整理が他の財源と相俟て一時相当の効果を成し遂げた様であったが、借款金額前後併せて二五〇〇万中から一〇〇〇万円は終に支那政府の強要に遭ひて借り上げられ……

としている(二二三)。それは、交通借款の四〇%は使途が不明ということ、悪く考えるならば中央政府の賄賂や私的流用若しくは裏金などであった可能性がきわめて高い。

岡部と同様の結論を、満鉄調査課「西原借款使途一覧表」からも確認することができる。「西

原借款使途一覽表」によれば、泰平組合への支払いがなされた借款は金鉱森林借款と、満蒙四鉄道借款で、その資金中から「兵器購入及負債償還」の科目名で支出されている。そして、泰平組合への支払日と金額は、

大正七年八月一〇日 二四二万七〇二円二三銭

同年九月四日 泰平公司へ国庫證券利息八〇九二円二三銭

同年九月二八日 泰平公司庫證券元利金二五万八二三一円

大正七年十一月二三日 泰平公司へ兵器代価、庫券期限経過利息九〇六二円八九銭

が支払われたことを確認することができる。

## 小括

第一次世界大戦前の日本は債務国であったが大戦が始まった大正四（一九一五）年からは債権国となった。そのため、大隈内閣末期の大正五（一九一六）年九月に中国へ大規模な資本輸出構想が生まれた。その借款の特徴は、原資を大蔵省預金部資金が提供して、借款の使途に制限は就けないものの経済権益を担保として確保するというものであった。これが、西原借款であった。

即ち、西原借款とは対華二一条要求のような外交交渉では様々な方面から反対意見が出され収拾が付かなくなることは避けて豊富な資金を借款として提供する代わりに担保として利権を獲得してゆく方法に変化させたのである。

西原借款を大蔵省で主導した勝田主計大蔵大臣は、陸軍が中国に供給する兵器代金の一部として借款を使うことを考えていた。しかし、中国に借款供与を行うには五か国借款団との契約もあり日本単独で新たな交渉を行うことは不可能であった。そのため考え出されたのが、既に実施済の交通借款の金額を拡張し第二次交通借款として供与しその一部を兵器購入代金にすることになった。兵器輸出の窓口は民間の泰平組合が中国政府と契約を締結し実施することにし、代金決済は、経済借款の中から兵器購入の際に必要な一時金を支出し、残りの金額は中国政府発行の国庫証券を充当することになった。そのため、中国は日本から兵器を購入するならば資金を必要としなかったのである。

大正七（一九一八）年二月三〇日に、中央政府と泰平組合間で正式契約を締結した兵器売却総額は、一五六四万九二六一元三〇仙と追加分二四四万一七五二元二四仙の合計一八〇九万一二元五四仙であった。実際の契約金額は総額の九五%で合意していることから、残り五%は中国政府要人への仲介手数料となった。大正七（一九一八）年七月三〇日に泰平組合と中国中央政府間で第二回目の兵器供給契約二二六〇万七三九元一八仙を締結した。

対中国兵器輸出は順調に滑りだしている頃、日本は連合国の要請でシベリア出兵を検討することになるが、出兵にはシベリアと隣接する満洲は補給路確保のうえで重要な地点となるが、日本が満洲に駐留が認められていた軍のは満鉄線警備用兵員のみであった。そのためシベリアに進出する日本軍の後方の警護と補給路の確保が急務となつて、日本は中国と大正七（一九一八）年五月一六日に「大日本及中華民国陸軍共同防敵軍事協定」を締結した。その後、大正七（一九一八）年九月八日に中国軍と日本軍が共同で軍事行動を行う場合の指針を定めた「日支陸軍共同防敵軍事協定実施ニ要スル詳細ノ協定」も締結した。協定の第一条には、チェコスロバキア軍の救援とドイツおよびオーストリア軍に加担する勢力を排除するため、日本および中国軍をバイカル州および黒龍州に派遣するが、その時には、中国軍は日本軍の指揮下のもとで満洲里よりバイカル方面に共同で行動し、その一部は庫倫からバイカル湖に進出するように定められた。日本と中国は共同で軍事行動を起こすことに合意したものの、当時の中国軍装備と練度は、到底、日本軍と共同で作戦を遂行する能力がないことは十分に承知されていた。そのため陸軍は中国軍の戦力の向上を図るため大正七（一九一八）年九月二八日に軍備拡充と訓練を行うために必要な資金を「参戦借款」として提供することにした。その借款内容は、中国軍が日本軍と共同作戦を行える三個師団を編成し訓練を施すことであつた。また資金は朝鮮銀行を主幹として日本興業銀行、台湾銀行の三行から総額二〇〇〇万円を期間一年、利率七％で提供することになった。

大正七（一九一八）年八月二六日に在ロシア丸毛直利同代理大使は後藤新平外務大臣宛に日本のシベリア出兵について疑問を呈する電報を送っている。それは、日本がシベリア出兵を承諾した目的はドイツ軍に対抗するためイルクーツクまで進軍することであった。ところが出兵はしてみたものの、シベリア鉄道はチェコの手で警護され運行に支障は無いだけでなく、日本軍はドイツ軍と遭遇すらしていなかった。またシベリアに派遣された日本兵士は、護国のため召集されていることから護国で行う軍事活動について国民に説明するべきであるという内容であった。これは、チェコ軍救出を目的で出兵したものの、救出すべきチェコ軍はシベリア鉄道の警備を行っており救出すべき危険な状態には無くシベリア出兵は本来の目的とは違う、輸送路確保を行っていたための疑問であった。

日本政府が中国政府に供与した兵器代借款と参戦借款は、一年経過後に中国政府が発行済みの国庫證券を買い戻し精算が終了するはずであった。しかし、中国政府発行の国庫證券は償還されることなく、幾度かの書換えの後に税金が投入され整理することになった。しかし、中国は償還することなく書き換えが続いた借款は、参戦借款と兵器代借款の他にも吉会鉄道借款前貸一〇〇万円、満蒙四鉄道借款前貸二〇〇万円、山東二鉄道借款前貸二〇〇万円、有線電信借款二〇〇万円、黒吉両省金鉱森林借款三〇〇万円でその合計一億円に達した。大正一五（一九二六）三月三〇日に「日本興業銀行外二銀行ノ対支借款関係債務ノ整理ニ関スル法律」を制定して大蔵省は公債一億四四〇〇万円を発行しすべてを償還した。その際に、借款の使途を調べたとこ



ろ、大正七（一九一八）年四月一日から大正八（一九一九）年一月八日までに中国に渡された資金の合計一億五〇万円の中から泰平組合へ二六九万六〇〇〇円の支払われたことから中国向け兵器輸出は借款と国庫証券を組み合わせたものであったことは明らかである。従って中国にとつて西原借款とは、中国が泰平組合から購入する兵器代金の一部を借款から泰平組合が陸軍に収める予納金分だけを支払えば不足額は国庫証券を発行することで兵器が入手できる仕組みだったのである。

（注）

- (一) 勝田主計「対支借款ニ就テ」『西原借款資料研究』東京大学出版会（一九七二年九月）三四二頁。
- (二) 勝田龍夫『中国借款と勝田主計』ダイアモンド社（一九七二年九月）五九頁。
- (三) 前掲「借款資料（二）対支借款方針」『西原借款資料研究』一六八頁。
- (四) 前掲『中国借款と勝田主計』一三三頁。
- (五) 同上書一三七頁。
- (六) 「山東省及南洋省問題ニ関シ英国政府ノ保証要求並中国政策付英国外相ニ申入方訓令ノ件」外務省編纂『日本外交文書 大正六年第三冊』六六〇頁。
- (七) 同上書「山東省及南洋省ニ関スル英国政府ノ保証正式通告越ノ件」六四四頁。
- (八) 山東省及南洋省ノ戦後処分ニ関シ英露仏諸国ト交渉ノ成立通報ノ件」外務省編纂『日本外交文書 大正六年第三冊』六六〇頁。

- (九) 同上書「交通銀行続借ニ関シ問合シタル場合ノ応答振ニ付回訓ノ件」(三六七頁)。
- (一〇) 同上書「中国ノ関税改定案ニ関スル件」(二六八頁)。
- (一一) 外務省編纂「中国対独塊国交断絶布告ノ件」『日本外交文書 大正六年 第二冊』外務省(一九六八年三月)六六四頁。
- (一二) 「大正六年七月二三日 林公使から本野外務大臣宛電報 第一〇三三号機密」 「日支兵器連絡ノ為メ軍器供給 第一卷」B07090286700 (第二画像目)。
- (一三) 同上「大正六年七月二十二日発 坂西少将から陸軍次長宛電報 支極秘八五号」(第五画像目)。
- (一四) 同上「大正六年八月九日発 坂西少将から陸軍次長宛電報 坂特電三一号」(第一四画像目)。
- (一五) 同上「大正六年七月二五日 林公使から本野外務大臣宛電報 第一〇四五号の三」(第一〇画像目)。
- (一六) 「申込シ兵器品目員数表(大正六年十月中旬齊藤少将照会)」 「本邦ニ於ケル各国兵器需品其他調達関係雜件」B07090286800 (第六五画像目)。
- (一七) 「大正六年八月二八日 本野外務大臣から林公使宛電報 第六〇六号機密」 「本邦ニ於ケル各国兵器需品其他調達関係雜件」B07090286700 (第一九画像目)。
- (一八) 「大正六年八月三〇日 林公使から本野外務大臣宛電報 第一二三四号機密」 同上(第二〇画像目)。
- (一九) 「大正六年一〇月二八日 坂西少将から上原参謀総長宛極秘電報第二二六号」 同上(第九〇画像目)。
- (二〇) 「大正六年十一月三日 坂西中將から参謀長宛電報 第二七五号」 「日支兵器連絡ノ為メ軍器供給第一卷」B07090286800 (第二画像目)。
- (二一) 「実業借款ヲ六国团規約ヨリ除外シタル銀行会議(千九百十三年一月十日、十一日)」 「支那改革借款一件」B04010841500。
- (二二) 筆者不明「支那ニ対スル兵器売却代金貸付ノ件」『西原借款資研究』東京大学出版会(一九七二年) 一九七頁。
- (二三) 同上書「交通銀行第二次借款契約書」 一四三頁。
- (二四) 「中華民國交通銀行(以下甲ト称ス)ハ其業務整理ノ為メ日本帝国株式会社日本興業銀行株式

会社台湾銀行及朝鮮銀行ノ三行ヲ以テ組成シ株式会社日本興業銀行ヲ以テ代表者トシタル銀行團(以下乙ト称ス)ヨリ大正六年壹月貳拾日(中華民國第六年壹月貳拾日)附締結シタル契約ヲ以テ為シタル借款日本金貨五百万円也二加へさらに日本金貨貳千万円也ノ借款ヲ為スニ付両者ノ間ニ左ノ条項ヲ契約ス

第壹条 本借款金額ハ日本金貨貳千万円トス

第貳条 本借款期限ハ本契約調印ノ日ヨリ起算シ參ヶ年すなわち大日本帝國大正九年九月

貳拾七日迄中華民國第九年九月貳拾七日迄トス

第參条 本借款利子ハ年七分五厘すなわち日本金貨壹百円ニ付日本金貨七円五給錢ノ割合ヲ以テ支払フモノトス

第肆条 本借款利子第一回ハ本借款ノ交付当日ニ於テ大正七年壹月拾四日迄ノ分ヲ日割計算ニテ前払シ爾後毎年壹月給五日及七月給五日ニ於テ後六ヶ月分ヲ前払スルモノトス

第伍条 本借款金額ハ無手数料ニテ之ヲ交付スルモノトス

第陸条 本借款金額ノ返済及利子ノ支払其他總テ受渡ハ東京ニ於テ之ヲ為スモノトス

第柒条 本借款ハ期限前ト雖モ甲ハ參ヶ月前ノ予告ヲ以テ全部又ハ一部ノ償還ヲ為スコトヲ得ルモノトス

第捌条 甲ハ本借款ノ元利支払ニ対スル担保トシテ左ノ物件ヲ乙ニ提供スルモノトス

第玖条 甲ハ前条ノ担保物件全部ヲ其所載金額ノ領収ニ必要ナル委任狀ト共ニ北京ニ於テ

第拾条 甲ハ本借款金ヲ受取リタルトキハ直ニ乙ニ預金シ必要ニ応シ隨時之ヲ引出スモノトス

但シ預金利子並ニ送金ノ方法ハ別ニ協定スルモノトス

第拾壹条 本借款金額ハ無手数料ニテ之ヲ交付スルモノトス

第拾貳条 本借款金額ノ返済及利子ノ支払其他總テ受渡ハ東京ニ於テ之ヲ為スモノトス

第拾參条 本借款ハ期限前ト雖モ甲ハ參ヶ月前ノ予告ヲ以テ全部又ハ一部ノ償還ヲ為スコトヲ得ルモノトス

第拾肆条 甲ハ本借款ノ元利支払ニ対スル担保トシテ左ノ物件ヲ乙ニ提供スルモノトス

第拾伍条 甲ハ前条ノ担保物件全部ヲ其所載金額ノ領収ニ必要ナル委任狀ト共ニ北京ニ於テ

民國國庫債券額面貳千五百萬元

第拾陸条 甲ハ前条ノ担保物件全部ヲ其所載金額ノ領収ニ必要ナル委任狀ト共ニ北京ニ於テ

乙ニ引渡シ乙ハ之ニ対シ担保品預リ証ヲ甲ニ交付スルモノトス

第壹拾壹条

甲カ元利金ノ償還ヲ怠リタルトキハ乙ハ第拾壹条ノ担保物件ヲ任意ニ処分シ其元利金ノ弁済ニ充当スルモノトス

第壹拾貳条

甲ハ借款期限内必要ノ資金ヲ外国ヨリ借入レトス場合ニハ予メ乙ニ商議スルモノトス

第壹拾參条

中華民國政府ハ本借款元利金ノ支払ヲ保証スルモノトス

第壹拾肆条

乙ハ前条ノ保証及第九條ノ担保物件ヲ受取タル後ニ於テ第壹回ノ利子ヲ控除シタル本借款金額ヲ東京ニ於テ甲ニ交付スルモノトス

本契約書ハ日支両文ヲ以テ各式通ヲ作成調印シ甲乙互ニ各壹通ヲ保有スルモノトス若シ本契約ニ關シ解釈上疑義ヲ生シタルトキハ日本文契約書ニ依リ解決スルモノトス

大日本帝國大正六年九月貳拾八日 中華民國第六年九月貳拾八日

(二四) 同上書「交通銀行借款契約」一四四頁。

(二五) 同上書「一千哩鐵道借款要綱」一九八頁。

一、借款ノ目的

兵器売却代金ヲ經濟借款ノ形ヲ以テ貸付ケントスルニアリ故ニ兵器代金ノ供給力主タル目的ニシテ鐵道建設資金ノ貸付ハ從タリしたがつて本借款ニ於テハ可成支那側ニ有利ナル条件ヲ許容シテ利權獲得ノ外形ヲ避クルコトヲ努ム

二、契約ノ實質及当事者

支那政府ノ敷設スル鐵道ノ建設資金ヲ本邦ニ於テ調達シ且ツ其建設工事一切ノ請負ヲナス而シテ本邦側当事者トシテハ東亞興業株式会社(以下会社ト略稱)トス但シ公債發行ニ付キ正金銀行及三銀行ヲ使用スルハ勿論トス

三、予定線

イ) 奉天省ノ洮南府ヨリ直隸省ノ赤峰及熱河ヲ經テ北京ニ至ル(約六百十里)

- 四、 借款金額  
 建設費ハ差当二億円トス（既往ノ計算ニ依レハ三（イ）線建設費約五千万円（ロ）及（ハ）線建設費三千五百万円計八千五百万円ナルモ其後ノ物価騰貴等ヲ斟酌シテ上記ノ金額）支那政府ハ必要ニ応シ公債ヲ發行シテ資金ヲ調達ス会社ハ其公債ノ發行ヲ引受ク但シ年額最高三千万円トス但シ前貸ハ此限りニアラス
- 五、 前貸  
 本契約ノ締結ト共二千五百万円ヲ第一回前貸トシテ交付シさらに同額ノ第二回前提ヲ許ス前提ノ利率八年七分トス
- 六、 使途監督  
 前貸金ノ使途ハ支那政府ノ自由トシ本邦側ハ之レニ干渉セス  
 請負ノ内容
- 七、 本契約締結ノ日ヨリ公債償還済ノ日迄線路測量 軌道建設 機械及材料ノ購買等一切ノ工事ニ関スル事ハ会社ニ於テ之ヲ掌ル  
 請負ニ対スル特別報酬
- 八、 請負ニ対スル特別報酬  
 一（イ） 機械及材料ノ購入ニ関シテハ其金額ノ百分ノ五ニ相当スル手教科  
 二（ロ） 其他ノ工事請負手数料トシテ工事金額ノ百分ノ八ニ相当スル手教科  
 三（ハ） 鐵道營業開始後ハ其收入勘定中ヨリ一切ノ經營費及借款元利金ヲ控除シタル残
- 四、 借款金額  
 建設費ハ差当二億円トス（既往ノ計算ニ依レハ三（イ）線建設費約五千万円（ロ）及（ハ）線建設費三千五百万円計八千五百万円ナルモ其後ノ物価騰貴等ヲ斟酌シテ上記ノ金額）支那政府ハ必要ニ応シ公債ヲ發行シテ資金ヲ調達ス会社ハ其公債ノ發行ヲ引受ク但シ年額最高三千万円トス但シ前貸ハ此限りニアラス
- 五、 前貸  
 本契約ノ締結ト共二千五百万円ヲ第一回前貸トシテ交付シさらに同額ノ第二回前提ヲ許ス前提ノ利率八年七分トス
- 六、 使途監督  
 前貸金ノ使途ハ支那政府ノ自由トシ本邦側ハ之レニ干渉セス  
 請負ノ内容
- 七、 本契約締結ノ日ヨリ公債償還済ノ日迄線路測量 軌道建設 機械及材料ノ購買等一切ノ工事ニ関スル事ハ会社ニ於テ之ヲ掌ル  
 請負ニ対スル特別報酬
- 八、 請負ニ対スル特別報酬  
 一（イ） 機械及材料ノ購入ニ関シテハ其金額ノ百分ノ五ニ相当スル手教科  
 二（ロ） 其他ノ工事請負手数料トシテ工事金額ノ百分ノ八ニ相当スル手教科  
 三（ハ） 鐵道營業開始後ハ其收入勘定中ヨリ一切ノ經營費及借款元利金ヲ控除シタル残
- 四、 借款金額  
 建設費ハ差当二億円トス（既往ノ計算ニ依レハ三（イ）線建設費約五千万円（ロ）及（ハ）線建設費三千五百万円計八千五百万円ナルモ其後ノ物価騰貴等ヲ斟酌シテ上記ノ金額）支那政府ハ必要ニ応シ公債ヲ發行シテ資金ヲ調達ス会社ハ其公債ノ發行ヲ引受ク但シ年額最高三千万円トス但シ前貸ハ此限りニアラス
- 五、 前貸  
 本契約ノ締結ト共二千五百万円ヲ第一回前貸トシテ交付シさらに同額ノ第二回前提ヲ許ス前提ノ利率八年七分トス
- 六、 使途監督  
 前貸金ノ使途ハ支那政府ノ自由トシ本邦側ハ之レニ干渉セス  
 請負ノ内容
- 七、 本契約締結ノ日ヨリ公債償還済ノ日迄線路測量 軌道建設 機械及材料ノ購買等一切ノ工事ニ関スル事ハ会社ニ於テ之ヲ掌ル  
 請負ニ対スル特別報酬
- 八、 請負ニ対スル特別報酬  
 一（イ） 機械及材料ノ購入ニ関シテハ其金額ノ百分ノ五ニ相当スル手教科  
 二（ロ） 其他ノ工事請負手数料トシテ工事金額ノ百分ノ八ニ相当スル手教科  
 三（ハ） 鐵道營業開始後ハ其收入勘定中ヨリ一切ノ經營費及借款元利金ヲ控除シタル残

額ノ百分ノ十五

九、公債ノ發行

公債ノ利率八五分以上トシ發行価格ハ其時ニ於ケル市場ノ普通ノ利廻リヲ標準トシテ協議決定ス發行手数料八五分トス

十、其他ノ条件

大体四鄭鐵道借款契約ノ例ニヨル

(二六) 「兵器売却代金決済法」 「本邦ニ於ケル各国兵器需品其他調達關係雜件」 B07090286800 (第五一画像目)。

(二七) 「大正七年九月發行支那政府国庫證券ニ關スル件」 「密大日記 大正八年四冊の内四」 C03022486700。

(二八) 「御署名原本 大正六年 法律第七号・臨時国庫證券法」 A03021090800。

第一条 政府ハ輸出為替資金ノ流通ヲ凶リ又ハ連合國ニ對スル輸出軍需品代金ノ決済ヲ便ニスル為運用資金ノ必要アリト認ムルトキハ五年内ノ期限ヲ以テ臨時国庫證券ヲ發行スルコトヲ得その借換ノ為必要アルトキ亦同シ

第二条 臨時国庫證券ノ最高發行額ハ二億円トス但シ借換ノ為發行スルモノハ此ノ制限ヲ超過スルコトヲ得

第三条 臨時国庫證券ハ割引ノ方法ヲ以テ之ヲ發行スルコトヲ得 前項ノ臨時国庫證券ニ關シテハ大蔵省證券條例第二項及第五條以下ノ規定ヲ準用ス

(二九) 「本邦ニ於ケル各国兵器需品其他調達關係雜件」 B07090286800 (第七一画像目)。

(三〇) 同上(第七二画像目)。

(三一) 同上「泰平組合兵器第三次売込契約書」 (第九一画像目から第一〇二画像目)。

(三二) 同上「支那中央政府ニ對スル兵器供給」 (第七八画像目)。

(三三) 「大正八年二月一八日 天津支那派遣軍司令官から參謀總長宛電報 天電第六〇号」 B07090286800 (第一七画像目)。

(三四) 「所謂兵器借款ト參戰借款」 『大阪時事新報』 一九一八年二月二日 (新聞記事文庫)。

- (三三) 「張山東軍ノ南下」『日本外交文書大正七年第二冊上巻』四〇一頁。
- (三六) 同上書「段陸軍総長ヨリ三八式歩兵銃彈購入申出ニ関シ訓電ノ件」四〇四頁。
- (三七) 同上書「段陸軍総長四川劉存厚軍ノ兵器ヲ泰平公司ヨリ購入希望ニ関シ報告ノ件」四〇五頁。
- (三八) 同上書「段総理側ヨリ泰平公司ニ交渉中ノ兵器購入条件ニ関シ報告ノ件」四〇六頁。
- (三九) 「北京泰平公司 中央口第二回兵器契約写」B07090286900 (第七三画面から七九画面)。
- (四〇) 「軍器購入代価支払ニ関スル財務総長ヨリノ公文写送付ノ件」『日本外交文書 大正七年 第二冊上巻』四一四頁。
- (四一) 菅原佐賀衛『西伯利出兵史要』信山社出版(一九九二年)。
- (四二) 外務省編「日華陸軍共同防敵協定」『日本外交年表並主要文書上巻』原書房(一九六五年) 四四一頁。
- (四三) 「大正七年五月二一日発在支公使宛往電」B06150019300 (第五画像目)。
- (四四) 「日支陸軍共同防敵軍事協定実施ニ要スル詳細ノ協定ニ関スル件」A03023080800。
- (四五) 「軍器借款反対熱」『福岡日日新聞』(一九一七年一月二二日)(新聞記事文庫)。
- (四六) ヴェ・アヴァリン『列強対滿工作史』原書房(一九八一年) 三四三頁。
- (四七) ボリス・スラビンスキー『中国革命とソ連』七十頁。
- (四八) 「軍事協定廃止期」『大阪朝日新聞』一九一九年八月三二日(新聞記事文庫)。
- (四九) 外務省編纂「中国軍ノシベリア撤退」鑑ミ日本ハ日中軍事協定廃棄ノ交換条件トシテ北滿駐兵ノ継続ヲ確保シ度旨稟申ノ件』『日本外交文書 大正九年第二冊下巻』外務省(一九七三年三月)。
- (五〇) 同上書「軍事協定廃止ニ関スル件」(六八五頁)。
- (五一) 同上書「東支鉄迫沿棟駐兵問題ニ関スル斬総理ト坂西少将トノ内談ニ付回電ノ件」六八六頁)。
- (五二) 「斬総理ヨリ日中軍事協定ヲ取消スルコトシ度旨並東支鉄道沿線日本兵ノ承認ハ口頭上ノ諒解ニ止メ度旨申出ノ件」同上書(六八七頁)。
- (五三) 外務省編纂「軍事協定廃止ニ関スル公文交換終了ノ件」『日本外交文書 大正十年第二冊下巻』外務省(一九七五年二月) 二八一頁。

- (五四) 同上書「軍事協定廃止シ度旨新総理申出ヲ機トシ速ニ其手続キヲ進ムル様訓令ノ件」(六八六頁)。
- (五五) 「九・対支武器禁輸協定成立ノ由来」 「閣議決定書輯録 第一卷」 B04120012600。
- (五六) 「中国南北統一成立以前ニ於ケル兵器不供給ノ米國ニ関シ陸軍側：云々ノ件」 『日本外交文書大正七年第二冊上巻』四二二頁。
- (五七) 「實際積出シタルモノ及算額数照表」 B07090287000 (第六一画像目から六二二画像目)。
- (五八) 「實際積出シタルモノ及算額対照表」 同上 (第六二画像目から六三三画像目)。
- (五九) 前掲「米國大使ヨリ日本ノ兵器供給ニ関スル申出アリタルニ付報告ノ件」 外務省『日本外交文書 大正八年 第二冊上巻』二八三頁。
- (六〇) 同上書「对中国兵器供給停止方ニ関シ仏國政府申越ノ件」 二八四頁。
- (六一) 「九・対支武器禁輸協定成立ノ由来」 B04120012600 (第三画像目)。
- (六二) 「客年十一月契約ノ江蘇口三八式七千挺銃及美包支給積出方稟請ノ件」 『日本外交文書 大正八年 第二冊上巻』二八七頁。
- (六三) 同上書「对中国兵器輸出禁止ニ関スル閣議決定写送付ノ件」 四二四頁。
- (六四) 同上書「米側の对中国武器売込ノ風説及我方ノ態度ニ関シ意見具申ノ件」 四一四頁。
- (六五) 同上書(四二四頁)。
- (六六) 同上書四一八頁。
- (六七) 「一・対支武器輸入禁止問題ニ関シ在京外交官ト会談」 B04120034500。
- (六八) 「支那中央政府及ヒ督軍ト既契約ノ兵器輸出解禁方願出ノ件」 「密大日記 大正十年六冊の内六冊」 C0302580900 (第四画像目)。
- (六九) 同上「直ニ輸出解禁アルモノトシテノ損害予想」 第四画像目。
- (七〇) 「破約ノ場合ニ於ケル損害予測」 同上(第五画像目)。
- (七一) 「張作霖ニ対スル我態度ニ関スル件」 外務省編纂『日本外交文書 大正十年 第二冊』外務省(一九七五年)三〇二頁。



- (七一) 同上書「对中国武器供給停止ニ関スル列国間協定実施ノ結果泰平組合ノ被レル被害問題ニ付会談ノ件」  
 二〇三頁。
- (七二) 大正八年十一月五日 電報陸軍大臣宛支那駐屯軍司令官「大正九年密大日記」五冊ノ内第五冊「C03022527700」。
- (七三) 「对支列国兵器輸入状況」「密大日記 大正十二年六冊ノ内第五冊」C03022621200°。
- (七四) 「東三省（関内駐屯東北陸軍ヲ含ム）支那軍事調査図表ノ件」「密大日記 大正十四年六冊ノ内第五冊」C03022732600（第七画像目）。
- (七五) 同上「大正十一年一月以降 列国ノ对支列国武器供給一覽表（日本之分）」第二七画像目。
- (七六) 「ドイツ汽船ノ武器密輸入ニ関スル件」「昭和二年 密大日記 六冊ノ内第一冊」C01003723400°。
- (七七) 「東三省（関内駐屯東北陸軍ヲ含ム）支那軍事調査図表ノ件」「密大日記 大正十四年六冊ノ内第五冊」C03022732600（第九画像目）。
- (七八) 「泰平組合ニ関スル件」「大正末期ニ於ケル支那ニ関スル諸問題」B03030302100°。
- (七九) 「支那行兵器契約解除ニ関スル件」「密大日記 大正十五年」C03022757500°。
- (八〇) 「泰平組合関係借借整理及兵器供給ノ件」「昭和五年 密大日記 第三冊 続」C01003920700°。
- (八一) 「兵器借借ノ整理方ニ関スル件」「昭和六年 密大日記」C01003951400（第九画像目）。
- (八二) 同上「大正八年四月輸出禁止前ニ於ケル支那行兵器ニ就テ」（第一一画像目）。
- (八三) 岡部三郎「西原借款を論ず」『西原借款資研究』東京大学出版会（一九七二年）五一―二頁下段22行目。
- (八四) 「泰平公司对財政部国庫證券ノ期限ニ関スル件」「密大日記 大正八年四冊のうち四」C03022487300（第四画像目）。
- (八五) 同上「大正七年九月発行支那政府国庫證券ニ関スル件」第四画像。
- (八六) 「大正八年九月五日 大藏次官神野勝之助」C03022486700（第六画像目）。
- (八七) 「支那政府発行国庫證券借換計算書」C03022607100（第十二画像目）。
- (八八) 「支那政府発行国庫證券借換計算書」C03022607100（第一四画像目）。
- (八九)

- (九〇) 同上(第一八画像目)。
- (九一) 同上(第一〇画像目)。
- (九二) 同上(第六画像目)。
- (九三) 同上(第三画像目)。
- (九四) 「支那政府発行国庫證券借換計算書」C03021510400(第四画像目)。
- (九五) 「西原関係対支借款現状」A09050410700(第一六画像目)。
- (九六) 「西原関係対支借款現状」A09050410700(第一六画像目)。
- (九七) 中国と日本が合弁で設立した商事会社。日本側株主として三井、三菱などが出資していた。また、総裁渋沢栄一、取締役に山本丈太郎が就任していた。
- (九八) 「中日実業株式会社ノ参戦兵器両借款書替関係書類」A09050353200(第三画像目)。
- (九九) 同上(第二六画像目)。
- (一〇〇) 「中日実業株式会社整理方法書」A09050353600(第一画像目)。
- (一〇一) 「中央政府之部」「对支借款一覽表」B02130019500(第五及び六画像目)。
- (一〇二) 同上「中央政府之部(第四表)」(第四画像目)。
- (一〇三) 「機密費交付ノ件」「密代日記 大正九年五冊のうち四」C03022511400(第二画像目)。
- (一〇四) 「支那边防軍諸工長候補者教育用材料送付ニ関スル件」C03022509500。
- (一〇五) 「参戦及兵器代借款国庫證券整理ニ関スル件」「昭和財政史資料第三号第七〇冊」A08072195300。
- (一〇六) 「中央政府之部」「对支借款一覽表」B02130154000(第四画像目、第五画像目)。
- (一〇七) 「御署名原本 大正十五年・法律第四一号 日本興業銀行外二銀行ノ对支借款関係債務ノ整理ニ関スル法律」A03021587300。

法律第四十一号(大正十五年三月三一〇日公布)

第一条

政府ハ日本興業銀行、台湾銀行及朝鮮銀行(以下三銀行ト称ス)ヲシテ左ノ各号ノ借款前提及借款ニ関シノ負担スル債務ノ整理ヲ為サシムル為三銀行ニ対シ本法ノ定

- 第六條
- 第五條
- 第四條
- 第三條
- 第二條
- 一、 三銀行ノ中華民國政府ニ対スル大正七年六月一八日契約ノ吉会鉄道借款前提一千万円、大正七年九月二一八日契約ノ滿蒙四鉄道借款前貸二千万円及山東二鉄道借款前貸二千万円
- 二、 中華匯業銀行ノ中華民國政府ニ対スル大正七年四月三一〇日契約ノ有線電信借款二千万円及大正七年八月二日契約ノ黒吉兩省金鉞森林借款三千万円ノ資金調達ノ為ニ為シタル三銀行ノ同行ニ対スル借款
- 本法ニ依リ三銀行ノ整理スヘキ債務及その金額ハ左ノ各号ニ定ムルモノトス
- 一、 第三回政府保証興業債券二千万円、第四回政府保証興業債券三千万円、第五回政府保証興業債券米貨二千二百万弗及第八十一回興業債券四百六十七万円ノ元利支払ニ必要ナル金額
- 二、 前号ノ外第一条ノ借款前提及借款ニ関シ三銀行ノ負担シタル金額四千万二千五百三十五円
- 政府ハ三銀行カ第四回政府保証興業債券及第八十一回興業債券ヲ直ニ買入償還スル為必要ナル金順ニ相当スル価額ノ五分利附国債證券ヲ三銀行ニ対シ其ノ負担順ニ応シ交付ス
- 政府ハ三銀行カ第三回及第五回政府保証興業債券ヲ其ノ償還期ニ於テ償還スル為必要ナル金額ニ相当スル価額ノ五分利附国債證券ヲ三銀行ニ対シ其ノ負担額ニ応ジ交付ス前項ノ規定ニ依リ国債證券ヲ交付スル迄政府ハ前項ノ興業債券ノ利子支払ニ必要ナル金額ヲ其ノ支払期ニ於テ三銀行ニ対シ其ノ負担額ニ応シ現金ヲ以テ交付ス
- 政府ハ三銀行カ第二条第二号ニ規定スル債務ヲ直ニ整理スル為必要ナル価額ノ五分利附国債證券ヲ三銀行ニ対シ其ノ負担順ニ応シ交付ス
- 政府ハ本法ニ依リ三銀行ニ交付スル為一億四千四百万円ヲ限度トシ公債ヲ発行スル

第七条

コトヲ得前項ノ規定ニ依ル公債ノ発行価格差減額ヲ補填スル為必要アル場合ニ於テハ前項ノ制限以外ニ公債ヲ発行スルコトヲ得

第八条

本法施行後三銀行カ中華民國政府又ハ中華匯業銀行ヨリ第一条ノ借款前貸及借款並左ノ各号ノ借款ニ関シ元利金ノ支払ヲ受ケタルトキハ直ニ之ヲ政府ニ納付スヘシ  
三銀行ハ第一条各号及前条各号ノ借款前貸及借款ニ関ル一切ノ事項ニ付政府ノ指揮命令ヲ受クヘシ

第九条

本法ニ依リ交付スル国債證券ノ交付価格ハ時価ヲ参酌シテ大蔵大臣之ヲ定ム  
附 則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(一〇八) 前掲「西原借款を論ス」『西原借款資料研究』東京大学出版会（一九七二年）四七九頁。

(一〇九) 同上書四八六頁。

(一一〇) 同上書四八六頁。

(一一一) 岡部三郎「西原借款を論ず」四九〇頁上段二十三行目。

(一一二) 同上書（四九三頁下段一一行目）。

表五. 六 西原借款の借款条件

借款名	成立期間	債権者	金額(円)	利率	利払時期	資金の出所
第一次交通銀行借款	大正6年 1月20日	興業台湾朝鮮	5,000,000	7.5	1月10日 7月10日	三銀行
第二次交通銀行借款	大正6年 9月28日	興業台湾朝鮮	20,000,000	7.5 現 月7 厘	1月15日 7月15日	総額 20,000,000 円預金部
有線電信借款	大正7年 4月30日	興業台湾朝鮮	20,000,000	7	1月15日 7月15日	総額 100,000,000 円内 95,000,000 円政府保証 興業債券募 集金 5,000,000 円預金部
吉会鉄道借款前貸金	大正7年 6月18日	興業台湾朝鮮	10,000,000	7.5	6月18日 12月18日	
黒吉林鈔借款	大正7年 8月2日	興業台湾朝鮮	30,000,000	7.5	1月15日 7月15日	
満蒙四鉄道借款	大正7年 9月18日	興業台湾朝鮮	20,000,000	8	4月5日 10月5日	
山東二鉄道借款	大正7年 9月18日	興業台湾朝鮮	20,000,000	8	4月5日 10月5日	
参戦借款	大正7年 9月28日	興業台湾朝鮮	20,000,000	7	9月16日	総額 52081548.02 円元臨時国 庫證券収入 金特別会計 (但参戦借款 ハ当初預金 部)現時一般 会計
兵器代借款	大正6年 12月20日	泰平組合	32,081,548	7	9月13日	
計			137,081,548			

出所:勝田龍夫『中国借款と勝田主計』ダイヤモンド社(1972年)一七九頁〜一八〇頁。

第五章 日本から中国への兵器輸出

表五. 七 中央政府と泰平組合の契約額概要一 (大正六年一月三〇日)

中央政府分

品目	数	単価 (元)	契約額	合計 (元)
三八式歩兵 (銃剣共)	40,000	54.6	2,184,000.00	
同弾丸	8,000,000	1,105.00	884,000.00	3,068,000.00
三八式脚架機関銃	120	2,131.31	255,757.20	
同付属品	1		119,054.00	
同弾丸	6,000,001	1,235.00	741,000.00	1,115,811.20
六式砲身後座山砲	120	7,800.00	936,000.00	
同付属品	1		687,362.00	
同榴散弾	72,000	35.75	2,574,000.00	
同榴散弾	72,000	35.75	2,574,000.00	
同榴弾	12,000	78	936,000.00	5,133,362.00
三八式砲身後座野砲	120	11,700.00	1,404,000.00	
同付属品	1		5,437,042.00	
同榴散弾	72,000	39.65	74,880.00	5,511,922.00
十五珊重砲	8	15,600.00	124,800.00	
同付属品	1		45,292.00	
同砲弾	4,800	78	74,880.00	244,972.00
十二珊重砲	12	13,000.00	156,000.00	
同付属品	1		297,514.10	
同砲弾	7,200	50.7	121,680.00	575,194.10
合計				15,649,261.30
値引後			0.95	14,866,798.24

出所: 「泰平組合兵器第三次売込契約書」「本邦ニ於ケル各国兵器需品其他調達関係雑件」  
B07090286800 (第九一画像目～六一〇二画像目) より筆者作成。

表五. 八 中央政府と泰平組合の契約額概要二（大正六年一二月三〇日）  
中央政府追加

三八式脚架機関銃	54	2,131.31	115,090.74	
同付属品	1		49,010.60	
同弾丸	2,000,000	1,235.00	33,345.00	202,914.04
六式山砲	36	7,800.00	280,800.00	
同付属品	1		206,820.60	
同榴散弾	10,800	35.7	385,560.00	
同榴弾	10,800	78	140,400.00	1,013,580.60
三八式野砲	36	11700	421,200.00	
同付属品	1		761,236.60	
同砲弾	10,800	39	42,820.00	1,225,256.60
合計				2,441,751.24
値引後			0.95	2,319,663.68
契約総額				18,091,012.54
実契約額				17,186,461.92

出所：「泰平組合兵器第三次売込契約書」「本邦ニ於ケル各国兵器需品其他調達関係雑件」  
B07090286800（第九一画像目～六一〇二画像目）より筆者作成。

第五章 日本から中国への兵器輸出

表五. 九 大正七年七月三十一日中央政府第二回兵器注文分

品目	要求員数	陸軍私下金額 (円)		売渡金額 (元)	
		価格	合計	単価	供給価格
三八式歩兵銃	85,000	42	3,570,000	54.6	4,641,000.00
同実包	67500K	850	5737.5	1105	7,458,750.00
三八式機関銃	198	1685	333,630	2131.31	421,999.38
同実包	9900K	950	940,500	1235	1,222,650.00
同器具箱	33	390	12,870	507	16,731.00
同弾薬箱	594	39.5	23,463	51.35	30,501.90
同駄馬具銃用	198	140	27,720	182	36,036.00
同駄馬具器具箱	33	136	4,488	176.8	5,834.40
同駄馬具弾薬箱	627	139	87,153	180.7	113,298.90
三十年式乗馬具	165	135	22,275	175.5	28,957.50
六年式砲車	162	6000	972,000	7800	1,263,600.00
榴散弾	81,000	27	2,227,500	35.75	2,895,750.00
榴弾	16,200	60	972,000	78	1,263,600.00
弾薬箱	648	60	38,880	78	50,544.00
第一器具箱	162	468	75,816	608.4	98,560.80
第二器具箱	162	195	31,590	253.5	41,067.00
第一～四予備器具箱	108		27,729		78,308.10
携行予備品	27	338	9,126	439.4	11,863.80
土工器具	27	420	11,340	546	14,742.00
駄馬具砲身用	324	186	60,264	241.8	78,343.20
駄馬具托架用	324	186	60,264	241.8	78,343.20
駄馬具大架用	324	209	67,716	271.7	88,030.80
駄馬具弾薬箱用	756	131	99,036	170.3	128,746.80
駄馬具器具缶用	54	13	7,074	170.3	9,196.20
三十年式乗馬具	378	135	51,030	175.5	66,339.00
三八年式砲車	72	9000	648,000	11700	842,400.00
弾薬車	108	1670	180,360	2171	234,468.00
予備品車	12	2990	35,880	3887	46,644.00
砲兵輓馬具	578		60,288		251,347.20
三十年式乗馬具	372	135	50,220	175.5	65,286.00
三八式野砲榴散弾	36,000	30.5	1,098,000	39.65	1,427,400.00
榴弾	7,200	63	453,600	82	590,400.00
合計			18,162,876	60	23,600,739.18

出所:「中央 第二回 兵器契約」B07090286900 (第七三～七九及第八一～八二画像)。



表五. 一〇 大正七年十二月二十六日時点での未出荷兵器表（陸軍調）

品目	供給価格（元）	大正7年12月26日時点 未納分		
		納入済	未納分	未納金額（元）
三八式歩兵銃	4,641,000.00	30,000	55,000	3,003,000.00
同実包	7,458,750.00	27,785,600	39,714,400	4,388,441.20
三八式機関銃	421,999.38	80	118	251,494.58
同実包	1,222,650.00	1,800,000	8,100,000	1,000,350.00
同器具箱	16,731.00	5	28	14,196.00
同弾薬箱	30,501.90	90	504	25,880.40
同駄馬具銃用	36,036.00	30	168	30,576.00
同駄馬具器具箱用	5,834.40	5	28	4,950.40
同駄馬具弾薬箱用	113,298.90	90	537	97,035.90
三十年式乗馬具	160,582.50	49	866	151,983.00
六年式砲車	1,263,600.00	49	113	881,400.00
榴散弾	4,182,750.00	41,000	76,000	2,717,000.00
榴弾	1,263,600.00	0	16,200	1,263,600.00
弾薬箱（榴弾）	8,424.00	0	108	8,424.00
弾薬箱（榴散弾）	42,120.00	0	540	42,120.00
第一,二器具箱	139,627.80	0	162	139,627.80
第一～四備器具箱	78,311.10	0	27	78,311.10
携行予備品	11,863.80	0	27	11,863.80
土工器具	14,742.00	18	9	4,914.00
駄馬具計	373,464.00	275	1451	310,154.00
駄馬具器具缶用	9,196.20	8	46	7,833.80
三八年式砲車	842,400.00	44	28	327,600.00
弾薬車	234,468.00	0	108	234,468.00
予備品車	46,644.00	12	0	0
砲兵輓馬具	251,347.20	0	192	251,347.20
三八式野砲榴弾	590,400.00	0	7,200	590,400.00
合計	23,460,339.18			15,836,968.18

出所:「實際積出シタルモノ及算額数照表」「本邦ニ於ケル各国兵器需品其他調達関係雜件」  
B07090287000（第六一画像目～六二画面目）より筆者作成。

第五章 日本から中国への兵器輸出

表五. 一一 大正十一年度列強対支兵器売込調査

供給国	米、伊、独、仏、露、丁	米、英、伊	伊、独
供給先	満洲	北支那	広東
火炮		野砲 12 門	火炮 2 門
砲弾	爆弾 14 万発 狙撃砲弾 5000 発 山砲砲弾 4000 発 7.7cm砲弾 1 万発 武器弾薬 90 万発	弾薬 7 輻分 砲弾 1 万発 砲弾 1600 発	爆弾 200 発
小銃	レミントン歩兵銃 2 万挺 モーゼル銃 800 挺 露式銃 00 挺 小銃 6 万 550 挺 拳銃 850 挺	小銃 16200 挺	小銃 3 千挺
小銃弾	手榴弾 5 万 3 千発 小銃弾 545 万 1 千発 弾薬 2 貨車分	手榴弾 8 千発 小銃弾 8 百万発	
機関銃	機関銃 34 挺 機関銃弾 151 万発 飛行機用機関銃 8 丁	機関銃 16 挺 機関銃弾 400 万発	
飛行機	15 台		
軍用機材及び通信機材	タンク 4 台 武器 ボギー車 16 輻分 無線電信電話 12 組 最新無線機 4 基 電話機 326 個 被覆線 400Km 鉄条網用鉄線 1 万円分	兵器 250 万円	多数兵器
兵器製造機	被■製造機 1 万 7 千円 小銃製造機 大砲製造機 砲弾製造機 機関銃製造機	兵器製造機 1500 包分	

出所: 「対支列国兵器輸入状況」 「密大日記 大正十二年 六冊の内第五冊」

C03022621200

表五. 一二 ドイツ汽船による武器密輸入

(昭和二年一月十二日在青島総領事)

行き先	品種	箱数	重量 (kg)
泰皇島	モーゼル拳銃	10	1,076
	モーゼル拳銃弾	180	12,700
上海	機関銃及び付属品	13	1,205
	革帯	7	723
	モーゼル拳銃	10	1,219
	モーゼル拳銃弾	50	3,450
	拳銃及び付属品	50	1,310
	機関銃及び付属品	65	5,660
	機関銃及び付属品	5	4,145
	ベル具万式自動拳銃	31	3,806
	軍需品	7	555
	自動拳銃	2	181
福州	弾丸	32	1,952
	自動拳銃	2	212
	弾丸	1956	86,697
	小銃	92	5,055
	革帯	2	375
	小銃	56	6,151
	モーゼル拳銃	2	245
	弾丸	2	4,165
	自動拳銃	4	463
	弾丸	14	1,036
	自動拳銃	1	16
	弾丸	1	29
	自動拳銃	1	115
舟山島	明治38年式小銃弾	348	14,700
	弾盆	1	
太沽	軍用飛行機	1	4,053

出所: 「ドイツ汽船ノ武器密輸入ニ関スル件」

「昭和二年 密大日記 六冊ノ内第二冊」

C01003723400 (第六画像目から第一〇画像目) から筆者作成。



## 第六章

### 日本から満州国への兵器輸出



日本が泰平組合を通じて中国に輸出していた兵器が武器輸出禁止協定で停止したことで、日本は張作霖に兵器工場を設立することを認めた。その結果、建設を開始した工場が東三省兵工廠であった。本章は東三省兵工廠の概要と、陸軍は満州事変により兵工廠を接収し直ちに利用計画を立て新たな組織として復旧し関東軍の管理のもと奉天造兵所となつてゆく様子を明らかにしてゆく。その後、奉天造兵所は満洲国に移管することになるが、満洲国の国防を担当することになった関東軍は独自の工廠を建設して行く様子などもあきらかにする。

## 第一節 東三省兵工廠の概要

日本政府は大正八（一九一九）年四月に北京外交団と取り決めた対中国武器輸出禁止協定に従い兵器供給を停止した。日本からの兵器供給に頼っていた張作霖は困惑し供給を継続するように日本政府に強く求めたが北京外交団との取り決めを盾に要求に応じることはなかった。しかし満洲は張作霖の支配下にあることと、日本の特殊權益が重なる地域であるため大正一〇（一九二一）年五月一七日に日本政府は張作霖が関外へ進出せず満洲の安定に尽力することを条件に兵器製造工場の設立を認めた。兵器工場の名称は「東三省兵工廠」といい、着工後も幾度か計画を変更し拡張が続いたことから、当時の中国では規模と設備で最も進んだ工廠となった。しかし、工廠の充実とともに張作霖は関外進出を加速させ軍事費が増大したこ

第六章 日本から満州国への兵器輸出

とから徴税を強化し  
 通貨発行量を増やし  
 たため流通は停滞し  
 東三省経済は壊滅的  
 な状態に陥った。そ  
 のため張作霖の強引  
 な満洲支配と関外進  
 出に内外共に不満が  
 募って不穏な状況と  
 なった。  
 大正一四（一九二  
 五）年一月に張作  
 霖が信頼する部下の  
 一人であった郭松齡  
 は馮玉祥と密約を結  
 び張作霖に反旗を翻  
 し奉天に向かい急速  
 な進撃を開始した。

表六. 一 東三省兵工廠製造能力(大正一五年四月調)

廠別	製造品目	一日ノ製造能力		職工数	摘要
		平時	戦時		
槍廠	三八式小銃、機関銃	20 挺	25 挺	700	機関銃製造機未着
砲廠	野砲(クルップ式)			400	野砲八目下三日ニ一門トス
槍弾廠	三八式実包	16 万発	20 万発	1400	平時十時間勤務(時期ニ依り長短アリ)戦時十六時間勤務
	モーゼル銃実包	3 万発	4 万発		
砲弾廠	火砲十五榴弾投下用砲弾 75 野平射砲 373	600 発	700 発	800	同上
薬廠	砲弾及実包火薬			300	砲弾及実包火薬等ノ全部ヲ各廠ニ補給ス
機器廠	一般機械製造			300	戦時中機械砲弾廠ノ一部職工ハ槍弾廠ニ使用
銅廠	主トシテ砲弾鋳物			300	砲弾廠ニ要スル鋳物ノ補給ヲナス
化驗廠	迫撃砲同砲弾	3 門	5 門	300	毒瓦斯八目下作製セス
	毒瓦斯弾	300 発	300 発		
火工廠					現在設備ナシ

出所:「張郭戦史送附ノ件」「密大日記 一大正十五年 六冊の内第六冊」  
 C03022778300(第七六八画像目)より筆者作成。



事態の急進展に驚いた張作霖は東三省兵工廠の警備を関東軍に依頼し、身の安全を図るため行方を晦ますことになった。依頼を受けた関東軍は、兵工廠内部に立ち入り設備や生産状況を限なく調査しその全容を把握することになった。

大正一五（一九二六）年四月一七日関東軍参謀長は陸軍次官津野一輔に「張郭戦史」（二）という東三省兵工廠を警備した時の調査報告書を作成し送付した。この報告書は、郭松齡軍と張作霖軍の戦闘状況等を詳しく報告したものであるが、日本軍が東三省兵工廠を警備した折にその設備や稼働の状況を仔細に纏めたものである。それによれば東三省兵工廠の組織は、工務処、材料処、審檢処、文壳科、會計科、庶務科、衛隊、医務処、調査所、槍彈所、砲彈所、槍廠、砲廠、銅廠、葉廠、化驗廠、機器廠、火工廠であった。小銃の日産は二〇挺から二五挺、彈丸は一六万發から二〇万發の生産が可能であった。陸軍が調査した東三省兵工廠の生産能力を「表六、二一 東三省兵工廠製造能力（大正一五年四月調）」として掲げておいた。尚、砲彈廠は大亨公司鉄工廠及び大連機械製作所奉天出張所に製造させていた。その製造能力は、大亨公司鉄工廠が一五〇名で彈藥車を一日に二三両製造し、大連機械製作所は一六〇名で七珊野砲彈筒を一日に四二〇個を製造していた（二）。

「張郭戦史」ではその他に東三省兵工廠が製造し交付した彈藥を、奉天軍が郭松齡や張学良を派遣して行った南方作戦を第一期、郭松齡との戦闘時時期を第二期に分けて纏め検討している。それによれば、南方作戦開始時に供給した彈藥は、

野山砲鋼性銚榴彈

約万二〇〇〇發

は、  
であつた。大正一四（一九二五）年二月四日から同月二四日までの第二期に供給した弾薬

同榴霰弾	約二〇〇〇発、
十三年式野砲鋼性銃榴弾	約一万一二〇発
同榴霰弾	約三五〇〇発
十三年式山砲鋼性銃榴弾	約四九二〇発
同榴霰弾	約二四〇〇発

十三年式野砲鋼性銃榴弾	一万四四〇〇発
同榴霰弾	約四〇四〇発
十三年式山砲鋼性銃榴弾	約一万五一七〇発
同榴霰弾	約三二一〇発
克式野砲鋼性銃榴弾	三二一〇発
同榴散弾	九〇四〇発
十五珊留弾砲鋼性銃榴弾	二七九九発
三十七耗平射砲	二二八〇発
飛行機用焼夷弾	三〇〇〇発

であつた。このため、郭松齡軍と対峙した奉天軍は重砲一門に約二〇〇〇発、野砲一門に約

五〇〇発、山砲一門に四〇〇発の弾丸を有していた<sup>(三)</sup>。第一期と第二期を比較すると、弾丸供給量は反乱後が上回っている。これは、奉天軍が郭松齡軍を迎え撃つために十分な量の弾丸を短期間に準備できる東三省兵工廠があつたため可能となつたのである。

郭松齡も東三省兵工廠の軍事的重要性を十分に認識していた一人である。郭松齡軍も反乱前は同じ兵工廠から弾丸などの供給を受けていたが、反乱後は当然のこととして供給は途絶えていた。そのため、反乱をおこすと一直線に奉天を目指すことになつた。目標は奉天城東側にある東三省兵工廠であつた。いち早くこの工廠を抑えることで軍隊装備の補充強化を狙つたが、満鉄線を警備する日本軍に阻まれ力尽きてしまつた。

## 第二節 東三省兵工廠の接収

昭和六（一九三一）年九月一八日の満洲事変勃発後、関東軍は東三省兵工廠を接収し管理下におくことになつた。この時の事情を、昭和八（一九三三）年三月一三日付の関東軍野戦兵器廠から陸軍への報告書「遼寧兵器工廠ノ状況調査」<sup>(四)</sup>で見てみる。

工廠の土地建物は、敷地総面積は約七〇万坪で大阪工廠の約三倍の広さを有し、延べ床面積は七万坪であつた。また、兵工廠の組織は、槍廠、砲廠、槍彈廠、砲彈廠、火具廠、鑄造廠、葉廠火、迫撃砲廠の八部門を有し、職工数は北大営の迫撃砲廠を含めて一万三〇〇〇人

に達していたであろうとしている。また、その職工の質については陸軍造兵廠に比べたら著しくレベルが低いとしている。兵工廠で生産された兵器品目は、小銃及び機関砲、平射歩兵砲、野山砲及び騎砲ならびに七・五cm高射砲、一〇・五cm榴弾砲及び一〇cm加農砲、軽重迫撃砲、実包及び弾丸、無煙薬及び硝酸・硫酸であった。そのほか、兵工廠内に残されていた設備は、機械類はほぼ完全に残っていたが精密測定機器や理化学試験機は見る影もなく破壊されていた。兵工廠の建設資金は大正一二（一九二三）年から昭和四（一九二九）年の七年間に毎年一五〇〇万元から二〇〇〇万元を投入して建設したが、調査時の評価額は一九〇〇万円ほどになっていた。また各年度の経費は一五〇〇万円の予算であったらしいが、幹部の着服により実際は一三〇〇万元以下とみている。

陸軍は東三省兵工廠接收解除後、民間会社を設立してその受け皿とすることを考えていた。そのため昭和七（一九三二）年七月七日に予備役陸軍中将黒崎延次郎を兵工廠調査団々長として派遣し具体的な調査並び準備を行わせることにした<sup>(五)</sup>。そのほかの団員は、

副団長	高橋佐太郎科研第二部長
小銃機関銃担当	高橋源治中尉
実包火具担当	加瀬恭一少佐
火薬担当	今井善治中佐
自動車担当	今井貞治少佐
設備	松本古一郎技師（外技手五名）

が任命された。

続いて同年七月一日には、陸軍は調査団々長に具体的な兵工廠処置方針を伝えている<sup>(六)</sup>。それによれば、満洲国承認後は、日本政府及び民間の共同出資で株式会社を組織し関東軍司令官の監督の下に兵工廠の運営を任せる。ただし、満洲国承認以前は軍部指導の下に上記株式会社の前身となる経営組織を新設し兵工廠の管理運営に当たらせる。そして残存設備を改善維持し、平時における軍需品及び満蒙開拓に必要な資材の生産に利用するというものであった。

この残存設備の改善維持を行う会社の運営資金としては、日本政府は新会社から兵器や弾薬を購入する時は代金を前払いするだけでなく、貸し付けも行うという破格の優遇を準備していた。運営費金の借り入れについては、日本政府は、その調達先として三井物産と大倉商事の共同出資とことで既に交渉を開始していた。資金調達先として三井物産と大倉商事の名前が挙がった理由は、三井物産と大倉商事が陸軍の肝いりで設立した泰平組合の構成員であったため新会社への出資を要請したものと考えられる。

ところで東三省兵工廠を接収した直後から、工廠設備をつかって兵器修理を行っていた会社が存在していた。昭和七(一九三二)年一〇月九日陸軍大臣から関東軍司令官に出された「兵工廠処理方案ニ関スル件」から確認することができる<sup>(七)</sup>。それによれば関東軍は、無人となつてしまった兵工廠は急速に荒廃が進んだため、陸軍が派遣した調査団が兵工廠の処置方針を決めるまで、放置しておけない状態となつたことから修理を開始することにした。修理箇

所は奉天兵器製造会社と満洲航空会社に貸与している分を除くとしている<sup>(八)</sup>。このことから、同年七月の調査委員会の設置から同年一〇月までの間に、奉天兵器製造会社とする会社が工廠の一部で稼動していたことがわかる。

ここで出てきた奉天兵器製造会社とは如何なる会社であったのかを示すものとして「大倉財閥資料」の中に「奉天造兵所登記簿謄本」とする資料がある<sup>(九)</sup>。奉天兵器製造会社の正式名称は「株式会社奉天造兵所」で、設立は昭和七（一九三二）年一〇月二十九日、登記日は昭和七（一九三二）年十一月二日、本店所在地は奉天浪速通四六番地、資本金二〇〇万円は三井物産と大倉組が出資している。営業品目は、

一、各種兵器及弾薬ノ製造修理販売

二、火薬類及其原料品ノ製造修理販売

三、諸器具機械類金属及各種材料及其製品ノ製造修理販売

であった。

しかし、ここに問題がある。工廠修理の命令が出たのは昭和七年一〇月九日で、会社設立は昭和七年一〇月二十九日である。「株式会社奉天造兵所」のまえに「奉天兵器製造会社」があって兵器修理を行っていたのである。では「奉天兵器製造会社」とはどのような会社であったのかであるが、おそらくは同年七月に調査団が工廠内に入ったころ関東軍は旧東三省兵工廠の設備を使い兵器修理を三井と大倉に依頼していたものである。まったく異なる会社で

あつたならば「株式会社奉天造兵所」が設立され営業を開始したならば「奉天兵器製造会社」は設備の引継ぎなど事務的な手続きがあつてもおかしくないが、そのような問題は起きていない。従つて満州事変直後から「奉天兵器製造会社」として臨時に営業していたが「株式会社奉天造兵所」を設立したことで役目を終えたのであろう。

話を新たに設立した「株式会社奉天造兵所」の話に戻す。

新会社の所在地であるが、昭和八（一九三三）五月一五日付第一回定時株主総会招集通知書には、株主総会の開催場所が「東京都麹町区丸ノ内二丁目十四番地 株式会社奉天造兵所 東京出張所」（二〇）となっている。昭和六（一九三一）年二月五日に山田進一泰平組合理事長から緒方勝一陸軍砲兵廠長官宛に提出した「払下御願」に記載された住所は、やはり「東京都麹町区丸ノ内二丁目十四番地」なのである（二二）。また、「払下御願」を書いた便箋には泰平組合の電話番号が「丸の内（二二三）八四一、八四二、八四三（夜間用）、四六三〇」と印刷してある。奉天造兵所東京出張所の電話番号は泰平組合と同じ電話番号を利用していたのである（二二）。従つて、泰平組合と奉天造兵所東京出張所は、同一の事務所での電話を使用していたことと、奉天造兵所の資本金は三井物産と大倉組が折半で出資していることから、奉天造兵所は泰平組合の子会社に当たると考えられる。

関東軍が株式会社奉天造兵所にどのような役割を期待していたかについて、再度「兵工廠処理方案ニ関スル件」から見てみる。それによれば、株式会社奉天造兵所は平時において

在満の陸軍部隊が必要とする軍需品製造と修理及び満洲国保安隊、護路警察隊が必要とする兵器及び弾薬の製造供給、そして、余剰の設備を使い満洲産業の開発に必要な飛行機、自動車、火薬、農具の修理生産であった(二三)。平時における設備利用計画と製造金額は、

在満日本陸軍の兵器修理 一六万五〇〇〇円

在満日本陸軍のための弾薬製造 一一〇万円

保安隊・護路(一五万名)の兵器修理 九万円

保安隊・護路弾薬製造 一〇〇万円

民需として飛行機・自動車・通信機の修理 一〇万円

鉦山用爆薬(硝安)の製造 三〇万円

農具類・灌漑用ポンプ・鉄道車両 二〇万円

を予定していた。その結果、平時には二九五万五〇〇〇円の製造売り上げを見込んでいた。また残された設備の利用計画は、実包製造所は実包の製造と修理、火薬製造所は火薬の製造と鉦山用爆薬の製造、迫撃砲廠は一般兵器の修理、自動車の修理、一般民需品の製造とし、その他の設備は閉鎖することになった。

戦時における奉天造兵所の利用法としては、新しい会社を陸軍の大修理工場として利用すると共に、大規模な軍需品製造を行うことを計画していた(二四)。月間製造数は、

小銃 八四〇〇挺



軽機関銃 二〇〇挺  
 重機関銃 六〇挺  
 各種実包 二〇〇〇万発

の製造を計画していた。これらを纏めたのが「表六・三 東三省兵工廠戦時利用計」である。

陸軍は奉天造兵所に強い期待を寄せていたことを示すものとして昭和八年（一九三三）年五月二三日副官から陸軍兵器本廠長宛の通牒「奉天造兵所ニ対スル兵器注文ニ関スル件」<sup>(一五)</sup>がある。それによれば、株式会社奉天造兵所は戦時に国軍の第一線兵器製造所として活躍が期待されるので、平時より同社を培養するため兵器注文を行うよう指示をだしている。

奉天造兵所の受注状況を示すものとして昭和九（一九一四）年二月二七日付の「兵器注文引受製造認可ノ件」<sup>(一六)</sup>がある。その中で、陸軍は奉天造兵所に四一式山砲一〇門、十一年式軽機関銃六〇

表六. 三 東三省兵工廠戦時利用計

製造所	事変前	設備様式	平時最大	戦時希望最大
小銃製造所	小銃 軽機関 重機関	塙・獨式 日本式	4,200 挺	8,400
			100	20
			30	6
火砲製造所	小口径 大中口	日・獨式	8 門	20
			1	戦車火砲修理
銃砲製造所	各種実	日・獨式	1,000 万	2,000 万
弾丸製造所	中小口径 大口径	日・獨式	42,000 発	85,0
			300	
火具製造所	瞬発信	日・獨式	60,000 個	120
火薬製造所	無煙火 茶褐薬 酸	日本式	28,000 kg	36
			28,000	36
			140,000	28
鉄材製造所	鉄・鋼鋸	塙国式		
迫撃砲製造所	迫撃砲 同砲弾	英国式	20 門	自動車 12 台 飛行機修理
			3,000 発	

出所：「戦時兵工廠利用計画案」「昭和九年陸満密綴第七号」

C01002976400（第一六画像目）から筆者作成。

第六章 日本から満洲国への兵器輸出

挺、十三年式機関銃七〇挺等の注文を行った。

また昭和一〇（一九一五）

年一二月四日奉天造兵所は、兵器図面の払下げを願い出るまでになつていった（一七）。

その後も陸軍は、昭和一一（一九一六）年一月四日には三八式歩兵銃一〇〇〇挺の注文（一八）を、昭和一一（一九一

六）年三月二七日には三八式歩兵銃二五〇〇挺の注文（一九）を出している。ところで、泰平組合が満洲国に輸出した兵器の、ほとんどは奉天造兵所で製造する兵器の部品であつ

た。理由は満洲に兵器製造工場があることから日本から輸出する必要はなくなったのである。そのため泰平組合が輸出するものは、兵器の部品だけで組合を設立した目的は失われつつあ

表六. 四 泰平組合から満洲国への兵器輸出

契約年月日	品目	武器名	数量
昭和9年2月23日	三十八式歩兵銃	銃床	500
		上帯	60
		下帯	200
		照星	100
		遊底覆	30
		円筒	2,000
		撃莖	3,000
		撃莖駐脚	300
		撃莖発條	200
		表尺飯	300
		遊標	500
		遊標駐鉤	300
		遊標駐鉤発條	100
		遊標駐鉤駐螺	300
		十一年式軽機関銃	活塞
	円筒		5
	複坐発條		15
	門子		12
	門子受		5
	三八式歩兵銃	撃莖	50
抽筒子		15	
抽筒子発條		30	
尾筒底駐栓		5	
銃床		3	

出所：「兵器部品払下ノ件」昭和九年 密大日記 第二冊』

C01007474400 及 C01001994700 より作成。

った。(「表六・五 泰平組合から満洲国への兵器輸出」参考)。

### 第三節 東三省兵工廠の復旧と奉天造兵所の設立

東三省兵工廠接收後、その復旧と生産再開がどのように行われたかは『関東軍火工廠史 前編』(二〇)で確認することが出来る。それによれば、火薬製造所の復旧開始は満州事変の翌年の昭和七(一九三二)年一月一二日に火薬製造所の基幹工及び職員総勢一六二名が奉天に到着したことから始まる。兵工廠処置調査団の一員でもあった今井善治中佐を所長とし、ほかの職員は陸軍砲兵工廠に勤務していたものが退職して応募したものであった。職員の出身工廠は、板橋、宇治、忠海など火薬製造を専門にしているところであった。集まった職員が兵工廠に到着したときの残存工場は、無煙火薬、硝安爆薬、TNTの製造工場と、硫酸廠、塩酸廠、化驗廠と付属設備であった。これらの工場の状況とその後の復旧状態を各工場別に見てみると以下ようになる。

無煙火薬工場は、接收時にはほぼ完成しており、必要設備も整備されていた。この工場に設置されていた活性炭素法による溶剤回収設備は日本にはないものであったが、この運転方法を探るために一度すべてを解体し洗浄してその機能と運転法を調べた。他の機械類も同様に解体清掃を行い若干の設備を増設することで対応したため、比較的短期間のうちに整備が

終了した。その結果、昭和八（一九三三）年末には製造を開始することが出来るようになった。その後も、随時、量産体制に必要な手段を講じることによって昭和九（一九三四）年五月には当初予定の生産量を達成することが出来た。

また、硝安工場では爆薬の製造を計画し比較的短時間に製造を再開することが出来た。原料の硝酸アンモニアは日本から輸入しニトロナフタリンは鞍山製鉄所よりナフタリンを購入して自製した。TNT工場は、無煙火薬、硝安火薬の製造が軌道に乗った後の昭和一〇（一九三五）年九月に旧炸薬廠の復旧に着手し、まず設置されていた機器の修理と家屋の補修を行うと共に、日産五〇〇kg製造が可能なTNT製造設備及び廃酸回収設備を平行して建設した。この結果、昭和一一（一九三六）年六月より製造を開始することになった。この修復した炸薬廠は渾河河畔にあり北隣に満洲国の阿片廠が建設された場所であった。

硫酸廠（綿火薬廠）は満洲事変当時建設途中であった。そのため、整備は行わないことになった。この硫酸廠は、建屋以外見るべきものがなかったために、他に転用されることもなくそのまま放置されていた。その後、満洲火薬株式会社がこの建物を購入し、硝安爆薬を製造する同社奉天製造所として利用することになった。前述の炸薬廠も後に同社に移管されている。

塩素廠は直接火薬工業と関係がないので復旧は行わず、大連の大和染料（株）が工場取得を希望していたので譲渡した。その後、大和染料奉天工場として昭和一二（一九三七）年五月に創業を開始している。化驗廠は、土地も狭く建物も荒廃していたため場内にあった危

除物を処理した後、満洲国に返還した。後日、満洲国造幣廠印刷局の倉庫として使用された模様である。

上記のように東三省兵工廠の復旧工事を開始している時、関東軍はただ単に復旧するだけでなく大幅な改造を行いたいと昭和八（一九三三）年六月二八日付けで関東軍参謀長から陸軍次官に問い合わせている（二二）。これに対し同年七月一八日陸軍次官からの回答は、東三省兵工廠は満蒙委員会の議決する兵工廠処理方針と、日滿交換公文書や関東軍司令官が会社発起人にあたる指示が出るまでは現状方針に変更はないことを伝えた。そして抜本的改造は復旧後の試運転の状況や造兵所の一年間の業績を見てから処理を決めるとにした。関東軍は全満洲の産業方針が決定するまでは奉天砲兵工廠だけを優先して進める心算はなかった。

その後、旧兵工廠の復旧の目途が立ち、生産も順調に推移したことから陸軍は、昭和一一（一九三六）年五月二〇日付けで関東軍野戦兵器廠が管理し奉天造兵所に貸与していた押収器具機器を満洲国に条件付で返付することを関東軍参謀に到達している（二三）。返還の付帯条件は、満洲国は引続き奉天造兵所に貸し出すというものであった。そして、昭和一三（一九三八）年一〇月二六日（二四）に返還された。引き継がれた器具機械は接收時八九九六台あったが内三一八台を廃品としたため総数は八六七八台となった。残存機器の査定価格は七九六万九八二三円であった。設備復旧の動きと平行して満洲国は、昭和一〇（一九三五）年に火薬取締法などの諸法律を整備制度化すると共に、奉天造兵所を半官半民の特殊会社とする法律の準備を始めた。

昭和一一（一九三六）年六月一六日奉天造兵所社長村瀬文雄は、新京発の電報で、新会社に付いて最新情報を奉天造兵所東京出張所に伝えてきた（二四）。その電報には、「……三井、大倉三伝へヨ……」との書き出しで始まり、新会社の資本金が四六〇万円で日本側が二三〇万円の払い込み、満洲国側は二三〇万円の現物出資と決定したことを伝えてきた。また、新会社法が昭和一一（一九三六）年七月二日公布され、その一週間後に新会社設立委員会ができる見込みのため、株式の払い込み準備や旧会社となる奉天造兵所の清算手続等の準備を促すものであった。

満洲国と日本の合弁で設立する新株式会社奉天造兵所の企業目論見書からその規模を確認しておく（二五）。その目論見書によれば、初年度は、

総販売高	六一一万四〇〇〇円
雑収入	一〇万円
収入計	六二一万四〇〇〇円
製造原価	四〇八万二〇〇〇円
営業経費	一六六万円
支出計	五七四万二〇〇〇円
差引	四七万二〇〇〇円の純利益、

となる予定であった。そして製造品は、

小口径火砲	五〇門
軽機関銃	八〇〇挺
重機関銃	一五〇挺
小銃	一万挺
小銃弾	二七〇〇万発

を予定していた。

康徳三（一九三六）年七月四日（二六）に満洲国軍政大臣名で株式会社奉天造兵所設立委員が任命され、その委員長に高橋広順実業部総務司長と星野直樹財政部次長を委員に村瀬文雄と山田進一が就任することになった。同年七月一五日に奉天造兵所の人事に関する最初の設立委員会の会合がもたれた（二七）。その会合で、社長に村瀬文雄を選出した。続いて常務理事二名は、一名を三井物産と大倉組から交互に選出し、もう一名は陸軍関係者から出すことが了解された。そのほかの了解事項は、平理事の定員は四名で、その内訳は現職の取締役一名、三井物産から一名、大倉組から一名、そして満洲側から一名を選出することになった。また幹事二名の人事は、一名は三井物産と大倉組より交互に就任し、もう一名は満洲国政府より出すことを決定した。以上のように満洲国の特殊会社である株式会社奉天造兵所に関する役員人事は、満洲事変後に設立された株式会社奉天造兵所の役員が何人かが再任されているこ

とからみて、株主構成は変わったものの会社の運営は前会社をそのまま引き継いでいた。

昭和一一（一九三六）年六月一六日奉天造兵所社長村瀬文雄が知らせてきたように、新たに設立される会社の資本金は四六〇万円、内訳は満洲国出資分が二三〇万円、民間側即ち三井物産と大倉組が資本二三〇万円を出資した（二八）。そして、満洲国は、村瀬の情報より一か月ほど後の康徳三（一九三六）年八月一〇日に「株式会社奉天造兵所法」（二九）を施行している。これによって、東三省兵工廠を接収してできた株式会社奉天造兵所は満洲国の特殊会社へと移行していった。

昭和一二（一九三七）年四月一七日に、兵工廠処分の調査団が提言していた熟練工確保のための技術者養成学校を設立することになった（三〇）。在奉天総領事盛岡正平から外務省への報告に募集概要が記されている。それによれば、技術者養成学校は中堅従業員養成のため奉天造兵所内に設け定員は一二〇名、入学条件は高等小学校第二学年を終了し在奉天父兄または保証人宅より通学できる者を対象に四年間の修業を行う。学校の授業料は免除されるほか若干の実習手当が出た。卒業後五年間は奉天造兵所勤務が義務付けられていた。修得すべき教科は修身及び公民、国語、外国語（英語と「満洲語」）、数学、理化、体育及び教練、材料工作法、応用力学、原動機、電気工学、容器法及び製図、設計法、造兵一般となっており、このほかに実習が課せられていた。



#### 第四節 南満工廠設立と奉天造兵所の合併吸収

陸軍は昭和一一（一九三六）年一二月に満洲産業開発五か年計画を策定した。昭和一二（一九三七）年九月一五日に「満洲に於ける官営工廠設立に関する件」(三三)が決定され陸軍造兵廠長官に、工廠建設準備をすることが命ぜられた。その方針として、

……第一線軍備ノ大陸進出ニ即応シテ官営生産機関ノ最モ重要ナル部門ヲ之ニ随伴セシメ  
満洲産業計画五カ年計画ノ顕現ト相俟テ……

と、「満洲産業開発五か年計画」の一環として官営兵器工場を建設することになった。官営兵器工場を満洲に建設することになった理由として昭和一二（一九三七）年七月七日に開始された日華事変は、「対ソ戦用の弾丸をも使ってしまった」(三三)とされるほど弾丸を消耗したこと等から、現地派遣軍に対し安定して兵器弾薬を供給源できる工場が必要となっていたことと、奉天造兵所を満洲国に移管したことから決定したものと考えられる。新たに建設する兵器工場は陸軍造兵廠の直轄工廠で名称を「南満工廠」とすることになった。南満工廠の設置場所は奉天近郊に一〇〇万坪の敷地を予定しており、その任務は弾丸製造供給に留まらず航空機用爆弾や戦車の製造修理などであった。その新設工廠の基幹行員は内地の工廠より転属させることで必要人員を確保することになった。

新設の工廠の生産規模は、

弾丸製造能力

小口径

月産二五万発

中口径

月産一〇万発

弾丸加工能力

小口径

月産一〇万発

中口径

月産三・五万発

爆弾加工能力

小型

月産五万発

中型

月産一万発

信管製造能力

月産六万発

火薬製造能力

各種完成弾所要炸薬の三〇%

戦車製造能力

年間三〇台

の予定であった。建設は昭和一三（一九三八）年より開始し昭和一八（一九四三）年までに完成することになっていた。その建設経費は総額二三二八万円とし、

戦車製造設備

三〇〇万円

弾丸加工設備	四四五万円
爆弾加工設備	五八八万円
弾丸搾出設備	七四〇万円
信管製造設備	一三二万円
火薬製造設備	八八万円

を計上していた。

南満工廠の建設のために昭和一三（一九三八）年五月一三日に陸軍造兵廠技術部奉天派出所が満洲国瀋陽県文官屯駅東方二〇〇メートルに設置された。派出所の所在地が駅東方二〇〇メートルとなっていることから判るように、未だ地番の付いていない瀋陽県文官屯に南満工廠は設置されることになったのである。派出所は佐官の所長、所員として将校及び技師が十名、准士官下士官及び判任官が十四名合計二十四名であった。同年七月三十一日に南満工廠が同年八月一日設立されることが決定すると建設準備のために開所していた奉天派出所は閉鎖することになった。

この頃の南満工廠建設地の周辺は高粱が生い茂る物騒な場所で、そのうえ軍の警備地区からも離れていたことから工事関係者の安全をために同年八月二〇日より従業員に警備用の兵器をもたせ建設中の工廠を警備するようになった（三三）。翌年四月一日（三四）には衛戍勤務令第一二第一項（三五）の規定により兵器の使用を許可する旨の通達が出ている。警備兵に兵器の使用を許可したことから察して、この頃より兵工廠内に必要機材の搬入が始まったと考

えられる。

昭和一四（一九三九）年八月一二日付で部隊名の改編が行われ、それまでは建設を担当している部隊長の名前から中村部隊としていたが、正式に南満工廠と名乗るようになった。その頃から南満工廠は一部稼働を開始と考えられる。しかし南満工廠の建設が必ずしも順調であったわけではない。昭和一三（一九三八）年六月九日に陸軍造兵廠長官から陸軍大臣板垣征四郎に対し建設工事の変更を願ひ出ている<sup>(三六)</sup>。昭和一三年に作成された南満工廠建設計画は敷地が決定しないうちに立てたため、建物を実際の場所に合わせる必要があった。また時局の関係上、弾丸工場用の機械工事棟と水道等、緊急を要する設備や建物を優先するために計画の変更を願ひ出たものであった。その結果、当初予算のうち翌年即ち昭和一四年に繰り越した総額は一一九万七〇〇〇円に達した。その後は順調に推移したようで昭和一四（一九三九）年一二月一八日に陸軍造兵廠長官から陸軍大臣畑俊六に南満工廠をさらに拡張する意見具申を行っている<sup>(三七)</sup>。その意見具申では特に「戦車作業設備増強」計画として、戦車工場は小工場主義を排除し大工場とすべきであるとし、その後は、次々と大規模な工場を建設している。そのため昭和一四年度の追加工事だけでも総額三三万九二二二円に達した。

建設方針が大規模な工場を建設することになったためか敷地面積も急拡大している。昭和一五（一九四〇）年二月二三日に陸軍造兵廠長官小須田勝造から陸軍大臣畑俊六宛に「南満工廠敷地に関する件」<sup>(三八)</sup>という報告書を提出している。それによれば昭和一三（一九三八）年度から一〇〇万坪の敷地を購入する予定であったが、昭和一三年は三〇万五〇〇〇

坪を取得したものの、翌年は六万一〇〇〇坪の取得に留まっていた。漸く昭和一五年度には一二〇万坪の取得した結果、文官屯地区は五二三万坪、瀋陽地区は一九四七万坪となり用地確保に目途を付けることになった。

その後、昭和一九（一九四四）年になると陸軍は組織変更を行うが、その際に奉天造兵所は南満工廠の委託製造先となった。

## 小括

日本政府は大正八（一九一九）年四月に北京外交団と取り決めた対中国武器輸出禁止協定に従い兵器供給を停止した。日本からの兵器供給に頼っていた張作霖は困惑し供給を継続するよう日本政府に強く求めたが北京外交団との取り決めを盾に要求に応じることはなかった。しかし満洲は張作霖の支配下にあることと、日本の特殊権益が重なる地域であるため大正一〇（一九二一）年五月一七日に日本政府は張作霖が関外へ進出せず満洲の安定に尽力することを条件に兵器製造工場設立を認めた。兵器工場の名称は「東三省兵工廠」といい、着工後も幾度か計画を変更し拡張が続いたことから、当時の中国では規模と設備で最も進んだ工廠となった。しかし、工廠の充実とともに張作霖は関外進出を加速させ軍事費が増大したことから徴税を強化し通貨発行量を増やしたため東三省経済は停滞し壊滅的な状態に陥った。

そのため張作霖の強引な満洲支配と関外進出に内外共に不満が募り不穏な状況となった。

大正一四（一九二五）年一月に張作霖が信頼する部下の一人であった郭松齡は馮玉祥と密約を結び張作霖に反旗を翻し奉天に向かい急速な進撃を開始した。事態の急進展に驚いた張作霖は東三省兵工廠の警備を関東軍に依頼し、身の安全を図るため行方を晦ますことになった。依頼を受けた関東軍は、兵工廠内部に立ち入り設備や生産状況を隈なく調査を行い全容を把握することになった。当時の東三省兵工廠は、工務処、材料処、審検処、文売科、會計科、庶務科、衛隊、医務処、調査所、槍彈所、砲彈所、槍廠、砲廠、銅廠、藥廠、化驗廠、機器廠、火工廠の各部門を備え、一日に三八式歩兵銃が平時二〇挺から二五挺で、実包は平時一六万発から二〇万発を生産する優秀な工場であった。

昭和六（一九三一）年九月一八日に満洲事変が勃発と、関東軍が最初に占拠したのが東三省兵工廠で、事変後も管理下においた。関東軍は、兵工廠の設備を活用し兵器修理や生産を行う民間に行わせる構想を持っていた。そのため昭和七（一九三二）年七月七日に予備役陸軍中将黒崎延次郎を兵工廠調査団々長に任命し残存設備を改善維持し兵器生産を再開することと、満蒙開拓に必要な資材生産が可能かを調査し立案することを命じた。昭和七（一九三二）年一〇月二九日、旧東三省兵工廠は資本金二〇〇万円を三井物産と大倉組が出資し「株式会社奉天造兵所」として新たに活動を開始することになった。奉天造兵所は関東軍の肝いりで設立した経緯から、前受金や借入等破格の優遇を受けることになった。また、泰平組合と奉天造兵所の関係は、双方の所在地が「東京都麹町区丸ノ内二丁目十四番地」となっているこ

とと、電話番号が同一であること、奉天造兵所の資本を三井と大倉で出していること等から奉天造兵所は泰平組合の子会社に当たる。

康徳三（一九三六）年八月一〇日に「株式会社奉天造兵所法」により奉天造兵所は満洲国に移管されることになった。新会社の資本金は四六〇万円、日本側が二三〇万円、満洲国側も二三〇万円とすることになった。初年度の総販売高は六一万四〇〇〇円、雑収入一〇万円、収入合計六二万四〇〇〇円、製造原価四〇八万二〇〇〇円、営業経費一六六万円で支出計五七四万二〇〇〇円、差引四七万二〇〇〇円の純利益を予定していた。営業品目は小口径火砲五〇門、軽機関銃八〇〇挺、重機関銃一五〇挺、小銃一万挺、小銃弾二七〇〇万発を製造する計画であった。

奉天造兵所を満洲国に移管した関東軍は独自の工場を持つことを計画していたが昭和一二（一九三七）年七月七日から始まった日華事変を契機として同年九月一日に陸軍造兵廠直轄南満工場を建設することになった。設置場所は奉天近郊に一〇〇万坪の敷地を取得し、建設は昭和一三（一九三八）年より開始し昭和一八（一九四三）年までに弾丸製造供給に留まらず航空機用爆弾や戦車の製造修理等を行う予定であった。建設経費は総額二三二八万円とし、戦車製造設備に三〇〇万円、弾丸加工設備に四四五万円、爆弾加工設備に五八八万円、弾丸搾出設備に七四〇万円、信管製造設備一三二万円、火薬製造設備八八万円を計上した。その後の奉天造兵所は、昭和一九（一九四四）年に陸軍が行った大規模な組織変更で南満工場の委託生産先として組み込まれ昭和二十年八月まで存続していた。

第六章 日本から満州国への兵器輸出

(注)

- (一) 「製造品並ニ製造能力」 「密大日記大正十五年六冊の内第六冊」 C0302278300 (第七六七画像目)。
  - (二) 同上 (第七六九画像目)。
  - (三) 同上 (第七七七画像目)。
  - (四) 「遼寧兵工廠ノ状況調査・関東軍野戦兵器長鈴木中佐」 「返還文書四」 A03032138600。
  - (五) 「兵工廠調査ニ関スル件」 「昭和九年 陸満密綴 第七号」 C01002976300。
  - (六) 「兵工廠処理方案」 「昭和九年 陸満密綴 第七号」 C01002976400 (第一二画像目)。
  - (七) 「兵工廠処理方案ニ関スル件」 「昭和九年 陸満密綴 第七号」 C01002976700 (第一二画像目)。
  - (八) 同上 「兵工廠処理方案ニ関スル件」 第一二画像目。
  - (九) 「奉天造兵所登記簿謄本」 (『大倉財閥資料』(二五・三四二) 一九三二年一月二日 (東京経済大学図書館蔵)。
  - (一〇) 「第一回定時株主総会召集通知書」 (『大倉財閥資料』(二五・三四二) 一九三三年五月一日 (東京経済大学図書館蔵)。
  - (一一) 「松下御願」 「昭和六年 密大日記 第一冊」 C01003949400 (第四画像目)。
  - (一二) 「奉天造兵所村瀬社長発電」 (『大倉財閥資料』二五・三四二) 一九三四年五月二七日 (東京経済大学図書館蔵)。
  - (一三) 「兵工廠処理方案ニ関スル件」 「昭和九年 陸満密綴 第七号」 C01002976700 (第八画像目)。
  - (一四) 「戦時兵工廠利用計画案」 「昭和九年 陸満密綴 第七号」 C01002976400 (第一六画像目)。
  - (一五) 「奉天造兵所ニ対スル兵器注文ニ関スル件」 「昭和八年密大日記第四冊」 C01003982100。
- 「……株式会社奉天造兵所ハ国防上戦時国軍ノ第一線兵器製造所トシテ活躍セシムル必要アルニ付



- (一六) 之カ活カヲ平時ヨリ培養保持セシムル為同社ニ対シ兵器ノ注文ヲ必要トスルニ依ル……」。  
 「兵器注文引受製造許可ノ件」 「昭和九・三・六〇九・三・三十一 満受大日記(普) 其三 一〇二」  
 C0401180000。  
 (一七) 「兵器図面払下ノ件」 「大日記乙輯昭和十年」 C01002078800。  
 (一八) 「兵器及弾薬註文引受製造認可の件」 「昭和十一・一・十七〇十一・三・十五 満受大日記(普) 其 一 一〇二」 C04012352700。  
 (一九) 「臨時報第五十一号」 「関東都督府政治状況報告並雜報 第十三卷」 B3041573600。  
 (二〇) 遼陽桜ヶ丘会編『関東軍火工廠史 前編』三〇八頁。  
 (二一) 「奉天造兵所改造方針」 「昭和八年 陸満密綴 第二十四冊の内其十七」 C01002896900 (第一画像目)。  
 (二二) 「満洲事変ニ因ル押収器具機械処理ニ関スル件」 「昭和十四年陸満大日記第十一号」 C01003446500。  
 (二三) 同上(第九画像目)。  
 (二四) 「村瀬社長電信」(『大倉財閥資料』(二五・三・四三) 一九三六年六月一六日  
 (東京経済大学図書館蔵)。  
 (二五) 「株式会社奉天造兵所 起業目論見書(五月二八日)」 『大倉財閥資料』二五・三・四三)。  
 (一九三九年一〇月四日) 東京経済大学図書館蔵。  
 (二六) 「任免及指紋」 「満洲国政府広報日譯」 A06031000600 (第四三画面目)。  
 (二七) 「奉天造兵所人事ノ件」 「昭和十一年 陸満密綴第九号 自昭和十一年七月二十一日 至同八月二二  
 日」 C01003166800。  
 (二八) 「奉天造兵所改組委員会で大綱決定」 「満洲日日新聞」 一九三六・六・一六(新聞記事文庫)。  
 (二九) 「株式会社奉天造兵所法」 「満洲国政府広報日譯」 A06031000600 (第四二画面目)。  
 (三〇) 「奉天造兵所従業員養成設置許可ノ件」 「本邦学校関係雜件 第三卷」 B04012162200。  
 (三一) 「満洲ニ於ケル官営工廠設立ニ関スル件」 C01005473100。  
 (三二) 佐藤賢了「東条英機と太平洋戦争」

- (三三) 「南満工廠ニ於テ警備ノ為兵器使用ニ関スル件」 C01005473100 (第5画面目)。
- (三四) 同上(第四画面目)。
- (三五) 「衛戍勤務令制定ノ件」 C06084925100。
- (三六) 「国防充備費工事一部計画変更実施ノ件」 C01004442700。
- (三七) 「昭和一四年度国防充備費兵器其他整備費工事追加並一部変更実施の件」 C01007194800。
- (三八) 「南満工廠敷地ニ関スル件」 C01003615000。

# 終章



本章は泰平組合の設立から解散までの全期間を通して陸軍と組合間で交わされた契約の内容や、泰平組合が行う兵器輸出に特徴的な予納制度及び輸出先等を確認しておく。最後に泰平組合が解散するに当たり精算書から全期間を通じた輸出額及び利益に付いて纏めることにする。

## 第一節 陸軍と泰平組合の契約及び期間

本節では、泰平組合が明治四一（一九〇八）年に設立されてから解散するまでの契約状況と契約更新に際しての問題点を纏めておくことにする。尚、泰平組合の契約日の概要と各契約の特徴を示した資料として「昭和六年 密大日記 第一冊」内に「泰平組合更改及継続状況一覧」（二）がある。第七回までの契約日は特に注記しない限りは、この一覧表に記載された日付を採用した。

第一回 明治四一（一九〇八）年六月九日 契約期間一〇年（契約形態 新規）

明治四一（一九〇八）年六月四日付けで陸軍大臣寺内正毅が東京及大阪砲兵工廠の製造する兵器及属品の販売を高田商会、大倉組、三井物産の三社に許可する旨の訓示が出されて泰平組合が設立された。

第二回 大正七（一九一八）年六月一〇日 契約期間五年（三）（契約形態 改正）

大正七（一九一八）年六月四日付けで組合員である三井物産、大倉組、高田商会の連名で、前回の契約にならって一〇年の契約延長を願ひ出た。しかし、陸軍内部には第二次の契約更改に際して、組合を一度解散し、適当な実業家を網羅した新たな組織員で再出発すべきとの意見があった（三）。新しい組合員予定者とされた会社や個人は、古河合名会社、三菱合名会社、原富太郎、森村市左衛門、野沢源次郎、米井源次郎、茂木惣兵衛、久原房之助、鈴木よね、住友吉左衛門、堀越善重朗、三井物産、大倉組、高田商会であった。これらに共通することは総てがイギリス、フランス、ロシア、アメリカ、インド、中国のどこかに、在外支店か出張員を有していたことである（四）。結局、新たな構成員で再出発する意見は採用されず、構成員は第一回のままとなった。また、組合は一〇年の契約年数（五）を希望していたが五年間となった（六）。契約更新の手順は、陸軍大臣が新たな訓示を出すことで前回の訓示を失効させ新組織として契約することになった。構成員は大正七（一九一八）年六月一〇日に公証人役場で公正証書を作成し陸軍に提出して認可を受けた営業を継続することになった。

最初の組合契約証書と比較して大きな変更点は通常は組合が輸出を行うが時と場合によっては陸軍が直接輸出するとしている。また組合員から連帯保証人を出すことを求めてきたことから三井物産の三井右衛門が保証人となった（七）。

第三回 大正一二（一九二三）年六月一六日 契約期間三年（八）（契約形態 改正）

第二回までは、組合発足の際に陸軍大臣から訓示が示され、その訓示にしたがって、公証人役場で構成員により契約書を作成していた。今回の訓示案は、前回訓示文の陸軍大臣名を棒線で抹消し、新たに陸軍大臣山梨半造を書き加えただけの簡単なものであった。

連帯保証を陸軍に提出することは継続しており、連帯保証人に三井守之助を指名している（九）。しかし、第三章で詳しく見たように泰平組合が輸出した兵器代金が回収不能となっても、連帯保証人に損失補てんを求めた様子はない。逆に日本政府が臨時国債を発行し帳尻を合わせている。

第四回 大正一五（一九二六）年六月一七日 契約期間一年（一〇）（契約形態 継続）

この回の契約の最大の懸案は、高田商会の倒産であった。大正一二（一九二三）年に発生した関東大震災のための救済措置として、震災被害者が債務者である手形いわゆる震災手形を、日本銀行が再割引取立てを猶予すると同時に、政府が一億円の範囲で、日本銀行の損失を補償するという日本銀行震災手形割引損失補償令が公布された。しかし、実際には補償令の趣旨から大きく逸脱し震災と無関係な手形が大規模に混入していた。そのとき震災手形の大口債務者は鈴木商店の約七一九〇万円、高田商会の七五一万円であった（一一）。その後、震災手形の支払期日は何度か延長されたが、両社とも資金繰りは改善されず大正一四（一九二五）年二月二一日に高田商会は倒産した（一二）。負担総額は約五〇〇〇〇万円で年間の売上げは七〇〇〇万円であった。

泰平組合定款に三社が合同で運営に当たることを定めていたが高田商会の倒産により組合の設立要件を満たさなくなり組合解散の可能性も生じた。付け加えて中国に輸出契約した兵器のうち未交付分の返金を迫られていたことから、残った三井物産と大倉組が高田商会の分まで肩代わりする必要が生じたわけである（二三）。

大正一五（一九二六）年六月七日に三井物産、大倉組、高田商会の連名で陸軍大臣宇垣一成宛に契約更新を申し出た。その契約更新の「御願」には、組合員全員で協議した結果、高田商會が大正一五（一九二六）年六月八日限りで組合から脱会する報告と従前の権利義務一切を三井物産と大倉組で引き継ぐことを申し出たことから新たな契約期間は一カ年以内とすることで決着した（二四）。

前三回の契約時には多くの実業家や会社が泰平組合に加入する候補にあがっていたが今回の契約更新時には泰平組合に入ることを希望する会社は出てこなかった。唯一の例外は株式会社鈴木商店窪田駒吉が大正一五（一九二六）年二月二日付けで陸軍大臣宇垣一成に提出した、商品として兵器を取り扱いたいと組合へ加入することを願ひ出たが認められなかった（二五）。

第五回 昭和二（一九二七）年六月一六日 契約期間一年（二六）（契約形態 継続）

第四回と同様に契約兵器の前受金返金問題が解決しないため、本格的な契約締結は見送られ期限が一年間の更新となった。前回契約時に陸軍は一年以内にこの問題が解決すると考えていたよ



うだが解決できなかった。

第六回 昭和三（一九二八）年六月一日 契約期間二年（二七）（契約形態 継続）

昭和三（一九二八）年六月一日陸軍大臣白川義則に三井物産と大倉組は連名で組合契約継続願を提出した。陸軍は契約の更新にあたって、組合の構成員を三社に戻すように強く要請した。そのため三井物産、大倉組が新たな組合員獲得に奔走するが二社の要請に応じる会社を見つけ出すことはできないまま契約延長の願い出を提出した。陸軍は渋々ながら契約期間を二カ年と決定した（二八）。その理由として、大正一五（一九二六）年六月の高田商会脱会以降三井物産と大倉組に営業を継続させながら新たな組合組織を研究してきたが最終結論まで至らなかったことと、兵器製造側の問題として兵器製造には長時間が掛かるため一年契約では不都合が生じたからである。泰平組合が製造に時間がかかることを次のように説明している（二九）。

一・泰平組合ヲ経テ支那ニ拂下ゲタル兵器

三八式歩兵銃及銃剣他二件（護衛用）

大正十四年七月開始 全十五年十月完了 一カ年四ヶ月（本邦制式品ト全様式ノモノ）

二・泰平組合ヲ経テ造兵廠ヨリ暹羅国ニ拂下ゲタ兵器

暹羅国制式小銃全実包（本邦兵器ト全ク異ナル様式ノモノ）

大正十三年四月開始 昭和三年三月完了 四カ年

第七回 昭和五（一九三〇）年六月二二日 契約期間一年（二〇）（契約形態 継続）

この契約期間、組合による兵器の輸出は三八式歩兵銃が二〇〇〇挺（二二）と中古歩兵銃が二四〇〇挺（二三）（二三）の合計四四〇〇挺であった。

第八回 昭和六（一九三一）年六月二二日 契約期間三年（二四）（契約形態 継続）

昭和六（一九三一）年五月一九日に、三井物産、大倉組は連名で陸軍大臣南次郎に組合の契約延長を願い出ている（二五）。その中で、前回の契約が期間一年と短かったために営業にならなかつたことを訴え長期契約を希望したところ、陸軍は契約期間を三年間延長することを認めた。ただし契約延長の条件として、航空機材の販売を除くことになった。そのため、奉天や吉林等の満洲諸督軍へ輸出が決まっていた航空機材は三菱商事が取り扱うことになった（二六）。

この決着の事情を、密大日記「泰平組合継続二関スル件」（二七）からみておく。それによれば、

四、殊ニ昨年三菱ニ組合加入ノ意アルヲ知り加入方内協議ノ際ニ端ナクモ問題トナレル対支債権ニ関スル件即チ組合ノ有セシ対支債権ヲ大蔵省ニ譲渡ノ時制約セル支那側不払ノ場合組合力大蔵省ニ対シテ負担スル一切ノ責任ハ支払義務ヲ伴ウモノトスル三菱ノ見解ニ対シ組合側ハ責任ナキモノト解シ大蔵側モ非公式ニ六組合ト同一見解ヲ有スルモ然レバトテ表向キ大蔵省ヨリ組合ニ責

任ナキ旨ノ声明ヲ得ルコトハ頗ル困難ナル狀況ニテリ從テ見様ニヨリテハ組合ハ大ナル責任ヲ負担セシメラレ居ルコトナリ新規組合加入者ヲ求ムル上ニ於テ障碍トナレルモノト認ム

陸軍は組合運営を三社で運営することを希望していたため三井と大倉は、三菱と住友に加入を求めた。しかし、住友には会社商是のため加入しないと断られたため、加入に前向きな三菱と交渉を始めた。ところが組合には「中国に対する兵器未納による前受金の払戻し」問題など過去の負債があり、三菱が加入した場合に負担を求められる危険性があったため加入を断った。三菱が勧誘を断ったもう一つの理由としては、航空機材は組合の取扱い品目から除外され、三菱が輸出を行うことが内定していたからであった。

第九回 昭和九（一九三四）年六月二一日 契約期間五年（二八）（契約形態 改定）

昭和九（一九三四）年六月七日、三井物産代表取締役南条金雄と大倉組頭取大倉喜七郎の連名で陸軍大臣林銑十郎あてに組合契約更新の「御願」が提出された。今回は三年であったが、今回の契約は五年としてほしい旨を願ひ出た。要望通り期間五年で契約の更新がなされた。この期の契約も、組合の構成員は二社であった。陸軍は三社での組合運営に固執したが新規組合員は集まらないために、三井物産及び大倉組の二社で組合を運営して行く決意を固めたものと考えられる。そして、大正一二（一九二三）年に陸軍大臣山梨半造が出した訓示を失効させた上で、昭和九（一九三四）年六月二一日付けで陸軍大臣林銑十郎が訓示を出し契約を改定した（二九）。今回も兵器代

金を保証するため三井物産三井守之助を連帯保証人となっている(三〇)。

泰平組合の契約で特徴的な三井家当主の連帯保証人であるが、陸軍は泰平組合からの支払が滞った場合に備えて連帯保証人を提出させて売掛代金の保全をはかった。これは、輸出代金の保全が目的ならば輸出保険を申し込むことで済むところを、わざわざ連帯保証人を立てさせている。これは、債権保全以上に泰平組合が行っている業務の秘密を保持することと、陸軍に背かないことを誓うものであったと考えられる。

## 第二節 泰平組合への兵器払下げと予納

陸軍は泰平組合に兵器を払い下げることを通して組合を制御していた様子と、陸軍が兵器輸出を続けることができたのは予納制度であったことを確認する。

陸軍は兵器の製造を民間に任せることはせず、砲兵工廠で生産した。陸軍は、兵器の製造から管理、廃棄まで全てを統括していた。そのため、泰平組合が輸出を行うには、陸軍から兵器の払

下げを受けなければ業務は停止することになる。泰平組合の業務の中で最も大事な兵器払下げとその手順を確認しておく。陸軍が兵器払下げを行うには五つの場合があった。

第一 陸軍で使用し古くなった物を民間に払い下げる (三二)。

第二 中古の兵器でなく新品を輸出する。

第三 警察の装備として使用するために陸軍の装備を払い下げる (三三)。

第四 訓練用に学校等に払い下げる (三四)。

第五 幾つかの戦役で獲得した戦利品を、展示用に地方の行政機関や神社等に払い下げる (三四)。いずれの場合にも陸軍の許可が必要であったことは言うまでもない。泰平組合が兵器を輸出することができたのは第二の場合である。ただし、輸出には厳しい条件が付いていた。それは予納である。

砲兵工廠は兵器の製造依頼があったとしても直ちに製造に取掛るわけではない。製造依頼者が砲兵工廠に決められた額の予納を納めない限り製造は始まらない。砲兵工廠が予納を必要とした理由は、砲兵工廠が使用する材料費や人件費は毎年の予算から出されている。もし、砲兵工廠が政府予算で製造した兵器を民間に販売し利益を出した場合、これは予算の流用であり会計検査で問われるだけでなく帝国議会でも追及されることとなる。しかし、民間会社から兵器製造委託を受け予納金が納付されたならば、その納付金で材料の購入や人件費の支払に充てることができるため予算を使用することなく兵器製造が可能である。そのため予納を延期する場合には、何らか

の担保を提供することになっていた。予納金こそが官営兵器工場の生産品を民間に払い下げることでできた核心部分で、陸軍が泰平組合に求めた重要な機能の一つである。予納の詳細について確認しておく。

最初に砲兵工廠が予納を開始した時期から確認を始める。砲兵工廠の委託生産品については決まりができたのは明治二三（一八九〇）年八月一日「砲兵工廠条例」が公布されたのが最初である<sup>(三五)</sup>。条例は砲兵工廠の役割を定めたもので、その第一三条に砲兵工廠が外部から製造依頼を受けるには大臣の許可が必要と定められていた。その後、明治二六（一八九五）年二月二十八日<sup>(三六)</sup>、明治三〇（一八九七）年九月一日<sup>(三七)</sup>、明治三四（一九〇一）年四月二十五日<sup>(三八)</sup>と改正された。しかし、砲兵工廠が外部から製造依頼を受ける根拠となった条例のなかに「前払」もしくは「予納」の規定はない。では「予納」が始まった時期については一つだけ事例がある。明治三五（一九〇二）年八月七日に会計検査院長田尻稻次郎から陸軍大臣寺内正毅殿に提出された質問状「東京大阪両兵器本廠及同砲兵工廠会計二関スル件」<sup>(三九)</sup>に見ることができ、そのなかで東京及び大阪の陸軍兵器本廠に於いて兵器製造のため前金払を受け取ったが物品の完納に至らない仕掛品が約一二六二万二〇〇〇余円に達していると報告していることからみて明治三五年には既に予納は日常化していたのである。

次に、予納の割合は如何ほどであったのかについて「欧州戦役二関スル大製造経験録」<sup>(四〇)</sup>の中に記録があるので確認しておく。それによれば、

大正三（一九一四）年一月から大正四（一九一五）年一〇月まで

契約締結後六カ月以内に総代金の二分の一を納付

大正四（一九一五）年一〇月から同年一二月まで

契約締結後四カ月以内に総代金の二分の一を収め残額は現品引渡し後四カ月以内に二分の一納付

大正五（一九一六）年三月から同年九月まで

契約締結後六カ月以内に総代金の四分の一、残金は四カ月以内に四分の三納付。

大正六（一九一七）年五月から

締結後六カ月以内に総代金の四分の一、現品受領の月末起算し六カ月以内に四分の三を納付。

と、予納額は変化していたが廃止されることはなかった。結局は、予納は慣習のため、その時々  
の情勢で決めていたのである。

### 第三節 泰平組合の輸出先と販売方法及び兵器価格

泰平組合が行った兵器輸出先は、密大日記内の「払下げ御願」に仕向け先国の記載から特定してみた。その結果確認できた輸出先国は、中国、帝政ロシア、イギリス、フランス、韓国、ドミニカ、ボリビア、メキシコ、満洲国、ペルー、シヤム（タイ）、チリの一二カ国であった。この中で、韓国は日本併合以前のものである。組合が上記一二カ国へ、明治四一（一九〇八）年六月八日から昭和一一（一九三九）年六月二〇日まで間に輸出した兵器の種類と数量を、国別に表に纏め巻末に参考資料として掲げておいた。尚金額については、合計金額で記載されている場合は兵器単価には関係なく金額をそのまま記載した。また国別の輸出入表を作る際に、スコップや馬具類等全てを網羅すると煩雑になるため小銃と大砲を中心に作成した。

国別の特徴として中国への兵器の輸出入量は、歩兵銃を大量に輸出した時期は明治四二（一九〇九）年から明治四三（一九一〇）年、大正七（一九一八）年から大正九（一九二〇）年、大正一五（一九二六）年から昭和二（一九二七）年、昭和六（一九三一）年から昭和七（一九三二）年の四回である。明治四二（一九〇九）年から明治四三（一九一〇）年は泰平組合が清国に輸出した分である。次の大正七（一九一八）年から大正九（一九二〇）年は兵器借款による輸出ということになる。また、大正一五（一九二六）年から昭和二（一九二七）年は仕向け先国が記載されていない。しかし、武器輸禁協定中であることから、記載のないものは中国向けとして計算した。昭和六（一九三一）年から昭和七（一九三二）年は国民党への兵器輸出である。



韓国への兵器輸出は、合計二回のみである。明治四一（一九〇八）年九月に行われた契約は警察官の護身用であり、一二月の契約は韓国晋州監獄からの注文だった。

メキシコへの兵器輸出は、一九二二年内戦勃発によりアメリカから調達していた兵器は、諸外国がメキシコへ兵器供給を行うことは内戦を複雑にするという理由で停止してしまった。そのため、メキシコから武器輸出禁止協定に参加していない日本へ、兵器供給依頼が来るようになった。メキシコへの輸出契約は三回のみで、その総額は一一三円八〇銭と少額なことから、全て見本だったと考えられる。

尚、各国への輸出货量は、

- 参考資料一　ドミニカ輸出入分
- 参考資料二　メキシコ輸出入分
- 参考資料三　韓国輸出入分
- 参考資料四　ポリビア輸出入分
- 参考資料五　チリ輸出入分
- 参考資料六　シヤム輸出入分（一）
- 参考資料七　シヤム輸出入分（二）
- 参考資料八　シヤム輸出入分（三）

参考資料九 中国輸出分

として章末の纏めておいた。

次に泰平組合の販売方法についてであるが組合自体は、独自の営業部署を持つてはいなかった。その代わりに三井、大倉、高田の現地駐在員や駐在武官が種々の注文を受け泰平組合で集約し陸軍から払下げを受けて輸出していた。そのため、現地駐在員の中には兵器に不案内なものも多く対応が問題となったであろうことは想像に難くない。そのことを示す事例として昭和四（一九二九）年五月一七日に日本政府は蒋介石が率いる国民政府を承認することを閣議決定するが、それに伴い、中国向け兵器輸出再開を検討するが、陸軍次官が現地駐在武官に送った「南京政府へ兵器供給ノ件」<sup>(四)</sup>のなかで、

南京政府ノ兵器購入申込ノ件ハ當方ニテモ歓迎スル処ニシテ成ルヘク先方希望ニ副フ様取計ラヘリ  
三八式野砲(泰平組合ノ「カタログ」ニハ新式野砲トナリアリ独逸ノ「クルツ」砲ニ優ル)。又 改造野  
砲(英國ノ新式野砲ニ匹敵スノ何シテモ随時拂下クルコトヲ得ルニ付三井及泰平組合トモ協議ノ  
上シカルベク支那側ニ応酬セラレ度尙「カタログ」ハ泰平組合ヨリ直接貴官宛送附ラル様取計ラヒ置  
ケリ為念

と、次官は泰平組合のカタログを送付するよう指示している。従つて泰平組合はこの時期までに専用の兵器カタログを作成していたか、次官からの指示により作成を開始したどちらかである。また他の例として、昭和一〇（一九三五）年一月一八日に外務次官重光葵から陸軍次官橋本虎之助宛に「大倉組智利国ニ兵器売込交渉ニ関スル件」<sup>（四二）</sup> という経緯報告書がある。それによれば、

……智利國ニ於テモ兵器整備ノ為場合ニ依リ新裝品買入ノ意アルコト判明セルニ付……（大倉関係者が）……国防大臣、陸軍總指揮官、參謀總長等要路ト折衝シ……売込武器代金六現金ヲ以テセス硝石ヲ以テ之ニ當ツルコトトシ大体双方ノ意見一致ヲ見タル処……英、米、伊、「チエコ」等ノ代表者滞在熱心ニ武器売込ニ努力シ居リタル……無検査ニテ「カタログ」ノミニヨリ買入ルルト不可能ナルモ武器ノ性能検査ノ上試験合格品アラバ現金ニテ買入レテ可ナリトノコトナリ……

と、兵器カタログの存在を確認することができる。この時期に泰平組合が使用していた兵器カタログは昭和一〇年代初頭に制作したとされる『陸軍兵器カタログ』<sup>（四三）</sup>と思われる。その内容は、昭和に入つて一〇年も経っていたが依然として三八式歩兵銃、三〇式銃剣、三二年式軍刀や、日露戦争直後に採用になつた大砲などで、古色蒼然と表現してもおかしくないような兵器ばかりである。第一次世界大戦で、兵器の主流は航空機や戦車に移行したが、そのような新式兵器の記載はない。

泰平組合が輸出した兵器価格に就いて確認する。

価格も時代とともに変動して行くことになるが、兵器価格がわかる最初の資料としては第一次世界大戦前の砲兵工廠が不景気の真つ只中にあつた大正二(一九一三)

年二月一七日付「泰平組合ニ対スル兵器払下価格改定ノ件」<sup>(四四)</sup>がある。陸軍が価格を改定した理由は、新式の

三八式歩兵銃式歩兵銃の配備が始まり旧式となつた三〇年式小銃の銃身または銃身と銃床を交換した中古小銃を輸出し新旧交換を促進したいがためであつた。ところ

が、わずか二か月後の同年四月一日付で再度価格が改定され前回提示した価格をさらに値引くことになつた<sup>(四五)</sup>。その結果、三〇年式歩兵銃は属品込の価格は二

二年五九銭していたが一九九四銭に値下げされた。また同実包は一〇〇〇発で三九六二銭が三九円となつ

た。(表七・一 泰平組合へ兵器払下価格(大正二年四月)「参照」)。

次に、陸軍が兵器価格を明らかにしたのは大正五(一九一六)年二月二三日開催の第三十七回帝

表七. 一 泰平組合へ兵器払下価格(大正二年四月)

品目	現行定価	払下価格(円)	
	単価(円)	現行単価	改正単価
三〇式銃剣	1.760	2.200	2.080
三〇式歩兵銃	14.400	14.670	12.200
同属品	6.758	7.920	7.740
合計	21.158	22.590	19.940
三〇年式銃実包千発	33.380	39.620	39.000
三一年式速射野砲			
同榴弾	10.140	14.140	11.800
同榴散弾	9.480	12.310	11.000
三一年式速射山砲車	1418.450		1134.760
同榴弾	8.300	12.170	9.700
同榴散弾	7.640	10.340	9.000

出所:「泰平組合ニ対スル兵器払下価格改定ノ件」C02030701200  
及「兵器払下価格改正ニ関スル件」「大日記甲輯大正三年」

C02030701300。

国議会であつた。このとき議会は泰平組合を巡つて紛糾したため陸軍大臣答弁用資料を作成するが、その中で兵器価格を明らかにしている<sup>(四六)</sup>。三〇年式歩兵銃は配備中や倉庫に保管していた銃を再生しロシアに供給したもので一挺一三円二三銭から一八円九五銭の価格となつてゐる。また、この時初めて明らかになつた三八式歩兵銃の価格は一挺三一円二〇銭から四七円四三銭であつた。この価格表から判ることとして旧式な三〇年式歩兵銃が大正二年には一二円二〇銭であつたものが最大

一八円九五銭と六円七五銭も値上げされている。価格幅が六円七二銭もあるのは小銃の質が新品に近いものか廢銃に近いものかで価格を変えていたか、もしくは、救急なため高価となることを承知でロシアが購入したのかは不明である。(参照「表七・二 第三十七回帝国議会用兵器価格」)。  
これと同時期に日本からロシアに輸出された三八式歩兵銃の値段を示すものが「武器輸出の系譜」<sup>(四七)</sup>に示されている。それによれば、三八式歩兵銃と銃剣込の値段は、四九円四四銭で、これ

表七・二 第三十七回帝国議会用兵器価格

	外国譲渡主要払下单価 (円)
三〇式歩兵銃	13.230～ 18.950
三八式歩兵銃	31.200～ 47.430
大口徑砲	6000.000～38000.000
中口径砲	4794.000～11000.000
小口径砲	1836.000～ 2667.000

出所:「衆議院議員横田千之助外一名提出質問書ニ対スル答弁書送付ノ件」「大日記編輯 大正五年」C03010032500(第五画面目)

表七・三 三八式歩兵銃輸出価格

三八式歩兵銃(銃剣とも)	49.440(円)
組合手数料	0.960
荷造り費	0.600
運送費 (東京からウラジオストックまで)	0.757
保険料	0.180
諸雑費	0.063
合計	52.000

出所:芥川哲士「武器輸出の系譜」『軍事史学』第二号第一巻、五一頁から作成。

に、荷造費用や、運送費、保険料、諸雑費を含めて五二円となつてゐる銃剣の価格が大正二年に二円であつたことから帝国議會に示した四七円四三銭に二円を加算して四九円四三銭になることとから帝国議會に示した価格に間違いはないように思われる。ただし、銃単体の価格四七円四三銭には約三割の泰平組合の利益が加算されていることから砲兵工廠から組合へ払い下げ価格は三三円二〇銭前後と考へてよいであろう。そのように考へると三八式歩兵銃の低いほうの価格は砲兵工廠から組合へ引き渡した時の価格かもしれないが真相は不明である。(参照「表七・三八式歩兵銃輸出価格」)。

次の価格改定は大正八(一九一九)年八月五日に行われたことが「大正八年度臨時兵器定価ニ関スル件」(四八)から見ることが出来る。陸軍が価格改定を行った理由(四九)は、第一次世界大戦で原材料が高騰したことから東京及び大阪砲兵工廠に掛かる費用も改訂され軍事費九一二万七九六〇円が一三六九万一九四〇円と五割加算、憲兵費五万一〇二四円が七万六五三六円と五割加算、軍備充実費二一三万四二〇四円が三四三万六〇六七円と六割一分加算等となつた。それにもならない兵器価格も改訂されてゐる。それ前の価格に五割二分加算されることになつた。

表七. 四 大正八年度臨時兵器定価

品目	単価(円)
三〇式銃剣	6.20
三八式歩兵銃	40.50
同 実包(1万発)	572.00
三八式騎兵銃	35.50
二六年式拳銃	32.00
同 実包(1万発)	280.00
三年式機関銃	1300.00
同 実包(1万発)	660.00

出所:「大正八年度臨時兵器価格ニ関スル件」大日記甲輯 大正九年

C02030962200(第八画面目)より作成。

それに合わせて兵器価格も改訂することになり、三〇年式銃剣は六円二〇銭と価格は上昇しているが、三八式歩兵銃は四〇円五〇銭とそれまでの価格と大きく変化していない。それは大量の既契約分の注文が残っていたため物価上昇分を価格に反映することが出来なかったものと思われる。また実包価格は大正二年には一〇〇〇発が三九円であったが、大正八年は一万発が五七二円であることから価格は四割六分程上昇している。(「表七・四 大正八年度臨時兵器定価」)。

次に兵器価格を確認できるものとして昭和一二(一九三七)年八月一三日「兵器定価表送付ノ件通牒」(五〇)がある。価格改定の通牒が出された理由は定かでないが、三八式歩兵銃は五〇円に、そして三〇年式銃剣は八円四〇銭となり一式の価格は五八円四〇銭となった。(「表七・五 兵器定価表送付ノ件」参照)。  
 以上より、三八式歩兵銃の価格推移は、大正五(一九一六)年二月頃の価格は三一円二〇銭、大正八(一九一九)年八月頃は四〇円五〇銭、昭和一二(一九三七)年八月には五〇円となった。また、三〇年式銃剣は、大正二(一九一三)年四月は二円〇八銭、大正八(一九一九)年八月は六円二〇銭、昭和一二(一九二七)年八月には八円四〇銭と価格は上昇した。

表七・五 兵器定価表送付ノ件

品目	単価
三〇式銃剣	8.40
三八式歩兵銃	50.00
同 属品	7.70
三八式騎兵銃	50.50
同 属品	7.50
一四年式拳銃	60.00
同 属品	8.00
四四式騎兵銃	69.50
同 属品	11.50

出所：「兵器定価表送付ノ件通牒」「大日記甲輯昭和十二年」C01001514000(第八画面目以降)より作成。

#### 第四節 泰平組合の解散

昭和一四（一九三九）年六月二三日を以つて二一年間存続した泰平組合の契約は満了となった。そして昭和一四（一九三九）年七月二九日に陸軍次官から朝鮮軍、台湾軍、閩東軍、北支方面軍、中支派遣軍、南支派遣軍等に「昭和通商株式会社ニ関スル件」<sup>（五二）</sup>とする通牒が出された。

それによれば、昭和通商は、日本製兵器の市場を積極的に海外に開拓することで国内に兵器産業の維持並びに健全な發達を遂げると共に、陸軍が必要とする海外軍需資源を統一して輸入し無益な競争を排除し機密を厳守する目的で設立された。

昭和通商は、資本金一五〇〇万円で専務取締役陸軍砲兵大佐堀三也、株主は三井物産株式会社、三菱商事株式会社、合名会社大倉商事で、各社の株式比率は三井物産三五％、三菱商事三〇％、大倉商事三五％であつた<sup>（五三）</sup>。その業務は会社の性格上事業の内容を定款で決めておくことは無理があるため陸軍に関係する業務については指導要領に示すとしている。

陸軍との間に交わされた覚書には、業務の範囲は兵器及び兵器部品並びに軍需品の輸出及び輸入と、特殊原材料及び機械の輸出入となつていた。これらの輸出入で昭和通商が得る利益に制限はなかつた。また、輸入手数料に関しては実費に軍の指定する料率分を加算しても良いとしているが、料率の定めはない。次に昭和通商は毎期の事業成績報告書、貸借対照表、損益計算書、利



益処分明細書を陸軍省に提出することを義務付けている。また、陸軍から昭和通商への通達は陸軍兵器局長より文書で行うことになっていた。

陸軍が泰平組合の契約を継続せずに新たな兵器輸出商社を設立した理由は、泰平組合は兵器や兵器製造に欠かせない特殊材料の輸入は行っておらず、航空機関係の輸出は三菱が行っていたという事情があつたためである。

陸軍が泰平組合解散を決定したことから残務整理を開始した。そして、昭和一四（一九三九）年一〇月四日泰平組合理事速水篤次郎及び永原正雄の連名で合名会社大倉組門野重九郎と三井物産株式会社石田礼助宛に「泰平組合残務整理報告ノ事」<sup>(五三)</sup>とする報告書が届いた。その冒頭に、この報告書作成の経緯として昭和一四（一九三九）年六月二三日に清算が決まり、同年一〇月四日まで清算業務を行っていたが、同日業務が終了したことの報告と謝辞が述べられている。この手紙のほかに、「泰平組合残務整理報告書」<sup>(五四)</sup>とする泰平組合の清算内容が添付されていた。その全文は次に引用する。

泰平組合残務整理報告書

一、対支債権ノ件

(イ)大正七年十月廿六日付ヲ以テ大蔵省へ提出セル支那国庫證券譲渡ニ関スル請書ニ依リ当組合

八旧国庫證券ノ元金償還、書換等ノ交渉ヲ為ス義務ヲ負担シアリタル処組合解散ニ付三井物産、大倉組連署ヲ以テ爾後兩社ニ於テ取立其ノ他ノ世話ヲ為スベキ旨ノ書面ヲ大蔵省理財局長宛提出シタルニ昭和十四年七月六日付ヲ以テ全局長ヨリ兩社宛各別ニ了承ノ旨回答アリタリ

(己) 支那国庫證券旧券ハ當時中日実業株式会社ニ於テ支那政府へ返還方交渉セルモ全政府ニ於テ受領セズ不後已大蔵省ノ命ニヨリ泰平組合ニテ保管セルガ既ニ書換済ノ旧券□反古全様ニテ燒キ棄テテ差支ナキモ為念向ウ十年位ハ保管然ルベク依ツテ保管書類箱中ニ納メ置キタリ

(ハ) 中日実業株式会社ニ対シ大正十三年三月廿六日付ヲ以テ支那国庫證券ノ書換、交換交渉、現金、物品受領ニ関スル一切ノ行為ヲ為ス委任状ヲ交付シ高木副總裁トノ間ニ成功報酬ニ関スル覚書を交換シアルモ当組合解散ニ依リ既委任事項並ニ覚書ハ自然消滅トナリタル旨昭和十四年八月九日付を以テ高木氏宛通告セリ

二、廣西省政府売掛飛行機ノ件

全政府へ売込ミタル飛行機ノ内代金未回収ノ八機価格五二五、六〇〇円(一機六五、七〇〇円)ハ陸軍省航空本部航空本廠へ交渉ノ結果当組合ヨリ陸軍大臣宛本年六月二十三日付ヲ以テ借用兵器ノ返還免除方ヲ願出デタル処昭和十四年九月一日付ニテ許可ノ指示アリタリ

之レニ依リ既債権ハ放棄ノコトトナリタルヲ以テ廣西総領事館へ提出セル被害申請書並ニ三井物産ヲ清算人トスル届書ハ撤回手續ヲ為セリ 外務省へ届出タル書類モ返還シ貰ヒタル。尚廣西政府へ

売込タル飛行機取扱利益金一三、六三三円ニ対シテハ航空本部ト打合セノ上既利益金ニ相当スル飛行機部分品ヲ払下ゲタル形ニテ陸軍ヘ納金シテ解決セリ

三、家具什器ノ件

(イ) 当組合所有ノ電話三個外什器類ハ金五千円也ニテ昭和通商株式会社ヘ売却セリ

(ロ) 大倉商事北京出張所ヘ預置キタル家具並ニ兵器見本ハ無償ニテ昭和通商株式会社ヘ寄贈セリ

(ハ) 泰平組合廣西支店ノ家具什器ハ大部分陸軍ヘ無償ニテ寄贈シ陸軍ニテ不用ノモノハ可然処分方廣西総務部勤務五味憲一氏ヘ(元当組合使用人)宛指図セリ

四、泰平組合解散通知ノ件

陸軍省初メ関係先ヘ当組合解散ノ旨ヲ通知セリ

五、帳簿並重要書類ノ事

自昭和四年六月 至全十年十月 日記帳、出納帳、売買帳 自第一回至第六十二回決算報告書外重要書類ハ向ウ十ヶ年保管ノ為メ箱入厳緘シテ三井物産、大倉組ヘ各式箱宛保管方依頼セリ。

図書ハ無償ニテ昭和通商調査部ヘ寄贈セリ

六、利益分配金処ノ事

当組合資本金五十万円ヲ折半三井、大倉ヘ返済ノ上利益残余二十一万二千五百三十円四十四錢也ヲ折半両社ヘ分配セリ

七、組合開設以來解散迄ノ取扱高並ニ分配金左ノ通り

自明治四十一年下季 至昭和十四年上季

全	商品取扱高	二億九五二万六九四〇円三一銭
全	利益金	一八六三万四五六九円九一銭
全	欠損金	一二万九九二五円六三銭
	差引純益	一八五〇万四六四四円二八銭
	分配金 三井	五五九万九一二二円七九五銭
	〃 大倉	五五九万九一二二円七九五銭
	〃 高田	四五一万〇〇〇円〇〇銭
	分配金合計	一五七〇万八二四五円五九銭

この報告書から、泰平組合の設立から解散までの売上総額は二億二九五二万六九四〇円三一銭であったことが明らかにされている。そして、利益一八六三万四五六九円、欠損金一二万九九三五円六三銭であったことから、差引純益一八五〇万四六四四円二八銭となった。この利益金の分配は三井物産と大倉組が各々五五九万九一二二円七九銭五厘、倒産により途中離脱した高田商会は四五一万円を受け取っていた。また、泰平組合採算時の残高試算表に利益金の記載がないことから利益金は随時分配されていたと考えられる。

また高田商會が受けとった金額の三倍に当たる一三五三万円は組合設立から高田商會離脱

以前までの利益総額である。これは、泰平組合存続全期間を通して獲得した金額の七二%あたり、如何に第一次世界大戦時の兵器供給が大きな利益を生んだのが窺える。

また、三井物産と大倉組の分配金が同等であることから、泰平組合が設立時に取り決めたとおり平等に分配されたことが判る。そして、泰平組合が分配した金額は合計一五七〇万八二四五円五九銭であった。

この報告書から泰平組合の決算方法が明らかになる。「泰平組合残務整理報告書」には、第一回から第六二回決算報告書が残してあると記載されているが、このことと、泰平組合の存続期間が三年間であったことから、泰平組合の決算は年二回であったことから半期毎に通算六二回の決算が行われた。この他に「泰平組合残務整理報告書」から、泰平組合が抱えていた対中国兵器輸出で生じた支払関係の問題点が明らかにされている。報告書から支払問題を確認しておく。大正七（一九一八）年七月三〇日に泰平組合と中国中央政府の間で第二回目の兵器供給契約二三六〇万七三九元一八仙を結んだ。その契約で泰平組合は兵器供給と引換えに中国から国庫證券を受取、大蔵省に提出し現金化していた。

その際に、泰平組合は元金の償還や證券の書換えに責任を持つことを大蔵省に約束していた。ところが、大正七（一九一八）年一〇月二六日に大蔵省へ提出した国庫證券は、元金償還も書換えも出来ないまま昭和一四（一九三九）年一〇月の泰平組合解散まで持ち越された。このため、大蔵省に約束した元金償還や書換えの責務を、三井物産と大倉組に委譲することになった。

国庫證券の償還期限はとうに過ぎており、回収は不可能であつたが、契約上の責務が残つていたため大蔵省は諸手続を組合に委譲した。これに付いては昭和一四（一九三九）年七月六日付で大蔵省も承認済みであつた。

また泰平組合が解散まで国庫證券を保持し続けた経緯は、大正一二（一九二三）年三月一四日に大蔵省は、中日実業株式会社高木副総裁に国庫證券の書換え促進を依頼した際に、泰平組合が受け

表七. 六 泰平組合残高試算表（昭和十四年十月三日）

差引残高	借方	摘要	貸方	差引残高
		商品勘定		
		商品売掛金代金		
		商品買掛金代金		
	13,633.59	商品取扱未収入代金	13,633.59	
	700,000.00	特別預金	700,000.00	
	16,500.19	仮払勘定	16,500.19	
		借受勘定		
		支店勘定		
	500,000.00	資本金	500,000.00	
	5,423.76	使用人退職手当積立金	5,423.76	
		在庫商品		
	4,401.50	備品	4,401.50	
	8,613.96	代理店手数料	8,613.96	
	11,663.79	店員特別預金	11,663.79	
	10,815.00	賞与金	10,815.00	
		前期ヨリ繰越残余金	342,764.30	342,764.30
		利息	9,992.97	9,992.97
		雑損益	958.72	958.72
7,944.23	7,944.23	営業費		
		臨時費		
		銀行預金		
		現金		
212,530.44	212,530.44	利益分配金		
133,241.32	133,241.32	解散ニ依ル支出金		
353,715.99	1,624,767.78	合計	1,624,767.78	353,715.99

出所：「残高試算表」『大倉財閥資料』25.3-4（東京経済大学図書館蔵）。

るべき手数料のうち一%を中日実業に譲渡することを決めた。しかし、中国側が国庫證券の引取りを断つたことから、大蔵省は手持ちの国庫證券を泰平組合に預け、そのままとなっていた。この国庫證券の処分を大蔵省に問い合わせたところ焼却処分でも良いとのことであったが、念のため保存していたとしている。また、国庫證券の書換えを委託されていた中日実業との契約も清算するため昭和一四（一九三九）年八月九日付で高木氏宛に泰平組合の解散を伝えると共に、中日実業と国庫證券書換えで結んだ成功報酬支払契約の消滅を通知した。その他に、報告書に添付されていたものとして昭和一四（一九三九）年一〇月三日付泰平組合の残高試算表、貸借対照表及び解散による支払明細書分がある。これらの帳簿類から泰平組合の財務状況を見ておく。「残高試算表」<sup>〔五五〕</sup>で見ると特別預金七〇万円があるものの、預金の目的や支払先は不明である。また、組合には備品として四四〇一円五〇銭が解散時に残っていた。この備品の清算は、三台の電話を含め五〇〇〇円で昭和通商に譲渡したとある。電話を昭和通商に譲渡した金額であるが昭和四（一九二九）年当時東京市の電話設置料は一台一三〇〇円<sup>〔五六〕</sup>であったことから、組合が昭和通商に売却した備品のうち三九〇〇円内外は電話機取得時の債権価格のまま譲渡したものと考えられる。また資本金五〇万円は出資組合員に召喚されたものと思われる（「表七・七 泰平組合残高試算表（昭和十四年十月三日）」参照）。

次に「表七・七 泰平組合貸借対照表（昭和一四年一〇月三日）」からみてみると、解散により発生した支出金合計は三五万三七一五円で、その内訳は三井物産と大倉組で折半することにな

る利益分配金二万二五三〇円四四銭と、解散に掛かる費用一萬三三二四一円三五銭であった。そのうち解散に掛かる費用一萬三三二四一円三五銭の内訳は、一時金及び特別手当に五万六〇九二円九九銭、理事への手当三万〇八三三円三三銭、記念品四万などであった。(表七・八 解散による支出金内訳明細書) 参照。

昭和十四(一九三九)年六月二三日を以つて三一年間存続した泰平組合は解散となった。そして昭和十四(一九三九)年七月二九日昭和通商が設立され、泰平組合の三井物産と大倉組は新たな会社に移行した。陸軍が泰平組合との契約を継続せず、新たな株式会社昭和通商を設立した動機は、泰平組合が輸出だけが業務であったからである。なぜならば、戦争は第一次世界大戦を契機に大規模かつ長期化の傾向が顕著となったことから、戦争遂行には戦略物資の安定した確保が重要となった。しかし、日本は資源

表七. 七 泰平組合貸借対照表 (昭和十四年一〇月三日)

摘要	資産	摘要	負債
利益分配金	212,530.44	利息勘定	9,992.97
解散ニ依ル支出金	133,241.32	雑損益勘定	958.72
営業費	7,944.23	前期ヨリ繰越残余金	342,764.30
	353,715.99		353,715.99

出所：「貸借対照表」(『大倉財閥資料』25.3-41)  
1939年10月3日(東京経済大学図書館蔵)。

表七. 八 解散による支出金内訳明細書

摘要	借方	貸方
解散ニ依ル使用人へ一時金及特別手当支給ス	56,092.99	
両理事へ手当金支給ス	30,833.33	
解散ニ付キ両社へ記念品贈呈ス	40,000.00	
理事及使用人へ賞与及ビ手当支給ス	6,315.00	
合計	133,241.32	

出所：「解散ニ依ル支出金内訳明細書」(『大倉財閥資料』25.3-41)  
1939年10月3日(東京経済大学図書館蔵)。



に乏しいため戦略物資は輸入に頼るしかないが、陸軍は必要とする軍需物資を輸入する組織を持つていなかった。そのため泰平組合を解散し、輸出入業務が可能な昭通商の設立に至ったのである。

## 小括

泰平組合は陸軍と明治四二年から昭和一四年までの三一年間に九回に渡り契約を締結若しくは更新した。

第一回	明治四一（一九〇八）年六月九日	契約期間一〇年（契約形態 新規）
第二回	大正七（一九一八）年六月一〇日	契約期間五年（契約形態 改正）
第三回	大正一二（一九二三）年六月一六日	契約期間三年（契約形態 改正）
第四回	大正一五（一九二六）年六月一七日	契約期間一年（契約形態 継続）
第五回	昭和二（一九二七）年六月一六日	契約期間一年（契約形態 継続）
第六回	昭和三（一九二八）年六月一日	契約期間二年（契約形態 継続）
第七回	昭和五（一九三〇）年六月二一日	契約期間一年（契約形態 継続）
第八回	昭和六（一九三一）年六月二二日	契約期間三年（契約形態 継続）

第九回 昭和九（一九三四）年六月二日 契約期間五年（契約形態 改定）

契約期間は最長が一〇年、最短は一年であった。契約期間が短い回次は泰平組合の存続に関して何らかの問題が生じたか陸軍が組合を存続させる意味を見出しかねていた時期とも合致する。

陸軍と泰平組合により三一年の長きにわたり兵器輸出を行うことができたのは、兵器払下げを受けるまえに総額の三分の一度を予納する慣例があったことが大きく作用していた。砲兵工廠は泰平組合がおさめる予納により製造に必要な材料手配が可能となるため官費による立替払いを行わないで製造を開始することができた。そのため時代により予納する割合は変化したが、やり方に変更はなかった。

次に泰平組合が兵器輸出を行った国は中国、帝政ロシア、イギリス、フランス、韓国、ドミニカ、ボリビア、メキシコ、満洲国、ペルー、シヤム（タイ）、チリの一二カ国であった。この中で、韓国は日本併合以前のものである。

輸出主要兵器の価格変動は、三八式歩兵銃では大正五（一九一六）年二月頃の価格は三二円二〇銭、大正八（一九一九）年八月頃は四〇円五〇銭、昭和一二（一九三七）年八月には五〇円となった。また、三〇年式銃剣は、大正二（一九一三）年四月は二円〇八銭、大正八（一九一九）年八月は六円二〇銭、昭和一二（一九二七）年八月には八円四〇銭であった。

泰平組合が存続した明治四一年から昭和一四年までの三二年間の売上総額は二億二九五二万六九四〇円三一銭で、利益は一八六三万四五六九円、欠損金は一二万九九三五円六三銭で、差引

純益は一八五〇万四六四四円二八銭であった。

(注)

- (一) 「泰平組合更改及継続状況一覽」「昭和六年密大日記 第一冊」C01003953400 (第一三画像目)。
- (二) 「砲兵工廠製造兵器ヲ外国ニ売込方ニ付中間ニ組合ヲ設ケル件」「密大日記 大正七年 四冊の内之三」C03022445700。
- (三) 同上(第五画像目)。
- (四) 同上「在外支店出張員所在地調」第一四画像目。
- (五) 同上「御願」第一六画像目。
- (六) 同上「陸訓第一八号」第六八画像目。
- (七) 同上「保證状」第七二画像目。
- (八) 「外国へ兵器売込ニ関スル件」「密大日記 大正十二年 六冊の内之三」C03022607600。
- (九) 同上(第一四画像目)。
- (一〇) 「外国へ兵器売込ニ関スル件」「昭和三年密大日記 第三冊」C01003812100。
- (一一) 中川清「明治大正期における兵器商社高田商会」「白鷗法學」創刊号(一九九四年四月)二三四頁。
- (一二) 「熱誠を披瀝して援助方を懇願」『大阪時事新報』一九二五・二・二一(大正一四)(新聞記事文庫)。
- (一三) 「外国へ兵器売込ニ関スル件」「昭和三年密大日記 第三冊」C01003812100 (第三〇画像目)。
- (一四) 同上「契約證書 謄本」(第一五画像目)。
- (一五) 同上(第一二画像目)。
- (一六) 「泰平組合継続ニ関スル件」「昭和三年密大日記 第三冊」C01003813900 (第五画像目)。

- (一七) 同上(第六画像目)。「当組合營業期限ハ本年六月二十一日ニテ滿了可致コトニ相成居候処予而組合員増加ノ件ニ付キ貴省ヨリ御内達ノ御趣旨ニ基ツキ一昨年以來二三ノ有資格者ニ加入方勸誘致候得共何レモ其加入ニ応シ不伸候ニ就キ右期限滿了後ハ引続き二年ノ組合員ニテ營業断続ノ儀何卒特別ノ御詮議ヲ以テ御許可被成下度此段奉願上候」。
- (一八) 「泰平組合改定ニ関スル件」昭和三年密大日記 第三冊] C01003813900 (第八画像目)。
- (一九) 同上「泰平組合更改ニ関スル説明参考」第一一画像目。
- (二〇) 「泰平組合断続ニ関スル件」大日記甲輯昭和五年] C01001173300。
- (二一) 「兵器拂下並ニ借用ノ件」昭和五年密大日記 第三冊統] C01003919400 (第三画像目)。
- (二二) 「兵器拂下並ニ借用ノ件」昭和五年密大日記 第三冊統] C01003919300 (第五画像目)。
- (二三) 「兵器拂下並ニ借用ノ件」昭和五年密大日記 第三冊統] C01003919000 (第四画像目)。
- (二四) 「泰平組合断続ニ関スル件」昭和六年密大日記 第一冊] C01003953400。
- (二五) 同上「御願」第一五画像目。
- (二六) 同上「泰平組合契約一部変更ノ件」第三画像目。
- (二七) 同上「外国へ兵器売込ニ関スル件」第七画像目。
- (二八) 「外国へ兵器売込ニ関スル件」昭和九年 密大日記 第二冊] C01007477400。
- (二九) 同上「訓示改定案」第五画像目。
- (三〇) 同上「保證状」第二一画像目。
- (三一) 「旧式兵器払下ノ件」大日記甲輯 大正二年] C02030663500。
- (三二) 「兵器払下ノ件」大日記甲輯 大正六年] C03010963700。「兵器払下ノ件申請 大正六年八月七日 陸軍大臣大島健一殿 一、二号帯状薬五、五九〇疋 一、無煙小銃薬四三〇疋 一、山砲薬二七〇〇疋 一、黒色小銃薬一三五〇疋 右台湾総督府民政部警察本署ヨリ注文有之候ニ付製造ノ上払下度候間認可相成度候也」。
- (三三) 「学校教練用銃器払下ニ関スル件」大日記甲輯 大正十二年] C03011842700。「……三八式歩兵銃古品空包

- 射撃二堪ユルモノ二百挺 右高知高等学校（新設校）教練用トシテ払下方……」。
- (三) 「戦利兵器下付ノ件」 「大日記甲輯 大正十一年」 C0301174500。「……陸軍兵器本廠へ達 左記戦利兵器ヲ 忠魂碑用トシテ帝國在郷軍人会石川県江沼郡月津村分会へ下付方取計フヘシ……」。
- (三三) 「砲兵工廠条例」 「明治二十三年 勅令第七十二号」 A03020077300。
- (三六) 「砲兵工廠条例改正」 「明治二十六年 勅令第二百四十三号」 A01020161400。
- (三七) 「砲兵工廠条例改正」 「明治三十三年 勅令第五百五十九号」 A03020457199。
- (三八) 「砲兵工廠条例中改正加除」 「明治三十六年 勅令第七十六号」 A03020562900。
- (三九) 「東京大阪両兵器本廠及同砲兵工廠會計ニ関スル件」 「明治三十五年十一月 壹大日記」 C04013856800。
- (四〇) 「欧州戦役ニ関スル大製造経験録」 「密大日記 大正十二年 六冊内第六冊」 C03022644700 (第五八二画像目)。
- (四一) 「南京政府へ兵器供給ノ件」 「昭和六年 密大日記 第一冊」 C01003951600 (第二画像目)。
- (四二) 「大倉組智利国ニ武器売込交渉ニ関スル件」 「昭和一〇年 密大日記 第二冊」 C01004095700。
- (四三) 「宗像和弘・兵頭二十八」 『日本陸軍兵器資料集—泰平組合カタログ』 並木書房 (一九九九年一月)。
- (四四) 「泰平組合ニ対スル兵器払下価格改正ノ件」 「大日記甲輯 大正三年」 C02030701200。
- (四五) 「兵器払下価格改正ニ関スル件」 「大日記甲輯 大正三年」 C02030701300。
- (四六) 「衆議院議員横田千之助外一名提出質問書ニ対スル答弁書送付ノ件」 「大日記甲輯 大正五年」 C03010032500 (第五画面目)。
- (四七) 芥川哲士 「武器輸出の系譜」 『軍事史学』 第23号 第一号、51頁。
- (四八) 「大正八年度臨時兵器価格ニ関スル件」 「大日記甲輯 大正九年」 C02030962200 (第八画面目)。
- (四九) 同上 (第一二画面目)。
- (五〇) 「兵器定価表送付ノ件通牒」 「大日記甲輯 昭和十二年」 C01001514000 (第八画面目以降)。
- (五一) 「昭和通商株式会社ニ関スル件」 「昭和十四年陸機密大日記 第二冊一／一」 C0100723900。
- (五二) 「昭和通商株式会社」 「持株会社整理委員会等文書・管理有価証券明細帳・Sの部 二冊中の二冊目」

A04030082800 (第一二七画像目)。

(五三) 「泰平組合残務整理報告ノ事」(「大倉財閥資料」二五・三十四一) 一九三九年一〇月四日(東京経済大学図書館蔵)。

(五四) 「泰平組合残務整理報告書」(「大倉財閥資料」二五・三十四一) 一九三九年一〇月四日(東京経済大学図書館蔵)。

(五五) 「残高試算表」(『大倉財閥資料』二五・三十四一) 一九三九年一〇月四日(東京経済大学図書館蔵)。

(五六) 「本年度電話架設料六大都市百円下げ」『国民新聞』一九二九・三・二八(昭和四)(新聞記事文庫)。

参考資料一 ドミニカ輸出分

契約年月日	品目	数量
昭和 11 年 8 月 7 日	四十四式騎銃	1 挺
	実包	500 発
	十一年式軽機関銃	1 挺
	実包	5,000 発
	十四年式拳銃	1 挺
	実包	100 発

出所:「兵器払下ノ件」昭和十一年 密大日記 第七冊

C01004239600 より筆者作成。

参考資料二 韓国輸出分

契約年月日	品目	数量
明治 41 年 9 月 2 日	二十六年式拳銃	80 挺
	二十六年式拳銃	80 組
	二十六年式拳銃	16,000 発
明治 41 年 12 月 22 日	二十六年式拳銃	6 挺
	二十六年式拳銃	150 挺

出所:「第四号 泰平組合 兵器弾薬払下ノ件」密大日記 明治四十一年九月十月

C03022932100 及び

「第二号 泰平組合 拳銃並同実包払下ノ件」密大日記 明治四十一年九月 十

参考資料三 メキシコ輸出分

	武器名	数量	金額	合計
大正 12 年 3 月 16 日	歩兵銃剣及び付属品共	1 挺		
	三八年騎兵銃	1 挺	55.35	55.35
	四十四式騎兵銃	1 挺	68.45	68.45
大正 12 年 4 月 28 日	三八年騎兵銃	2 挺		
	四十四式騎兵銃	1 挺		
昭和 10 年 2 月 6 日	鉄兜 大	3 個		
	小	3 個		

出所:「歩兵銃見本ニ関スル件」密大日記 大正十二年六冊の内第三冊」C03022607500

「三八式騎銃外壹点払下ノ件」大日記乙輯 大正十二年」C03011883500、

「鉄帽払下ノ件」大日記乙輯 昭和十年」C01006676000 より筆者作成。

## 参考資料四 チリ輸出分

決済日	兵器名		数量
大正 6 年 9 月 18 日	飛行機用	爆弾（演習用）	6 発
	飛行機用	照光弾（演習用）	6 発
大正 8 年 1 月 24 日	三八式機関銃	機関銃	84 挺
昭和 3 年 3 月 12 日	1920 年機関銃 口径 7mm	銃身	900 挺
昭和 10 年 11 月 8 日	十一年式軽機関銃	空砲銃身	1 個
		銃、三脚架、属品共	1 挺
	九十二年式重機関銃	予備銃身	1 個
		式高射用具	1 個
昭和 12 年 5 月 14 日	三八式歩兵銃	空砲	500 発
	十四年式拳銃	実包	500 発

出所:表脇にアジア歴史資料センターのリファレンス番号を附した。

## 参考資料五 ボリビア輸出分

契約年月日	品目	数量
昭和 13 年 11 月 18 日	十年式擲弾筒弾薬 九十一式曳火手榴 弾（除火薬火具）	3 個

出所:「爆弾拂下ノ件」C01004552200「昭和十三年 密大日記 第十五冊」。



参考資料六 シャム輸出分（1）

決済日	兵器名		数量
明治 43 年 9 月 30 日	S 号歩兵銃	小金具副鉄他	21 点
		小金具副鉄他	23 点
明治 44 年 8 月 29 日	S 号歩兵銃	小金具遊底	27 点
		小金具円筒	26 点
大正 6 年 7 月 14 日	S 銃	実包用雷管	3 千万 発
大正 6 年 11 月 30 日	半速射砲	爆裂弾	1,000 発
		榴弾	2,000 発
		榴散弾	3,000 発
		空爆裂榴弾	4,000 発
		空榴弾	3,000 発
		空榴散弾	15,000 発
		著発信管	10,000 発
		複働信管	18,000 発
		莖莢	17,000 発
		爆裂榴弾起爆剤	4,000 発
		榴弾用炸裂	3,000 発
		榴散弾用炸薬	15,000 発
	無煙装薬	22,000 発	
	5 c m 山砲	榴弾	3,000 発
		榴散弾	5,000 発
		空爆裂榴弾	3,000 発
		空榴散弾	30,000 発
		著発信管	6,000 発
		複働信管	35,000 発
		莖莢爆管	42,000 発
莖莢		7,000 発	
爆裂弾用炸薬	3,000 発		
榴散弾用炸薬	35,000 発		
無煙装薬	33,000 発		
大正 8 年 3 月 15 日	三八式歩兵銃	携帯予備品	1 組
			1 組
	三八式騎兵銃		1 振
	三十式銃剣		1 振
	南部自動拳銃	甲	1 挺
	乙	1 組	
大正 9 年 9 月 30 日	7 cm 半軽野砲	榴霰弾	32,200 発
大正 10 年 3 月 30 日	軽野砲	照準眼鏡	24 個

## 参考資料七 シャム輸出分（２）

決済日	兵器名		数量
大正 11 年 9 月 29 日	演習用鋼鉄弾	弾体	15,000 個
		尋常榴弾弾体	5,000 個
大正 12 年 11 月 2 日	65 年式小銃	実包用弾丸	100,000 個
大正 12 年 12 月 25 日	65 年式小銃	実包用弾丸	150,000 個
		薬莖容器共	250,000 個
大正 13 年 1 月 26 日	65 年式小銃	実包用弾丸	400,000 個
		薬莖 容器共	400,000 個
		付属品	50,000 組
		実包	1000 万 発
大正 13 年 8 月 26 日	S 号銃実包用	薬莖製造工具等,	3 組
大正 13 年 9 月 30 日	8mm 騎銃	除く革具	3 挺
大正 14 年 2 月 22 日	8mm 騎銃	除く革具	1 挺
		検査器	2 組
大正 14 年 8 月 17 日	小銃弾	白銅孟	1,000 個
大正 14 年 12 月 14 日	小銃検査具		6 点
大正 15 年 3 月 22 日	66 式歩兵銃	照星等	1 組
		照門高測定器	1 組
		照星高測定器	1 組
		銃床	71 個
大正 15 年 8 月 10 日	66 式歩兵銃	銃床	10 個
昭和 2 年 9 月 3 日	歩兵銃	実包	2500 万 発
	66 年 8mm 小銃	検査具	23 点
		工具	5 点
	66 式銃	上帯	5,000 個
		上帯駐螺	5,000 個
		床冠	5,000 個
昭和 3 年 9 月 3 日	66 年歩兵銃	銃	1 挺
		銃剣	1 挺
		付属品	1 組
昭和 4 年 6 月 25 日	軽野砲部品	引口	50 個
		鉤脱子	50 個
		抽筒子	50 個
		調整爪	20 個
		自働開閉機導子	40 個
昭和 9 年 2 月 6 日	銃検査具	反射鏡及保持具	5 個
昭和 9 年 3 月 9 日	山砲弾薬	TNT 被包式炸薬	20,000 発
		薬莖爆管	20,000 発

参考資料八 シヤム輸出分（3）

昭和 12 年 1 月 27 日	三八式歩兵銃 三八式実包	付属品全部付 挿弾子、紙函共	5 1,500	挺 発
昭和 12 年 3 月 24 日	3 年式機関銃		18	挺
		実包	180,000	発
	11 年機関銃		270	挺
		実包	135 万	発
	曲射歩兵砲		12	発
		榴弾	16,000	門
	野砲観測車		1	両
	30 年式銃剣		5	振

参考資料九 中国輸出分

	三十式 歩兵	三八式 歩兵銃	三八式 機関銃	六年式 山砲	十一年 式輕機	三年 式機 関銃	実包
明治 41 年	0	0	0	0	0	0	0
明治 42 年	2,253	0	0	0	0	0	100,000
明治 43 年	426	0	0	0	0	0	5,000,000
明治 44 年	0	0	0	0	0	0	0
大正 2 年	0	0	0	0	0	0	2,000,000
大正 3 年	0	0	0	0	0	0	0
大正 4 年	0	0	0	0	0	0	0
大正 5 年	0	0	0	0	0	0	0
大正 6 年	26,600	175,950	440	350	0	0	100,010,000
大正 7 年	0	92,535	262	20	0	0	53,100,000
大正 8 年	0	40,000	0	0	0	0	3,500,000
大正 9 年	0	0	0	0	0	0	0
大正 10 年	0	0	0	0	0	0	0
大正 11 年	0	3,000	8	0	0	0	770,000
大正 12 年	0	0	0	0	0	0	0
大正 13 年	0	0	0	0	0	0	0
大正 14 年	0	0	0	0	0	0	0
大正 15 年	0	10,000	0	0	12	0	5,000,000
昭和 2 年	0	1,750	0	0	30	20	0
昭和 3 年	0	1,750	0	0	30	20	0
昭和 4 年	0	300	0	0	320	0	2,090,000
昭和 5 年	0	5,400	0	0	164	0	11,800,000
昭和 6 年	0	19,600	0	24	224	8	700,000
昭和 7 年	0	0	0	0	0	0	0
昭和 8 年	0	0	0	0	0	0	0
昭和 9 年	0	0	0	0	0	12	0
昭和 10 年	0	0	0	0	0	50	0
昭和 11 年	0	7,000	0	0	100	18	5,000,000
昭和 12 年	0	4,000	0	0	270	18	4,120,000
昭和 13 年	0	0	0	0	0	0	0
昭和 14 年	0	0	0	0	0	0	0
合計	29,279	361,285	702	394	1,150	146	193,190,000

# 総括



泰平組合を国内事情から見た場合にどの様になるのかといえ、日露戦争で砲兵工廠を拡大したことから戦後は、受注の減少に悩み製造兵器を近隣諸国に輸出することで解決することになった。そのため兵器輸出を行う組織を作る必要に迫られて設立した。では日本の外交政策、特に、極東政策の中心をなしていた満洲政策から泰平組合を見た場合にどのような位置づけになるのかを検証し総括とする。尚、満洲政策と泰平組合の関連を検討するには日露戦争から始める。

日本は明治三五年一月に日英同盟締結するが、その直後から東乙彦砲兵大尉等をイギリスに派遣し協議を開始した。しばらく滞在後、日本に帰国することになるが途中、インドで執務中に病氣となった福島安正少将を見舞うなどしている。この頃の参謀本部は東、福島、奥等をイギリスに派遣し積極的に連絡を取り合っており既にロシアと開戦する決意を固め着々と準備を進めていた。

日露戦争で最後の陸戦となった奉天戦が始まる頃、戦争指導部の布陣は参謀総長を山縣有朋が勤め、副官は長岡外史であった。また満洲現地軍は参謀長を児玉源太郎、副官が堀内文次郎であった。尚、戦時中、東はインド総司令官キツナーの下でバルチック艦隊の動向をイギリス司令部から取得し日本に報告していた。東との連絡役は堀内文次郎であった。明治三八年二月に行われた奉天戦直後に山縣は満洲にいる児玉と堀内を東京に呼び寄せ講和の準備に入ることになった。その後、山縣は杉山茂丸を仲介人たてて講和の準備に入った。ポーツマス条約締結後、山縣、

長岡、堀内、杉山は同じ船で満洲に向かい満洲を实效支配の準備にはいることになった。その結果が南満洲鉄道株式会社の設立となり満洲の産業基盤を整備してゆくことになった。山縣が講和を開始することを依頼した杉山は堀内から東に、東からキツチナーと話を進め、キツチナーは本国に連絡を取ってアメリカに講和を依頼したものと思われる。

日本は日露戦争後の明治四〇年に帝国国防方針を作成し陸軍はロシア、海軍はアメリカを仮想敵国として軍備を整備することに決定した。そのため陸軍は平時五〇個師団、戦時一〇〇個師団の増設を実施することになった。山縣等の考える満洲支配は、軍事は明治四〇年帝国国防方針による師団増設によりロシアとの対決に備え、経済は前述の南満洲鉄道株式会社を前年明治三九（一九〇六）年に設立済みであった。よって山縣らは兵器製造工場を不況のために縮小するといふことは考えられず、その対策として兵器を輸出し稼働率を向上させて工廠設備を維持しておく必要があった。したがって平時と戦時の兵器需要の落差を外需によつて平滑化しようと考えたのである、それが明治四一（一九〇八）年六月設立したのが泰平組合であった。

満洲支配に関してもう一つ重要な動きがあった。日露戦争開戦前に桂太郎らはロシアの満洲支配に危機感を覚えていたがボーア戦争の痛手により動きのとれないイギリスと組んでロシアの動きを封じること主張し、伊藤博文は日露協商商により満洲と朝鮮の安定をはかるうとしていた。その伊藤が明治四二（一九〇九）年一〇月二六日にロシア蔵相ウラジーミル・ココツェフと満洲及び朝鮮問題について非公式に話し合うため訪れた哈爾濱の駅頭で安重根に暗殺された。ところ



が、これと同じ日にボーア戦争を指揮し、のちにイギリス領インド軍司令官となり日露戦争中は堀内文次郎を通じ連絡を取り合いロシアの動向についての情報を送っていたキツチナー元帥は哈爾濱南方の奉天で東三省総督錫良と巡撫程德全らから清朝の宝物を受け取っていた日であった。その後、朝鮮半島を日本に併合する動きを加速し明治四三（一九一〇）年六月三日「併合後ノ朝鮮ニ対スル施政方針決定ノ件」が閣議決定され、同年八月二二日に韓国併合条約を締結することになった。

ところが陸軍の仮想敵国であったロシア軍は明治四四（一九一一年）年には日露戦争敗戦の痛手から立ち直りつつあり、約三五個軍団（七〇個師団）の兵力を極東に配置するまで回復すると予想されていた。そのため陸軍は平時二十五個師団体制に移行する準備を開始し、朝鮮半島の警備及び満洲で問題が発生した場合に緊急対応する二個師団の増設を議会に要求した。また、明治四三（一九一〇）年一二月から満洲でロシアと対峙した場合の備え寒冷地における戦闘について研究を開始するようになるが、指揮を取ったのは師団長が長岡外史、連隊長が堀内文次郎であった。日英同盟を結び、朝鮮半島の安定と満洲からロシアの影響力を排除するという方針は順調に進んでいたが、師団増設に関連して国内では与野党が対立するようになってしまった。

大正三（一九一四）年に第一次世界大戦がはじまると満洲を巡る日本とロシアの関係及び中国向け兵器輸出は急激に変化することになった。それまで満洲でロシアとの対立を基本として兵力

の増強を目指していたが、開戦と同時に日本から兵器供給を熱望するロシアの対応に大戦による国際政治の構造変化を感じ取って、山縣らの考えに変化が生まれ開戦からわずか半年ほどしか経過していない大正四（一九一五）年二月二日に山縣有朋、大山巖、松方正義、井上馨らによる日露同盟締結の緊要を陳述する建議書が提出し日露協商を促進することになった。

大正五（一九一六）年七月三日に第四次日露協約を締結するようになるが、第三項には第三国より挑発があつた場合に攻防共に相援助することが定められていた。日本とロシアは、満洲を共同で管理することを確約することになった。日露協商を唱えた伊藤博文が暗殺されてからわずか七年後のことである。もう一つの変化として日本の中国に対する視点が変わってしまった。それまでの陸軍は泰平組合を通じて兵器の輸出国として中国をみていた。ところが、開戦から一年程経過したころ陸軍は臨時軍事調査委員会を編成し総力戦を研究したところ、資源のない日本は近代戦を遂行するだけの国力がないことが明らかとなった。その結果、導き出した結論は「日支共同」で自給自足体制を整え長期かつ総力による戦争を可能とする体制を構築するということであった。即ち日本製兵器を中国に輸出し、その原料は中国から輸入する関係を構築することへと移行していった。

陸軍が考える総力戦体制へ移行することに呼応して、勝田主計大蔵大臣は中国に借款を提供し対華二十一か条要求で停止していた兵器輸出を再開し総額一八〇九万余元に上る輸出契約を大正六（一九一七）年一二月三〇日に締結することになった。そのうえ、シベリア出兵に関連して

日本と中国は大正七（一九一八）年五月一六日に「大日本及中華民国陸軍共同防敵軍事協定」を締結した上に中国軍の軍備拡充と兵隊の訓練を行うため総額二〇〇〇万円の「参戦借款」を供与まで行った。このことで帝国国防資源の確保は順調に進むかに見えた。しかし、日本は朝鮮と満洲を抑えたことから総力で戦う相手は存在しないにもかかわらず、「日支共同」で総力戦の準備を進めることになってしまった。目的と手段が入れ替わる逆転現象が生まれてしまった。

ところが、第一次世界大戦は大正七（一九一八）年一月一日にドイツは連合国との間で休戦条約を締結した。ことから、大戦中は日本が独占的に中国へ兵器を輸出していた反動として、日本の兵器輸出に批判が集中し大正八（一九一九）年四月八日に北京で日本、イギリス、アメリカ、フランス、イタリアの五カ国で武器輸出禁止協定を結んだ。この協定により泰平組合による中国への兵器輸出は停止した。その後、満州事変で張作霖が設立した東三省兵工廠を撰取し泰平組合の組合員である三井と大倉が出資し奉天造兵所と名称を変更して運営にあたることになるが、この時、奉天造兵所は泰平組合の関連会社となって満洲での製造拠点を確保することになった。そのため日本から中国へ兵器輸出を行う泰平組合の存在意義は失われてしまった。

康徳三（一九三六）年八月一〇日に「株式会社奉天造兵所法」を制定し天造兵所を満洲国に移管する決定した。資本金は総額四六〇万円で三井物産と大倉組が二三〇万円を出資した。一連の移管作業が終了したことから昭和一四（一九三九）年六月二三日に三一年間継続した泰平組合は解散することになった。そして、その業務は新たに三井、三菱、大倉で設立した昭和通商が引き継

ぐことになった。陸軍の満洲政策が確定したことにより泰平組合は解散したのである。

# 参考文献



- 外務省・ (一九五一年一月)・ 日本外交文書 清国事変・ 外務省
- 外務省・ (一九七一年八月)・ 日本外交文書 大正八年 第三冊下卷 外務省・
- 外務省・ (一九七五年二月)・ 日本外交文書 大正十年 第二冊・ 外務省
- 外務省・ (一九六九年一〇月)・ 日本外交文書 大正七年 第三冊・ 外務省
- 外務省・ (一九六九年三月)・ 日本外交文書 大正三年 第三冊・ 外務省
- 外務省・ (一九六九年三月)・ 日本外交文書 大正三年 第三冊下卷 外務省
- 外務省・ (一九六七年一月)・ 日本外交文書 大正五年 第一冊』・ 外務省
- 外務省・ (一九六七年六月)・ 日本外交文書 大正五年 第三冊・ 外務省
- 外務省・ (一九六八年三月)・ 日本外交文書 大正六年 第二冊・ 外務省
- 外務省・ (一九六八年八月)・ 日本外交文書 大正六年第三冊・ 外務省
- 朽木寒三・ (一九七五年三月)・ 馬賊戦記・ 番町出版
- ヴェ・アヴァリン・ (一九八一年七月)・ 列強対満工作史』・ 原書房
- デー・ペー・バヴロフ (一九九四年一〇月) 日露戦争の秘密・ 成文社
- リデル・ハート・ (二〇〇八年四月) 第一次世界大戦・ 中央公論社
- 財団法人満鉄会 (一九八六年一〇月) 満鉄会叢書二 龍溪書舎

参考文献

- 坂本雅子・  
鹿島守之助・  
勝田龍夫・  
上田恭介・  
大江志乃夫・  
鈴木武雄・  
落合莞爾・  
(二〇〇4年六月)  
(一九七一年二月)  
(一九七二年九月)  
(一九三〇年三月)  
(二〇〇一年一〇月)  
(一九七二年九月)  
(一九九七年五月)
- 財閥と帝国主義・  
日本外交史 一〇・  
中国借款と勝田主計・  
支那陶磁雑談・  
世界史としての日露戦争・  
西原借款資料研究・  
陸軍特務士吉蘭周藏の手記・  
ミネルヴァ書房・  
鹿島研究所出版会・  
ダイアモンド社・  
阪屋号書店・  
廣濟堂・  
東京大学出版会・  
ニューリーダー・



# 索引



あ

青木宣純37, 38, 40, 43, 230,  
246  
東乙彦.....106, 107, 111  
阿部秀太郎..... 185  
有地品之允..... 248

い

石井菊次郎80, 100, 102, 130,  
131, 136, 164, 189, 201  
石坂善次郎..... 173  
石田礼助..... 401  
石本新六..... 112  
伊集院五郎..... 106  
伊集院彦吉... 37, 38, 40, 41  
井染禄郎..... 173  
伊藤祐武..... 107  
伊藤博文..... 105  
井上馨..... 105, 123, 196  
今井貞治..... 356  
今井善治..... 356, 363  
今村次吉..... 186

蔭昌 ..... 37

う

ウイリアム・タフト ..... 267  
上田恭介 ..... 121  
植原正直 ..... 173  
上原勇作 ..... 116, 247, 272  
植村東一 ..... 230  
宇垣一成 ..... 384  
宇高忠高 ..... 107  
内田康哉38, 42, 143, 161, 164,  
169, 172, 175, 178, 184,  
230, 231, 296, 304, 310

え

江木千之 ..... 248  
エドワード・グレー ..... 70  
袁世凱 ... 17, 265, 268, 272

お

大隈重信 ... 70, 73, 77, 265  
大倉喜七郎 ..... 387

大倉喜八郎.....	23
大島健一..	84, 150, 159, 253
大山巖...	122, 123, 196, 428
岡市之助.....	68, 232, 251
緒方勝一.....	359
奥保鞏.....	107
大倉喜八郎.....	28
押上森義.....	253
小田切政純.....	152
落合莞爾.....	246
小幡西吉.....	296
小村壽太郎.....	119

## か

加瀬恭一.....	356
片岡直温.....	230
勝田主計.....	264, 273, 428
加藤高明....	54, 56, 68, 105
門野重九郎.....	401
加納豊寿.....	173
カラハン.....	294
川原三郎.....	221
河原茂輔.....	220
神野勝之助.....	157, 281

## き

貴志彌次郎.....	247
キッチンナー	107, 110, 111, 119, 121
木村鋭市.....	185

## く

草間秀雄.....	174, 200
国澤新兵衛.....	145
久原房之助.....	382
窪田駒吉.....	384
グリーン.....	70
呉大五郎.....	150
黒崎延次郎.....	356, 374
黒澤準.....	173, 180

## け

慶親王.....	37
----------	----

## こ

河野広中.....	251
ココツェフ.....	121

コザコフ..... 128, 130  
児玉源太郎..... 109, 112  
後藤新平..... 158, 159, 288  
小日向白朗..... 30  
小松原英太郎..... 248  
五味為吉..... 173  
コルチャック.. 161, 165, 177

### さ

西園寺公望..... 116  
西郷従道..... 105  
斎藤季次郎.... 269, 281, 286  
桜井鉄太郎..... 277  
佐々木静吾..... 178  
佐藤尚武..... 58, 172  
澤來太郎..... 217

### し

重光葵..... 395  
志立鉄次郎..... 277  
幣原喜重郎..... 104, 298  
錫良..... 120  
勝田主計..... 104, 277  
白川義則..... 385

### す

菅原道隆..... 150  
杉山茂丸..... 112  
鈴木よね..... 382  
ス松井慶四郎..... 81  
住友吉左衛門..... 382

### せ

セミヨーノフ 161, 174, 178,  
181, 183, 200

### た

高木益太郎..... 219, 220  
高木陸郎..... 314  
高田慎蔵..... 23, 28, 32  
高津岩次郎..... 186  
高橋源治..... 356  
高橋是清..... 174, 184, 200  
高橋佐太郎..... 356  
高橋広順..... 367  
高柳保太郎..... 172  
武富時敏..... 100  
田中義一..... 114, 286, 310

田中都吉..... 157  
段祺瑞..... 269, 272, 292  
端方..... 17

### ち

筑紫熊七..... 53  
張作霖..... 286  
張之洞..... 17  
張錫鑾..... 294  
張宋昌..... 305  
珍田捨巳..... 103, 268

### つ

津野一輔..... 353

### て

寺内正毅21, 35, 107, 114, 248,  
265  
田健次郎..... 248, 251

### と

ト・モンズイ..... 190, 201  
濤具勒..... 43

トーマス・ウッドロウ ... 267  
袁世凱 ..... 41

### な

長岡外史 ..... 112  
永原正雄 ..... 401  
中山蕃 ..... 173  
奈良武次 ..... 176  
南条金雄 ..... 387  
南次郎 ..... 386  
南部燐次郎 ..... 16, 44

### に

ニコライ二世 . 127, 153, 197  
西川斥次郎 ..... 106  
西村精一 ..... 16  
西村丹治朗 ..... 222

### の

野沢源次郎 ..... 382  
ノビッキ ..... 164

## は

- 橋本虎之助..... 395  
ハミルトン..... 110  
林権助..... 269, 288  
林銑十郎..... 387  
林董..... 37  
速水篤次郎..... 401  
原富太郎..... 382  
坂西利八郎246, 272, 296, 317

## ひ

- 日置益..... 136  
平田東助..... 248  
平田知夫..... 119

## ふ

- 福島安正..... 107, 425  
福田雅太郎..... 295, 299  
藤井茂太..... 247  
藤井光五郎..... 247

## ほ

- ポアンカレ..... 190, 201  
星野直樹..... 367  
堀内文次郎..... 109, 112  
堀越善重朗..... 382  
堀三也..... 400  
本田恆之..... 219

## ま

- 松井慶四郎..... 160, 161  
松方正義 105, 123, 196, 428  
松島肇..... 175, 186  
松本慶四郎..... 70  
松本古一郎..... 356  
丸毛直利..... 137, 159

## み

- ミカエロウイッテ..... 130  
三井右衛門..... 382  
三井八郎次郎..... 23, 28  
三井守之助..... 388  
三土忠造..... 220  
翠川鐵三..... 220

美濃部俊吉..... 187, 277  
ミハイロヴィッチ..... 128  
宮田太郎..... 84

む

村瀬文雄..... 366, 367

も

茂木惣兵衛..... 382  
本野一郎54, 71, 73, 102, 103,  
131, 143, 268, 269  
森猛熊..... 181, 186  
森村市左衛門..... 382

や

矢田部保吉..... 305  
山縣有朋 105, 111, 112, 122,  
123, 128, 196, 428

山田進一..... 359, 367  
山田隆一..... 150  
山梨半造..... 173, 298, 387  
山本条太郎..... 43

ゆ

由比光衛..... 107

よ

横田千之助..... 227  
吉植庄一郎..... 223  
吉菌周藏..... 246  
米井源次郎..... 382

れ

黎元洪..... 265  
レーニン..... 289  
レンネンカンブ..... 55







